

発 刊 登 録 番 号
12-B552783-0000040-10

2019 ANNUAL REPORT

知的財産保護政策執行 年次報告書

(仮訳)



(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2019 ANNUAL REPORT 知的財産保護政策執行年次報告書（2020年12月）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。（http://www.ipkorea.go.kr/information/reference_list.do）

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2019年中央行政機関別知的財産保護政策

特許庁

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	オン・オフラインでの模倣品取り締まり・是正勧告など	産業財産特別司法警察の運営（*2019年拡大）、オンラインでの模倣品流通サイト遮断・閉鎖を要請、自治体によるオフラインでの模倣品取り締まり・是正勧告を支援 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第2節1
	産業財産権の虚偽表示の取り締まり・是正	知的財産権虚偽表示申告センターを運営、インターネットポータルなどと官民合同協議体を構成 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第2節1
	不正競争行為の調査・是正勧告	不正競争行為申告センターを運営 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第2節3
紛争解決	産業財産権紛争調停委員会の運営	産業財産権紛争調停 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第3節2
	公益弁理士相談センターの運営	社会的弱者の産業財産権関連相談など ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第3節3
	営業秘密保護センターの運営	中小企業の営業秘密保護関連法律諮問など ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第3節3
尊重文化 拡散	産業財産権に対する認識向上教育	青少年、大学生、小商人、企業、中小企業のCEO向けの教育 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第4節1
	産業財産権保護に関する広報	全国巡回キャンペーン、失敗例の手記公募展、SNSなどを運営 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第4節1
	営業秘密保護教育・広報	オン・オフラインでの教育、説明会、セミナー ・遂行機関：韓国知識財産保護院、営業秘密保護センター	第4章 第4節3
国内外 協力	[部処]産業財産権侵害の取り締まり協力	警察庁、放送通信審議委員会、自治体などと協力してオン・オフラインでの模倣品保護執行を実施	第4章 第5節1
	[部処]技術事件の処理に協力	産業部、法務部が合同して「産業技術流出根絶対策」を発表（*2019年新規）	第4章 第5節1
	[官民]模倣品流通防止協議会の運営	政府・関連機関及び企業などと協力して模倣品を取り締まる	第4章 第5節1
	[国際]WIPO、APECなど国際会議などに出席	知的財産権の多国間協力で交渉し、動向などを分析	第4章 第5節2
海外 保護活動	海外知識財産センター（IP-DESK）の運営	海外出願費用・法律意見書作成費用、コンサルティングなど支援（*2019年拡大） ・遂行機関：KOTRA	第4章 第6節1
	海外での知的財産権紛争に初動対応	IP-DESKがない地域で発生した知的財産権紛争に対して法律諮問などを支援 ・遂行機関：KOTRA	第4章 第6節1
	K-ブランドの保護基盤構築	中国とベトナムの商標ブローカーによる無断先取りに対する早期警報体系、中国オープンマーケットの出店者向けのオンラインモニタリングなどを支援（*2019年拡大） ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第6節1
	海外での知的財産権紛争防止・対応に関するコンサルティングの支援	関連コンサルティング費用を支援、海外での知的財産権保護バウチャー支援事業などを実施 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第6節1
	海外での知的財産権紛争に対する共同対応の支援	企業共通の海外紛争対応費用を支援 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第6節1
	海外に進出した知的財産権保護に対するコンサルティング	コンテンツ企業向けの海外での知的財産保護戦略などに対するコンサルティング費用を支援 ・遂行機関：韓国知識財産保護院	第4章 第6節1

文化体育観光部

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	オン・オフラインでの違法コピー品の取り締まり・是正勧告など	著作権特別司法警察を運営、科学捜査を支援、在宅モニタリング運営、シルバー監視員の運営などによる取り締まりを実施、オン・オフラインでの違法コピー品などを廃棄 ・遂行機関：韓国著作権保護院	第4章 第2節2
	正規品SWの使用点検	公共機関のSW自体・現場を点検、中小企業を対象に正規品のSW使用を周知 ・遂行機関：韓国著作権保護院	第4章 第2節2
	常時著作権侵害に対応する体系づくり	著作権侵害対応総合状況室を運営 ・遂行機関：韓国著作権保護院	第4章 第2節2
	著作権OK指定制度の運営	オン・オフライン上の合法コンテンツ販売業者を認証 ・遂行機関：韓国著作権保護院	第4章 第2節2
紛争解決	著作権紛争調停部の運営	著作権関連紛争調停 ・遂行機関：韓国著作権委員会	第4章 第3節2
	コンテンツ紛争調停委員会の運営	コンテンツ取引関連紛争調停 ・遂行機関：韓国コンテンツ振興院	第4章 第3節2
	著作権相談センターの運営	著作権紛争防止 ・遂行機関：韓国著作権委員会	第4章 第3節3
	コンテンツ公正共生センターの運営	不正取引被害申告を受理・相談し、法律コンサルティングを支援、公正環境実態を調査、公正取引ガイドラインを制定、標準契約書を普及・拡散 ・遂行機関：韓国コンテンツ振興院	第4章 第3節3
尊重文化 拡散	著作権認識向上に対する教育	青少年・成人などを対象にするオン・オフラインでの著作権教育、職務教育、著作権教育条件付き起訴猶予制教育、SW保護教育* ・遂行機関：韓国著作権委員会、韓国著作権保護院 （*表示をした政策を実施）	第4章 第4節2
	著作権保護に関する広報	オン・オフラインにおける定期キャンペーン*、ウェブウーブンなどの広報コンテンツを製作、サポーターズ、記者団及びSNS、ユーチューブなどを運営 ・遂行機関：韓国著作権委員会、韓国著作権保護院 （*表示をした政策を実施）	第4章 第4節2
国内外 協力	[部処]著作権取り締まり協力体系の構築	検察庁、韓国著作権保護院、放送通信審議委員会などを取り締まる	第4章 第5節1
	[官民]著作権保護協力など	権利者の保護要請に伴う侵害事実通知手続き、権利者実務協議会などを運営、海外での知的財産保護協議体を新設 （*2019年新規）	第4章 第5節1
	[国際]海外著作権保護隊	著作権フォーラム、ワークショップなどを通じた著作権分野の主な懸案に対する共同協力策について議論	第4章 第5節2
海外 保護活動	海外著作権センターの運営	海外著作権侵害に関する法律コンサルティングなどを提供 ・遂行機関：韓国著作権委員会	第4章 第6節2
	海外著作物の合法流通環境の造成	合法流通協力交流会、合法利用契約を支援、著作権証明書を発行、現地での著作権登録などを支援 ・遂行機関：韓国著作権委員会	第4章 第6節2
	海外著作権侵害サイトに対するアクセス遮断などの保護体系の強化	海外の違法コピー掲示物などを削除 ・遂行機関：韓国著作権保護院	第4章 第6節2

警察庁

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	知的財産権法律違反 者の検挙・処理	不正競争防止法など違反者の定期及び特別取り締まり	第4章 第2節 1、2、3

検察庁

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	知的財産権法律違反 者の検挙・処理	知的財産権専門担当検査室を設置、大検察庁と関係部処による合同取り締まり	第4章 第2節 1、2、 3、4

関税庁

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	産業財産権侵害品輸 出入制限	侵害品摘発、通関保留、知的財産権統合情報管理システム (IPIMS) を運用	第4章 第2節1
尊重文化 拡散	ブランド品の本物・ 偽物を見分ける教育	税関取締職員向けの教育を実施 ・遂行機関：(社)貿易関連知的財産権保護協会	第4章 第4節1
国内外 協力	[部処]知的財産権侵 害輸出入物品の合同 取り締まり	イシュー時期に集中摘発	第4章 第5節1
	[官民]侵害品の輸出 入取り締まり協力体 系の構築	(社)貿易関連知的財産権保護協会などとの知的財産権情報 などを共有	第4章 第5節1
	[国際]知的財産権侵 害品の情報共有など	日本などの税関と偽物の情報交換、日中韓の知的財産権実務 者会議などを実施	第4章 第5節2
海外 保護活動	韓国ブランドの保護 支援	海外税関職員向けの韓国ブランド品の模造品を見分ける教育 を実施	第4章 第6節1

公正取引員会

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	技術流用行為に対す る職権調査・制裁	技術流用監視チームによる技術流用行為を集中的に監視・ 制裁	第4章 第2節3

貿易委員会

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	不公正な貿易行為の 調査・制裁	不公正な貿易行為申告センターを指定・運営	第4章 第2節1

環境部

分類	政策	詳細	備考
尊重文化 拡散	遺伝資源法の履行のための教育・広報	遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分（ABS）に対するコンサルティングを行い、案内書を発刊・配布	第4章 第4節4
国内外 協力	[部処] 遺伝資源情報管理センターの運営	部処合同でABS法律支援団を発足し、共同業務提携を締結（*2019年新規）	第4章 第5節1
	[国際] 海外生物遺伝資源確保に協力	海外生物資源を調査する共同研究・人材育成などのための協力体系を構築	第4章 第6節4

農林畜産食品部

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	違法・不良山林種子の取り締まり・処理	違法・不良種子流通を取り締まり、違反行為を摘発 ・遂行機関：山林庁	第4章 第2節4
	品種保護権侵害者の捜査	品種保護権侵害紛争解決のために特別司法警察を活用 ・遂行機関：国立種子院	第4章 第2節4
尊重文化 拡散	品種保護権侵害紛争防止に関する教育・広報	種子業者、農協法人などを対象に品種保護に関する教育及び広報を実施 ・遂行機関：国立種子院	第4章 第4節4
国内外 協力	[国際] 海外出願の利便性向上に協力	UPOV国際電子出願システムを導入、関連機関と協力して効率的な運営体系を強化 ・遂行機関：国立種子院	第4章 第5節2
海外 保護活動	国内育成品種の海外進出支援	海外現地品種の展示圃場及びGSP海外モデル圃場を設置・運営 ・遂行機関：国立種子院	第4章 第6節4

海洋水産部

分類	政策	詳細	備考
国内外 協力	[部処] ゴールデンシードプロジェクト（GSP）推進	農林畜産食品部、農村振興庁、海洋水産部、山林庁などと共同で品種保護戦略種子などを研究開発	第4章 第5節1

外交部

分類	政策	詳細	備考
国内外 協力	[国際] 国際機構及び地域協議体などに参加	WIPO地域事務所の誘致に関わる会議を開催・広報、日中韓3カ国の知的財産権実務者会議などを開催	第4章 第5節2
海外 保護活動	[部処] 韓流便乗企業対応国内外協力	特許庁、検察庁など9部処と韓流便乗企業対応合同TF構成（*2019年拡大）	第4章 第6節1
	海外知的財産侵害防止・対応支援の強化	本部-在外公館間の有機的協力体系を構築、国際紛争解決を支援	第4章 第6節1

中小ベンチャー企業部

分類	政策	詳細	備考
執行・ 取り締まり など	中小企業の技術侵害行為の調査・是正勧告	中小企業の技術侵害行為に対する行政調査及び行政措置、技術侵害諮問団及び技術侵害調査チームを新設（*2019年新規）	第4章 第2節3
紛争解決	中小企業の技術紛争	中小企業の技術関連紛争調停・仲裁	第4章

	調停・仲裁委員会	・遂行機関：中小企業技術保護センター	第3節2
	中小企業の技術紛争の支援	技術保護統合相談・申告センターを運営、技術保護サービス、技術流出防止システム、技術保護支援班及び技術保護法務支援団を運営 ・遂行機関：大・中小企業・農漁業協力財団、韓国産業技術保護協会	第4章 第3節3
尊重文化 拡散	技術保護教育・広報	認識改善及び専門人材育成教育を実施、技術保護ガイドラインを発刊、カンファレンスなどを開催 ・遂行機関：大・中小企業・農漁業協力財団	第4章 第4節3
国内外 協力	[部処]海外進出技術保護の支援に協力	産業通商資源部、特許庁、警察庁など部処横断的な共同技術保護コンサルティングなど ・遂行機関：大・中小企業・農漁業協力財団	第4章 第5節1
	[部処、官民]技術事件の処理に協力	共生調停委員会を発足させ、技術奪取行為に対応 (*2019年新規)	第4章 第5節1

産業通商資源部

分類	政策	詳細	備考
紛争解決	産業技術紛争調停委員会	産業技術流出関連の紛争調停 ・遂行機関：韓国産業技術保護協会	第4章 第3節2

国家情報院

分類	政策	詳細	備考
海外保護活動	産業機密保護センターの運営及び海外技術流出の監視	先端技術の海外流出を防止、戦略物資の違法輸出を防止、知的財産権侵害対応などを支援	第4章 第6節3

発 刊 登 録 番 号
12-B552783-0000040-10

2019 ANNUAL
REPORT
知的財産保護政策執行
年次報告書



大統領所属

国家知識財産委員会

President Council on Intellectual Property

発刊の辞

最近、新型コロナウイルスにより世界は経済的、社会的に前例のない危機に瀕しています。この危機の影響を受け、遠隔教育や非対面活動が急増する一方、人工知能のような新技術と結合して根本的な産業構造の再編につながる新しい時代が到来しています。

このような変化の中、世界知的所有権機関（WIPO）が 131 の加盟国のイノベーション力を測定して発表した「2020 グローバルイノベーション指数」で韓国は初めて上位 10 入りする成果を収めるようになりました。新型コロナウイルス拡大防止のための「K-防疫」体系が成功モデルとして世界に知られ、BTS（防弾少年団）のコンサートなどがオンラインでの公演プラットフォームを通じて送出され、K-POP が好きな国際的なファンダムも形成されました。未曾有の危機状況でも輝いたイノベーションと創作の中心には韓国の研究開発やコンテンツ製作の努力、これを後押しする知的財産の保護があったと思います。

国家知識財産委員会は 2014 年から毎年、知的財産保護政策執行年次報告書を発刊・配布しています。同報告書は韓国政府の知的財産保護に対する意志を国内外に伝えるために、国をあげて知的財産保護政策と執行成果及び海外主要国の動向をまとめて紹介しています。特に、「2019 知的財産保護政策執行年次報告書」は産業通商資源部と保健福祉部の知的財産保護活動も含め、世界知的所有権機関のイシューまで拡大して紹介し、国内外の政策をより幅広く提供しようとなりました。

本報告書が韓国の知的財産の重要性を広め、投資とイノベーション及び創作の好循環のエコシステム構築の基礎になることを期待します。知的財産は目に見えませんが、「韓国版ニューデール」と「雇用創出」における最も重要な原動力になるという事実を広く共有したいと思えます。

年次報告書の発刊のために協力していただいたすべての関係機関に心より感謝申し上げます。

国家知識財産委員会共同委員長 チョン・サンジョ

Contents

PART 01 第1章 序論	1
PART 02 第2章 知的財産の現状	5
第1節 産業財産権	7
1. 国内出願状況	7
2. 国内登録状況	8
3. 国際出願状況	8
第2節 著作権	9
1. 国内登録状況	9
2. ソフトウェア（SW）の寄託状況	10
第3節 営業秘密及び産業技術	11
1. 営業秘密原本証明制度の利用状況	11
2. 技術資料寄託状況	11
3. 国の中核技術の指定状況	12
第4節 植物新品種など	13
1. 植物新品種の出願・登録状況	13
2. 半導体集積回路配置設計設定登録状況	13
3. 地理的表示登録状況	13
4. 遺伝資源の保有状況	15
5. 伝統的知識の登録状況	16
PART 03 第3章 知的財産保護政策	17
第1節 韓国の知的財産政策及び法律体系	18
1. 第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）	18
2. 2019年国家知的財産施行計画	21
3. 知的財産関連法律	22

第2節 知的財産保護に関する各中央行政機関の活動	24
1. 国家知識財産委員会	24
2. 特許庁	25
3. 文化体育観光部	27
4. 検察庁と警察庁	27
1) 検察庁	27
2) 警察庁	27
5. 関税庁	28
6. 食品医薬品安全処	28
7. 公正取引委員会	29
8. 貿易委員会	29
9. 環境部	30
10. 農林畜産食品部	31
11. 海洋水産部	31
12. 保健福祉部	32
13. 外交部	32
14. 中小ベンチャー企業部	33
15. 科学技術情報通信部	33
16. 産業通商資源部	33
第3節 知的財産保護に関する各広域自治体の活動	35
1. ソウル特別市	36
2. 釜山広域市	36
3. 大邱広域市	37
4. 仁川広域市	37
5. 光州広域市	38
6. 大田広域市	38

7. 蔚山広域市	39
8. 京畿道	39
9. 江原道	40
10. 忠清北道	40
11. 忠清南道	41
12. 全羅北道	41
13. 全羅南道	42
14. 慶尚北道	42
15. 慶尚南道	42
16. 済州特別自治道	43
17. 世宗特別自治市	43
PART 04 第4章 知的財産保護政策執行成果	45
第1節 知的財産保護関連法令など制定・改正	46
1. 産業財産権	46
1) 「特許法」改正	46
2) 「特許法施行令・施行規則」及び「実用新案法施行令」改正	47
3) 「デザイン保護法」及び同法施行規則改正	48
4) 「商標法」改正	48
5) 「商標法施行令」改正	49
6) 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」改正	49
7) 「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」制定	49
2. 著作権	50
1) 「著作権法」改正	50
2) 「著作権法施行令」改正	50
3. 営業秘密及び産業技術	51
1) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正	51

2)	「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」改正	51
3)	「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」改正	52
4.	植物新品種など	53
1)	「植物新品種保護法」改正	53
2)	「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」及び同法施行令改正	54
第2節	知的財産関連法律の違反者の取り締まりなど	54
1.	産業財産権	54
1)	産業財産権法律違反事件の受理・処理	54
2)	知的財産権侵害品の輸出入制限	57
3)	模倣品などに対するオン・オフラインでの取り締まり・是正勧告など	58
イ)	産業財産特別司法警察の運営	58
ロ)	オンライン上の模倣品流通サイトの調査及び遮断・閉鎖要請など	61
4)	知的財産権の虚偽表示の取り締まり・是正	61
5)	不公正な貿易行為の調査・制裁	62
2.	著作権	63
1)	「著作権法」違反事件の受理・処理	63
2)	著作権侵害品の輸出入制限	64
3)	オン・オフライン上の違法コピー品に対する取り締まり及びモニタリング	65
イ)	著作権特別司法警察の運営及び科学捜査支援	65
ロ)	オンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング運営	69
ハ)	オフライン上の違法コピー品を監視するシルバー監視員の運営	69
4)	オン・オフライン上の違法コピー品に対する是正勧告・廃棄処分などの措置	70
イ)	オンライン上の違法コピー品に関する情報提供及び是正勧告	70
ロ)	オフライン上の違法コピー品の回収・廃棄	72
5)	正規品SWの使用点検	73
6)	著作権侵害常時対応体系の構築	74

7) 著作権OK指定制度の運営	75
3. 営業秘密及び産業技術	76
1) 「不正競争防止法」違反事件の受理・処理	76
2) 「産業技術流出防止法」違反者の受理・処理	78
3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁	79
4) 不正競争行為の調査・是正勧告	79
5) 中小企業の技術侵害行為に対する行政調査制度の運営	79
4. 植物新品種など	80
1) 「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理	80
2) 違法・不良山林種子の取り締まり・処理	80
3) 品種保護権侵害者に対する捜査	81
第3節 知的財産紛争解決	83
1. 審判及び訴訟	83
1) 産業財産権の審判及び訴訟	83
イ) 審判及び審決取消訴訟	83
ロ) 侵害禁止請求（民事本案）	84
ハ) 侵害禁止請求（民事仮処分）	87
ニ) 損害賠償請求（民事本案）	89
マ) 刑事本案	90
2) 著作権訴訟	90
イ) 侵害禁止請求（民事本案）	90
ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）	91
ハ) 刑事本案	92
3) 営業秘密訴訟	92
イ) 侵害禁止請求（民事本案）	92
ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）	93

ハ) 刑事本案	93
2. 代替的紛争解決	94
1) 産業財産権紛争調停委員会	95
2) 著作権紛争調停部	97
3) コンテンツ紛争調停委員会	98
4) 産業技術紛争調停委員会	101
5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会	102
6) インターネットアドレス紛争調停委員会	104
7) 大韓商事仲裁院	105
8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）	107
3. その他の紛争解決支援活動	107
1) 公益弁理士特許相談センターの運営	107
2) 著作権相談センターの運営	108
3) コンテンツ公正共生センターの運営	109
4) 営業秘密保護センターの運営	109
5) 中小企業技術紛争の支援	110
6) 自治体の知的財産紛争防止・対応支援	112
4. 2019年知的財産分野の主なイシュー別事例	114
1) 産業財産権	114
イ) 実施権者も登録特許の無効審判を請求できる利害関係人に該当すると判示した事例 （大法院2019. 02. 21宣告2017フ(享)2819全員合議体判決）	114
ロ) 属地主義の原則にもかかわらず、特許権侵害を認めることができる例外的場合に関する判例 （大法院2019. 10. 17宣告2019ダ(다)222782判決）	115
ハ) 未完成発明の判断基準について判示した事例（大法院2019. 01. 17宣告2017フ(享)52 3判決）	116
ニ) 旧商標法第7条第1項第12号の不正な目的の判断基準について判示した事例（大法院 2019. 08. 14宣告2017フ(享)752判決）	117
2) 著作権	118

イ) 著作権信託管理業に含まれる「包括的代理」の判断基準について判示した事例（大法院2019. 07. 24宣告2015ド(ト)1885判決）	118
ロ) モバイルゲームの創作性及び実質的類似性の判断基準を提示した事例（大法院2019. 06. 27宣告2017ダ(ダ)212095判決）	119
ハ) 競合他社のIR資料の盗用に関連して著作権侵害の責任を否認した事例（大法院2019. 10. 31宣告2019ド(ト)11970判決）	120
3) 営業秘密	121
イ) キャベツなど農作物の新品種の新種に対する営業秘密の国外侵害を認め、「情報性」と「取得」について判示した事例（水原地方法院2019. 09. 19宣告2018ノ(ホ)5924判決）	121
ロ) 改正された不正競争防止法上の「合理的努力」の程度は企業の規模などに照らし合わせてそのシステムが合理的だと判断できる程度なら十分だという事例（大邱地方法院2019. 07. 23宣告2019ノ(ホ)447判決）	123
ハ) 営業秘密保護期間の起算点及び物の一部が営業秘密侵害に関係した場合、営業秘密の寄与率の算定基準について判示した事例（大法院2019. 09. 10宣告2017ダ(ダ)34981判決）	125
第4節 知的財産尊重文化の拡散	127
1. 産業財産権	127
1) 産業財産権に対する認識向上教育	128
2) 産業財産権保護に関する広報	130
イ) 全国巡回キャンペーン	130
ロ) 知的財産関連失敗例の手記公募展	131
ハ) 公益広告の製作及びSNSなどの運営	131
2. 著作権	132
1) 著作権認識向上に関する教育	133
イ) オフライン著作権教育	133
ロ) オンライン著作権教育	134
ハ) 著作権教の育基盤強化及び職務研修	136
ニ) 著作権教育条件付き起訴猶予制教育	137

2) 著作権保護のための広報	137
イ) オン・オフラインにおける定期キャンペーン	137
ロ) 広報コンテンツ製作	138
3. 営業秘密及び産業技術	139
1) 営業秘密保護教育及び広報	139
2) 中小企業技術保護教育及び広報	140
4. 植物新品種など	141
1) 品種保護権侵害紛争防止に関する教育及び広報	141
2) 「遺伝資源法」履行のための教育及び広報	142
第5節 知的財産保護のための国内外の協力活動	144
1. 国内協力体系	144
1) 国家知的財産ネットワーク (KIPnet) 運営	144
2) 知的財産保護のための中央行政機関協力の多角化	144
イ) 産業財産権・著作権など取り締まり協力	145
ロ) 国際標準対応体系構築のための協力	146
ハ) 営業秘密保護及び技術奪取事件処理への協力	147
(1) 中小企業の営業秘密保護強化のための協力	147
(2) 技術奪取の被害立証負担軽減及び侵害行為処罰強化のための協力	147
(3) 関係部処の協力による中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備	148
ニ) 植物新品種など保護のための協力	150
(1) ゴールデンシードプロジェクト推進	150
(2) 品種保護制度運営機関間の協力	151
(3) 国家生物種目録の構築及び実務委員会の運営	151
(4) 部処合同ABS法律支援団の発足	152
3) 知的財産保護のための官民協力拡大	152
2. 国際協力体系	154

1) 産業財産権	154
イ) グローバルIP対応力強化のための国際協力強化	154
ロ) IP国際機構の誘致及びグローバルIPイニシアチブの主導	154
ハ) 開発途上国へのIP行政サービス支援拡大	155
ニ) 知的財産権水際対策拡大のための国際協力強化	155
マ) 韓流に便乗する企業に対応するための国内外協力	156
2) 著作権	156
イ) 二国間協力	156
ロ) 多国間協力	157
3) 植物新品種など	158
第6節 海外における知的財産保護活動	161
1. 産業財産権	161
1) 海外知識財産センター（IP-DESK）の運営	161
2) 海外知的財産権紛争に関わる初動対応支援	163
3) K-ブランド保護基盤の構築	164
イ) 海外商標ブローカーへの対応支援	164
ロ) 海外オープンマーケット対象のオンライン模倣品モニタリング及び代理申告	166
4) 海外における知的財産権の紛争防止・対応コンサルティング	167
イ) 海外における知的財産権の紛争防止コンサルティングの支援事業	167
ロ) 海外知的財産権保護バウチャー	169
5) 海外知的財産権紛争に対する共同対応の支援	169
6) 海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング	171
7) 在外公館の現地における知的財産侵害防止・対応支援の強化	172
2. 著作権	173
1) 著作権海外事務所の運営及び海外著作権情報提供の拡大	173
2) 海外著作物の合法利用活性化環境の造成	174

3) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断など保護体系の強化	176
4) 中国内の韓国コンテンツ権利認証を通じた利用契約の活性化	178
3. 営業秘密及び産業技術	179
4. 植物新品種など	180
PART 05 第5章 海外主要国の知的財産保護政策	181
第1節 米国	182
1. 米国の知的財産保護体系	182
2. 米国の知的財産保護戦略	183
1) 中国との貿易戦争解決のための交渉締結	184
2) 特許対象の適格性判断に関するガイドライン修正（案）発表	185
3) 模倣品及び違法コピー品の違法流通防止に関する覚書発表	186
4) 外国人による商標出願及び登録などに対する新たな商標規則の発表	186
5) 日本とデジタル貿易協定締結	187
第2節 日本	188
1. 日本の知的財産保護体系	188
2. 日本の知的財産保護戦略	189
1) 2019年クールジャパン（Cool Japan）戦略の決定	190
2) 特許、デザイン及び商標審査基準の改正	190
3) 日-ASEAN知的財産共同声明の発表	191
4) AI、ソフトウェア、ブロックチェーンなどに関連する各種報告書及び審査事例の発表	191
5) AIなどに対応した知的財産権紛争処理システム整備などについての議論	193
第3節 中国	194
1. 中国の知的財産保護体系	194
2. 中国の知的財産保護戦略	195
1) 最高人民法院所における知的財産権法廷運営の開始	196

2) 2022年北京冬季オリンピック標識保護の実施	196
3) 知的財産権に関する法改正及び審査指針の発表	196
4) 2019年全国における知的財産権保護執行の専門行動開始などIP保護の強化	197
5) 欧州連合、中東、BRICSなど主要経済共同体とのIP協力の強化	198
第4節 欧州連合 (EU)	199
1. 欧州連合の知的財産保護体系	199
2. 欧州連合の知的財産保護戦略	200
1) 欧州連合の特許とブレグジット (Brexit) に関する報告書発刊	201
2) 植物の特許対象適格性に関する判断及び非法的決議案の採択	201
3) 知的財産とスポーツを連携した保護活動の推進	202
4) スウェーデン、ドイツの改正商標法の施行	202
5) 2019知的財産犯罪脅威の評価を初めて発表	202
6) 特許法院などで一貫して否定した職務発明補償金の請求権を認めた英国最高裁判所 (UKSC) の判決	203
7) AIとマシンラーニングの特許性に関する審査ガイドライン施行	203
8) 中国との「地理的表示協定 (the agreement on geographical indications)」承認	204
第5節 世界知的所有権機関 (WIPO)	205
1. WIPOの知的財産政策推進体系	205
1) WIPOの概要	205
2) WIPOの知的財産政策推進体系	205
3) WIPO仲裁調停センター	206
2. WIPOの知的財産保護戦略	206
1) 「原産地と地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ法」発効	206
2) 国際知的財産に関する問題についての議論及び第6代事務局長の選出	206
3) AIの技術分析、問題報告書の発表及び意見募集	207

PART 06 第6章 今後の見通し及び政策対応の方向……………209

第1節 非対面・デジタル時代に対応したIP保護体系の整備……………	210
1. 非対面環境における著作権保護及び活用の強化……………	210
1) 非対面のオンライン授業と著作権保護……………	210
2) 非対面の公演と著作権保護……………	210
2. デジタルビッグデータの保護強化……………	211
第2節 第四次産業革命の中核技術の牽引のためのIP制度の整備……………	212
1. AIによる創作物に対する保護システムの構築……………	212
2. ICT分野などにおける国際標準先取りのための標準特許の支援強化……………	212
3. 審査請求期間の短縮による特許審査専門力の向上……………	213
4. AR・VR産業発展に向けたコンテンツ活性化の推進……………	213
第3節 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正な経済基盤の整備……………	214
1. スタートアップの成長促進のための特許戦略-投資連携の支援強化……………	214
2. スマート製造革新などのための中小企業の技術保護政策の強化……………	214
3. 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備……………	215
第4節 産業環境の変化に伴う著作権保護エコシステムの強化……………	216
1. コンテンツ産業のパラダイムシフトに対応したコンテンツ輸出市場の拡大……………	216
2. 公共著作物の保護及び公正な利用に関する法制度の改善……………	216
3. 業務上著作物の権利帰属の強化……………	217
4. 技術と産業環境の変化を受け入れるための「著作権法」改正の推進……………	217
第5節 IP保護・執行の強化……………	218
1. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の強化……………	218
2. 不正競争行為の拡大及び処罰・行政措置の強化……………	218
3. サイバー犯罪に対応するための国際協力の強化……………	219
第6節 バイオ産業分野におけるIP保護制度の整備……………	221
1. 感染症時代における医療行為に関する発明の特許制度の改善……………	221

2. 医薬品の公共アクセスと特許権保護のバランスのための制度整備	221
3. 海外生物資源の確保などのための国際協力の強化	222

PART 01

序論

世界的に知識基盤の経済化が加速し、貿易協定などによる市場開放の活性化及びデジタル・ネットワークに基づく超連結・超知能時代が到来する中、知的財産は付加価値創出の源泉であり、国家競争力を左右する中核要素としてその重要性が増している。第四次産業革命時代の到来を知らせた2016年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議、WEF¹）でも知的財産を強く保護する国でイノベーションが起これ、富が創出されると言及された。

これに対し、世界各国は第四次産業革命時代におけるグローバルな競争で競争優位を構築し、自国の技術保護及びイノベーションを促進するために知的財産保護を強化する方向の政策などを積極的に展開している。特に、知的財産が新型コロナウイルスの世界拡大によるグローバルな景気低迷を打開することができる有効な手段として認識され、すべての産業で知的財産保護を強化していかなければならないと五庁（IP5、韓国、米国、日本、中国、欧州）が意見を共にしている。

米国は米国のイノベーション競争力向上に向けた今後5ヵ年知的財産未来戦略を盛り込んだ「2018～2022戦略計画（Strategic Plan）」を2019年に初めて施行した。日本は2019年6月に「知的財産推進計画2019」を策定し、AI・ブロックチェーンに関連する審査事例を発表するなど、国内外の環境変化に迅速に対処している。中国もほぼ同じ時期に「2019年国家知的財産権戦略の深化実施及び知的財産権強国建設の加速化推進計画」を公表し、悪意のある商標権侵害行為に対して最大5倍まで賠償額を定められるようにするなど、知的財産保護強化のためのさまざまな立法案を提案している。欧州連合は2019年6月に「戦略計画2023」を発表して世界最高品質の特許を創出し、欧州連合域内での知的財産関連の犯罪とその原因について分析して模倣品などへの対応策を講じることで、偽造・違法コピーを根絶するための努力を強化している。

このような国際情勢の中で、韓国も「第四次産業革命を先導するIP競争力の確保」を目標に第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）を策定した。新技術の導入、コンテンツのデジタル化、名古屋議定書の発効などのグローバル環境の変化を反映した本計画を施行することで、IP制度の先進化、7兆7,251億ウォンの生産、3兆6,017億ウォンの付加価値創出、79,076人の雇用創出、63,389人への就職支援などの経済的な波及効果が予想される²。

2019年には第2次国家知的財産基本計画で設定した目標に基づき、「イノベーションを生む成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステム造成」のための6大重点方向を設定し、各細部課題を推進した。重点方向は①IPを基盤とする良い雇用創出に寄与、②第四次産業革命への対応及び新産業創出のための強いIP確保、③起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP強化及び公正な秩序の確立、④デジタル環境に対応する著作権エコシステム基盤造成、⑤グローバルなIP強化、⑥IP尊重文化の拡散である。

これを受け、中央行政機関と広域自治体は2019年一年間、知的財産保護のための多様な政策を推進した。

まず、産業財産権の分野では特許権の故意侵害行為に対する損害額を最大3倍まで増額することができるようにするなど、知的財産権侵害に対する損害賠償を強化し、新技術・新産業の創出

¹ World Economic Forum

² 国家知識財産委員会、「第四次産業革命時代に応じた韓国の知的財産戦略-第2次知的財産基本計画の経済的波及効果の分析を中心に-」（2017.04）

のため土台となる強いIPを確保するためにヘルスケア・ブロックチェーンなど、将来の有望技術に対するIP戦略策定を支援した。また、海外知識財産センターの機能や専門性を高め、海外現地での対応体系を強化した。他にもグローバルな知的財産 이슈を先導するために、WTO、WIPO、APECなどとの知的財産に関わる国際協力を拡大した。

著作権分野でも著作権特別司法警察が「著作権法」違反者を取り締まり、放送通信審議委員会と協業してアクセス遮断方式の変更及び時間短縮などを行い、違法コピー品など著作権侵害に対してより迅速に対応できるようにした。他にも著作権侵害対応総合状況室を持続的に運営し、海外での韓国企業の著作権保護を強化するために海外著作権センターを中心に海外進出から侵害対応に至るまで海外著作権の合同流通につながるワンストップサービスを支援している。

営業秘密保護及び産業技術流出防止では合理的な努力がなくても秘密として維持されたならば営業秘密として認められるように営業秘密の認定要件を緩和し、営業秘密侵害行為の類型を拡大すると同時に、罰則を強化するという内容の関連法を改正して企業の営業秘密保護をより強化した。また、技術侵害事件の迅速な調停・仲裁のために「共生調停委員会」を新設し、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、大検察庁など関係部処だけでなく、大・中小企業・農漁業協力財団など民間が共に協力して技術侵害事件について議論できるようにした。他にも特許庁所管の特別司法警察の捜査範囲を特許、営業秘密、デザイン侵害、不正競争行為のうち商品の形態模倣まで拡大し、技術奪取犯罪を迅速かつ正確に解決できるようになった。

植物新品種などの分野では名古屋議定書など生物・遺伝資源に関連する新しい国際規範に対応するために、2018年に遺伝資源情報管理センターを新設・運営し、新品種の開発活性化及び保護を目的に品種保護権侵害行為を取り締まる特別司法警察を拡大した。

特許庁、文化体育観光部、関税庁、検察庁などは知的財産侵害行為を取り締まり、知的財産の保護・執行に取り組んでいる。2019年に警察庁は、前年比約3.41%増の182件の「特許法」違反事件を処理し、366人を検挙し、そのうち54人を起訴した。また、7,489件の著作権侵害事件を処理し、9,847人を検挙した。

検察庁は17,886件の知的財産法律違反事件を受理し、17,736件を処理した。関税庁は6,609億ウォンに達する273件の知的財産権侵害品を摘発し、303件の商標権関連の侵害品に対して通関保留措置を取った。特許庁は特別司法警察の模倣品取り締まり活動を行い、前年比約1,155.7%増の6,269,797点の模倣品を押収した。文化体育観光部の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送検件数も前年比約13.6%増の762件となった。

2019年知的財産保護政策執行年次報告書は韓国政府が2019年一年間、知的財産保護のために推進した多様な政策とその執行成果について紹介する。この報告書は韓国政府の知的財産保護政策執行に対する意志や努力、成果を集大成したもので、韓国の知的財産保護執行水準を国内外に伝えるために作成した。

本報告書の第2章では知的財産権の権利別出願・登録状況について調べ、第3章では韓国知的財産政策の推進体系と2019年に新規推進・拡大推進した保護政策について紹介した。

第4章では韓国政府の2019年の知的財産保護政策執行成果を知的財産保護関連法令などの制定・改正、知的財産関連法律違反者の取り締まり、審判・訴訟・代替的紛争解決、尊重文化の拡散、

国内外の協力活動、海外活動に分類し、権利別に記述した。各活動には国家知識財産委員会を中心に関係中央行政機関の政策や成果だけでなく、広域自治体の政策や成果についても言及する。また、関係中央行政機関及び広域自治体間の知的財産保護関連事業の重複防止など、効率的な政策改善案の導出にも寄与しようとした。

第5章では米国、日本、中国、欧州連合など、海外主要国の知的財産保護政策の動向を調べ、国際的な知的財産について展望し、今後の韓国の知的財産保護政策を設計するうえで必要な基礎資料を作成する。上記内容を総合的に考慮し、第6章では今後韓国政府が推進する主な知的財産政策の方向について紹介した。

PART 02

知的財産の現状

第1節 産業財産権

第2節 著作権

第3節 営業秘密及び産業技術

第4節 植物新品種など

知的財産とは、人間の創造的活動、又は経験などによって創出されたり発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形的なものとして財産的価値を実現することができるものをいう³。

知的財産権とは、法令又は条約などに基づいて認められるか、保護される知的財産に関わる権利をいう⁴。韓国では自然法則を利用した技術的思想の創作である発明と考案は、それぞれ特許権と実用新案権で、物品の外形はデザイン権で、商品やサービスの識別標識は商標権で保護される。文学・学術、又は芸術の範囲に属する創作物は著作権で保護される。

しかし、経済・社会、又は文化が変化し、科学技術が発展するにつれ、伝統的な知的財産権の範疇には含まれないが保護する必要がある新しい種類の知的財産が登場している。韓国政府はこれを新知的財産と定義⁵し、積極的な保護政策を推進している。

新知的財産を保護する法制度は各国の政策や状況により異なる。既に新知的財産に分類された微生物発明など生命工学の成果の一部は「特許法」など従来の知的財産権法体系で保護しており、植物新品種に対しては「植物新品種保護法」で、遺伝資源などに対しては「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」などの特別法を新設して保護している。一方、テレビ番組のフォーマット⁶については、まだ知的財産権法上の保護体系が確立しておらず、保護について議論している新知的財産に分類される。

このように、知的財産は産業財産権、著作権、営業秘密と産業技術、植物新品種などを包摂している。下記では知的財産の類型別に保護体系が異なることを考慮し、産業財産権については出願・登録状況、著作権については登録状況、営業秘密と産業技術については関連保護制度の利用状況を中心に検討する。植物新品種などについてはその登録状況を中心に調べる。

³ 「知識財産基本法」第3条第1号

⁴ 「知識財産基本法」第3条第3号

⁵ 「知識財産基本法」第3条第2号

⁶ 特定テレビ番組でエピソードごとに変わずに守られる、番組の重要な構成案を意味する。テレビ番組のフォーマットは単なるアイデアを越える程度の具体化された特徴を有しているが、著作権に基づいて保護される程度で表現された創作物であるかどうかは明らかになっていないため、法的保護は受けていない。ただし、実務的にはフォーマット権の利用許諾契約が頻繁に行われている。これは境界創作物にも分類される。番組のフォーマット以外にゲーム方法、金融技法、講義法、ビジネスモデル（技術提案書）、プログラムのAPI、人工知能（AI）による創作物などがこれに含まれる（国家知識財産委員会、「境界創作物の保護のための状況分析」、2017. 10）

第1節 産業財産権

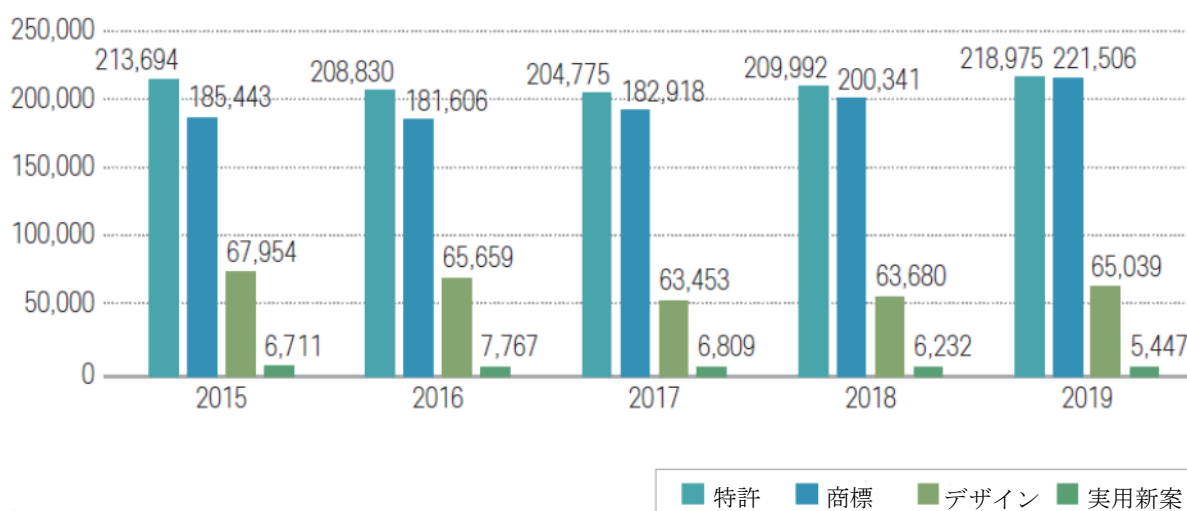
特許権をはじめ実用新案権、デザイン権、商標権などの産業財産権は出願及び審査などの手続き後、登録することで発生する権利である。特許などの出願及び審査、登録手続きとそれにより取得した特許権などの効力は原則として国別に異なる。その結果、発明者が複数の国で特許権などを取得するためには各国で出願しなければならない。

しかし、外国への出願には相当な時間が必要とされ、出願時点の判断などに不利益を受ける恐れがある。そこで一度の出願で関連条約の加盟国で同時に出願する効果が得られるよう、特許ではPCT（特許協力条約⁷）国際出願、デザインではハーグ協定、商標ではマドリッド協定が利用されている。以下、各産業財産権の国内外での出願・登録状況について調べる。

1. 国内出願状況

2019年の産業財産権の出願件数は計510,967件と、前年比約6.4%増加していることが分かった。このうち特許、デザイン、商標はそれぞれ前年比約4.28%、2.13%、10.56%増加している一方、実用新案は約12.6%減少している。

[図2-1-1]直近5年間の産業財産権の出願件数⁸



* 出処：特許庁、「知的財産統計月報」（2019.12）

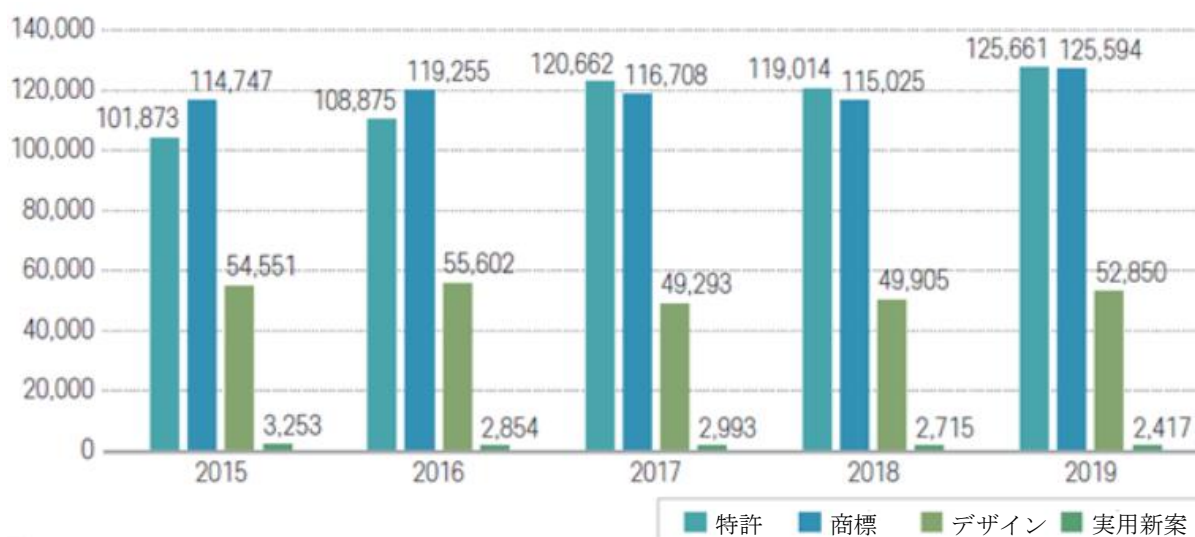
⁷ Patent Cooperation Treaty

⁸ 特許と実用新案はPCT出願（指定国官庁）を含む、デザインは国際デザイン出願（指定国官庁）を含む、商標はマドリッド出願（指定国官庁）を含んだ件数である。

2. 国内登録状況

2019年の産業財産権の登録件数は計306,522件と、前年比約6.93%増加している。特許、デザイン、商標はそれぞれ前年比約5.59%、5.90%、9.19%増加している一方、実用新案は前年比約10.98%減少している。

[図2-1-2] 韓国の直近5年間の産業財産権の登録件数



* 出処：特許庁、「知的財産統計月報」（2019.12）

3. 国際出願状況

2019年の特許協力条約（PCT⁹）国際特許出願及びマドリッド国際商標出願件数は毎年増加傾向にあり、それぞれ前年比約11.15%、7.34%増加している。また、ハーグ国際デザイン出願件数は前年比約53.45%増加している。

[表 2-1-1] 直近5年間の産業財産権の国際出願件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
PCT国際特許出願	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885
ハーグ国際デザイン出願	108	104	133	116	178
マドリッド国際商標出願	990	942	1,053	1,322	1,419

* 出処：特許庁、「知的財産統計月報」（2019.12）

⁹ Patent Cooperation Treaty

第2節 著作権

著作権は著作物を創作した時から発生し、登録手続きなどを必要としない。このように著作権登録は著作権の発生又は取得要件ではない。ただし、著作権登録制度は権利推定及び取引安全を図るためのもので、登録著作物の著作者又は著作財産権者、創作年月日又は最初に公表した年月日の法律上の推定力と著作財産権の譲渡・処分制限など権利変動において第三者に対抗できる対抗要件としての意味を持つ。

1. 国内登録状況

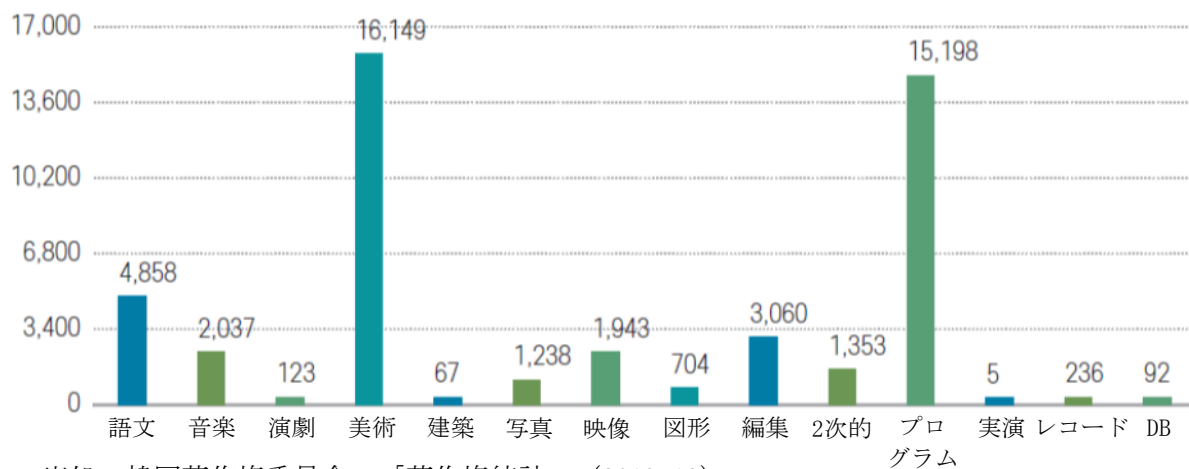
著作権登録件数は2015年に比べて約25.52%増加しており、直近5年間で年平均約5.88%ずつ増加する傾向にある。美術及びコンピュータプログラムに対する著作物登録件数は31,347件と、2019年の著作権登録件数47,063件の約66.61%で最多を占めることが分かった。

[表 2-2-1]直近5年間の著作権登録件数

区分		2015	2016	2017	2018	2019
著作物	語文	4,192	4,616	4,155	4,481	4,858
	音楽	1,310	1,820	2,085	2,229	2,037
	演劇	127	48	126	55	123
	美術	10,519	11,344	11,325	13,403	16,149
	建築	52	91	74	66	67
	写真	335	508	1,114	1,123	1,238
	映像	1,859	1,089	1,159	2,098	1,943
	図形	472	450	484	466	704
	編集	2,703	3,045	3,566	2,985	3,060
	2次的	714	799	492	623	1,353
	コンピュータプログラム	14,477	14,502	15,180	16,210	15,198
著作隣接物	実演	7	7	6	33	5
	レコード	552	954	700	1,077	236
データベース		176	127	157	70	92
計		37,495	39,400	40,623	44,919	47,063

* 出処：韓国著作権委員会、「著作権統計」（2019.12）

[図2-2-1]2019年の著作権登録件数



* 出処：韓国著作権委員会、「著作権統計」（2019.12）

2. ソフトウェア（SW）の寄託状況

SWの著作財産権者とプログラムの利用許可を受けた者はSWのソースコード及び技術情報などを韓国著作権委員会に寄託することができる¹⁰。これにより、利用契約の当事者は安定的・継続的に該当SWを使うことができる。最新版の寄託を含んだSWの寄託件数は直近5年間で持続的に増加しており、2019年には前年比約3.09%増加している。

[表 2-2-2]直近5年間のSWの寄託件数

区分		2015	2016	2017	2018	2019
寄託契約	新規	192	185	164	173	190
	更新	273	324	376	396	417
	使用権者登録	35	23	21	34	10
	小計	500	532	561	603	617
最新版の寄託*		21	27	25	12	17
合計		521	559	586	615	634

* 従来の寄託ソフトウェアに対する最新版（ソースコードなど）の現行化件数

¹⁰ 「著作権法」第101条の7。SW寄託制度とは、SW利用許可契約などを締結するに当たってSWのソースコードを信頼できる第三者に任せ、開発者の破産・廃業、ソースコード滅失によって開発者の維持・保守ができない場合などに利用契約を締結した人が 第三者からソースコードの提供を受けられるようにする制度を意味する。

第3節 営業秘密及び産業技術

営業秘密又は産業技術の不正取引を防止し、技術流出をめぐる紛争発生時の立証の困難などを遮断するために原本証明制度、寄託、又は指定制度などが運用されているため、その利用状況について言及する。

1. 営業秘密原本証明制度の利用状況

2010年から運営されている営業秘密原本証明制度は原本ファイルから抽出した電子指紋を活用して技術流出をめぐる紛争の発生時に該当技術の保有時期・保有者など、保有の立証を証明することで営業秘密保有者の立証の責任を緩和し、原本流出の危険を根本的に遮断するための制度である。

2010年から2012年まで3年間の営業秘密原本証明制度の利用実績は16,070件と利用件数は少なかったが、持続的に増加して2019年まで累積14万件以上が活用された。

[表 2-3-1] 営業秘密原本証明制度の利用状況（2019年までの累積統計）

区分	計	個人	中小企業	大企業
登録件数（件）	148,976	6,197	35,993	106,786
割合（%）	100	4.16	24.16	71.68

* 出処：特許庁営業秘密保護センター

2. 技術資料寄託状況

技術資料寄託制度¹¹の目的は中小企業の中核技術及び営業秘密を寄託機関に保管することで中核技術を保護し、不正取引を防止することである。取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件で互いに合意して中核技術資料を第三の機関である大・中小企業・農漁業協力財団に保管しておき、中小企業の破産・廃業時に該当寄託物を利用して関連技術を活用できるようにする制度で、2008年から運営されている。2012年に初めて技術資料寄託を義務付け、2019年2月には中小企業による技術寄託制度の活用を促進するために、従来、大・中小企業・農漁業協力財団のみで運営してきた技術寄託を技術保証基金にも導入した。また、2019年9月にはスマート工場事業の成果にも寄託制度を義務付け、2019年11月には標準下請け契約書の対象業種46業種のうち17業種を追加して計33業種に寄託制度を反映した。2019年の技術資料寄託件数は10,415件である。

[表 2-3-2] 直近5年間の技術資料の寄託件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
計	8,562	9,467	9,216	9,522	10,415

* 出処：中小ベンチャー企業部技術資料寄託センター

¹¹ 「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」第24条の2（技術資料寄託制度）

3. 国の中核技術の指定状況

国の中核技術とは、国内外市場での技術的・経済的価値、又は関連産業の潜在成長力が大きい
ため、海外に流出した場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れが
ある技術を意味し、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条に基づいて指定され
た産業技術を指す。

国の中核技術は関連製品の国内外市場でのシェア、該当分野の研究の動向及び技術拡散との調
和などを総合的に考慮して毎年選定される。2019年には半導体分野で8件、ディスプレイ分野で
2件、電気電子の分野で3件、自動車・鉄道の分野で9件、鉄鋼分野で9件、造船分野で7件、原子
力分野で5件、情報通信分野で9件、宇宙分野で4件、生命工学の分野で3件、機械分野で7件、ロ
ボット分野で3件と、12分野で69件の細部技術が国の中核技術として指定された。国の中核技術
を保有・管理する対象機関は保護区域の設定・出入り許可、又は出入り時の携帯品検査など、
国の中核技術流出防止の基盤構築に必要な措置を履行しなければならない¹²。

[表 2-3-3]各分野で国の中核技術に指定された細部技術の件数

計	半導体	ディス プレイ	電気 電子	自動車 鉄道	鉄鋼	造船	原子力	情報 通信	宇宙	生命 工学	機械	ロボット
69	8	2	3	9	9	7	5	9	4	3	7	3

* 出処：産業通商資源部告示第2019-111号（2019.07）

¹² 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第10条及び同法施行令第14条

第4節 植物新品種など

経済・社会、又は文化の変化や科学技術の発展に伴って新しい分野で登場した知的財産といい、既に新知的財産に分類されたが、「植物新品種保護法」、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」など特別法を新設して保護する植物新品種、半導体集積回路、地理的表示、遺伝資源などの出願・登録、又はその保有状況について調べる。

1. 植物新品種の出願・登録状況

植物新品種とは、植物の新しい品種を意味し、優秀品種の育成及び優良種子の普及を促進するとともに、農業の生産性を増大させるために法的保護を受けるものを意味する。「植物新品種保護法」上の要件¹³を満たす品種の育成者に商業的独占権である品種保護権を付与する品種保護制度を設けて植物新品種を保護している。

2012年1月からすべての植物が品種保護出願の対象となった。作物の用途に応じて農業用は農林畜産食品部傘下の国立種子院が、山林用は山林庁傘下の国立山林品種管理センターが、海藻類は国立水産科学院の水産植物品種管理センターが出願・登録管理を行っている。

2019年には695件が出願され、522件の品種が登録された。1998年に植物新品種制度が導入されて以来、2019年12月31日時点で11,420件が出願され、8,166件が登録された。

[表 2-4-1]直近5年間の作物別新品種の出願及び登録件数

区分		2015	2016	2017	2018	2019	
国立種子院	花卉類	出願	390	311	277	349	242
		登録	286	310	250	265	210
	野菜類	出願	195	203	216	202	230
		登録	145	127	143	143	169
	食料作物	出願	80	61	85	62	53
		登録	66	56	66	70	53
	果樹類	出願	38	51	79	64	84
		登録	52	29	25	41	30
	特用作物	出願	25	16	21	20	20
		登録	41	16	18	14	15
	キノコ類	出願	17	11	13	10	10
		登録	23	14	6	9	11
	飼料作物	出願	11	5	2	7	5
		登録	6	4	-	7	1
	小計	出願	756	658	693	714	644
		登録	619	556	508	549	489
国立山林品種管理センター	出願	39	41	48	47	48	
	登録	29	31	30	23	29	
水産植物品種管理センター	出願	6	5	4	5	3	
	登録	4	1	3	2	4	
計	出願	801	704	745	766	695	
	登録	652	588	541	574	522	

* 出処：農林畜産食品部

¹³ 「植物新品種保護法」第16条

2. 半導体集積回路配置設計設定登録状況

「半導体集積回路」とは、半導体、又は絶縁材料の表面や半導体材料の内部に一つ以上の能動素子を含んだ回路素子とそれをつなげる導線が分離できない状態で同時に形成され、電子回路の機能を有するように製造された中間及び最終段階の製品を意味¹⁴し、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて保護される。

半導体配置設計権の保護対象は半導体集積回路の空間的配置設計、すなわち設計図面であり、その保護要件として創作性のみ要求されるという点で著作権と類似するが、特許庁に登録しなければならないという点では特許権と類似する。

半導体集積回路の配置設計の設定登録件数は2013年以降毎年減少しており、2019年の設定登録件数は急増の46件であった。

[表 2-4-2]直近5年間の半導体集積回路の配置設計の設定登録件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
設定登録	61	55	27	12	46

* 出処：特許庁、「2019知的財産統計年報」（2020）

3. 地理的表示登録状況

広い意味での地理的表示¹⁵は一般的に出处表示¹⁶と原産地名称¹⁷を含む上位概念である。韓国は「農水産物品質管理法」に基づく地理的表示制度と、「商標法」上の団体標章¹⁸、又は証明標章¹⁹制度で保護する。未登録地理的表示だとしても誤認・混同の可能性が存在する場合は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づいて保護されることができる。

「農水産物品質管理法」に基づいた地理的表示は2002年宝城緑茶が第1号として登録された。2019年には扶安桑の実（第107号）と谷城里芋（第108号）の2件が新規登録され、2019年まで185件が登録された。「商標法」に基づいた地理的表示の団体標章と地理的表示の証明標章の登録件数は2019年それぞれ7件、1件となった。

¹⁴ 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第1号

¹⁵ geographical indication

¹⁶ indication of source

¹⁷ appellation of origin

¹⁸ 地理的表示の団体標章とは、該当商品を生産する者が法人を設立し、生産者が規定した使用条件を満たす団体員のみ原則として地域特産品の名称を使う制度を意味する。

¹⁹ 地理的表示の団体標章のみ存在していた時は、団体の構成が難しく、ごく一部であるが品質管理を怠るといった問題を克服するために、韓国特許庁は米韓FTA締結を契機に2012年に地理的表示の証明標章制度を導入した。同制度では自治体が権利者になることができるため生産者が法人を構成する必要がなく、自治体が品質基準を規定し、直接、又は委託機関を通じて地域特産品を管理するため徹底的に品質管理が行われるという長所がある。

[表 2-4-3]直近5年間の地理的表示制度、地理的表示の団体標章及び地理的表示の証明標章の登録件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
地理的表示制度	169	175	179	184	185
地理的表示の団体標章	-	32	15	14	7
地理的表示の証明標章	-	15	3	4	1

* 出処：農林畜産食品部・韓国特許庁、「2019知的財産統計年報」（2020）

4. 遺伝資源の保有状況

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を含める植物、動物、微生物、又はその他遺伝的起源となる遺伝物質のうち、実質的又は潜在的価値を持つ物質を意味する²⁰。韓国は「生物多様性の保全及び利用に関する法律」に基づいて国家生物多様性情報共有体系を構築し、中央行政機関別に遺伝資源を登録して管理する。

2020年4月時点、国家生物多様性情報共有体系（CBD-CHM KOREA）の生物資源統計によれば、環境部は208,659件の遺伝資源を、農林畜産食品部は391,393件の遺伝資源を保有している。

[表 2-4-4]国家生物多様性情報共有体系による各部処と機関の遺伝資源の保有件数

部処	機関	遺伝資源
環境部 (国立生物資源課)	国立生物資源館	161,127
	生物多様性管理機関	46,532
	国立洛東江生物資源館	13,303
	環境部の小計	208,659
農林畜産食品部	農林畜産食品部	391,393
計		600,052

* 出処：CBD CHM KOREA (2020.04)

2019年に農林畜産食品部は農林水産分野における生命資源の総合的情報管理のために、生命資源情報サービス（BRIS）を構築した。同サービスによれば、2020年時点で農林畜産食品部及び環境部が保有する遺伝資源は2,932種、132,898件である。

[表 2-4-5]生命資源情報サービスにおける各部処と機関の遺伝資源の状況

最上位機関	機関		遺伝資源
	上位機関	提供機関	
農林畜産食品部	山林庁	国立山林品種管理センター	69種 126,995件
		農林畜産検疫本部	10種 134件
環境部		国立生物資源館	2,853種 5,769件
計			2,932種132,898件

* 出処：生命資源情報サービス（BRIS）、www.bris.go.kr（2020.07）

²⁰ 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第4号

5. 伝統的知識の登録状況

伝統的知識とは、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適合した伝統的生活様式を維持してきた個人、又は地域社会の知識、技術及び慣行などを意味する²¹。韓国は伝統的知識と伝統文化が反映された有形無形の表現物を保護する。特許庁はこれをデータベースで登録・管理しており、これに対する検索サービスも提供する。

韓国伝統的知識ポータルに登録された伝統的知識の件数は2020年6月時点、論文39,754件、農業・生活技術7,764件、伝統処方20,121件、遺伝資源6,453件など計115,070件に達する。

[表 2-4-6]2020年6月時点、伝統的知識の登録件数

区分	登録件数	区分	登録件数
論文	39,754	農業・生活技術	7,764
天然薬剤	5,500	伝統工芸	4,509
伝統処方	20,121	伝統模様	1,008
漢方病症	12,500	村の森	1冊
伝統食品	14,225	遺伝資源	6,453
郷土料理	3,236	無形文化財	53冊
計		54冊、115,070件	

* 出処：韓国伝統的知識ポータル（www.koreantk.com）

²¹ 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第6号

PART 03

知的財産保護政策

第1節 韓国の知的財産政策及び法律体系

第2節 知的財産保護に関する各中央行政機関の活動

第3節 知的財産保護に関する各広域自治体の活動

韓国の知的財産政策及び法律について全般的に言及し、知的財産保護政策の策定及び執行の主体となる中央行政機関及び広域自治体による知的財産保護戦略及び政策について調べる。

第1節 韓国の知的財産政策及び法律体系

韓国は国家知的財産戦略の中長期政策目標及び基本方向を定めた5ヵ年法定計画である「国家知的財産基本計画」に基づき、毎年その実践計画を定めた「国家知的財産施行計画」を策定している。国家知的財産施行計画は中央行政機関及び広域自治体が策定する所管分野の推進計画を総合して定める。このように韓国の知的財産戦略の全般について盛り込んだ国家知的財産基本計画及び施行計画について簡略に言及し、知的財産権の関連法律及び所管部処についても紹介する。

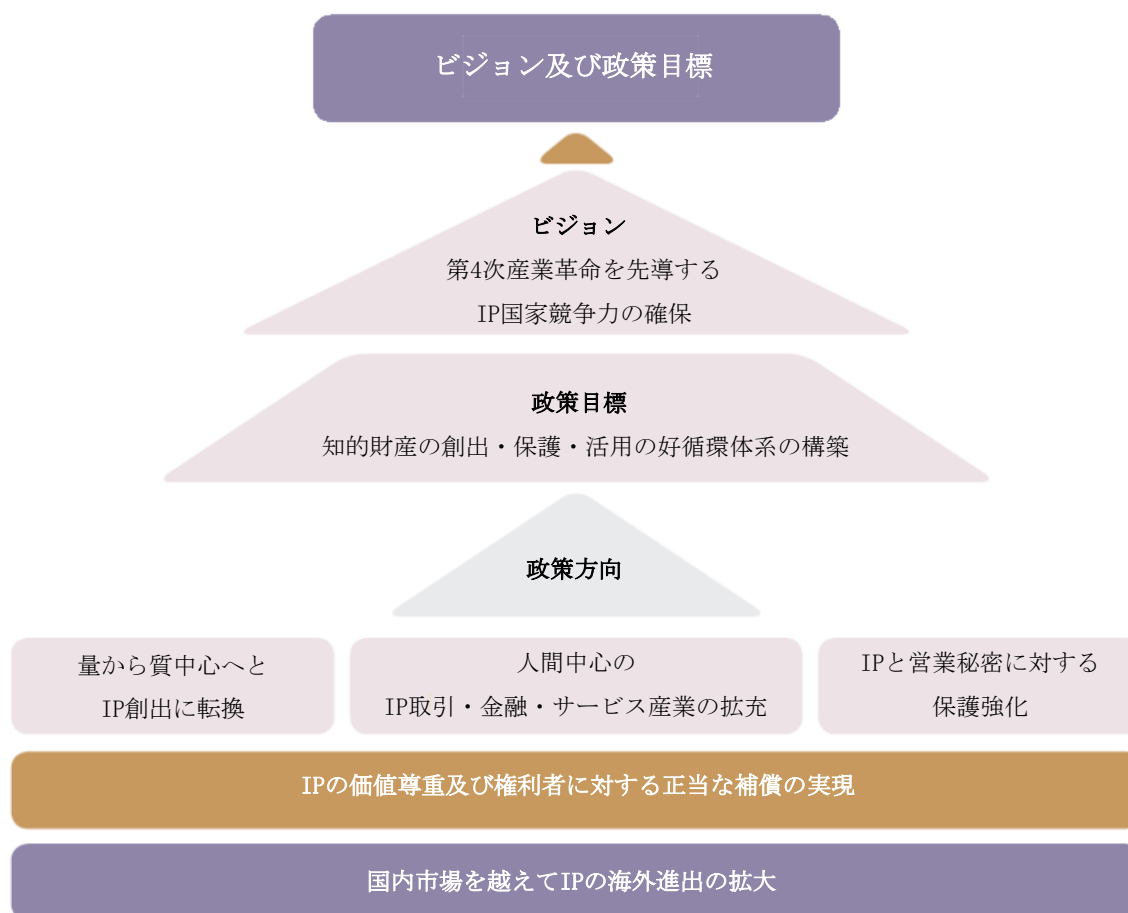
1. 第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）

2011年に制定された「知的財産基本法」に基づいて発足した国家知識財産委員会は国家知的財産戦略を策定し、関連政策を審議・調整・点検・評価するなど、知的財産分野のコントロールタワー役を果たす。

国家知識財産委員会は国家知的財産に関する5ヵ年計画を策定して施行する。2016年に第1次国家知的財産基本計画（2012年～2016年）が終了し、2016年12月に第2次国家知的財産基本計画（2017年～2021年）を策定して議決した。

第2次基本計画は「第四次産業革命を先導するIP国家競争力の確保」というビジョンの下に政策方向及び戦略目標が設定された。この計画を実現するために同期間、4兆7百億ウォンが投入される計画である。

[図3-1-1]第2次国家知的財産基本計画政策目標及び基本方向



* 出処：国家知識財産委員会、「第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）」（2016.12）

この基本計画に基づいて国家知識財産委員会は毎年、知的財産施行計画を策定しており、2019年3月第24次会議で2019年国家知的財産施行計画を審議・議決した。2019年国家知的財産施行計画は第2次国家知的財産基本計画で提示された5大戦略及び20の施行課題を補い、2018年に策定した6大重点方向に基づいて12大推進課題、23の細部課題、105の細細部課題からなっている。同時に2019年3月に2020年政府知的財産財源配分の方角についても審議・議決された²²。また、国家知識財産委員会は「バイオ産業分野のIP争点及び改善方角」、「バイオ産業のIP特別専門委員会の構成・運営計画」、「2019年知的財産イシュー政策化推進計画」、「第四次産業革命時代の知的財産保護体系の改善策」について議論した。

²² 「知的財産基本法」第6条に基づき、国家知識財産委員会は知的財産事業の財源配分の方角を策定し、政府の予算編成過程に反映するように努力しなければならない。

[図3-1-2]第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）の推進戦略及び中核課題

5大戦略	20の核心課題
高品質なIP創出及び事業活性化	<ul style="list-style-type: none"> ① 知的財産戦略とR&Dの連携による優秀なIP創出の促進 ② 新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化 ③ 公共研究機関の先導的なIP経営の強化 ④ IP・技術取引及び事業化促進 ⑤ 民間中心のIP金融の高度化
中小企業のIP競争力向上及び保護強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 中小企業の知的財産活動の支援強化 ⑦ 中小企業のアイデア・技術の保護強化 ⑧ 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系の構築
グローバル市場でのIP活動の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 海外進出企業のIP悩み解消の支援 ⑩ IP国際協力強化及びグローバルな存在感向上 ⑪ 生物・遺伝資源関連の新しい国際ルールに対応
デジタル環境の下、著作権保護及び公正利用活性化	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ デジタルコンテンツの著作権保護体系の整備 ⑬ デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化 ⑭ 韓流コンテンツのグローバル進出支援 ⑮ 新技術のトレンドに合致するコンテンツ創出エコシステム造成
IPエコシステム基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ⑯ 新技術・新事業の登場に伴うIP保護体系の整備 ⑰ 特許権の信頼性・安定性向上 ⑱ IPサービス業の活性化支援 ⑲ IP人材基盤の拡充及び地域のIP力向上 ⑳ 植物新品種の開発活性化及び保護強化

* 出処：国家知識財産委員会、「第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）」（2016.12）

[図3-1-3]6大重点方向別推進課題

6大重点推進方向

① IPを基盤とする質の良い雇用創出に寄与

1. IP専門人材の育成及び起業・就職との連携
2. 民間IPサービス業及び市場主導のIP取引・金融の活性化

② 第4次産業革命への対応及び新産業創出のための強いIPの確保

3. IP-R&D戦略による中核技術のIP先取り
4. 新技術・新産業に対応するIPインフラ構築

③ 起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP強化及び公正な秩序の確立

5. 革新的な起業及び中小・ベンチャー企業のIP活動の支援強化
6. 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正な経済の基盤構築

④ デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤造成

7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着
8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化

⑤ グローバルなIPへの対応力強化

9. 現地での対応体系の強化及び国際協力の持続拡大
10. 生物・遺伝資源など新知的財産の国際ルールへの対応強化

⑥ IP尊重文化の拡散及び基盤造成

11. 小中高でのIP教育の拡大及び市民の認識向上
12. 地域のIP競争力強化

* 出処：国家知的財産委員会ウェブサイト（www.ipkorea.go.kr）

2. 2019年国家知的財産施行計画

第2次基本計画（2017年～2021年）を基に雇用創出、第四次産業革命への対応、イノベーションを生む成長、公正な経済など、現政権の国政戦略を反映して2018年に策定した6大重点方向が2019年施行計画に反映された。2019年施行計画は「イノベーションを生む成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステム造成」という目標を掲げ、6大重点方向、12の推進課題及び23の細部推進課題からなっている。

2019年国家知的財産施行計画の主要内容は次のとおりである。まず、IPを基盤とする質の良い雇用創出のために①特許庁、文化体育観光部を中心にIP先導大学及び専門学位課程の運営を強化するなどIP専門人材の育成制度・インフラを整備し、「採用につなげる」教育などを拡大し

て起業及び就職の活性化を支援する。②民間主導のIPサービス業の発展とIP取引・金融活性化のためにIP価値評価機関を20（民間機関9つ）に拡大し、取引プラットフォームのデータベース（DB）を拡充してIP取引を活性化し、品質管理基準作成及び周期的点検で技術金融を充実させ、IP金融の拡大を模索する。

次に第四次産業革命への対応及び新産業創出のための強いIP確保のために①AR・VR、ヘルスケア、無人機、ビッグデータなどイノベーションを生む成長エンジンの分野に対する政府のR&D戦略策定を支援し、標準特許取得が有望な技術分野に対する主導権を確保して中核技術のIPを先取りするよう努力する。また、②人工知能（AI）、ブロックチェーンなど未来の著作権環境に適合した法制度の改善方向について研究し、デジタル環境下でSWの特許保護体系を構築するなど全般的なIP保護体系を検討し、第四次産業における中核分野の審査専門組織も整備する。

これと共に、起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP強化及び公正な秩序の確立のために①スタートアップ向けの支援を拡大してIPを基盤とする起業活性化を図り、職務発明制度を合理化して発明者のイノベーション意欲を高めるなど、イノベーションを生む起業及び中小・ベンチャー企業によるIP活動支援を強化する。②法改正を行って技術侵害の立証責任負担を軽減し、懲罰的損害賠償を導入して中小・ベンチャー企業のアイデアや技術の保護を強化する一方、特許庁内に技術判断専門機構を新設し、関連機関が協力して知的財産権侵害取り締まりを強化し、同時に紛争調停費用の支援を拡大して紛争調停制度の活性化を図る。

また、デジタル環境に対応する著作権エコシステム基盤造成を目標に①政府が支援する放送事業の遂行時に標準契約書の作成を義務付け、教科用図書に対する創作者の収益を拡大して創作者に対する公正な補償体系を構築し、緊急対応を要する著作物の対象範囲を拡大するなど、著作権保護を強化する。一方、②著作権権利情報統合DBなどを提供して著作物を創出・利用しやすい環境を造成し、コンテンツ創出のための完成保証財源を拡大するなどコンテンツ創出エコシステムを構築し、官民協力のイベントを設けてグローバル進出支援及び輸出の多角化を図る。

さらに、グローバルなIP対応力の強化のために①在外公館-海外支援センター間の常設協議チャンネルを活性化し、新規IP-DESKを開所して対応体系を強化する。同時にIP主要国との特許共同審査を拡大し、新南方政策の国々を対象にコンサルティングを支援して国際協力を強化する。②また、名古屋議定書の手続き遵守事項に関する教育及び広報を持続し、品種保護をめぐる紛争解決のためにマーカー開発及び審査体系の改善を推進し、新品種の開発・保護策を模索して生物・遺伝資源といった新知的財産の国際規範対応を強化する。

最後に、IP尊重文化の拡散及び基盤造成のために①知的財産教科及び教育プログラムを運営し、企業間協力ネットワークを構築するなどIPフレンドリーな環境造成のために努力する。②地域知識センターでIP経営支援団を運営して総合的なコンサルティングを支援し、IP専門家による知的財産に対するプロボノを行って社会的弱者のIPに対する認識向上を図り、各地域の条件と特性に合った特化産業を育成する。

3. 知的財産関連法律

韓国の知的財産に関して基本となる法律は「知的財産基本法」で、科学技術情報通信部（国家知識財産委員会）が所管する法律である。

産業財産権に係る法律である「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などは特許庁の所管であり、「著作権法」と「コンテンツ産業振興法」などは文化体育観光部が担当する。「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」、「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」は産業通商資源部が担当する。

「植物新品種保護法」は農林畜産食品部と海洋水産部が所管し、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」は環境部、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」は農林畜産食品部、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」は海洋水産部が担当する。他の部処でも知的財産の保護・執行に関する法律・規定を置いている。

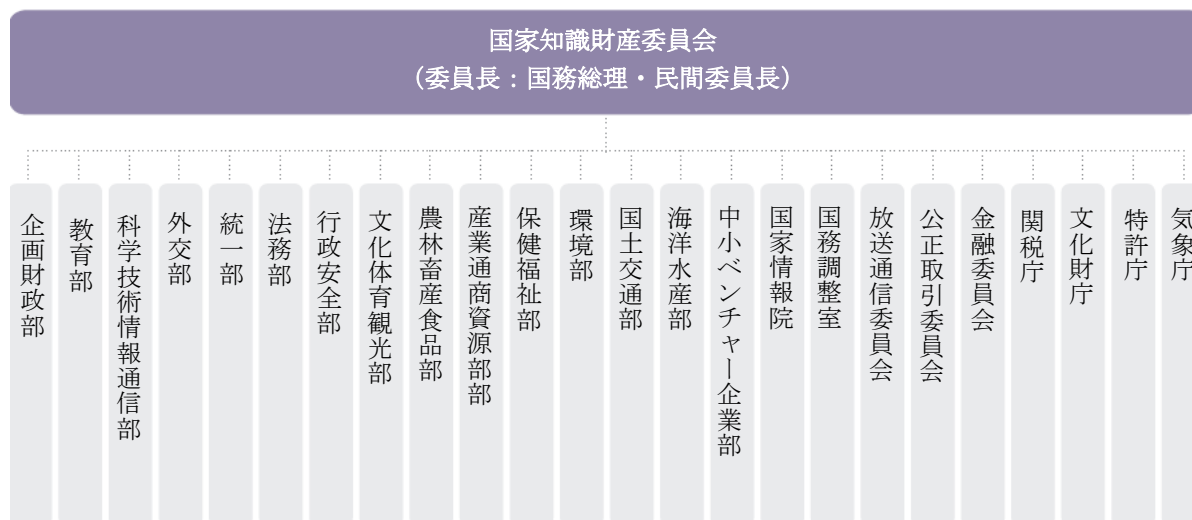
[表3-1-1]知的財産関連の法律及び所管部処

分野	知的財産保護法律	所管部処
知的財産一般	知的財産基本法	国家知識財産委員会、 科学技術情報通信部
	ソフトウェア産業振興法、生命研究者院の確保・管理及び活用に関する法律	科学技術情報通信部
	独占規制及び公正取引に関する法律	公正取引委員会
	司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律	法務部
	国有財産法	企画財政部
	関税法	関税庁
	対外貿易法、産業技術の流出防止及び保護に関する法律、不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律	産業通商資源部
産業財産権	特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、発明振興法、弁理士法	特許庁
	薬事法	保健福祉部、食品医薬品安全処
	防衛産業技術保護法	国防部
著作権	著作権法、文化産業振興基本法、コンテンツ産業振興法、公演法、ゲーム産業振興に関する法律、音楽産業振興に関する法律、映画及びビデオ物の振興に関する法律	文化体育観光部
営業秘密及び産業技術	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	特許庁
	中小企業の技術保護支援に関する法律、中小企業振興に関する法律	中小ベンチャー企業部
植物新品種など	植物新品種保護法	海洋水産部、農林畜産食品部
	種子産業法、農業生命資源の保存管理及び利用に関する法律	農林畜産食品部
	農水産物品質管理法	農林畜産食品部、海洋水産部、 食品医薬品安全処
	海洋水産生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律	海洋水産部
	遺伝資源のアクセス・利用及び利益配分に関する法律、生物多様性の保全及び利用に関する法律	環境部
	半導体集積回路の配置設計に関する法律	特許庁

第2節 知的財産保護に関する各中央行政機関の活動

国家知識財産委員会を中心とした特許庁、文化体育観光部、環境部、農林畜産食品部など知的財産保護政策に関わる中央行政機関は、それぞれ産業財産権、著作権、植物新品種などに関する多様な政策を展開する一方、他の関係部処とも積極的に協力して知的財産保護に取り組んでいる。中央行政機関による知的財産政策の策定及び執行に対する固有の機能、役割、2019年の活動について概括的に言及する。

[図3-2-1]知的財産保護政策に関わる中央行政機関

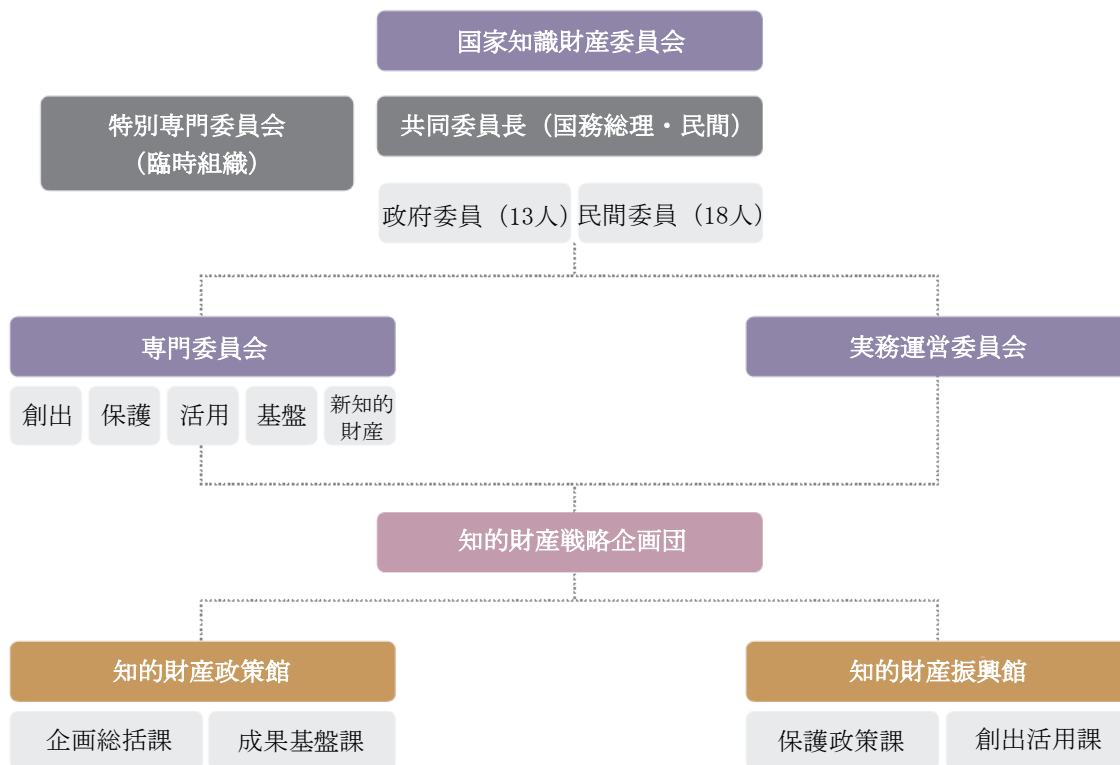


1. 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は①国家知的財産基本計画及び施行計画の策定・変更、②基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価、③知的財産関連財源の配分の方向及び効率的運用、④知的財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための施策のような知的財産に関する主な政策を審議・調整・点検する。

国家知識財産委員会は国務総理と民間委員長を共同委員長にして13人の政府委員、18人の民間委員からなっており、科学技術情報通信部長官が幹事委員の役割を果たす。国家知識財産委員会は傘下に5つの専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知的財産の分野）を設けており、重要事案に対する専門的検討のための臨時組織である特別専門委員会を設けている。また、委員会案件の事前検討及び政府部処間の異見を調整する実務運営委員会、委員会業務支援を担当する知的財産戦略企画団を設けている。2019年に国家知識財産委員会は本会議を2回開催し、知的財産に関する主要政策及び計画を審議した。

[図3-2-2] 国家知識財産委員会の機構図



* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www. ipkorea. go. kr)

[表3-2-1] 5期委員会の2019年会議及び案件

区分	案件番号	上程案件
第24次 (2019. 04. 03)	1	2019年度国家知的財産施行計画及び2020年度財源配分の方向 (案)
	2	2018年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果 (案)
	3	バイオ産業分野のIP争点及び改善方向 (案)
	4	バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画 (案)
	5	2019年知的財産 이슈政策化推進計画 (案)
第25次 (2019. 12. 23)	1	中国の知的財産政策及び制度の変化への対応策 (案)
	2	好循環的なR&Dエコシステム構築のための知的財産の創出、活用に関するイノベーション策 (案)
	3	標準特許競争力の強化策 (案)
	4	知的財産政策推進成果の点検及び今後の推進方向 (案)

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト (www. ipkorea. go. kr)

2. 特許庁

特許庁は特許、実用新案、デザイン、商標など産業財産権に関する国内外の出願・審査・登録事務を掌握し²³、特許審判院を設けて産業財産権に対する無効審判などの審判制度を運営する。また、産業財産権の保護のための法制度を検討して制定・改正を推進するだけでなく、多様な発明振興施策を策定・施行して産業財産権に対する国際協力体系の構築など多様な役割を果た

²³ 政府組織法第37条第5項

している。

また、特許技術情報の産業界への拡散、産業財産権の効果的な保護・管理のために産業財産権に対する行政情報化を推進し、産業財産権に対する認識向上に関する教育・広報、審査官、審判官など専門人材育成など多様な役割を果たす。この他、半導体集積回路の配置設計、営業秘密、トレードドレスなどに対する保護活動なども併行する。

特許庁は検察庁など関係部処と協業してオン・オフラインでの模倣品の生産・流通などの商標権侵害行為を取り締まり、商品の形態模倣など不正競争行為に対する行政調査及び是正勧告を遂行する。この他、不正競争行為申告センター及び知的財産権虚偽表示申告センターを運営し、経済的価値を持つアイデアに対する奪取など不正競争行為及び虚偽表示に対する調査・是正措置を講じる。2019年には商標権侵害に限られていた特別司法警察の職務範囲を特許権、デザイン権、営業秘密侵害まで拡大して捜査し、特許権及び営業秘密に対する故意侵害に対して懲罰的損害賠償を認め、営業秘密侵害刑量を引き上げるなど、法改正を行って知的財産権違反者に対する処罰をより強化した。

特許庁は産業財産権をめぐる紛争の迅速かつ円滑な解決のために産業財産権紛争調停委員会を運営する一方、公益弁理士相談センターを通じて社会的弱者の産業財産権保護のために多様なサービスを提供する。企業の営業秘密を保護するために営業秘密保護センターを運営して営業秘密関連の相談や紛争に対する法律諮問を実施するなど、国内の知的財産権保護のために努力する。

さらに、特許庁は韓国企業の知的財産を海外で多角的に保護するために海外知識財産センターを運営し、センターがない地域に対しても知的財産紛争関連の法律諮問などを支援する。また、海外進出企業などを対象に海外での知的財産権紛争防止及び対応に関するコンサルティングを支援すると同時に、海外商標ブローカーによる無断先取りに対する対応体系を構築して関連企業に被害情報を提供する。2019年には海外現地での対応を強化するために、新規海外知識財産センターを開設し、各国の紛争類型に合う特化事業を推進するなど機能や専門性を高め、K-ブランド保護のための努力もアセアン地域へと拡大した。また、外交部、産業部、大検察庁などと協力して韓国製品の模倣品を生産・販売する企業に対応するための合同TFを構成して国別の実態調査、取り締まり要請など現地での対応を推進した。

特許庁は二国間及び多国間協力を推進してグローバルなIP対応力を強化し、海外での知的財産保護環境を造成する努力をしている。このため、海外の知的財産機構との協力を強化し、五庁の協議体を構成して審査協力、制度調和を図る。また、グローバルなIPイニシアチブを主導するためにWIPOなど国際機構の主要懸案に関心を持ち、戦略的に対応している。海外の国に特許行政情報システムを輸出し、韓国企業の特許が海外の国で審査なしで自動的にその効力が認められるようにするといった海外での安定した知的財産保護のために努力する。

この他、2019年には第四次産業革命及び新産業創出のための強いIP確保のためにヘルスケア・ブロックチェーンなど、将来の有望技術分野に対してIP戦略策定を支援し、標準特許確保戦略の策定支援を拡大し、中核技術のIP先取りに寄与し、実務に強い人材育成のために努力した。また、地域知識財産センターと連携して地域の人材育成に取り組み、世宗知識財産センターを新規開所するなど地域の有望企業への知的財産関連支援を強化した。産業部、法務部と協力して先端産業技術の海外流出を防ぐために「産業技術流出根絶対策」を発表した。

3. 文化体育観光部

文化体育観光部は著作権保護体系の強化のための総合計画及び著作物利用活性化のための支援政策の策定・施行、著作権に関わる産業発展の基盤強化など著作権分野を総括する。

文化体育観光部は著作権特別司法警察、オンライン在宅モニタリング団、オフライン・シルバー監視員などを運営し、オンライン事業者などとの官民協力を拡大して違法コピー品の迅速な削除・伝送中止措置とともに、情報通信網を通じた違法コピー品の削除、コピー伝送者に対する警告などは正勧告を出しており、オフライン上の違法コピー品に対しては回収・廃棄及び削除活動を実行する。2019年には放送通信審議委員会と協業してアクセス遮断方式を変更し、違法サイトなどがセキュリティープロトコル（https）を使用する時に遮断されない問題点を改善し、アクセス遮断に必要とされる期間を短縮した。また、著作権紛争の円滑な解決のための著作権紛争調停部、コンテンツ取引紛争の迅速な解決のためのコンテンツ紛争調停委員会を運営しており、著作権相談センターで著作権紛争防止にも取り組んでいる。

また、関連部処・公共・権利者団体による合同協議体である「海外知的財産保護協議体」を新設し、海外での侵害に対して官民が共同対応する基盤を固めた。特に、著作権侵害発生に迅速に対応するために24時間365日、常時著作権侵害に対応する、2018年に開所した著作権侵害対応総合状況室を持続的に運営している。「文化産業の公正な流通環境造成に関する法律」の制定を推進しており、これにより、不公正なコンテンツによる被害申告の受け付け及び法律コンサルティングを支援するコンテンツ公正共生センターの役割を拡大しようと図っている。

さらに、海外著作権センターを中心に海外著作物の合法流通のための総合支援体系を構築・運営し、著作権に関する国際協力を強化・拡大している。2019年には世界知的所有権機関（WIPO）に信託基金を拠出して著作権分野の発展を支援し、韓流が進出している国での著作権保護に対する認識向上や改善を図る事業を始めた。

この他、未来の著作権環境に適合した法制度の改善方向について研究し、デジタル・ネットワーク環境におけるソフトウェアの知的財産権保護体系を改善するために、点検及び教育を実施し、権利者への正当な補償のために標準契約書の活用拡大も模索している。また、著作権尊重文化の拡散のために、さまざまな学習者を対象に職務教育、ソフトウェア保護教育など著作権認識向上に関する教育を実施しており、キャンペーン開催や広報コンテンツ製作などで著作権保護に関する広報も展開している。

4. 検察庁と警察庁

1) 検察庁

検察庁は全国28の検察庁に知的財産権のみを担当する検査室を設置して知的財産権侵害者に対する取り締まりを体系的に実施する。特に、大検察庁は特許庁、文化体育観光部、関税庁などと協力体制を構築して知的財産権侵害者に対する合同取り締まり活動を持続的に展開している。

また、増加する知的財産権侵害事件を効果的に処理するために専門性を強化する制度を導入している。特に、高度な技術的争点が含まれている特許侵害事件の場合、従来の捜査方法だけでは実体的真実を発見するのに限界があるため、それを補完するために2015年から大田地方検察

庁を特許犯罪重点検察庁に指定・運営している。さらに、近年重要性が増している技術流出犯罪に効果的に対応するために2018年にソウル中央地方検察庁に科学技術犯罪捜査部を新設して運営しており、2019年にはIP侵害事件を諮問するための特許捜査諮問官を拡充した。同年5月には中小ベンチャー企業部と「公正な経済エコシステム造成のための業務提携（MOU）」締結し、後続措置として中小企業の技術侵害、不公正事件の迅速処理及び調停・仲裁のために構成された「共生協力調停委員会」を開催した。

2) 警察庁

警察庁は知的財産権を保護するために「特許法」、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」違反に対する定期及び特別取り締まり活動を施行する。特に、商標権侵害に関連して模倣品の製造及び流通者について集中的に取り締まり、サイバーモニタリングを周期的に行って模倣品を販売するオンラインサイトを追跡する。また、警察庁は著作権侵害に関連してインターネットを利用したコンテンツファイルの共有行為とコピー行為などを持続的に取り締まる。

5. 関税庁

関税庁は「関税法」第235条に基づいて知的財産権を侵害する物品の輸出入を不可能にするよう、取り締まることが主な仕事である。関税庁は知的財産権侵害品の効率的な取り締まりのために権利者が保有する知的財産権に関する情報を税関に申告できるようにしている。関税庁に申告された知的財産権の情報は通関段階で審査に活用されるように電算でつながっている。関税庁は輸出入申告物品だけでなく、積み替え、複合積み替え、保税区域搬入、保税運送、仮陸揚げの申告物品に対して知的財産権侵害を取り締まる。

この他、税関職員を対象に定期的に知的財産権侵害識別教育を実施して知的財産権侵害品の持続的な摘発・取り締まりのためのスキルアップを図っている。また、通関段階だけでなく、流通段階でも知的財産権侵害品の取り締まりを強化している。特に、（社）貿易関連知的財産権保護協会などの民間団体と官民協議体を構成し、関連機関で情報共有を行う取り締まり協力体系を構築してオン・オフラインでの取り締まりの実効性を高めている。

関税庁は知的財産権を保護するために国際協力も強化している。日中韓3ヵ国関税関局長・長官会合及び世界関税機構（WCO²⁴）アジア太平洋地域の知的財産権専門家招請研修を実施し、日本などの税関と偽物情報を交換して知的財産権保護強化のための国際協力の基盤を固めている。

6. 食品医薬品安全処

近年、電子商取引の活性化など、新しい社会環境の変化に対応して食品医薬品安全処は国内外の不正・不良医薬品の流通を遮断するために取り組んでいる。そのためにオンラインモニタリング要員を募集してインターネットでの医薬品違法流通モニタリングを実施し、大学生、消費者団体など一般国民からなる医薬品安全保護隊によるインターネットモニタリング活動を奨励して監視の幅を広げている。確認された医薬品違法販売サイトや掲示物に対してはアクセス遮断、又は掲示物削除などの措置を取っている。

²⁴ World Customs Organization

また、医薬品特許インフォマティクスのデータベースを構築してジェネリック医薬品の開発に欠かせない許可情報、特許情報などを製薬会社に提供²⁵する一方、新薬の安定性・有効性について資料の利用を拡大するとともに、その特許権を積極的に保護するために医薬品許可－特許連携制度を導入し、毎年この制度に対する影響評価の結果報告書を発刊することで韓国の製薬産業、保健政策、雇用に及ぼす影響を算出・評価している。

食品医薬品安全処は不正・不良医薬品が流通しないよう、自治体と協力して医薬品の製造・輸入・販売業者に対する監視情報の交流及び合同監視を実施²⁶し、危害事犯中央調査団及び警察庁などの司法機関との情報共有及び協力を行い、不正・不良医薬品の流通に対する効率的な監視体系を構築した。同時に関税庁などとの業務協力を行い、海外の不正・不良医薬品が韓国に流入されないよう取り組んでおり、世界の医薬品規制当局、税関、警察庁などが共に違法医薬品の流通を取り締まるインターポール主管するプロジェクトであるパンゲアプロジェクト（Pangaea Project）にも毎年参加し、海外に基盤を置く違法医薬品販売サイトをインターポールに通報するなど国際協力を推進している。

7. 公正取引委員会

公正取引委員会は知識産業の分野で独占・寡占の乱用、不公正な取引の調査、知的財産権に関連する競争政策の策定、制度改善などを担当する。知的財産権の行使に対する「独占規制及び公正取引に関する法律」の適用の一般原則と具体的な審査基準である「知的財産権の不当な行事に関する審査指針」を策定して法執行の一貫性と予測の可能性を高めている。

また、次世代半導体、無線通信など技術標準が広がった分野でイノベーション企業の成長を妨げる特許権乱用行為に対する常時監視体系を構築し、製薬・バイオ分野で特許権を媒介とした市場参入の制限など、不当な特許権行使に対する実態点検などを職権で実施している。

同時にオンライン音源流通など文化コンテンツの分野でも中小企業の自由な市場参入や事業活動を妨げる談合行為があるかを監視する常時監視体系を構築・運営しており、下請取引での不当な技術侵害を防止するために技術流用事件のみを担当するTFを設置し、2018年から技術流用監視チームを運営している。2019年には中小企業のIP・技術保護のために標準下請け契約書に大・中小企業間の秘密保持契約書を締結する規定、技術寄託制度を活用する規定も導入した。

8. 貿易委員会

産業通商資源部傘下の貿易委員会は「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害など不公正な貿易行為について調査する。また、議決を経て違反業者に対して輸出・輸入・販売・製造行為の中止、侵害品の搬入排除及び廃棄処分、訂正広告の是正命令を出し、知的財産権の侵害者に対して課徴金を課すことで公正な貿易秩序の確立に先立っている。2019年には不公正な貿易行為に対する調査申請期間が拡大して不公正な貿易行為があった日から2年以内に誰でも書面で不公正な貿易行為に対する調査を貿易委員会に申請可能

²⁵ 食品医薬品安全処、医薬品特許インフォマティクスのウェブサイト参考（medipatent.mfds.go.kr）

²⁶ 不正・不良医薬品は、薬事法令に基づく許可を受けないもの、許可された内容と有効成分が異なる、又は顕著に不足しているもの、既に許可された医薬品と似ているように偽造や変造されたものなどを通称する。「保健犯罪取り締まりに関する特別措置法」第3条

になり、知的財産権関連の不正な貿易に対する保護範囲も拡大した。

9. 環境部

環境部所属の国立生物資源館は名古屋議定書²⁷の国家の責任・点検機関で国内外遺伝資源などに対するアクセス、利用及び利益配分に関する事前承認及び履行事項を点検する。また、国内外の遺伝資源などに対するアクセス・利用及び利益配分に関する情報を集合・管理・調査・提供し、国家連絡機関（外交部、環境部）、国家責任機関（環境部など5つの部処）及び国家点検機関（環境部など6つの部処）の業務に対する行政的・技術的支援をしている。また、2018年から「遺伝資源情報管理センター」を運営しており、生物多様性条約の事務局に韓国の遺伝資源などに対する情報を提供する。2019年には遺伝資源情報管理センター及び5つの部処が合同で遺伝資源に対するアクセス及び利益配分（ABS²⁸）法律支援団を発足し、共同業務提携を締結した。これで環境部など関係部処は韓国企業を対象にABSに対するコンサルティング及び相談を支援し、ワークショップを開催して最新の動向及び争点を共有し対応策についても議論する。

環境部は韓国の生物・遺伝資源の主権を確保するために毎年、国家生物種目録を公式に発表し、「国家生物多様性センター」を運営して各部処の生物資源の統計をまとめる。さらに、韓国の自生生物及び伝統的知識を基盤とした有用性に関する研究を通じて確保した技術を国有特許として管理しており、保有技術の高度化及び研究協力のために「生物資源の産学研協議会」を運営して関連産業を支援している。この他、生物資源統合情報システムである「朝鮮半島の生物多様性」に関するウェブサイトで生物情報を提供し、生物資源の持続可能な利用のために「生物素材銀行」を運営している。また、タンザニア、ベトナムなどとの海外生物資源に関する調査・共同研究を推進し、海外生物遺伝資源の確保のために国際協力体系の構築に取り組んでいる。

[図3-2-3] 遺伝資源情報管理センターの統合資源管理体系図



* 出処：環境部

²⁷ 名古屋議定書とは、生物多様性条約の三つの目標のうち、「公正な利益配分」を達成するための国際的規範を規定したもので、国際的に拘束力を持つ法的文書である。

²⁸ Access and Benefit Sharing

10. 農林畜産食品部

農林畜産食品部傘下の国立農産物品質管理院、国立種子院などでは地理的表示、植物新品種、農業生命資源、山林資源などを保護する。

国立農産物品質管理院は農産物、水産物及びその加工品に対する地理的表示制を運営する。農産物などの名声、品質が特定地域の地理的特性に起因する場合、地理的表示として登録・保護し、地理的特産品の品質向上及び地域に特化した産業育成を図る。国立種子院は植物新品種の育成者に排他的な独占権を付与する植物新品種保護制度を運営する。

農林畜産食品部は特別司法警察を活用して違法・不良種子の流通を取り締まり、山林庁の種子紛争調停協議会で山林分野の品種保護権に対する紛争に対応する。侵害発生時の紛争解決のために品種識別のためのマーカー開発を推進する一方、侵害紛争防止のために関連教育及び広報も実施する。2019年には品種保護制度の基盤強化のために審査要領などが改正を推進し、関連制度システムを整備した。

また、農林畜産食品部は種子産業分野実習中心の教育を通じて優秀人材を育成して、国内育成品種の海外進出のために植物新品種保護国際連盟（UPOV）国際電子出願システムを構築して海外現地での適応性及び市場性の試験を支援した。

この他、農村振興庁、国立農業科学院、国立畜産科学院は農業遺伝資源の多様性を確保して活用度を高めるために農村振興庁、自治体、大学などが保有する国全体の植物、微生物、昆虫、農業生命資源情報を提供する農業遺伝資源サービスシステム（植物）及び家畜の軸種別、個体別情報提供のための家畜遺伝資源総合管理システム（動物）を運営する²⁹。

また、国立農業科学院は農業と農村を基盤とした伝統的知識の発掘及び保護のための韓国伝統的知識資源分類（kTKRC）を開発して韓国伝統的知識ポータル³⁰に適用している。山林資源と山林新品種に対しては国立山林品種管理センターが山林新品種の出願・登録業務及び植物新品種保護審判制度を施行している。

11. 海洋水産部

海洋水産部は国立海洋生物資源館を海洋生物資源の収集・保存・展示及び研究などを行う責任機関に指定し、海洋生物資源の多様な確保と効率的な管理・利用を図っている。国立海洋生物資源館は海洋生命資源統合情報システムを構築して³¹体系的な生命資源の管理と生命産業の源泉素材分譲業務を行う。同時に海洋遺伝資源に関連する知的財産の国際環境の変化に能動的に対応するために名古屋議定書、BBNJ、WIPOなどの国際協約を持続的にモニタリングしている。

海洋水産部は農林畜産食品部など関係部処と合同して品種保護戦略種子などを研究開発するゴールデンシードプロジェクト（GSP）を推進する。2019年には輸出戦略型種子及び輸入代替戦略型種子の開発を推進し、特許を出願するなどして種子産業のインフラ構築のための基盤技術を確

²⁹ 農村振興庁国立畜産科学院、家畜遺伝資源総合管理システムのウェブサイト（<http://anqr.nias.go.kr>）及び農村振興庁国立農業科学院、農業遺伝資源サービスシステムのウェブサイト（<http://genebank.rda.go.kr>）を参考

³⁰ www.koreantk.com

³¹ 国立海洋生物資源館、海洋生命資源統合情報システム（www.mbris.kr）

保するために努力した。

また、水産分野の品種保護制度の運営を効率化するために特性調査要領を制定するなど審査体系を改善し、品種確認マーカーの開発を推進している。この他、品種保護品種の無断流通を事前防止するために関連業者を対象に現場でのコンサルティングや教育を実施し、水産植物流通種子のDNA分析を行っている。

12. 保健福祉部

保健福祉部はバイオヘルス技術ビジネスエコシステムを形成することで、研究開発段階から技術発掘・仲介、起業など全周期にかけて技術事業化の育成を支援するとともに、専門人材を育成し、優秀な知的財産の創出及び保護のために努力している。

まず、保健医療技術に対する知的財産権の確保及び実用化連携のために「バイオヘルス技術発掘コーディネーティング支援」事業を支援している。優秀な研究成果を出した医療機関、大学などと特許法人などの民間専門機関がコンソーシアムを組むようにして、研究開発段階から事業化が有望な知的財産を発掘し、特許で保護できるように連携支援を行う。発掘された技術のうちグローバル進出が有望な技術に対しては海外出願（PCT）費用も支援している。

次に、R&Dの企画段階から事業化を考慮して知的財産獲得戦略の策定及び発明・特許の無分別な出願防止のために「特許連携型コンサルティング支援」事業を支援している。研究者、スタートアップが研究開発する段階で有望技術に対して特許観点から分析を行い、空白特許、あるいは侵害特許を捜し出して有望技術に対する空白特許には特許出願の戦略を、侵害特許の場合は回避戦略を策定して対応できるようにコンサルティングを支援する。知的財産が確保された優秀な技術が早期に市場へ進出できるように事業化促進のための商用化及び許認可段階で戦略策定に関するコンサルティングも推進している。

また、保健医療従事者を対象に知的財産を基盤とする段階別実務教育を実施して保健医療分野に特化した知的財産の実務力を強化する。保健医療産業関連の知的財産セミナーを開催して保健医療分野における技術成果を知的財産権として確保、保護・対応する方策、IP戦略策定などに関する教育を実施している。

13. 外交部

外交部は在外公館を通じて韓国企業が知的財産権関連紛争に効率的に対応できるように海外での知的財産権保護基盤を整えている。外交部は在外公館の知的財産権担当官のスキルをアップさせるとともに、駐在国の当局者とネットワークを構築して知的財産権の主な動向を把握するなど侵害発生防止活動を展開している。

また、海外知識財産センター（IP-DESK）など関連機関と緊密に協力して知的財産権侵害が発生すれば事件を迅速に把握し、現地での知的財産権紛争防止及び対応を積極的に支援している。さらに、知的財産権分野における国際協力及び国際的なイニシアチブ主導のために知的財産権関連の国際機構、地域協議体などの議論にも積極的に参加し、支援も行っている。2019年には外交部、大検察庁などと協力して韓国製品の模倣品を生産・販売する企業に対応するために合同TFを構成して現地に対応し、海外公務員向けの教育も実施した。

14. 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は「中小企業の技術保護支援に関する法律」、「大・中小企業共生協力促進に関する法律」に基づいて中小企業の技術保護力を強化するための政策と事業を策定・推進する。

2018年12月に「中小企業の技術保護支援に関する法律」を改正して中小企業の技術侵害行為に対する行政調査制度を導入し、事実調査、是正勧告、公表などの行政措置を講じた。2019年には行政調査過程で技術侵害行為の判断に当たって諮問を受けるために関連分野の専門家からなる技術侵害諮問団を新設し、専門人材で技術侵害調査チームを構成し、中小企業の技術侵害行為事件について調査を進めた。

法律・技術保護専門家が紛争事件について諮問・調停・仲裁する中小企業技術紛争調停・仲裁委員会を運営する。2019年には「中小企業の技術保護支援に関する法律」及び関連規定を改正して調停・仲裁が成立すれば、行政調査上の是正勧告の手続きを終了することができるように根拠を設け、検察捜査段階の刑事事件を調停・仲裁に誘導して事件が迅速に解決されるよう、調停・仲裁委員会との連携を推進している。

中核技術の情報を信頼できる機関に保管し、技術奪取・盗用などによる紛争が発生する場合、保管された技術資料が法的保護を受けられるようにする技術資料寄託制度を運営する。2019年には契約締結前の技術資料の証明資料を記録して紛争発生時に活用する「技術資料取引記録登録システム（TTRS）」を新規導入し、中小企業による技術寄託制度の活用を促進するために従来は大・中小企業・農漁業協力財団のみで運営してきた技術寄託を技術保証基金にも導入し、秘密保持契約締結を義務付ける制度も導入した。

リアルタイムでネットワーク管制及びトラフィックイベントに対する分析・評価を行って技術資料の流出をモニタリングし、対応を支援する技術保護サービスを施行する。その他、ネットワーク、サーバー、文書セキュリティーなど技術的対応ソリューションと出入り管理など、物理的対応システムの構築を支援する技術流出防止システム構築事業を推進する。また、中小企業を技術流出などから保護するために法律及びセキュリティー専門家が現場を診断して解決策を提示し、深刻なセキュリティー問題や流出被害が発生する恐れがあれば、深化諮問を提供する技術保護相談・諮問事業を実施している。さらに、技術保護支援班と技術保護法務支援団を運営して中小企業の技術流出が発生した時に初動対応をするとともに、専門家による深層法律諮問も支援している。

中小ベンチャー企業部は関係部処と協力して中小企業の技術流出に対する対応体系の整備を推進している。2018年には技術奪取を根絶するTFを構成し、部処横断的な根絶対策の履行点検を行うなど事後処理をモニタリングすることで、被害企業を迅速に救済する政策を推進した。2019年には技術保護委員会を不公正行為まで扱う共生調停委員会に拡大して発足させた。

15. 科学技術情報通信部

科学技術情報通信部は「知的財産基本法」の運営に関する事項及び国家知識財産委員会の主要案件に対する協議・調整、研究開発（R&D）に関連する知的財産協議会の運営支援、情報通信・放送技術分野の知的財産権及び技術情報の管理などの業務を担当する。

科学技術政策の総括部処として知的財産戦略とR&Dの連携による優秀なIP創出・促進、IP技術取引及び事業化促進など、知的財産関連の政策を展開する。その他、現場融合型IP人材の育成基盤充実、事業化有望技術に対する追加R&D支援、R&D事業団のIP成果管理強化などを推進した。

大型R&D事業の成功の可能性を高め、優秀成果を創出するためのIP成果管理を強化するために、大型R&D事業団に特許専門担当官を導入した。科学技術雇用創出振興院と連携して各研究団の特性を反映した特許管理専門性を強化し、事業化支援を拡大し、大型R&D-IP事業化総合診断コンサルティング及びIP技術マーケティングを支援した。また、情報通信放送標準開発支援を行って国際標準専門家を育成し、国際標準専門家の議長団進出を支援して標準化機構で主導権を拡大するとともに、アジア太平洋地域の周辺国と協力して国際標準対応協力体制を確立するために取り組んでいる。

16. 産業通商資源部

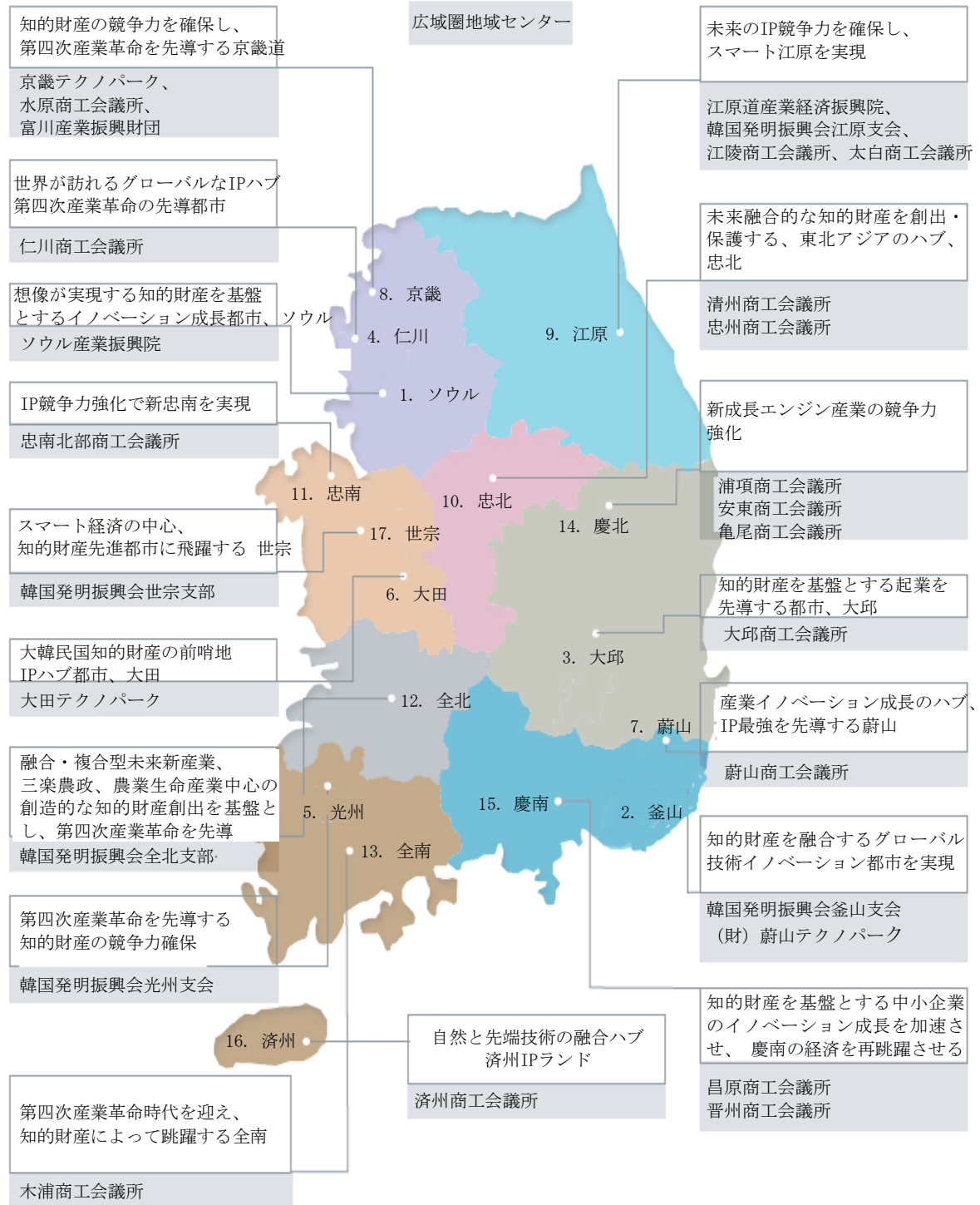
産業通商資源部は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条（産業技術紛争調停委員会）に基づいて産業技術の流出・侵害に関連した紛争を速かに調停するために産業技術紛争調停委員会を運営している。

産業技術紛争調停委員会は紛争調停だけでなく、技術流出・侵害被害を受けた企業、又は被害を受けると予想される企業に技術的かつ法律的な相談・諮問を提供して、被害に備えるか被害を最小化できる対応策を速かに提示し、今後セキュリティ力向上のための措置事項などを知らせることで紛争事前防止の役割を果たすために努力している。

2019年1月には技術流出による国富流出の防止のために産業通商資源部、法務部、特許庁など関係部処が合同で「産業技術流出根絶対策」を発表し、産業技術管理体系の強化、産業技術侵害行為に対する処罰強化など4大分野20の課題を提示した。また、技術奪取による権利救済拡大に向けた法制度整備を推進しており、8月には「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」を改正し、国の中核技術及び産業技術流出に対する処罰を強化した。さらに、故意に産業技術を侵害した場合、裁判所が最大3倍まで賠償額を決められるようにする3倍賠償を導入するとともに、資料提出命令、秘密保持命令制度なども導入した。

第3節 知的財産保護に関する各広域自治体の活動

[図3-3-1]2019年広域自治体別政策ビジョン及び地域別事業遂行機関の分布状況



自治体はその独自性を反映したビジョンに合わせた政策を推進している。毎年、各ビジョンを反映した推進戦略とそれに伴う細部課題に応じて、知的財産保護のための多様な事業を施行している。各自治体は固有の政策活動を展開しているが、地域企業にIP紛争防止及び対応に関するコンサルティング提供、海外出願費用などの支援事業、個人や起業予定者向けのアイデア権利化事業などは共通している。その他、多様な需要者を対象にした教育プログラムなどを運営することで知的財産権を保護するために多角的な努力をしている。

1. ソウル特別市

ソウル特別市は①高品質な知的財産の創出及び事業活性化、②中小企業が抱える知的財産権関連の悩み解決及び技術保護支援の強化、③グローバル市場でのIP活動支援の拡大、④知的財産エコシステム基盤強化という戦略の下、R&D支援によるIP創出、高品質な知的財産のコンテンツ発掘及び育成、知的財産の活用及び事業化総合支援、中小企業の知的財産権保護支援の強化、技術保護支援の拡大、政府IP政策との連携強化、海外での権利化支援強化、グローバル市場での知的財産権の実用化支援、知的財産にフレンドリーな社会基盤の確立、知的財産基盤を強化するためのネットワーク活性化、公共分野の知的財産創出保護活性化に関連する課題を推進した。

特に、民生司法警察団を運営することで商標権侵害品を自主的に取り締まり、技術保護支援団及び技術保護相談・申告センターを設けて中小企業の技術侵害を実質的に救済できる支援事業を運営した。また、ソウル市民と中小企業を対象に知的財産権紛争解決のための相談・諮問を提供し、審判、訴訟、侵害品取り締まりに必要とされる費用の一部を支援した。その他、権利別に散在した知的財産関連の悩み解決を連携支援するために、大・中小・農漁業協力財団、韓国知識財産保護院、韓国著作権保護院など、技術保護関連機関でMOUを締結するなど高品質な知的財産サービスを提供するために努力した。

2. 釜山広域市

釜山広域市は①価値のある知的財産の創出、②付加価値を最大化するための知的財産の活用率向上、③知的財産の強化、④変化に柔軟に対応できる知的財産の基盤造成という戦略を基に、R&Dによる知的財産の創出、グローバルなIPスター企業の支援、中小企業へのIP即時支援事業、IP翼（ナレ）プログラムの運営、IP礎（ティディムドル）プログラムの運営、技術取引促進ネットワーク事業、釜山地域の大学連合技術持株（株）の運営、地域中小企業のデザイン競争力強化事業、釜山のブランド物水産物ブランドのマーケティング推進、K-Groundの知的財産ファンド造成、社会的弱者向けの出張型知的財産に関する教育、小中高校生向けの知的財産に対する認識向上事業、公務員向けの知的財産に対する認識拡散、「発明の日」記念行事（IPフェスティバル）開催、就職連携IP地域人材育成事業、市民向けの発明コンテストの開催、公務員向けの職務発明制度の運営、知的財産ネットワーク構築事業関連の課題を推進した。

特に、グローバルなIP企業に海外出願費用、又はコンサルティングなどを企業に合わせて総合的に支援して専門家を派遣し知的財産の懸案を解決するIP即時支援事業を施行した。また、中小企業を対象にIP紛争防止コンサルティングなど総合サービスを支援するIP翼（ナレ）事業、個人又は起業予定者を対象にアイデアの権利化や事業化などを支援するIP礎（ティディムドル）事業も同時に展開した。この他、社会的弱者を対象に出張型知的財産に関する教育を実施し、

東義大学、新羅大学、東西大学3校に知的財産の講座を開設し、産学研連携型就職支援を行った。

また、デザイン及びブランド開発成果の保護による地域デザイン産業及び水産物ブランド競争力強化のために知的財産権の出願費用を支援し、公務員向けの職務発明制度と地域内の知的財産ネットワーク構築のために優秀特許技術研究会、IP研究会、知的財産プロボノ事業を運営した。

3. 大邱広域市

大邱広域市は①R&D連携型高品質なIP創出及び事業化支援、②中小企業のIP競争力向上、③知的財産専門人材育成及びIP基盤の起業支援、④コンテンツ、ブランド、デザインの競争力強化、⑤知的財産の保護及び尊重文化の拡散、⑥知的財産活動を高度化する基盤確立という戦略を基に、知的財産戦略とR&D連携による優秀なIP創出、新技術分野でのR&DによるIP創出支援、優秀なIP技術取引及び事業活性化、需要者が求めるIP創出促進、知的基盤型の中小企業に対する集中支援、優秀なアイデア-IPを基盤とする起業及び専門人材育成支援、次世代有望コンテンツの発掘、地域を代表する優秀なブランド・デザイン及びSWの創出、歴史文化伝統資源コンテンツの発掘、地域の農産物・畜産物・特産品のブランド化支援、知的財産保護文化の拡散、知的財産公開活動及びアクセシビリティ向上、知的財産行政体系の整備、クリエイティブな発明、創作者育成及び市民の参加拡大に関連する課題に取り組んだ。

特に、輸出している又は輸出予定の地域の中小企業を対象に海外出願、特許マップなど知的財産関連事業を総合支援し、中小企業が抱える悩みを現場で直ちに解決できるように現場専門家によるコンサルティングなど、知的財産権支援体系を構築した。地域知的財産ネットワークを強化するために知的財産育成協議体を運営してワークショップを開催するとともに、大邱市公務員の職務発明を奨励した。

4. 仁川広域市

仁川広域市は①有望な新技術分野のR&D事業によるIP創出、②次世代IPコンテンツ発掘及びICT競争力強化、③第四次産業革命推進のIP基盤の構築、④中小企業のIP技術事業化の基盤構築、⑤中小・ベンチャー企業に対する国内外のIP基盤の強化・拡大、⑥中小・ベンチャー企業のIP（デザイン、ブランド）競争力強化、⑦中小・ベンチャー企業のIP紛争支援及びモニタリング、⑧中小・ベンチャー企業のIP金融活性化及び良質の雇用創出、⑨IP尊重文化の拡散及びエコシステム造成戦略を策定した。これを基に、特許、デザイン及びブランドの権利化基盤強化、企画段階での知的財産の戦略的活用、デザイン及びブランド産業のIP競争力強化、次世代コンテンツの発掘及びICT競争力強化、IP事業化のための融合型支援、IP総合育成支援、知的財産紛争支援及びモニタリング、IP金融の活性化、IP事業化の基盤構築、技術事業活性化の基盤構築、市民参加型オープンイノベーション、市民参加型創造の場づくり、知的財産の奨励及び認識向上、知的財産へのアクセシビリティ向上、知的財産の教育人材育成、クリエイティブな知的財産人材育成、知的財産専門家協議体の運営、知的財産政策の基盤構築に関連する課題を遂行した。

特に、中国での知的財産紛争の可能性を遮断し、韓国企業の知的財産を確保するために中韓IPソリューション事業を進めた。また、中国向けの輸出、又は輸出予定企業を対象に知的財産コ

ンサルティング及び中国でのIP権利化を支援するとともに、中小企業が抱える知的財産関連の悩みを随時に解決できるようにコンサルティングを行い、中小企業がIP競争力を確保できるようにした。2019年には中韓FTAのモデル都市である威海市と中小企業支援事業協業及び共生方策のための知的財産分野における業務提携を締結した。

5. 光州広域市

光州広域市は①クリエイティブな発明・創作人材育成、②中小企業のIP競争力強化、③IPを基盤とする事業への支援活性化、④R&D連携型IP創出力の強化、⑤コンテンツ発掘及び企画支援という戦略の下、クリエイティブな発明・創作人材育成、知的財産の創出支援、知的財産事業化支援関連事業を展開した。

特に、知的財産の創出、保護及び活用領域におけるバランスの取れた政策を施行するために技術取引促進ネットワーク事業を実施することで技術移転及び事業化を支援し、技術事業化起業投資会を開催するなど技術事業化の情報交流の場を設けた。また、地域別に有望な輸出中小企業を選定して海外での産業財産権獲得及び特許マップなどの総合支援と企業の経営過程で発生した知的財産の懸案に対する解決策を提示できるようにIP即時支援事業を遂行した。さらに、中小企業を対象にIP紛争防止など技術・経営の融合・複合型コンサルティングを、個人や起業予定者に対してはアイデア権利化など、起業に関するコンサルティングを提供した。この他、知的財産エコシステム造成のために知的財産関連のプロボノ、IP経営者クラブ、自治体ネットワーク運営を行い、知的財産に対する認識向上のために地域の児童を対象に知的財産教育プログラムを運営した。

6. 大田広域市

大田広域市は①イノベーションを生む成長をけん引する強い知的財産の創出、②知的財産を基盤とする起業及び事業化促進、③海外市場を先導するグローバルなIP企業の育成・保護、④IPハブ都市構築のための知的財産基盤造成、⑤クリエイティブな知的財産人材育成及び活用という戦略の下、中小企業のイノベーションを生む成長支援及び技術競争力の強化、出捐研と連携する中小企業のR&D支援、先端素材産業の技術支援、ナノ総合技術院（National NanoFab Center）による先行工程技術開発、スマート遺伝子医薬を基盤とする技術のプラットフォーム構築、IPサービス企業の起業及び企業誘致の活性化、イノベーション成長企業の技術事業化総合支援、技術取引促進ネットワークの構築、SW融合型クラスターの構築、海外での知的財産権紛争防止・対応に関するコンサルティング及びグローバルな強小企業の育成、有望な中小企業のGlobal-up支援、企業成長の周期別3-up支援、大田著作権サービスセンターの運営、知的財産ハブ都市の拠点機能化、科学技術人材を活用する企業を支援するプラットフォーム構築、大徳科学フォーラム・世界科学フォーラム、経歴豊かな科学技術者を活用する「シルバー・メンコーチング（メンタリング+コーチング）」制度の運営、UST連携型地域R&D人材のスキルアップ支援関連政策を推進した。

特に、第1回大田国際IPカンファレンスの開催及び大田-ドイツ（ミュンヘン）のグローバル協力ネットワークを構築して国内外の知的財産の主な動向を分析し、業種別にビジネス情報を共有するなどして企業のIP力を高めるとともに、韓国人弁理士とドイツ人弁理士の交流会、ドイツ特許商標庁との懇談会を開催して知的財産権の最新動向及びイシューを把握した。また、知

的財産サービスの環境造成のためにIPサービス企業を対象にマーケティング、知的財産検索ソリューションなどを支援した。地域の中小・中堅企業を対象に海外での知的財産権紛争への対応力強化に向けたコンサルティングを提供し、忠南大学、ハンバツ大学、大徳大学と協約を締結して知的財産教科課程を運営した。それだけでなく、企業の競争力強化のために中小企業及び起業予定者などを対象に特許出願費用、IP紛争防止戦略コンサルティングなどを段階的に提供し、輸出している又は輸出予定の企業を専門家が訪問して海外での知的財産権の出願など必要事項について説明するといった支援を行った。

7. 蔚山広域市

蔚山広域市は①高品質なIP創出及び事業化、②中小企業のIP活動強化及び競争力向上、③グローバル市場でのIP活動支援、④IPエコシステムの基盤強化という戦略を基に、知的財産戦略とR&D連携による優秀なIP創出の促進、新技術分野のR&Dに特許戦略を適用、公共研究機関によるIP経営の強化、IP・技術取引及び事業化の促進、中小企業のIP活動支援の強化、中小企業のアイデア・技術保護、職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系構築、海外進出企業が抱えるIP悩みの解決支援、IPサービス業の活性化支援、IP人材基盤の拡充及び地域のIP強化関連の政策を推進した。

特に、中小企業の海外進出を拡大し、IP悩みを解決するために、海外規格認証獲得のための試験に必要な費用を支援した。また、地域企業の知的財産の創出と保護に重点を置き、自治体の予算を投じる5つの課題³²を新規発掘して中小企業のIP創出及び保護活動の強化と競争力向上に努力した。その他、中小企業が海外で知的財産権を取得できるように蔚山に所在する企業を対象にIP翼（ナレ）プログラムを運営し、個人及び起業予定者のためにはIP礎（ティディムドル）プログラムを運営してコンサルティング及びアイデアの権利化を支援した。また、知的財産統計を活用して地域の産業技術を分析・診断し、2019年度定期報告書を発刊して政策策定に活用できるようにした。

8. 京畿道

京畿道は①コンサルティングを基盤とする高品質な知的財産の創出、②公正経済を実現するための知的財産保護強化、③民間主導の技術取引活性化による知的財産の活用促進、④京畿道型知的財産エコシステム基盤構築という戦略の下、道の知的財産権創出支援及び運営管理、職務発明補償制度の活性化支援、輸出企業向けの知的財産権融合型開発の支援、道のR&D課題- IP戦略適用による優秀な知的財産創出、IP礎（ティディムドル）プログラム、IP翼（ナレ）プログラム、中小企業向けのIP即時支援サービス、グローバルなIP企業の育成、中小企業の技術奪取防止及び技術保護、知的財産紛争対応及び防止、道の産業技術保護のための協力体系の構築、技術取引促進ネットワークの構築、知的財産専門人材育成及び就職支援、IPドクター構築及び運営、IPを基盤とする協力強化に関連する多様な政策を推進した。

京畿道は道内の知的財産権の全般的管理のために京畿道科学技術課及び京畿知識財産センターを担当部処に指定し、知的財産権管理の一本化を図った。また、道に所属する公務員による職

³² 産業財産権認証支援事業、ベンチャー企業のR&Dに必要な技術情報の提供、第四次産業を基盤とする技術情報の提供、ワンストップ企業に対する支援事業、中小企業による次世代技術支援事業

務発明を保護・奨励するために公務員による職務発明の成果に対して発明者に登録・処分補償金を支給するとともに、中小企業が技術保護について常時相談できるように京畿道技術保護デスクを拡大して運営した。専門家（IPドクター）を活用して技術奪取・流出の有無を分析し、IP紛争防止コンサルティングを支援するなど技術特許保護対応体系を構築した。

また、刑事的・行政的措置のために産業財産特別司法警察、国家情報院の京畿支部、京畿・南北部警察庁、中小ベンチャー企業部、技術保証基金など関連機関と協力体系を構築し、道の産業技術保護のための協力体系として中小企業協議会、技術保護専門家とともに「京畿道中小企業技術保護協議会」を構築・運営した。その他、京畿道は2018年に道の特別司法警察の職務範囲に不良種子及び品種の捜査権を追加し、2019年には違法・不良種子の流通業社に対する捜査を実施した。さらに、IP即時支援団が現場を訪問して小企業が抱える知的財産関連の悩みに対するコンサルティングを提供し、輸出が有望なグローバルIP企業を対象に特許、ブランド、デザインなどに対する総合支援を行っている。

9. 江原道

江原道は①第四次産業革命を基盤とするIPの新しい成長エンジン確保、②中小企業のIP競争力向上及び保護力強化、③地域IPエコシステム基盤造成という戦略を基に、江原道知的財産の権利化支援、素形材技術の競争力強化支援、バイオ輸出商談会及び江原医療機器展示会の開催、中小企業のIP-R&D適用基盤構築、地域企業の海外進出及び保護強化、地域の知的財産研究の基盤強化、スクリプスコリア抗体研究院及び洪川メディカルハブ研究所の育成、バイオスター企業及び有望企業の育成、医療機器関連のスタートアップ育成、プラズマ産業、量子ドットナノ粉末素材の生産技術及び先端レーザーに特化したディスプレイ技術の活性化及び技術開発に関連する政策を推進した。

特に、中小企業を対象に知的財産権の海外出願費用などを支援し、知的財産支援事業の効果を高めるためにオン・オフラインのチャンネルを活用して知的財産支援事業を広報した。また、江原道に所在するカトリック関東大学、漢拏大学、翰林大学では知的財産教育プログラムを開発・運営した。さらに、抗体新薬の研究開発関連の職務発明補償の規定化及び知的財産権利化を支援して知的財産の創出・保護を行った。

10. 忠清北道

忠清北道は①地域の知的財産の範囲拡大、②中小企業のIP強化、③知的財産を基盤とする起業促進、④地域に特化したIP創出の支援、⑤地域の著作権基盤構築及び企業支援戦略を基に、忠北IP経営者クラブの運営、知的財産都市の活性化事業、忠北学生発明アイデアコンテストの開催、市郡巡回型移動特許相談、有望特許の事業化を促進する特許マップの支援、グローバルIPスター企業の育成、中小企業のIPを即時に支援、輸出企業による海外での知的財産権獲得の支援、海外での知的財産権紛争対応戦略の支援、中小企業のデザイン開発支援、デザイン開発商品展示会の開催、技術取引促進ネットワーク事業、IP翼（技術を基盤とするスタートアップのIP支援）、IP礎（起業予定者向けのIP教育及び支援）、特許ゾーン・ワンストップサービス、国内外での知的財産権利化の支援、試作品製作の支援、忠北一流ベンチャー企業の選定、優秀な著作物の発掘及び事業化の支援、中小企業向けの著作権活用戦略に関する特別講演の開催、中小企業の著作権診断及びコンサルティング支援、中小企業の著作権支援サービスに関連する政

策を展開した。

特に、移動特許相談を提供して地域的・時間的な限界によりIPアクセシビリティが低い中小・ベンチャー企業を支援し、知的財産関連支援事業が忠北の中部圏に集中している状況を打開するために忠北の北部地域（忠州、提川、丹陽）の中小企業及び個人を対象に国内外での知的財産権利化を支援し道の企業のバランスの取れた発展を図った。また、郷土農食品分野の中小企業を対象に知的財産戦略を策定するとともに、コンサルティングを提供して農業分野の知的財産による対外競争力を確保するために取り組んだ。道の中小企業が抱える知的財産関連の悩みを随時に解決・支援し、中小企業がIP競争力を確保できるようにした。

11. 忠清南道

忠清南道は①知的財産の創出振興、②知的財産の保護振興、③知的財産の活用振興、④知的財産の基盤振興、⑤新知的財産振興という戦略達成のために、海外での知的財産権利確保の支援、特許・ブランド・デザインの知的財産創出支援、知的財産保護振興、技術取引促進ネットワーク支援、地域の知的財産に対する認識を向上させる基盤構築、地域を基盤とする代表的なコンテンツ創出、忠南SWの品質力強化事業、農産物製品のデザイン事業及び主要特化作目の優良品種開発に関連する政策を展開した。

特に、輸出額と貿易収支額が全国最上位圏である忠清南道産業の特性を反映して中小企業の海外競争力強化のための知的財産コンサルティングを支援した。また、忠南IP経営者クラブ、グローバルなIPスター企業などを対象に「知的財産保護」をテーマに多様な特講を進め、韓国知識財産保護院、貿易委員会など知的財産保護関連機関との協業体系を構築した。知的財産に対する公務員の認識向上のために自治体の知的財産関連担当者を対象に、知的財産ワークショップを開催した。さらに、忠清南道農業技術院では内需・輸出向けの園芸作物の新品種と消費トレンドに合わせた機能性を強化した特用作物の新品種を開発した。

12. 全羅北道

全羅北道は①R&Dによる全羅北道の新しい成長エンジン産業である知的財産の強化、②知的財産活用促進による雇用創出のエコシステム基盤構築、③知的財産価値創出体系の構築、④新品種開発による知的財産の強化という戦略を基に、炭素複合材料を作るために工程設備を活用する中小企業の事業化支援、高品質な炭素繊維用添加剤の開発、国家食品クラスター企業への技術支援、地域の需要に応じたR&D支援、戦略産業の企業付設研究所の活性化支援及び全北特区での研究所企業の設立支援、機能性ゲーム産業の育成、全北創造経済イノベーションセンターの運営、知的財産権に強いグローバルな中小企業の育成、ブランド・デザインの価値創出及び中小企業に対する知的財産経営支援の強化、伝統資源中心の知的財産強化、新品種の開発による国際競争力の確保に関連する多様な政策を展開した。

特に、IP礎(ティディムドル)プログラムを運営して知的財産の権利化を支援し、地域に所在する中小・ベンチャー企業が抱えるIP関連の悩みを迅速に解決するためにIP即時支援サービスを提供した。また、IP翼(ナレ)プログラムを運営してスタートアップには事前特許紛争防止戦略に関するIPコンサルティングを提供し、海外進出予定の中小・ベンチャー企業には海外での知的財産出願費用を支援するなどグローバルなIPスター企業育成事業も運営した。また、機能

性果樹、パプリカ、スイカの新品種育成だけでなく、高品種の主産種子を生産するなど生物資源管理政策を展開した。

13. 全羅南道

全羅南道は①価値のある知的財産の創出体系高度化、②知的財産の品質強化及び効率的な保護体系構築、③付加価値の創出や拡散共有のための活用強化、④変化に柔軟な知的財産の造成、⑤新知的財産の発掘及び育成基盤の構築という戦略を基に、地域の知的財産の基盤及びインフラ構築、知的財産コンテンツの発掘・育成及びソフトウェアの品質向上、知的財産情報の戦略的活用、SW著作権侵害に備えた知的財産紛争解決の支援、技術取引促進ネットワーク構築の活性化、知的財産金融支援システムの構築、全南著作権サービスセンターの運営、エネルギー新産業のSW融合クラスターの造成、生物・遺伝資源及び新品種対応体系の合理化、幹細胞由来のバイオ新薬の素材開発事業、次世代ステント工程イノベーション技術高度化支援事業、Bio-IoTセンサー及び部品の技術高度化支援事業などの課題を推進した。

特に、全南知識財産センターで特許紛争や侵害への対応を支援し、企業を訪問してコンサルティングをし、企業が抱える悩みについて先行技術調査など実施してを解決した。（財）全南情報文化産業振興院及び全南著作権サービスセンターでSW著作権関連紛争解決を支援し、全南地域のコンテンツ・ICT企業を対象にSWの違法コピーによる侵害防止のためのSW資産管理コンサルティング及び著作権教育を実施した。また、生産性向上のための優良種子及び気候変動に対応する新品種を開発するなど生物・遺伝資源を確保するための多様な活動を展開し、農産資源の高付加価値加工素材化の技術開発及び特許確保を支援した。その他、地域の知的財産基盤構築のために全羅南道知識財産委員会を構成・運営し、公務員による職務発明補償制度を設けて公務員の研究意欲を高めた。

14. 慶尚北道

慶尚北道は①グローバルなIP強小企業の育成、②中小企業の生存力強化、③地域のIPインフラ構築という戦略の下、IP-R&D基盤の新技術開発と事業化に対する集中支援、優秀な知的財産確保のための実効的なR&D管理、グローバル製品の競争力強化、IP経営診断によるIP基盤造成及び中核技術の保護、中核技術の保護及び知的財産紛争に備える、地域の中小企業にIP関連のプロボノを行う、地域の知的財産創出基盤の造成、知的財産に対する認識向上、技術事業化の強化、自治体-関連機関間の協業による技術事業化促進に関連する課題を支援した。

特に、慶北知識財産センター、特許庁、韓国発明振興会、韓国知識財産保護院、韓国特許情報院など関連機関と協業してアイデア奪取行為に対する対応を支援するとともに、IP専門人材を確保する教育を実施し、職務発明補償制度の実例を案内することで制度の導入・早期定着を誘導した。また、道内企業の中核技術を保護するために知的財産権確保を支援し、技術を基盤とする起業初期に知的財産権紛争及びリスクに対応できる戦略を策定するようにした。

15. 慶尚南道

慶尚南道は①中小企業の知的財産力強化、②慶南の知的財産の範囲拡大、③知的財産を基盤とするスタートアップの育成、④優秀な知的財産の事業化支援、⑤中小企業の知的財産保護支援

という戦略を基に、慶南知的財産支援協議体（ネットワーク）の運営、R&D強小特区企業のIP支援、知的財産人材育成のための大会の開催、技術取引の支援及び知的財産活性化のための行事誘致、産業技術団地Post-BI特化支援、優秀な特許認証及び事業化支援、優秀な特許製品の展示会参加の支援、優秀な特許製品のデザイン開発支援、知的財産保護コンサルティング、知的財産関連相談などの課題を進めた。

特に、中小企業に対するIP教育だけでなく、関連機関などと連携して毎年説明会を開催し、企業からの要請があれば、韓国知識財産保護院と知識財産センターなど現場を訪問してコンサルティングを提供した。また、毎月2回ずつ慶南知識財産センターで無料相談できる知的財産権紛争相談室を運営して総合的な知的財産について案内し、コンサルティングを提供し、対応特許、商標などを確保するなど知的財産を基盤とする中小企業の経営に寄与した。

16. 済州特別自治道

済州特別自治道は①IP創出の拡大及び質的成長の支援、②中小企業向けのIP活用及び保護、③IPが自生するエコシステム造成、④済州特化産業及び未来有望産業のIP強化支援を戦略とし、IP創出の拡大、特許・商標・デザインのパッケージングによるIPポートフォリオの構築、産学研協力及び技術融合による高品質なIP創出、IP活用による成長エンジンの提供、グローバル市場への進出支援、IPを基盤とする人的・物的なエコシステム構築、地域のIPネットワーク拡張、地域ICT事業の競争力向上、清浄資源・IPと共にするバイオ産業の育成、コンテンツ・デザインのクリエイティブな環境造成に関連する課題に取り組んだ。

特に、道内中小企業による国内外での特許、実用新案、商標、デザインの権利化を支援し、技術を基盤とするスタートアップを対象にIP翼（ナレ）プログラム（成長段階に応じたIP戦略を支援する）を運営し、輸出又は輸出予定の企業を対象に海外での権利化など支援して権利を保護し、紛争を事前に防止することができるグローバルIPスター企業育成事業を運営した。また、道内の中小企業を対象にIP即時支援サービスを提供した。さらに、済州地域の生物多様性資源情報を確保して活用・保存体系を構築し、名古屋議定書の発効に伴う生物資源の主権を確保するとともに、持続利用可能な研究の基盤を固めた。この他、済州大学に知的財産関連の専門講座を設け、IP専門人材を育成するために取り組んでいる。

17. 世宗特別自治市

世宗特別自治市は①地域中小企業の成長エンジン確保、②中小企業の知的財産権の競争力強化、③地域の知的財産創出の基盤強化、④知的財産の保護・フレンドリーな環境造成という戦略を基に、産学研協力の技術開発、地域特化産業の育成及び世宗起業育成センターの運営など技術事業化の育成及び起業活性化、知的財産創出の支援、知的財産を基盤とする起業促進、知識財産センターの設立及び運営、R&Dを基盤とする産学研クラスターの設立、農業分野に特化した産業の育成及び未来農業ベンチャーの育成、公共著作物の開示、正規品SW使用文化の定着及びセキュリティ教育、知的財産教育の実施、世宗型アイデア・エコシステム造成に関連する課題を推進した。

2019年1月に世宗知識財産センターを開所し、2月に産学研クラスター支援センターを竣工・運営し、4月に世宗起業育成センターを開所するなど、地域の特性に合う知的財産保護活動をより

活発に展開していく計画である。また、先端輸送機器、精密医療など世宗市の地域特化産業関連企業と地域伝統産業関連企業の研究開発及び技術事業化を支援し、スマートファーム、スマートシティ分野におけるスタートアップを育成するための起業ビルを造成し、農業ベンチャー企業の製品高度化のためのテストベッド支援など、農業分野における特化産業の育成及び未来農業ベンチャー育成のための取り組みを活発に展開した。

PART 04

知的財産保護政策 執行成果

第1節 知的財産保護関連法令など制定・改正

第2節 知的財産関連法律の違反者の取り締まりなど

第3節 知的財産紛争解決

第4節 知的財産尊重文化の拡散

第5節 知的財産保護のための国内外の協力活動

第6節 海外における知的財産保護活動

2019年における韓国政府の知的財産保護政策執行成果を知的財産保護に関する法令などの制定・改正、知的財産関連法律の違反者の取り締まりなど知的財産紛争解決、知的財産尊重文化の拡散、知的財産保護のための国内外での協力活動、海外での知的財産保護活動に分けて紹介する。

第1節 知的財産保護関連法令など制定・改正

産業財産権、営業秘密に関連しては特許権及び営業秘密侵害に対する3倍賠償制度の導入などのために法改正を行い、侵害に対する実質的な損害賠償を可能にしたり、知的財産法の違反者を取り締まる特別司法警察の職務範囲を拡大するなど、知的財産権侵害を積極的に取り締まるとともに、知的財産権侵害によって被害を受けた権利者などをより実効的に救済するために取り組んだ。植物新品種に対しても関連法の違反者に対する罰金を引き上げるなど、「特許法」、「著作権法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「植物新品種保護法」など知的財産権の関連法律は2019年に全般的に知的財産保護をより強化する方向へと制定・改正されている。

1. 産業財産権

1) 「特許法」改正

2019年1月に改正された「特許法」は特許権、又は専用実施権侵害行為に対して損害額の3倍範囲で賠償額を算定する3倍賠償制度を導入し、侵害行為の具体的行為態様の提示義務を新設した。また、審判で当事者の申請により審判院長が国選代理人を選任できるようにし、国選代理人が選任された事件に対して審判手数料を減免できる根拠を設けた。

[表4-1-1]2019年「特許法」改正の主要内容1

公布2019.01.08 施行2019.07.09	
実施料賠償規定を改正 (第65条第2項など改正)	侵害者に請求できる実施料賠償金額を「通常」受けられる金額から「合理的に」受けられる金額に変更する
具体的行為態様の提示義務を新設 (第126条の2新設)	侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者が自ら具体的行為態様を提示するようにする
3倍賠償制度を導入 (第128条第8項、第9項新設)	侵害行為が故意だと認められる場合は、損害として認められる金額の3倍を越えない範囲で賠償額を認める
国選代理人を選任する根拠などを追加 (第139条の2新設)	特許審判で国選代理人を選任する根拠を追加し、国選代理人の選任事件に対して手数料を減免する

また、2019年12月に改正された「特許法」はソフトウェアなどのような「方法の発明」の場合、旧法がその方法を使用する行為のみを特許を取得した発明の実施と規定しており、ソフトウェアなどを情報通信網を通じて伝送する行為が実施に該当するかどうか不明であるため保護しにくい側面があることを考慮し、方法の発明の場合、その方法の使用を請約する行為を実施とみなすと改正された。ただし、これによるソフトウェア産業の萎縮を防止するために、そのような場合、特許権の効力はその方法の使用が侵害であることを知りながら請約する行為にのみ及ぶとした。

[表4-1-2]2019年「特許法」改正の主要内容2

公布2019.12.10 施行2020.03.11	
方法の発明の実施を明確化 (第2条第3号ロ目改正)	「行為」を「行為、又はその方法の使用を請約する行為」とする
方法の発明の侵害行為を改正 (第94条第2項新設)	特許を取得した発明の実施が方法の使用を請約する行為である場合、その方法の使用が特許権、又は専用実施権を侵害することを知らずして請約する行為に限定する

2) 「特許法施行令・施行規則」及び「実用新案法施行令」改正

2019年7月に改正された「特許法施行令」は優先審査の申請が少ない品質認証事業の結果物に関する特許出願などを優先審査の対象から外し、特許協力条約に基づいて特許庁が国際調査機関として国際調査を遂行した国際特許出願を優先審査の対象に追加するなど、他の特許出願に優先して審査することができる優先審査の対象を運営現実に合わせて合理的に調整した。実用新案に対しても同日、「実用新案法施行令」を改正して同様に修正した。

[表4-1-3]2019年「特許法施行令」改正の主要内容

公布2019.07.09 施行2019.07.09	
優先審査の対象を改正 (第9条改正)	第6号中「国の新技術開発支援事業、又は品質認証事業」を「科学技術基本法第11条に基づく国家研究開発事業」に改正、第7号の2「特許協力条約に基づく国際調査機関として国際調査を遂行した国際特許出願」規定を新設する

[表4-1-4]2019年「実用新案法施行令」改正の主要内容

公布2019.07.09 施行2019.07.09	
優先審査の対象を改正 (第5条第7号改正、第10号及び第11号削除)	第7号中「国の新技術開発支援事業、又は品質認証事業」を「科学技術基本法第11条に基づく「国家研究開発事業」に改正する

2019年6月に改正された「特許法施行規則」は特許取得後、発明者の記載に誤記があることが明らかでない場合に加え、発明者全員が署名、又は捺印した確認書類を添付する場合は発明者の追加又は訂正を可能にし、特許の手続きを行う者の署名に対する証明書類として公証書以外にも署名に対する権限を証明できる書類を含めるようにするなど現行制度の運営上で現れた一部の問題点を改善・補完した。

[表4-1-5]2019年「特許法施行規則」改正の主要内容

公布2019.06.10 施行2019.06.10	
発明者の追加訂正要件を緩和 (第28条改正)	発明者を追加時における特許取得決定前までの要件を削除する。ただし、誤記が明らかでない場合を除き、特許権者及び発明者全員が署名、又は捺印した確認書類を添付させる
特許の手続きを行う者の署名に対する権限証明書類を拡大 (第8条第1項第3号改正)	外国人の場合、本人が署名したことを裏付ける本国官公署の書面を含める

3) 「デザイン保護法」及び同法施行規則改正

「デザイン保護法」も「商標法」の改正日と同様に2019年に改正し、国選代理人を選任する根拠などを設けた。

[表4-1-6]2019年「デザイン保護法」改正の主要内容

公布2019.01.08 施行2019.07.09	
国選代理人を選任する根拠を追加 (第125条の2新設)	当事者の申請に従って国選代理人を選任することができる根拠を追加し、国選代理人の選任事件に対する審判手数料の減免を規定する

2019年9月に改正された「デザイン保護法施行規則」は同年6月「特許法施行規則」と同様に創作者追加の訂正要件を緩和し、その他デザイン図面統合などによる出願人の不便を減らそうとした。

[表4-1-7]2019年「デザイン保護法施行規則」改正の主要内容

公布2019.09.24 施行2019.10.01	
創作者追加の訂正要件を緩和 (第50条改正)	創作者全員が署名、又は捺印した確認書類を添付すれば、デザイン登録決定後も創作者を追加訂正できるように要件を緩和する

4) 「商標法」改正

2019年1月に改正された「商標法」は商標登録出願審査に関連した商標検索などの業務を遂行する専門機関を指定制から登録制に変更し、出願審査関連の調査・分析の品質向上を図った。また、審判で当事者の申請により審判員長が国選代理人を選任することができる根拠を追加し、経済的支援の効果を高めるために国選代理人が選任された事件に対して審判手数料を減免できる根拠を設けた。

[表4-1-8]2019年「商標法」改正の主要内容1

公布2019.01.08 施行2019.07.09	
商標専門機関の登録 (第51条、第52条改正)	商標専門機関の指定制を登録制に変更する
国選代理人を選任する根拠を追加 (第124条の2新設)	当事者の申請により国選代理人を選任できる根拠を追加し、国選代理人の選任事件に対する審判手数料の減免を規定する

2019年4月に改正された「商標法」は共有商標権の場合、各共有者が単独で存続期間更新登録を申請できるように要件を緩和した。

[表4-1-9]2019年「商標法」改正の主要内容2

公布2019.04.23 施行2019.10.24	
共有商標権の存続期間更新登録の申請要件を緩和 (第84条第3項削除、第118条第1項第2号改正)	共有商標権の場合、各共有者が単独で存続期間更新登録を申請できるように要件を緩和する

5) 「商標法施行令」改正

「商標法施行令」は他の商標登録出願に優先して審査できる優先審査の対象に商標登録出願人がその商標登録出願に関連して他の商標権者から異議を申し立てられた場合を追加するなど、現行制度の運営上で現れた一部の問題点を改善・補完した。

[表4-1-10]2019年「商標法施行令」改正の主要内容

公布2019.06.11 施行2019.07.09	
優先審査の対象を拡大 (第12条第2号の2及び第8号新設)	商標登録出願人がその商標登録出願に関連して他の商標権者から異議を申し立てられた場合(2019.06.11公布及び施行)及び優先審査を申請しようとする者が商標登録出願された商標に関して特許庁長が定めて告示する専門機関に先行商標の調査を依頼した場合にその調査結果を特許庁長に通知するように該当専門機関に要請した場合(2019.06.11公布、2019.07.09施行)を優先審査の対象に追加する

6) 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」改正

2018年に「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」(以下、「司法警察職務法」)を改正し、特許庁司法警察管理の職務範囲が2019年3月から従来の商標権と不正競争行為中の商品主体混同に限定されたことから特許権、営業秘密、デザイン権侵害と不正競争行為中の商品形態模倣まで拡大した。

[表4-1-11]2018年「司法警察職務法」改正の主要内容

公布2018.12.18 施行2019.03.19	
特許庁の公務員に司法警察管理の職務遂行権限を付与 (第5条第38号の2、第6条第35号の2新設)	司法警察管理の職務範囲を「特許法」に規定された特許権、又は専用実施権侵害に関する犯罪、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第18条第1項及び第2項に規定された営業秘密の取得・使用・漏洩に関する犯罪及び「デザイン保護法」に規定されたデザイン権、又は専用実施権侵害に関する犯罪に拡大する

7) 「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」制定

社会・経済的弱者が知的財産権を十分に保護されるように特許審判で国選代理人を選任できる根拠を設けるという内容に「特許法」などが改正³³され、その施行に必要な事項を定めるために「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則(2019.07.02公布、2019.07.09施行)」が制定された。

³³ 「特許法」のみならず、「実用新案法」、「デザイン保護法」及び「商標法」も2019年1月8日に改正され、同年7月9日に施行された。

2. 著作権

1) 「著作権法」改正

2019年に改正された「著作権法」は仮想・拡張現実の技術を利用した産業の発展を支えるために撮影などの主な対象に付随的に他の著作物が含まれる場合に著作権侵害を免責することができるようにし、公共文化施設が著作権者不明の著作物を活用して文化の向上や発展につなげるようにそれを利用することができる根拠を設けた。また、同改正には著作物流通のハブ役割を果たす著作権委託管理業者に対する主務官庁の管理監督を強化する内容も盛り込まれている。

[表4-1-12]2019年「著作権法」改正の主要内容

公布2019. 11. 26 施行2020. 05. 27	
付随的コピーなどの規定を新設 (第35条の3新設)	写真撮影、録音又は録画をする過程で見えたり聞こえたりする著作物が撮影などの主な対象に付随的に含まれる場合はコピー・配布・公演・展示又は公衆送信することができるようにする
文化施設によるコピーなどの規定を新設 (第35条の4新設)	国や自治体が運営する文化施設のうち相当な調査をしたにも関わらず、公表された著作物の著作財産権者やその人の居場所が分からない場合、その文化施設に保管された資料を収集・整理・分析・保存して公衆に提供するための目的でその資料を使って著作物をコピー・配布・公演・展示又は公衆送信することができるようにする
著作権委託管理業者に対する調査及び著作権信託管理業者の代表者などに対する懲戒を要求する根拠を追加 (第108条、第108条の2新設)	文化体育観光部長官は所属公務員が著作権委託管理業者の事務及び財産状況を調査できるようにし、著作権信託管理業者の代表者又は役員が職務に関連して背任罪などを理由に罰金刑以上を言い渡されるなどの理由に該当すれば、懲戒を要求できるようにする

2) 「著作権法施行令」改正

2019年に改正された「著作権法施行令」は補償金受領団体の未分配補償金の積立割合に関連して「著作権法」で委任した事項とその施行に必要な事項を規定した。

[表4-1-13]2019年「著作権法施行令」改正の主要内容

公布2019. 04. 16 施行2019. 04. 17	
未分配補償金積立割合を規定 (第7号第4号、第8条改正、 第8条の2新設、第18条第2項改正)	改正「著作権法」に基づき、補償金受領団体は未分配補償金の100分の5以上100分の30以下の範囲で未分配補償金の今後の分配実績、未分配補償金の積立状況を考慮して文化体育観光部長官が定めて告示する割合を積み立てるようにする

文化体育観光部は2019年にさまざまな著作権法関連の告示を改正した。「公共著作物の著作権管理及び利用指針告示」(01. 31)、「学校教育目的などへの利用補償金受領団体指定告示」(07. 01)、「図書館などの著作物のコピー・伝送利用補償金受領団体指定告示」(07. 01)、

「実演者の（商業用）レコード使用に対する放送・デジタル音声送信・公演補償金受領団体指定」（07.01）、「未分配補償金の積立割合告示」（07.01）、「教科用図書の著作物利用補償金基準告示」（12.10）などがそれに該当する。

3. 営業秘密及び産業技術

1) 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正

2019年1月に改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下、「不正競争防止法」）は営業秘密の要件を緩和し、故意の営業秘密侵害行為に対して損害額の3倍の範囲でその賠償額を認められるようにする3倍賠償制度を導入した。その他、営業秘密侵害行為の類型を拡大し、営業秘密流出に対する罰則と罰金額を引き上げるなど、企業の営業秘密保護を強化するために取り組んだ。

[表4-1-14]2019年「不正競争防止法」改正の主要内容

公布2019.01.08 施行2019.07.09	
営業秘密の要件を緩和 (第2条第2号改正)	合理的な努力がなくても秘密に維持されたら、営業秘密として認められるように営業秘密の認定要件を緩和する
3倍賠償制度を導入 (第14条の2第6項、第7項新設)	営業秘密の侵害行為が故意だと認められる場合は損害と認められた金額の3倍を越えない範囲で賠償額を認められるようにする
営業秘密侵害行為を拡大 (第18条第1項改正)	不正な利益を得たり営業秘密保有者に損害を与える目的で営業秘密を指定された場所の外に無断で流出したり営業秘密保有者から営業秘密の削除、又は返還を要求されたにも関わらず、それを保有しつづける行為なども営業秘密侵害行為として処罰することにする
侵害行為などに対する罰則を強化 (第18条第2項改正)	営業秘密侵害行為に対する罰則を従来は原則として営業秘密を外国で使用したり外国で使用されることを知りながらも行った場合は、15年以下の懲役、又は15億ウォン以下の罰金、その他の場合は10年以下の懲役、又は5億ウォン以下の罰金に引き上げる
営業秘密侵害、予備・陰謀犯罪に対する罰金を引き上げる (第18条の3改正)	営業秘密侵害行為の罪を犯す目的で予備、又は陰謀した者に対する罰金額を、外国で使用したり外国で使用されることを知りながらも行った場合は、2千万ウォン以下から3千万ウォン以下に、その他の場合は1千万ウォン以下から2千万ウォン以下に引き上げる

2) 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」改正

2019年に8月改正された「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」は国の中核技術の増加に比例して技術流出の手法が巧妙になっている中、国の中核技術に対するセキュリティーをより強化し、適法に提供された情報でも目的と違って外部に流出した場合に対する制裁及び現場で産業技術を体得した中核人材が海外の競合他社などに転職することで産業技術が流出することを防止する方策を講じた。

[表4-1-15]2019年「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」改正の主要内容

公布2019.08.20 施行2020.02.21	
国の中核技術の情報を非公開する規定を新設 (第9条の2新設)	国家機関などが国の中核技術に関する情報を公開できないようにするものの、国の安全保障及び国民経済に悪影響を与えない場合は利害関係人からの意見聴取、産業通商資源部長官などの同意を得た後、委員会の審議を経て公開できるようにする
国の中核技術を取り扱う専門人材の転職管理及び秘密保持などに関する契約締結の規定を新設 (第10条第1項改正)	国の中核技術を保有・管理する対象機関の長は国の中核技術の流出防止のために該当技術を取り扱う専門人材の転職管理及び秘密保持などに関する契約締結の措置を取るようになる
国の中核技術を保有する対象機関の海外との買収合併などに対する承認・申告の義務 (第11条の2改正)	国から研究開発費の支援を受けて開発した国の中核技術を保有する対象機関が海外との買収合併などを進める場合は事前に産業通商資源部長官の承認を受けるようにし、その他の国の中核技術を保有・管理する対象機関が海外との買収合併などを進める場合は産業通商資源部長官に事前に申告するようになる
産業技術の流出及び侵害行為を禁止する義務を追加 (第14条改正)	産業技術の流出及び侵害行為禁止義務の類型に適法な経路を通じて産業技術が含まれた情報を提供された者が情報を提供された目的以外の他の用途でその情報を使ったり公開したりする行為を追加する
損害賠償規定を新設 (第22条の2新設)	産業技術侵害行為による損害賠償規定を設け、事業技術侵害行為が故意だと認められる場合、裁判所が損害と認める金額の3倍の範囲で賠償額を決めることができるようになる
資料の提出、秘密保持命令規定を新設 (第22条の3, 第22条の4新設)	裁判所は産業技術の流出及び侵害に関する訴訟で侵害の証明、又は侵害による損害額の算定に必要な資料の提出を命じることができるようにし、訴訟過程で訴訟当事者、又は代理人などがその産業技術を訴訟の継続的な遂行以外の目的で使うなどの行為をすることができないように秘密保持命令を出せるようになる
国の中核技術の外国流出に対する処罰を強化 (第36条改正)	国の中核技術を外国で使ったり使われたりするようないかなる目的で窃取・欺罔・脅迫、その他の不正な方法で対象機関の国の中核技術を取得する行為などを行った場合、処罰を15年以下の懲役、又は15億ウォン以下の罰金から3年以上の有期懲役と15億ウォン以下の罰金を併科するように強化する

3) 「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」改正

2019年に改正された「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」は知的財産権侵害など不公正な貿易行為による被害企業の実効的救済のために知的財産権の侵害類型を拡大し、その他不公正な貿易行為の調査申請期間の拡大、貿易委員会の暫定措置内容の具体化、原産地表示違反物品の輸入・輸出行為に対する罰則水準引き上げなどを規定した。

[表4-1-16]2019年「不公正な貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」改正の主要内容

公布2019. 12. 10 施行2020. 06. 11	
不公正な貿易行為の種類など拡大 (第4条第1項第1号及び第3号改正)	不公正な貿易行為の種類に法令・条約に基づいて保護される著作権、データベース製作者の権利、地理的表示権を侵害する物品などを輸出・輸入する行為などを追加する
不公正な貿易行為の調査申請期間を拡大 (第5条第2項改正)	不公正な貿易行為があった日から1年以内に不公正な貿易行為の調査申請ができたことを、これからは不公正な貿易行為があった日から2年以内に不公正な貿易行為の調査申請ができるようにする
貿易委員会の暫定措置内などを容具体化 (第7条改正、第8条第2項新設)	不公正な貿易行為により回復できない被害を受けている、あるいは受ける恐れがある場合、貿易委員会が命じることができる暫定措置の内容、効力などを具体的に規定し、暫定措置を申請する者が担保を提供しない場合、担保の提供を命じることができる根拠を設ける
既に判定した知的財産権侵害品などの確認申請 期限規定を新設 (第14条の2第6項新設)	既に判定した知的財産権侵害品などに該当するかを確認する申請は該当物品に対する不公正な貿易行為をしようとする事実を知った日から、又は不公正な貿易行為があった日から2年以内に行うようにする
原産地虚偽表示物品などを輸出・輸入する行為 をした者などに対する罰則を引き上げる (第40条改正)	原産地を虚偽表示した物品などを輸出・輸入する行為をした者などに対する罰則を3年以下の懲役、又は3千万ウォン以下の罰金から5年以下の懲役、又は1億ウォン以下の罰金に引き上げる

4. 植物新品種など

1) 「植物新品種保護法」改正

2019年に改正された「植物新品種保護法」は「偽証罪」及び「虚偽表示の罪」に対する罰金を引き上げるなど罰則規定を修正することで他の法律との法定刑の偏差を調整し制裁の実効性を確保した。

[表4-1-17]2019年「植物新品種保護法」改正の主要内容

公布2019. 12. 10 施行2020. 06. 11	
偽証罪 (第132条改正)	偽証罪に対する罰則を従来の5年以下の懲役、又は1千万ウォン以下の罰金から5年以下の懲役、又は5千万ウォン以下の罰金に引き上げる
虚偽表示の罪 (第226条の2改正)	虚偽表示の罪に対する罰則を従来の3年以下の懲役、又は2千万ウォン以下の罰金から3年以下の懲役、又は3千万ウォン以下の罰金に引き上げる

2) 「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」及び同法施行令改正

2018年改正された「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律」（以下、「遺伝資源法」）は韓国国内の遺伝資源などに対するアクセス申告の例外に「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」に基づく承認を追加し、同改正は2019年6月に施行された。

[表4-1-18]2019年「遺伝資源法」改正の主要内容

公布2018. 12. 24 施行2019. 06. 25	
生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律に基づく承認を追加 (第9条第2項第5号新設)	生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律に基づく承認の場合、第9条に基づく韓国国内の遺伝資源などに対するアクセス申告をしたとみなす

第2節 知的財産関連法律の違反者の取り締まりなど

知的財産権法に違反した事犯に対して警察庁と検察庁が取り締まり又は起訴などの処分を行い、関税庁が知的財産権侵害品を摘発して通関保留措置をとるだけでなく、特許庁及び文化体育観光部、農林畜産食品部などでも特別司法警察を設けて産業財産権、著作権、営業秘密、品種保護権侵害に対するオン・オフラインでの取り締まりを実施し、それに対して是正勧告措置などを出している。このように韓国政府は知的財産権侵害発生状況を徹底的に把握し、それに対する制裁を加えることで知的財産保護のために努力している。

1. 産業財産権

1) 産業財産権法律違反事件の受理・処理

検察庁は産業財産権、著作権など知的財産権法違反事件を受付、処理する。検察庁が受理した知的財産権法律違反事件数は2015年をピークを迎え、その後5年連続減少している。2019年に検察庁が受理した知的財産権法違反事件数は前年比約3.86%減の17,886件となり、そのうち17,736件が処理された。起訴率は前年比2.41ポイント増の16.18%となった。

[表4-2-1]直近5年間検察庁が受理した知的財産権法律違反事件の処理状況

区分		2015	2016	2017	2018	2019
事件受理	件	51,458	32,486	23,716	18,605	17,886
	人	60,281	42,440	31,664	25,325	24,928
事件処理	件	51,515	32,489	23,670	18,569	17,736
	人	60,371	42,161	31,730	25,328	24,508
起訴率 (%)	件	10.0	14.4	14.8	13.77	16.18
	人	9.9	12.5	13.0	11.96	13.40

* 出処：法務部刑事企画課

「商標法」違反事件は産業財産権法律違反事件のうち検察庁で受理される件数が最も多い。2019年に「商標法」違反で検察庁が受理した事件数は前年比約41.83%増の5,001件と、2016年以降

減少傾向にあったが2019年に増加した。検察庁が処理した事件数は前年比約38.92%増の4,944件である。また、「商標法」違反事件の起訴率は前年比5.72ポイント減の36.71%となった。

[表4-2-2]直近5年間検察庁が受理した「商標法」違反事件の処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴 ³⁴	その他 ³⁵
				拘束	不拘束				
2015	件	4,999	4,950	97	175	2,788	61.8	1,239	651
	人	6,355	6,285	118	296	2,986	54.1	1,848	1,037
2016	件	5,280	5,302	83	222	2,845	59.4	1,528	624
	人	6,885	6,814	99	339	3,069	51.5	2,190	1,117
2017	件	4,044	4,074	55	132	2,036	54.6	1,315	536
	人	5,346	5,462	64	238	2,268	47.1	1,921	971
2018	件	3,526	3,559	28	112	1,370	42.43	1,451	598
	人	4,533	4,626	31	177	1,516	37.27	1,919	983
2019	件	5,001	4,944	14	119	1,682	36.71	2,021	1,108
	人	6,664	6,540	17	167	1,820	30.64	2,801	1,735

* 出処：法務部刑事企画課

2019年に「特許法」違反で検察庁が受理した事件数は前年比約0.65%増の312件と、前年比約3.25%増の318件が処理された。起訴率は前年比0.15ポイント減の4.40%と、2015年以降連続して低下している。

[表4-2-3]直近5年間検察庁が受理した「特許法」違反事件の処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2015	件	354	352	-	3	24	7.7	194	131
	人	702	737	-	4	31	4.7	382	320
2016	件	409	406	-	9	16	6.2	256	125
	人	785	786	-	15	21	4.6	517	233
2017	件	367	363	-	8	12	5.5	227	116
	人	758	731	-	15	16	4.2	428	272
2018	件	310	308	-	8	6	2.55	185	109
	人	642	684	-	9	7	2.34	430	238
2019	件	312	318	-	5	9	4.40	201	103
	人	617	610	-	7	10	2.78	345	248

* 出処：法務部刑事企画課

2019年度に「実用新案法」違反で検察庁が受理した事件数は合計19件と前年比約35.71%増加したが、全般的には過去5年間で急激に減少する傾向にある。2019年に検察庁が処理した事件数は18件と前年と同じである。

³⁴ 嫌疑なし、起訴猶予、罪とならず、公訴権なし、却下された場合をいう。

³⁵ 起訴中止、参考人中止、保護事件送致、他官送致などをいう。

[表4-2-4]直近5年間検察庁が受理した「実用新案法」違反事件の処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2015	件	56	60	-	1	4	8.3	33	22
	人	99	110	-	2	5	6.4	61	42
2016	件	74	72	-	-	2	2.8	45	25
	人	105	102	-	-	3	2.9	67	32
2017	件	36	39	-	1	3	10.3	28	7
	人	63	66	-	2	3	7.6	49	12
2018	件	14	18	-	-	3	16.67	10	5
	人	24	34	-	-	4	11.76	19	11
2019	件	19	18	-	-	-	-	10	8
	人	41	27	-	-	-	-	15	12

* 出処：法務部刑事企画課

「デザイン保護法」違反で検察庁が受理した事件数は2014年以降やや減少していたが、2019年には前年比約14.63%増の423件となった。2019年に検察庁が処理した事件数は前年比約19.6%増の421件であり、起訴率は前年比5.39ポイント減の4.27%である。

[表4-2-5]直近5年間検察庁が受理した「デザイン保護法」違反事件の処理状況

区分	事件 受理	処理							
		処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他	
			拘束	不拘束					
2015	件	335	341	-	2	23	7.3	208	108
	人	530	542	-	2	27	5.4	313	200
2016	件	305	304	-	4	37	13.5	181	82
	人	511	512	-	9	45	10.5	289	169
2017	件	307	302	-	2	22	7.9	175	103
	人	597	582	-	5	32	6.4	278	267
2018	件	369	352	-	7	27	9.66	211	107
	人	635	591	-	11	31	7.11	304	245
2019	件	423	421	-	5	13	4.27	301	102
	人	622	636	-	8	20	4.40	433	175

* 出処：法務部刑事企画課

警察庁は産業財産権法律違反に対する定期及び特別取り締まり活動をしている。2019年に警察庁は前年比約3.41%増の182件の「特許法」違反事件を処理して366人を検挙し、そのうち54人が起訴された。また、前年比約8.97%増の2,708件の「商標法」違反事件を処理して3,692人を検挙し、そのうち2,335人が起訴された。

[表4-2-6]直近5年間の警察庁の産業財産権侵害事件処理状況

[単位：件、人]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
特許法違反	発生件数	208	188	192	176	182
	検挙人数	487	353	398	364	366
	起訴人数	59	66	73	52	54
商標法違反	発生件数	2,692	3,113	2,262	2,485	2,708
	検挙人数	3,543	4,248	3,272	2,832	3,692
	起訴人数	2,727	3,251	2,514	1,758	2,335

* 出処：警察庁捜査課

2) 知的財産権侵害品の輸出入制限

関税庁は2009年から（社）貿易関連知的財産権保護協会に所属する専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣するなど、関連機関と合同して知的財産権侵害品取り締まりを実施している。2019年には商標権侵害品を計245件摘発した。これは関税庁が摘発した知的財産権関連侵害品の約90%を占めるもので、通関段階で摘発される知的財産権侵害品の多くは商標権侵害品である。

摘発された商標権侵害品数は2017年まで減少傾向にあったが、2018年以降再び増加した。2019年には前年比約59.09%増加した。侵害品の総額も前年比約29.47%増の6,431億ウォンであった。

[表4-2-7]直近5年間の知的財産権侵害品の摘発状況

[単位：件、億ウォン]

区分	2015		2016		2017		2018		2019	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商標権	173	4,625	162	3,192	122	1,400	154	4,967	245	6,431
特許権	-	-	-	-	1	1	1	3	2	10
その他	2	4	4	3	3	1	4	70	26	169
計	175	4,629	166	3,195	126	1,402	159	5,040	273	6,609

* 出処：関税庁

また、関税庁は2019年に商標権など知的財産権侵害品369件に対して通関保留措置をとった。関税庁の通関保留措置がとられた物品の多くは商標権侵害品で、2015年から持続的に減少していたが2019年には前年比約23.67%増加している。

[表4-2-8]直近5年間の知的財産権侵害品の通関保留措置の実績³⁶

[単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
商標権	363	278	255	245	303
その他	17	28	35	53	66
計	380	306	290	298	369

* 出処：関税庁

関税庁は知的財産権侵害品をより迅速かつ効果的に鑑定・摘発するために2009年から知的財産権統合情報管理システム（IPIMS³⁷）を運営している。IPIMSを通じて通関段階で産業財産権、著

³⁶ 輸入申告後、通関段階で通関保留となった件に限り、個人物品（携帯品、郵便物など）は除く。

³⁷ Intellectual Property Information Management Systems

作権など知的財産権侵害の疑いがある物品に関する情報を知的財産権者に伝送し、権利者が直接侵害の有無を鑑定できるようにしている。

2019年にIPIMSを通じて知的財産権者に侵害鑑定を申し込んだ、侵害の疑いがある物品の件数は計4,137件と、そのうち約78.39%に該当する3,243件が知的財産権を侵害したことが明らかになった。

[表4-2-9]直近5年間IPIMSを通じた侵害の疑いがある物品の鑑定件数

区分		2015	2016	2017	2018	2019
鑑定申込		3,789	3,387	3,448	3,820	4,137
鑑定結果	侵害	3,367	2,688	2,819	3,209	3,243
	非侵害	422	699	629	611	894

* 出処：関税庁

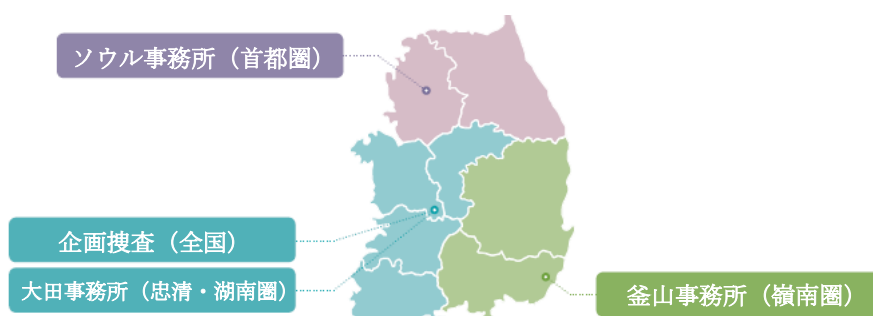
3) 模倣品などに対するオン・オフラインでの取り締まり・是正勧告など

イ) 産業財産特別司法警察の運営

特許庁は2010年9月に商標権特別司法警察を発足³⁸させ、ソウル、大田、釜山の3つの地域に地域事務所を置いて取り締まり人材を配置し、商標権侵害模倣品の販売者・流通者に対してオン・オフラインで取り締まっている。さらに、2019年3月に改正された「司法警察職務法」の施行により、特許、営業秘密、デザイン侵害及び不正競争行為のうち商品形態模倣の捜査までその職務範囲が拡大した産業財産特別司法警察をスタートさせた。

2019年に押収された商標権侵害品は前年比約1,155.71%増の6,269,797件と、これを正規品換算額で換算すると633.1億ウォンに達し、前年に比べて約173.61%増加している。前年比で取り締まり物品数が増加したのは、偽造マスクパックの流通を取り締まって押収した数量が多かったためである。

[図4-2-1]産業財産特別司法警察の地域事務所の状況



* 出処：特許庁

³⁸ 「司法警察職務法」第5条第38号及び第6条第35号

[表4-2-10]直近5年間の産業財産特別司法警察による模倣品（商標権侵害）取り締まり実績

[単位：人、点、億ウォン]

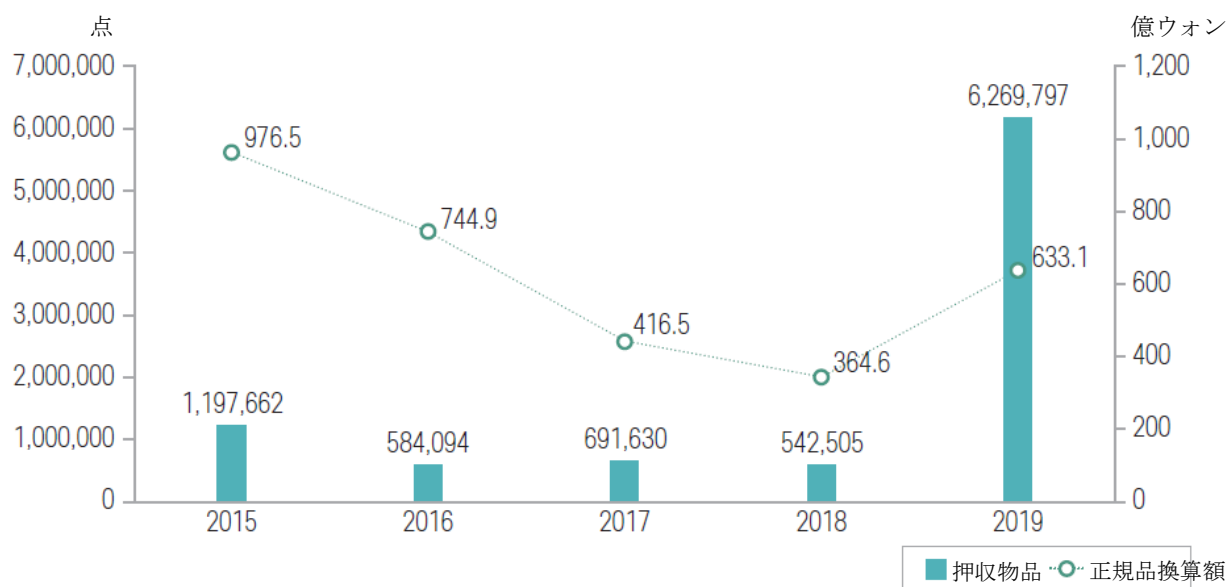
区分	2015	2016	2017	2018	2019
刑事立件	378	351	362	361	376
押収物品	1,197,662	584,094	691,630	542,505	6,269,797
正規品換算額	976.5	744.9	416.5	364.6	633.1

* 出処：特許庁

産業財産特別司法警察が押収した模倣品を分析した結果、衣類、かばん、時計、靴など持続的に摘発される商品のほか、自動車のホイール、化粧品のような国民の安全及び健康に直結する商品も市中に流通していることが明らかになり、完成品だけでなく半製品状態の模倣品も韓国国内に持ち込まれていることが分かった。

[図4-2-2]直近5年間の産業財産特別司法警察による模倣品の押収件数及び正規品換算額

[単位：点、億ウォン]



* 出処：特許庁

模倣品の取り締まり強化及び流通根絶のために2006年から模倣品申告報奨金制度を運営しており、2019年には約7千7百万ウォンの申告報奨金を支給した。

[表4-2-11]直近5年間の模倣品申告報奨金の支給実績

区分	2015	2016	2017	2018	2019
支給額（百万ウォン）	103	103	103	120.5	77
正規品換算額（億ウォン）	1,916	1,245	1,841	2,530	1,120
支給額比実績（倍） （支給額/正規品換算額）	1,860	1,209	1,787	2,100	1,455

* 出処：特許庁

自治体は韓国知識財産保護院とともに、模倣品が頻繁に流通した地域の小商人を対象に模倣品流通行為に対する是正勧告³⁹を出し、是正履行の有無を確認している。また、司法機関及び商標権者などと共同で模倣品流通に対する合同取り締まりも推進した。

その結果、2019年一年間で是正勧告を出し、是正が確認できた件数は前年比約2.62%増の2,424件であり、摘発物品は前年比約18.95%増の7,745点であった。

[表4-2-12]直近5年間の自治体の是正勧告実績

[単位：件、点]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
是正勧告	1,816	1,732	1,632	1,651	1,679
是正履行の確認	461	564	695	711	745
摘発物品	6,384	7,134	6,548	6,511	7,745

* 出処：韓国知識財産保護院

[表4-2-13]2019年の自治体別の是正勧告支援実績⁴⁰

[単位：回、件、点]

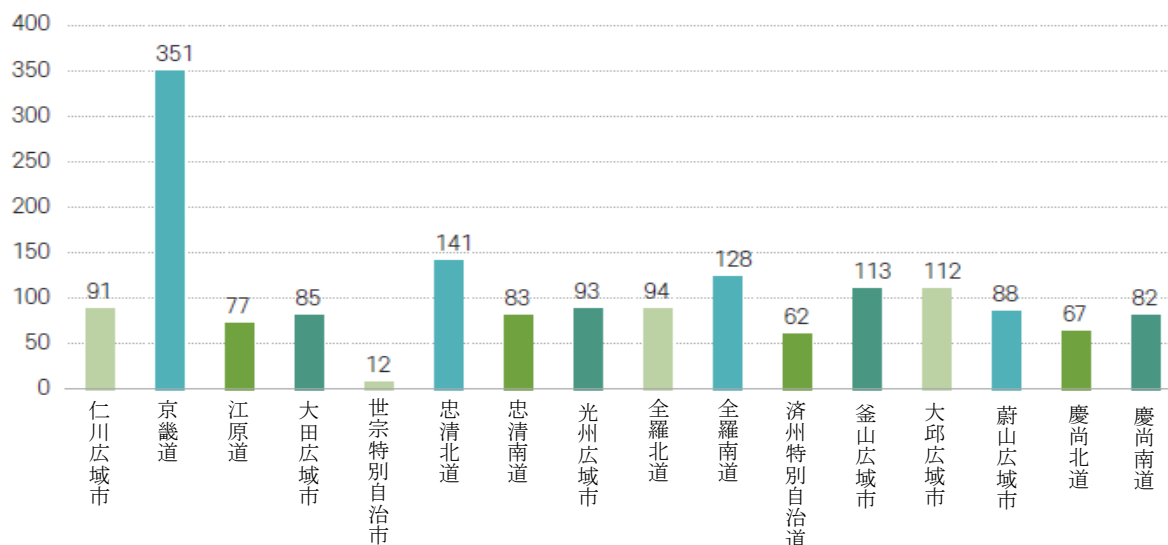
区分	支援回数	是正勧告	是正履行の確認	摘発物品
仁川広域市	9	91	31	711
京畿道	40	351	170	1,800
江原道	10	77	15	398
大田広域市	9	85	72	289
世宗特別自治市	4	12	12	40
忠清北道	8	141	55	514
忠清南道	7	83	25	296
光州広域市	7	93	43	314
全羅北道	6	94	25	327
全羅南道	8	128	63	386
済州特別自治道	2	62	-	353
釜山広域市	10	113	77	449
大邱広域市	7	112	28	710
蔚山広域市	5	88	43	425
慶尚北道	7	67	34	296
慶尚南道	10	82	52	437
計	149	1,679	745	7,745

* 出処：韓国知識財産保護院

³⁹ 事業者は是正措置命令を受ける前に、関連法律を違反する行為を自ら中止したり同法に規定された義務やその他の是正のために必要な措置を履行するように是正勧告を受けることもある。事業者が該当勧告案を受諾することを該当行政庁に通知すれば、是正措置命令が発令されたのと同様に扱われる。

⁴⁰ ソウル特別市の場合は民生司法警察団が自主的に取り締まっており、是正勧告業務を遂行していないため、本統計には集計されない。

[図4-2-3]2019年の自治体別の是正勧告件数



* 出処：韓国知識財産保護院

ロ) オンライン上の模倣品流通サイトの調査及び遮断・閉鎖要請など

特許庁はオンラインでの模倣品流通情報を常時収集し、オープンマーケット、SNS、個人ショッピングモールなどで模倣品が流通したことが明らかになると、オンライン事業者及び放送通信審議委員会に販売中止、又はサイトの遮断・閉鎖を要請する。

オンライン事業者に対する模倣品販売中止の要請件数は毎年増加している。2019年一年間の販売中止件数は前年比約23.96%増の7,662件であり、個人ショッピングモールサイトの遮断・閉鎖件数は前年比約51.11%増の340件であった。

また、模倣品在宅モニタリング団を運営し、在宅要員による証拠収集の成果物121,536件、386件の商標に対してオンライン事業者及び商標権利者に販売中止を要請した。これによる消費者の被害防止効果は9,382億ウォンと推計される。

[表4-2-14]直近5年間のオンライン上の模倣品流通サイトの遮断及び閉鎖件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
オープンマーケット、SNS、ポータルなど (販売中止)	5,673	5,888	6,156	6,181	7,662
個人ショッピングモール (サイトの遮断・閉鎖)	418	368	191	225	340
計	6,091	6,256	6,347	6,406	8,002

* 出処：韓国知識財産保護院

4) 知的財産権の虚偽表示の取り締まり・是正

特許庁は知的財産権を虚偽表示することで消費者に誤認・混同を引き起こし、健全な商取引秩序を乱す行為を是正するために、知的財産権虚偽表示申告センターを設置・運営している。

同センターが受理する申告件数は毎年増加しており、その多くはオンラインで流通する製品に関わるものである。2019年一年間で知的財産権虚偽表示申告センターを通じて特許庁に申告された知的財産権の虚偽表示件数は3,195件で、3,128件に対して是正措置を完了した。特許庁と同センターはインターパーク、オークションなどのオープンマーケット、ティモン、クーポンなどのソーシャルコマース企業、ネイバーなどのインターネットポータル8社と協力体系を構築し、オンラインマーケットでの販売者の認識向上のための教育及びオン・オフライン上の広報を進めている。

[表4-2-15] 特許庁の知的財産権虚偽表示申告センター運営実績 [単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
申告受理	170	2,625	3,000	3,148	3,195
是正完了	-	2,068	3,292	3,301	3,128

* 出処：特許庁

[図4-2-4] PM2.5マスクに対する産業財産権の虚偽表示摘発事例

特許庁と食品医薬品安全処は今年、PM2.5遮断マスクの使用増加を受け、169のオンラインショッピングモールを2カ月間集中的に点検した結果、1,125件を摘発した。類型別には特許など虚偽表示が680件と最も多く、虚偽・誇大広告437件、品質・表示違反8件などである。摘発された産業財産権の虚偽表示は主に登録期間が満了して失効した権利番号を表示した事例（450件）、デザインを特許と表記するなど権利名称を書き間違えた事例（187件）であった。特許庁は摘発された虚偽表示の販売掲示物に対して削除及び販売中止など是正措置を出し、オンライン上の虚偽表示となった広告内容を直ちに修正した。



権利名称を虚偽表示

* 出処：メディカルワールドニュース（www.medicalworldnews.co.kr、2019.07.04）

5) 不公正な貿易行為の調査・制裁

貿易委員会は知的財産権侵害、又は原産地表示違反物品の輸出入など不公正な貿易行為について調査し、違反業者に対しては侵害品の輸出・輸入・販売・製造行為の中止、搬入の排除及び廃棄処分など是正命令⁴¹を出し、課徴金を課す。2019年には知的財産権侵害13件と調査され、不公正な貿易行為に対する調査申請の100%は知的財産権侵害事案であることが分かった。

貿易委員会は知的財産権侵害品の輸出入など、不公正な貿易行為を自発的に監視させるために（社）貿易関連知的財産保護協会、韓国知識財産保護院、韓国衣類産業協会、韓国玩具協会、韓国文化コンテンツライセンス協会、大韓化粧品協会などを「不公正貿易行為申告センター」に指定・運営している。

⁴¹ 事業者が是正措置命令を受けたにも関わらず、違反行為を繰り返したり是正履行を行わなければ、履行強制金処分、又は罰金賦課などの制裁を受けることもある。

[表4-2-16]直近5年間の不公正な貿易行為に対する調査

[単位：件]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
知的財産権 侵害	商標	-	2	2	3	6
	特許	9	8	5	4	5
	実用新案	-	-	-	-	-
	デザイン	-	1	1	-	-
	著作	-	-	-	2	2
	営業秘密	-	1	-	-	-
	小計	9	12	8	9	13
原産地表示違反		-	-	1	1	-
虚偽・誇張表示		-	-	-	-	-
輸出入の秩序の乱れ		-	-	-	-	-
計		9	12	10	10	13

* 出処：貿易委員会

2. 著作権

1) 「著作権法」違反事件の受理・処理

検察庁が受理した「著作権法」違反事件は知的財産権法事件の約65.52%に該当する。2019年に「著作権法」違反で検察が受理した事件数は前年比約15.23%減の11,719件で、検挙された人数は15,831人で2015年にピークを迎え、その後5年連続減少している。起訴率は前年比1.59ポイント増の8.23%である。

[表4-2-17]直近5年間検察庁が受理した「著作権法」違反事件の処理状況

[単位：件、人]

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2015	件	45,426	45,573	2	100	1,869	4.3	39,995	3,607
	人	51,931	52,141	3	202	2,158	4.5	45,467	4,311
2016	件	26,113	26,142	2	64	1,315	5.3	22,304	2,457
	人	33,461	33,393	2	95	1,485	4.7	28,406	3,405
2017	件	18,677	18,637	1	83	1,079	6.2	15,186	2,288
	人	24,280	24,309	1	111	1,256	5.6	19,806	3,135
2018	件	13,824	13,820	8	68	841	6.64	10,317	2,586
	人	18,356	18,392	8	99	1,006	6.05	13,756	3,523
2019	件	11,719	11,664	3	82	876	8.23	8,443	2,260
	人	16,006	15,831	7	117	1,011	7.16	11,529	3,167

* 出処：法務部刑事企画課

警察庁は著作権を保護するために「著作権法」違反に対する定期及び特別取り締まり活動を施行する。警察庁は2019年に前年比約22.18%減の7,489件の「著作権法」違反事件を処理して9,847人を検挙し、そのうち2,674人が起訴された。著作権侵害事件は2015年以降減少傾向にある。

[表4-2-18]直近5年間警察庁が受理した著作権侵害事件の処理状況

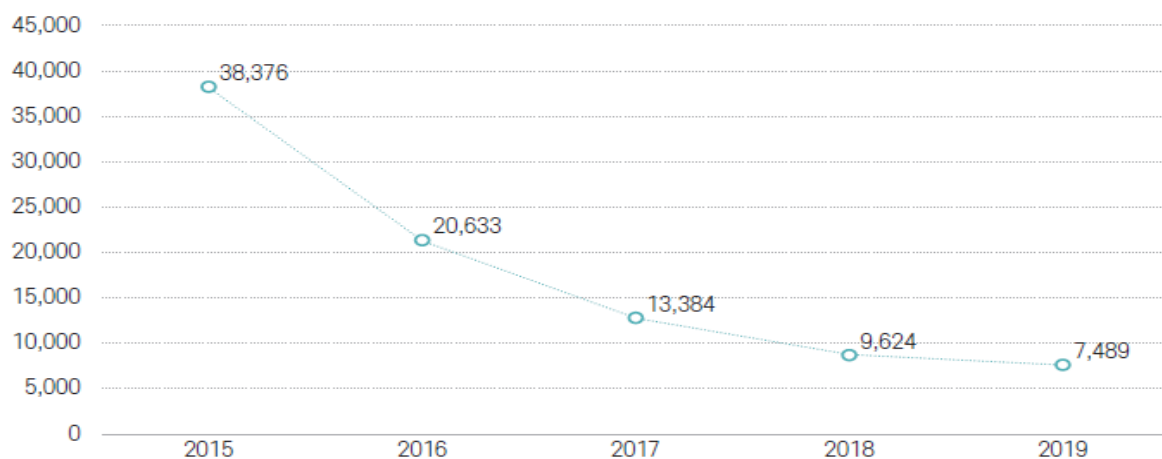
[単位：件、人]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
「著作権法」違反	発生件数	38,376	20,633	13,384	9,624	7,489
	検挙人数	39,920	22,168	14,629	11,724	9,847
	起訴人数	7,619	4,805	3,624	2,921	2,674

* 出処：警察庁捜査課

[図4-2-5]直近5年間警察庁が受理した著作権侵害の発生推移

[単位：件]



* 出処：警察庁捜査課

2) 著作権侵害品の輸出入制限

関税庁が摘発する知的財産権侵害品で最も多いのは商標権侵害品で、次いで著作権侵害品である。2019年に関税庁は前年比40.0%増の21件の著作権侵害品を摘発した。著作権侵害品件数は増加したのに対し、摘発された著作権侵害品の正規品換算額は前年比約69.5%減の43億ウォンであった。

[表4-2-19]直近5年間の著作権侵害者に対する取り締まり実績

[単位：件、億ウォン]

区分	2015		2016		2017		2018		2019	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
著作権	17	25	12	128	29	84	15	141	21	43

* 出処：関税庁

関税庁が通関保留措置を取る著作権侵害品件数は2013年以来全般的に増加している。2018年には前年比約41.67%減の14件となったが、2019年には前年比約78.57%増の25件となっている。

[表4-2-20]直近5年間の著作権侵害品の通関保留実績⁴²

[単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
著作権	11	19	24	14	25

* 出処：関税庁

⁴² 輸入申告後、通関段階で通関保留となった件に限り、個人物品（携帯品、郵便物など）は除く。

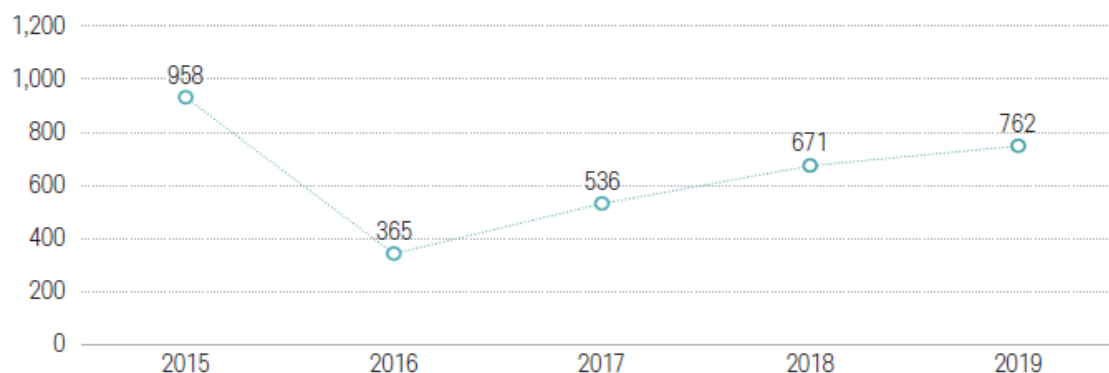
3) オン・オフライン上の違法コピー品に対する取り締まり及びモニタリング

イ) 著作権特別司法警察の運営及び科学捜査支援

文化体育観光部は2008年9月から著作権特別司法警察を運営している⁴³。著作権特別司法警察はソウル、釜山、世宗、光州、大邱の5地域に地域事務所を設け、該当管轄地域の著作権侵害に対する取り締まり及び捜査業務を担当する。

2019年に著作権特別司法警察は前年比約13.56%増の762件の著作権侵害者を送検した。

[図4-2-6]直近5年間の著作権特別司法警察による著作権侵害者の送検件数



* 出処：警察庁捜査課

特に、著作権特別司法警察は新しい類型の著作権侵害に対応するために毎年、企画捜査を実施している。

[表4-2-21]直近5年間の著作権特別司法警察による主要企画捜査の状況

年度別		企画捜査名	推進実績
2015	上半期	ストリーミング・リンクサイトへの企画捜査 (10のサイト、iframe方式 - 韓国初)	運営者10人を捜査
	下半期	ストリーミング・リンクサイトへの企画捜査 (4のサイト、直接リンク方式 - 韓国初)	2016年上半期継続
2016	上半期	リンクサイトへの企画捜査 (4のサイト、直接リンク方式 - 韓国初)	運営者5人を捜査
	下半期	キャラクター違法コピー品の流通業者 (オンラインショッピングモールなど) への 企画捜査	流通業者5人を捜査
	年中	違法SWヘビーアップローダーへの企画捜査	アップローダー57人を捜査
2017	上半期	著作権侵害海外サイトへの企画捜査 (8のサイト)	運営者6人を捜査及び送検
	下半期	キャラクターのコピー商品の流通業者及び 販売業者への企画捜査	流通業者6人、販売業者 (UFO キャッチャーセンター) 4人 を捜査及び送検
	年中	SWの不法アップローダーへの企画捜査 (ウェブハードのヘビーアップローダー)	アップローダー49人を捜査

⁴³ 「司法警察職務法」第5条第26号及び第6条第23号

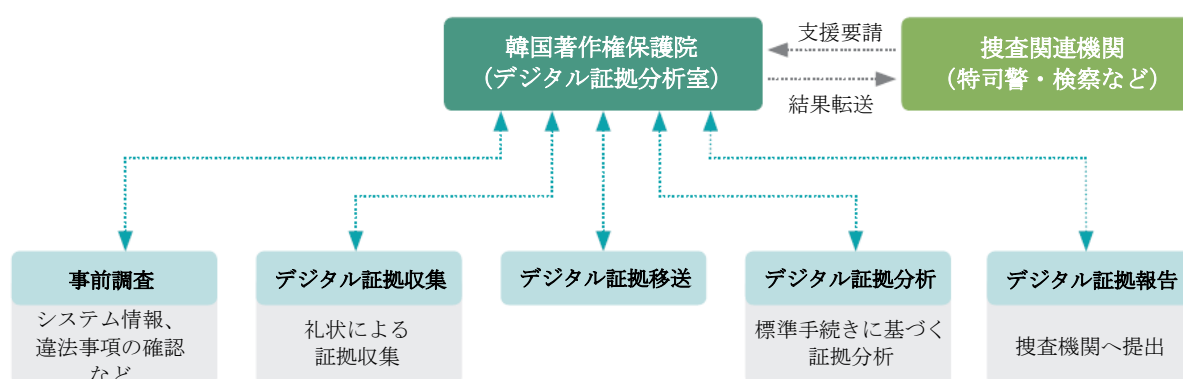
2018	上半期	キャラクターのコピー商品の流通業者への企画捜査	流通業者5人を捜査及び送検
	年中	違法な海外サイトへの企画捜査	9のサイト運営者など17人を捜査及び送検
		ウェブハードの違法アップローダーへの企画捜査	アップローダー70人を捜査
2019	上半期	著作権侵害海外サイトへの企画捜査 (12のサイト：ウェブトゥーン4件、 漫画スキャン1件、トレント7件)	運営者など5のサイトの6人を捜査及び送検（起訴2人、起訴中止4人）、捜査中の7件
	下半期	著作権侵害海外サイトへの企画捜査 (6のサイト：ウェブトゥーン2件、 トレント4件)	捜査中
	年中	ウェブハードの違法アップローダーへの企画捜査	アップローダー47人を捜査

* 出処：文化体育観光部

デジタル著作権侵害科学捜査⁴⁴とは、著作権侵害犯罪に対するデジタル証拠資料が法的な証拠能力を持てるよう、標準化された手続きと方法によって収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。

文化体育観光部傘下の韓国著作権保護院は警察庁、検察庁、著作権特別司法警察隊などの捜査機関からデジタル証拠収集及び分析に対する技術支援の要請を受けて科学捜査を支援している。

[図4-2-7]デジタル著作権侵害科学捜査の手続き



* 出処：韓国著作権保護院

デジタル著作権侵害に対する科学捜査は拡大傾向にあり、2019年には553件の科学捜査が行われた。特に、文化体育観光部は警察庁と合同して国内の取り締まりを避けて海外にサーバーを移転して違法コピー品を流通する違法サイトに対する企画捜査を支援した。その結果、「マルマル2」、「オルナイドットコム」など20の違法コピー品流通サイトを閉鎖した。その他、ウェブハードで非提携違法コピー品を常習的にアップロードする52のアカウントに対する著作権侵害科学捜査も進めた。

⁴⁴ Digital Copyright Infringement Forensics

[表4-2-22]直近5年間のデジタル著作権侵害科学捜査の状況

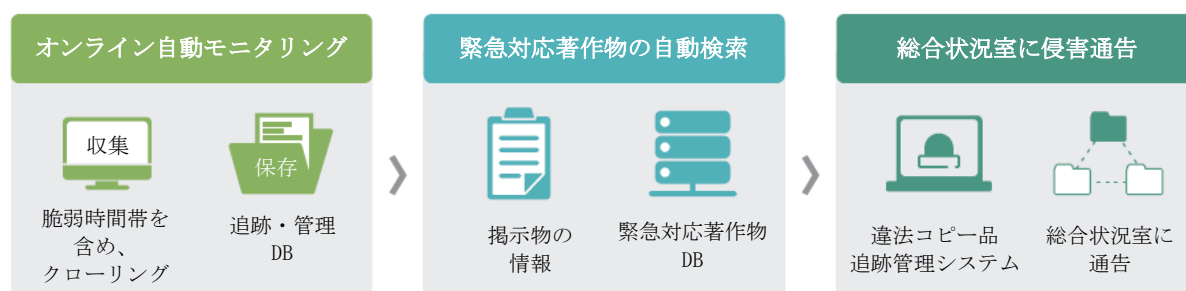
[単位：件]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
文化体育 観光部	本部	119	233	313	239	269
	ソウル	127	44	17	53	55
	世宗	30	13	37	77	45
	光州	50	31	19	34	14
	釜山	59	56	32	51	50
	大邱	59	73	22	33	101
	小計	444	450	440	487	534
検察	3	-	-	-	1	
その他	7	14		25	18	
計		454	464	440	512	553

* 出処：韓国著作権保護院

また、韓国著作権保護院は自動検索技術をベースにオンライン上で違法で流通する著作物を自動モニタリングする「違法コピー品の追跡管理システム（ICOP⁴⁵）」で侵害媒体別違法コピー品の流通状況をリアルタイムで分析して著作権侵害総合対応システムに伝送し、これをデジタル著作権侵害科学捜査に活用している。

[図4-2-8]違法コピー品の追跡管理システム運営の手続き



* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト（www.kcopa.or.kr）

ICOPはモニタリング対象サイトの類型により、ICOP-W⁴⁶、ICOP-T⁴⁷に分ける。2019年にはICOP-W検索プログラムを高度化し、非定型サイト（海外）モニタリング機能の開発及びシステムの細部機能改善などを行ってデジタル著作権侵害科学捜査の効率性を高めた。また、ICOP-Wを運営して508,003件の違法コピー品をモニタリングした。これは前年比約39.51%減少している数値で、運営方式を従来の1段階採証（違法コピー品の揭示画面を採証）方式から3段階採証（違法コピー品の揭示画面→ダウンロード画面→実行画面キャプチャー採証）方式に変更したため得られた成果である。ICOP（ICOP-T）ではトレントサイトの違法コピー品を9,176件摘発した。

⁴⁵ Illegal Content Obstruction Program

⁴⁶ ICOP-Web

⁴⁷ ICOP-Torrent

[表4-2-23]直近5年間違法コピー品追跡管理システム（ICOP）モニタリング実績 [単位：件]

区分	サイト	2015	2016	2017	2018	2019
ICOP-W	ウェブハード	348,280	224,159	501,266	839,899	508,003
ICOP-T	トレント	684,963	418,539	562,454	185,512	9,176
	リンクサイト	-	433,249	189,604	53,854	-
計		1,033,243	1,075,947	1,253,324	1,079,265	517,179

* 出処：韓国著作権保護院

[図4-2-9]オンライン違法コピー品流通分析システム（ICOP-T）の統計情報



* 出処：韓国著作権保護院

[表4-2-24]オンライン違法コピー品流通分析システム（ICOP-T）運営状況⁴⁸

区分		2015	2016	2017	2018	2019
トレント	収集サイト数 (個)	103	167	244	244	246
	シードファイル収集数 (件)	722,336	418,539	562,454	185,512	9,176
	違法コピー品流通数 (件)	50,325,080	22,407,007	12,319,856	9,269,845	5,701,823
ストリーミング	収集サイト数 (個)	-	66	56	56	-
	違法コピー品流通数 (件)	-	433,249	189,604	53,854	-

* 出処：韓国著作権保護院

⁴⁸ 「個」はシステムを通じて収集したサイト数を、「件」は収集したシードファイル及び違法コピー品数を意味し、年度別シードファイル及び違法コピー品の流通件数は当該年度までの累積分を意味する。

ロ) オンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング運営

文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品に対する常時対応体系を構築し、社会的弱者に対する雇用創出を支援するために韓国著作権保護院を通じてオンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング事業を運営している。2019年には340人が在宅モニタリング要員として活動した。

在宅モニタリング事業では2008年に障害者30人が採用され、2019年には障害者、キャリアが途絶えた女性、国際結婚家庭、次上位階層など250人が採用され、在宅モニタリング要員としてが活動した。特に、海外サイト上の著作権侵害の増加を受け、2019年度には外国語能力が優れた青年在宅モニタリング要員90人を別途で運営し、海外サイトへのアクセス遮断業務を支援している。

[表4-2-25]直近5年間でオンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリング要員の数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
運営人数 (人)	400	320	280	290	340

* 出処：韓国著作権保護院

在宅モニタリング要員はウェブハード、P2P、ポータル、トレント、非提携ストリーミング・リンクサイトなどを対象に音楽、映像、出版、ゲーム、漫画、ソフトウェアなどの違法コピー品に対するモニタリングを行っており、モニタリングの結果は著作権保護審議委員会の審議を経て是正勧告に活用している。

[表4-2-26]直近5年間のオンライン上の違法コピー品に対する在宅モニタリングの運営状況

[単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
音楽	190,802	78,568	36,000	65,885	83,348
映像	1,711,713	1,859,982	462,682	1,134,558	1,004,024
出版	35,300	11,449	29,239	46,062	11,337
ゲーム	13,216	6,669	18,156	40,915	30,001
漫画	36,055	29,631	38,917	88,161	102,656
ソフトウェア	50,000	15,882	16,859	33,088	25,213
計	2,037,086	2,002,181	601,853	1,408,669	1,256,579

* 出処：韓国著作権保護院

ハ) オフライン上の違法コピー品を監視するシルバー監視員の運営

韓国著作権保護院は露店（屋台）、伝統市場、地下鉄の駅などで違法コピー品に対する現場監視体系を強化するとともに、職についていない高齢者を雇用するために2012年からオフライン上の違法コピー品を監視するシルバー監視員制度を運営している。

60歳以上の高齢層からなるシルバー監視員は首都圏一帯を中心に違法コピー品の販売を監視し、販売現場を発見したら、その情報を提供する役割を果たしている。2019年にはシルバー監視員による情報提供が2,989件あり、そのうち32件、93,034点に対して違法コピー品の取り締まりを実施した。

[表4-2-27]直近5年間シルバー監視員による情報提供を通じた取り締まり状況

区分	2015	2016	2017	2018	2019	
情報提供 (件)	3,283	5,229	5,045	4,114	2,989	
取り締まり (件)	292	241	144	38	32	
取り締まり (点)	音楽	1,501,766	1,054,343	567,668	186,734	92,940
	映像	6,605	3,547	1,344	147	94
	ゲーム	-	-	-	-	-
	計	1,508,371	1,057,890	569,012	186,881	93,034

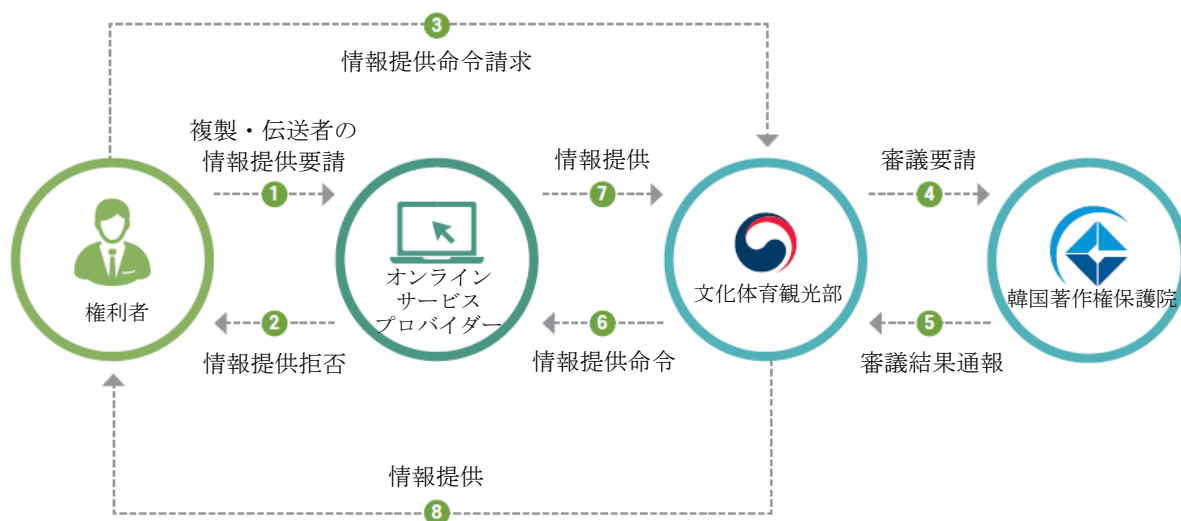
* 出処：韓国著作権保護院

4) オン・オフライン上の違法コピー品に対する是正勧告・廃棄処分などの措置

イ) オンライン上の違法コピー品に関する情報提供及び是正勧告

米韓自由貿易協定 (FTA) の履行によって新設された「著作権法」第103条の3に基づき、権利者は民事・刑事訴訟を起こす目的で該当オンラインサービスプロバイダーにコピー・伝送者の情報提供を要請したが拒絶された場合、文化体育観光部長官に該当オンラインサービスプロバイダーに対して情報提供に対する命令を請求することができる。文化体育観光部長官はコピー・伝送者に関する情報提供請求のために韓国著作権保護院⁴⁹に審議を要請している。

[図4-2-10]コピー・伝送者に関する情報提供請求処理などの手続き



* 出処：韓国著作権保護院

韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）は文化体育観光部長官の情報提供請求の審議の要請を受け、2019年には8,254の請求アカウントのうち6,661のアカウントに対して情報提供を可決した。

⁴⁹ 「著作権法」第133条の3（是正勧告）、第103条の3（情報提供請求）に関する審議は著作権保護審議委員会で遂行する。

[表4-2-28]違法コピー・伝送者に関する情報提供請求関連の韓国著作権保護院（著作権保護審議委員会）の審議状況 [単位：回、件]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
審議回数		12	11	22	21	16
アカウント数		1,607	1,258	8,874	8,146	8,254
審議結果	可決	813	964	7,786	6,753	6,661
	否決 ⁵⁰	794	294	1,088	1,393	1,593

* 出処：韓国著作権保護院

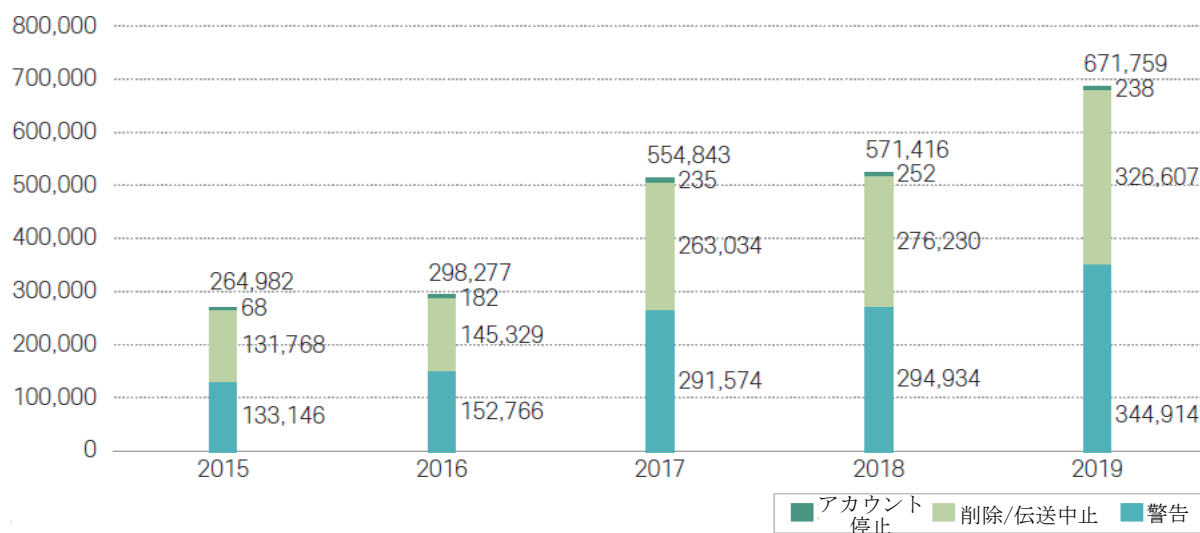
文化体育観光部はオンラインで違法コピー品が流通する場合、オンラインサービスプロバイダーに対し、「著作権法」第133条の3に基づき、違法コピー品の削除や伝送中止、違法コピー品のコピー・伝送者に対する警告、繰り返して違法コピー品を伝送した者のアカウント停止などの是正勧告の措置をとっている。2019年に文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品671,759件に対して是正勧告を出した⁵¹。

[表4-2-29]直近5年間のオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の措置状況 [単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
警告	133,146	152,766	291,574	294,934	344,914
削除・伝送中止	131,768	145,329	263,034	276,230	326,607
アカウント停止	68	182	235	252	238
計	264,982	298,277	554,843	571,416	671,759

* 出処：韓国著作権保護院

[図4-2-11]直近5年間のオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の措置状況



* 出処：韓国著作権保護院

⁵⁰ 否決した理由はオンラインサービスプロバイダー（OSP）の指定事実の確認不可、権利疎明不足、揭示日時の確認不可などである。

⁵¹ 是正勧告の業務は、従来は韓国著作権委員会でやってきたが、著作権保護体系の一本化のために2016年9月30日に立ち上げられた韓国著作権保護院に移管されて行われている。

流通ルートごとにとった是正勧告の状況を見れば、ウェブハード591,909件、ポータル79,846件、トレントなどその他サイト4件の順であった。是正勧告を受けたオンラインサービスプロバイダーなどの履行率は99%に達している。これは、オンライン上の違法コピー品流通根絶に関わる行政措置が効果的であることを示す。ただし、違法サイトが国内の取り締まりを避けて海外にサーバーを移転し、トレント及びストリーミングサイトなどに対する是正勧告件数が前年に比べて激減した。

[表4-2-30]ルーツごとに見た直近3年間のオンライン上の違法コピー品に対する是正勧告の件数

区分	2017	2018	2019	前年比増減	
				件	伸び率(%)
ウェブハード	496,862	499,349	591,909	92,560△	18.54%△
P2Pサイト	1,342	-	-	1,342△	100%▽
ポータル	55,300	70,952	79,846	8,894△	12.54%△
その他 (トレント、ストリーミングサイトなど)	1,339	1,115	4	111,1▽	99.64%▽
計	554,843	571,416	671,759	100,343△	17.56%△

* 出処：韓国著作権保護院

ロ) オフライン上の違法コピー品の回収・廃棄

文化体育観光部は著作権を侵害した違法コピー品、又は著作物の技術的保護措置を無力化するために製作された機器、装置、情報、プログラムなどを回収・廃棄・削除する業務を韓国著作権保護院に委託している⁵²。

2019年一年間で455件、707,746点の違法コピー品が回収・廃棄された⁵³。回収・廃棄した違法コピー品のうち、音楽・映像の違法コピー品が2017年から激減したのは、音楽・映像著作物の利用方式が従来のCDやDVD形態からデジタルファイル形態のダウンロードやストリーミングに変化したためであろう。このような環境の変化により、2019年にも違法コピー品の取り締まり活動と並行して生計型の小規模露店や業者などを対象に2,746件⁵⁴の大々的な周知・防止活動を推進した。

[表4-2-31]直近5年間のオフライン上の違法コピー品の回収・廃棄状況

区分	2015		2016		2017		2018		2019	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	996	14,420,282	920	7,678,109	575	4,066,941	186	1,402,744	136	698,967
映像	527	106,748	432	84,028	157	13,761	38	1,381	36	1,333
出版	510	16,697	456	21,443	503	34,980	302	15,545	261	6,694
ゲーム	2	208	-	-	-	-	-	-	-	-
キャラクター商品	2	5,030	10	33,218	47	37,165	4	18,265	22	747
計	2,037	14,548,965	1,818	7,816,798	1,282	4,152,847	530	1,437,935	455	707,746

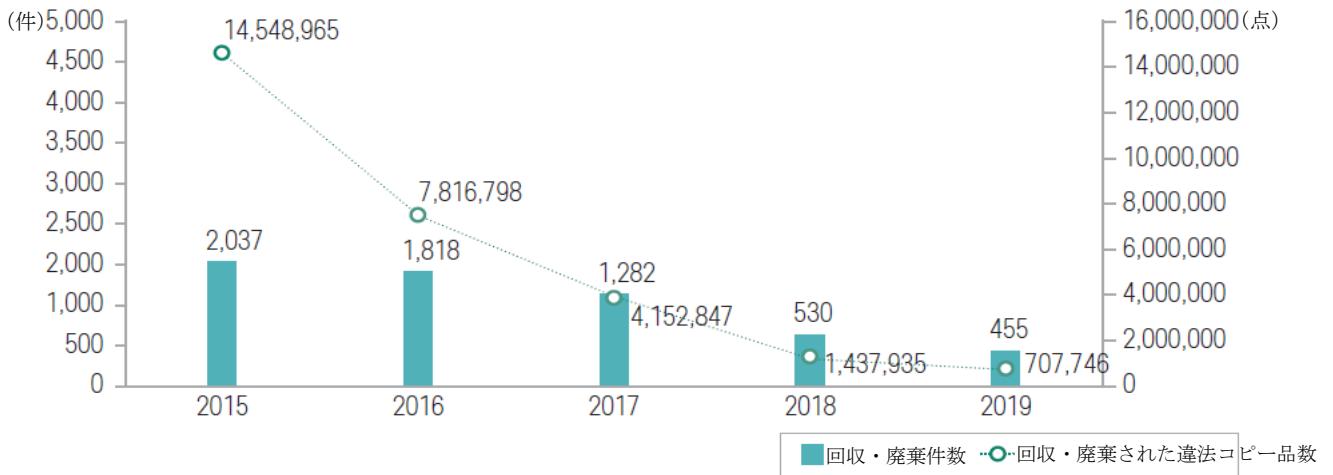
* 出処：韓国著作権保護院

⁵² 違法コピー品の回収・廃棄・削除の業務は、従来は著作権法第133条に基づいて著作権保護センターで行っていたが、著作権保護体系の一本化のために2016年9月30日に立ち上げられた韓国著作権保護院に移管されて行われている。

⁵³ 「件」は取り締まりによって摘発された露天、製作工場などの数を、「点」は摘発された違法コンテンツの数を意味する。

⁵⁴ 音楽543件、映像15件、出版2,039件、キャラクター商品149件

[図4-2-12]直近5年間のオフライン上の違法コピー品の回収・廃棄状況



* 出処：韓国著作権保護院

また、毎年大学の学期が始まる3月と9月には大学及び大学近くの印刷業者、学院（塾）街などを集中的に取り締まっている。2019年の違法コピーの取り締まり件数は前年比約11.19%減の254件である。出版業系と官民が協力して大学教材を違法コピーする者に対する刑事措置を強化し、2019年にも違法コピー取り締まり件数及び数量が減少した。

[表4-2-32]大学周辺での出版物の違法コピーに対する取り締まり状況 [単位：件、点]

区分	2015		2016		2017		2018		2019	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
件数	237	222	284	135	239	221	147	139	113	141
数量	12,058	4,277	17,391	3,913	9,106	25,700	9,516	5,949	3,699	2,964

* 出処：韓国著作権保護院

5) 正規品SWの使用点検

文化体育観光部の著作権特別司法警察は中小企業向けのSWの違法コピー防止及び正規品使用の周知、公共機関でのSW使用を点検するために現場を訪問して点検を実施した。2019年には中小企業2,728社を対象に正規品ソフトウェアを使用するよう、周知活動を行った。

[表4-2-33]中小企業を対象にした正規品SW使用の周知活動 [単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
周知活動の対象となった中小企業	2,510	3,704	3,100	3,151	2,728

* 出処：文化体育観光部

また、公共機関におけるSWの適法使用のために、2012年6月に制定した「公共機関のSW管理に関する規定」に基づき、毎年公共機関におけるSWの使用実態を点検している。2019年度からは公共機関におけるSW管理の点検方式を従来の現場取り締まり中心から自主点検と防止教育中心の自主管理体制に転換した。外国の場合、公共機関に対するソフトウェア点検事例はなく、これは、公共機関におけるSWに対する取り締まり資料が情報公開請求により、訴訟資料に利用される可能性などを考慮した結果である。

各公共機関は毎年4月から7月まで「設置されたSWの数量」と「正規品SWライセンスの数量」を比較する自主点検を機関別に実施した後、その結果を自主的に管理する。文化体育観光部は直近3年間で現場点検を実施していない機関、SW管理担当者が事前防止教育に参加していない機関などに対して現場点検を実施した。2019年には2018年に比べ、約15.75%増の3,241の機関に対して正規品SW使用の自主点検を実施し、そのうち200の機関を対象に現場点検を推進した。

[表4-2-34]直近5年間の公共機関における正規品SW使用の自体・現場点検 [単位：件]

区分	2015		2016		2017		2018		2019	
	自主	現場	自主	現場	自主	現場	自主	現場	自主	現場
対象機関数	2,682	195	2,709	246	2,750	260	2,800	274	3,241	200
違法コピー率 (% ⁵⁵)	0.20	0.58	0.19	0.19	0.84	0.52	0.31	0.43	N/A	N/A

* 出処：韓国著作権保護院

6) 著作権侵害常時対応体系の構築

文化体育観光部と韓国著作権保護院は24時間・365日常時対応体系を構築することで、著作権侵害発生したらリアルタイムで状況を把握し、迅速な措置をとって侵害対応のゴールデンタイムを確保するために、「著作権侵害対応総合状況室」を2018年11月に開所した。2019年には緊急対応著作物の対象範囲を拡大してその侵害に対応した。

[図4-2-13]著作権侵害対応総合状況室の運営



* 出処：韓国著作権保護院

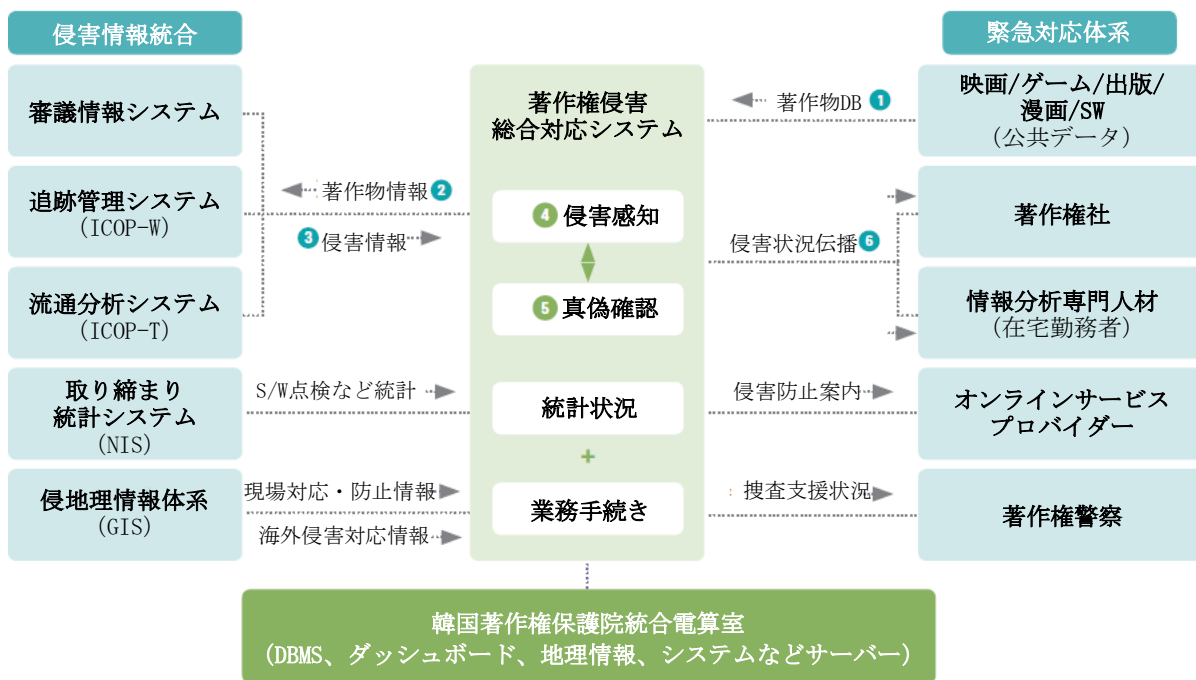
[表4-2-35]著作権侵害対応総合状況室の主要機能

- ・ 公共データ連携型著作物情報の自動収集及び著作権保護活用を支援
- ・ 音楽・映画・放送・出版・ゲーム・漫画・ソフトウェア侵害情報の統合管理及び常習侵害者をリアルタイムで分析
- ・ 分散した異機種システム間の著作権保護統計情報をリアルタイムで提供
- ・ 緊急対応著作物（キラークンテンツ）の対象権利者への侵害通知（お知らせ）機能を提供

* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト（www.kcopa.or.kr）

⁵⁵ 調査方法の変更により、2019年度の侵害率は算出しない。

[図4-2-14]緊急対応著作物の防止及び保護体系



* 出処：韓国著作権保護院

7) 著作権OK指定制度の運営

著作権OK指定制度とは、オン・オフライン上で著作権権利関係を確認して合法的方式でコンテンツを販売・流通・サービスする企業などを対象に「著作権OK」指定ロゴを付与し、正規品コンテンツ販売業者として認めることを意味する。

[図4-2-15]著作権OKシンボルロゴ（マーク）

基本ロゴ	正規品流通グループ及び自律遵守		指定懸板

* 出処：韓国著作権保護院ウェブサイト（www.kcopa.or.kr）

著作権OK指定の手続きは指定ガイドラインに基づいて行われる。このガイドラインは著作権OK指定を希望したり、合法的サービスへの転換を模索しているオン・オフライン上のサービス提供者のために設けられ、合法的なサービス提供のための具体的な方法と基準を提示している。2019年には関連機関と業務提携（MOU）を締結し、指定社と連携して広報行事を進めるなど著作権OKブランドの知名度向上のための活動を強化した。また、オープン相談室を運営して著作権侵害相談及びコンサルティングを拡大提供し、主要事例を総合して相談事例集を発刊した。

著作権OKとして指定されたオン・オフライン業者には認証と同時に、対内外の広報による知名度向上につながるよう支援している。また、指定後も持続的なモニタリング及び評価委員会を運営して再評価を実施し、著作権OK指定事業の公正性と透明性を確保している。

2019年にはオンライン販売業者65人、オフライン販売業者186人、計251人が新規に指定された。2019年12月末時点、累積で著作権OK指定業者数はオンラインサイト274、オフライン1,227、計1,501である。

[表4-2-36] 著作権OKオンラインサイトの指定状況 [単位：件]

区分	2016	2017	2018	2019	ジャンル
音楽	11	13	15	18	音源、楽譜、MRなど
映像	7	7	5	4	映像、ドラマなど
出版	18	18	18	18	ebook、ウェブ小説など
漫画	21	20	20	23	漫画、ウェブトゥーンなど
教育	36	39	31	33	eランニング
ニュース ⁵⁶	-	-	-	44	ニュース
B2B	3	9	14	32	コンテンツB2Bサービス
モバイル	41	49	47	64	モバイルアプリ
その他	41	61	63	38	公共、DB、イメージなど
計	178	216	213	274 (65) ⁵⁷	-

* 出処：韓国著作権保護院

[表4-2-37] 著作権OKオフライン売り場の指定状況 [単位：件]

区分	2016	2017	2018	2019
音楽	44	45	62	66
出版	817	898	896	888
キャラクター	-	-	-	269
その他 ⁵⁸	14	25	158	4
計	875	968	1,116	1,227 (186) ⁵⁹

* 出処：韓国著作権保護院

3. 営業秘密及び産業技術

1) 「不正競争防止法」違反事件の受理・処理

2019年に検察庁が「不正競争防止法」違反事件のうち営業秘密漏洩等の罪名で受理した事件は前年比1件減の335件で、このうち8.4%が起訴された。起訴率は前年比1.9ポイント増加した。また、営業秘密国外漏洩等の罪名で受理した事件は前年比0.13%減の28件で、このうち25%が起訴された⁶⁰。

⁵⁶ ニュースは2018年まではその他に分類された。

⁵⁷ () は新規に指定されたオンラインサイト数を意味する。

⁵⁸ その他は複合施設（宗教用品、映画DVD、図書など）、楽譜販売業者などを含む。

⁵⁹ () は新規に指定されたオンラインサイト数を意味する。

⁶⁰ 「不正競争防止法」違反行為のうち営業秘密侵害行為だけで処罰された件数は別途で算出できないため、法務部は罪名を基

[表4-2-38]直近5年間検察庁が受理した「不正競争防止法」（営業秘密漏洩等罪）違反事件の
処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2015	件	318	346	6	38	15	17.1	201	86
	人	772	911	11	94	28	14.6	530	248
2016	件	376	403	3	21	6	7.4	234	139
	人	947	1,057	3	51	6	5.7	588	409
2017	件	362	381	4	22	8	8.9	201	146
	人	977	980	4	55	9	6.9	472	440
2018	件	336	324	-	15	6	6.5	185	118
	人	832	882	-	58	18	8.6	457	349
2019	件	335	333	-	20	8	8.4	191	114
	人	912	837	-	62	16	9.3	421	338

* 出処：法務部刑事企画課

[表4-2-39]直近5年間検察庁が受理した「不正競争防止法」（営業秘密国外漏洩等罪）違反事件
の処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2015	件	15	18	3	6	0	50.0	2	7
	人	36	46	4	14	4	47.8	9	15
2016	件	15	11	2	3	1	54.5	2	3
	人	36	25	2	10	1	52.0	9	3
2017	件	21	15	-	2	-	13.3	7	6
	人	38	23	-	2	-	8.7	12	9
2018	件	32	37	6	3	-	24.3	11	17
	人	84	93	8	6	1	16.1	33	45
2019	件	28	20	1	4	-	25.0	8	7
	人	61	48	1	10	-	22.9	17	20

* 出処：法務部刑事企画課

2019年に警察庁が処理した「不正競争防止法」違反事件は前年比約10.69%減の493件で、検挙人数は1,138人、そのうち495人に対して嚴重処分の処分意見書を付けて送検した⁶¹。

準として不正競争防止法違反罪、営業秘密漏洩等罪、営業秘密国外漏洩等罪だけに分けて統計資料を提供している（[表4-2-38]、[表4-2-39]）。不正競争防止法違反罪という罪名で受理した事件には営業秘密侵害関連の数値だけでなく、不正競争行為関連の数値も含まれており、本報告書では関連統計は提示しない。

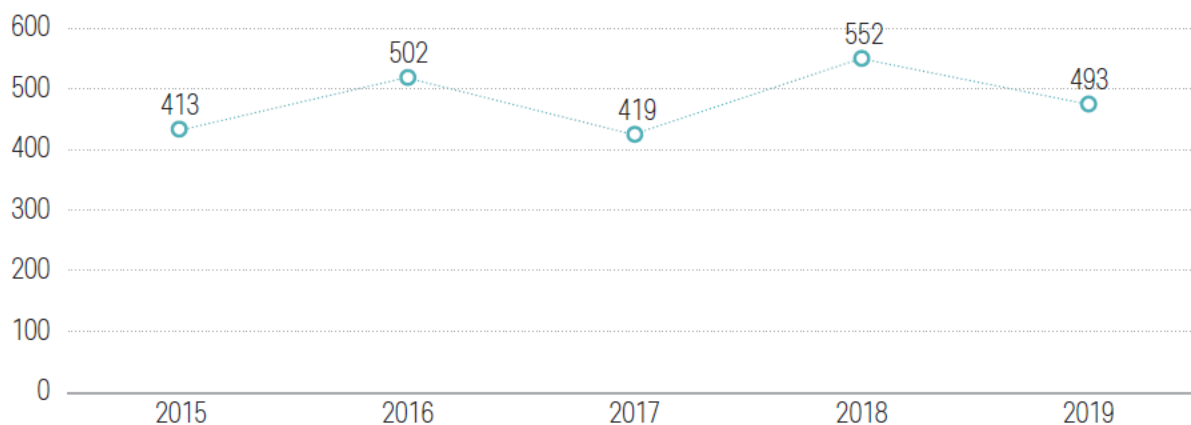
⁶¹ 営業秘密漏洩及び国外漏洩など営業秘密侵害行為だけでなく、不正競争行為が含まれた数値である。（[表4-2-40]）

[表4-2-40]直近5年間警察庁が処理した「不正競争防止法」違反事件の状況 [単位：件、人]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
「不正競争防止法」 違反	発生件数	413	502	419	552	493
	検挙人数	997	1,166	1,002	1,176	1,138
	嚴重処分の 処分意見書を付けて 送検した人数	449	462	427	511	495

* 出処：警察庁捜査課

[図4-2-16]直近5年間警察庁による「不正競争防止法」違反事件の発生件数



* 出処：警察庁捜査課

2) 「産業技術流出防止法」違反者の受理・処理

検察庁が受理・処理する「産業技術流出防止法」違反事件は増加傾向にあるが、2019年度には前年比約46.15%減の21件が受理され、起訴率は43.47%であった。

[表4-2-41]直近5年間検察庁が受理した「産業技術流出防止法」違反事件の処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2015	件	9	7	-	2	2	57.1	2	1
	人	24	24	-	2	4	25.0	14	4
2016	件	16	12	1	7	-	66.7	1	3
	人	37	26	1	16	-	65.4	4	5
2017	件	24	26	3	3	1	26.9	8	11
	人	53	58	3	10	1	24.1	21	23
2018	件	39	30	4	5	1	33.33	3	17
	人	127	101	7	18	2	26.73	12	62
2019	件	21	23	4	6	-	43.47	4	9
	人	71	86	9	19	-	32.55	34	24

* 出処：法務部刑事企画課

3) 技術流用行為に対する職権調査及び制裁

下請取引における不当な技術侵害を防止するために、公正取引委員会は2017年9月に「技術流用根絶対策」に基づき、技術流用事件のみを担当する技術流用TFを設置し、2018年11月に正式に技術流用監視チームを新設した。本チームは法に違反する疑いが強い集中監視業種を選定して職権調査を実施し、全国で受理した申告事件を処理する。その結果、2019年に2件の技術流用行為を制裁し、これをメディアに公開することで今後の技術流用行為の抑制を図った。2019年には電気電子業種が集中監視業種に選ばれた。

[表4-2-42]2019年技術流用制裁状況

区分	制裁対象企業	技術侵害行為	制裁内容
1	(株) 現代建設機械 (株) 現代重工業	掘削機など建設設備部品の納品価格を引き下げるために下請業者の図面などの技術資料を他の業者に渡して納品の可能性を打診し、納品見積もりに使った事件	・是正命令 ・4億 3,100万ウォンの課徴金を課す ・法人及び関連役員を告発
2	(株) ハンファ	下請業者Aのスクリーンプリンタ関連の部品リストが表記された図面などを受けた後、A社に知らせずにスクリーンプリンタを自主開発して顧客会社に出荷した事件	・是正命令 ・3億 8,200万ウォンの課徴金を課す ・法人及び関連役職員を告発

* 出処：公正取引委員会

4) 不正競争行為の調査・是正勧告

特許庁は公正な取引慣行に反する不正な手段を使ったり、他人の信用にタダ乗りする第三者の不正な行為を防止し、営業主体と消費者の利益保護及び健全な取引秩序を確立するために2018年に不正競争行為申告センターを新設し、産業財産侵害申告センターと統合して運営している。

担当調査官は商品・営業主体の混同、原産地・出処・品質などの誤認、他人の商品形態模倣、経済的価値を持つアイデアに対する奪取などの不正競争行為に対して調査・是正勧告をする。2019年には是正勧告5件、自主是正19件など計66件の事件を処理した。

[表4-2-43]直近3年間の不正競争行為の調査及び是正勧告の処理状況

[単位：件]

区分	是正勧告	自主是正	申告撤回	その他	処理件数
2017	1	-	-	-	1
2018	6	22	15	20	63
2019	5	19	13	29	66

* 出処：特許庁

5) 中小企業の技術侵害行為に対する行政調査制度の運営

2018年12月に中小ベンチャー企業部は「中小企業の技術保護支援に関する法律」を改正し、中小企業の技術侵害行為に対する事実調査、是正勧告、公表などの行政調査制度を導入した。2019年6月には行政調査過程で技術侵害行為に当たるかを判断するために教授、弁理士、弁護士、審判官、前・現職の知的財産権専門判事などからなる技術侵害諮問団を新設し、同年11月まで専門人材で技術侵害調査チームを構成し、中小企業の技術侵害行為事件に対する調査を進めた。これにより、2019年まで16件の申告を受理・処理した。

4. 植物新品種など

1) 「植物新品種保護法」違反事件の受理・処理

「植物新品種保護法」違反で検察庁が受理した事件は増加傾向にあったが、2019年度には前年比約12.82%減の34件となった一方、検挙人数は前年比約6.42%増の116人であった。

[表4-2-44]直近5年間検察庁が受理した「植物新品種保護法」違反事件の処理状況

区分		事件 受理	処理						
			処分計	求公判		求略式	起訴率 (%)	不起訴	その他
				拘束	不拘束				
2015	件	11	6	-	-	1	16.7	2	3
	人	24	19	-	-	3	15.8	7	9
2016	件	12	15	-	2	3	33.3	5	5
	人	20	21	-	2	3	23.8	10	6
2017	件	42	37	-	1	6	18.9	9	21
	人	68	64	-	1	7	12.5	17	39
2018	件	39	41	-	1	8	21.95	15	17
	人	112	109	-	1	13	12.84	34	61
2019	件	34	37	-	1	8	24.32	17	11
	人	108	116	-	1	12	11.20	48	55

* 出処：法務部刑事企画課

2) 違法・不良山林種子の取り締まり・処理

山林庁は違法・不良な種子を根絶するために、流通に対する取り締まりを強化し、違反行為を摘発して司法処理及び過料賦課などの行政措置を取っている。山林庁は2019年7月から韓国国内のインターネットウェブサイト及びブログなどで山林種子の違法流通を根絶するためにリアルタイムでのモニタリングを強化した。山林庁は2019年に36回流通を取り締まるなど、41件の違反行為を摘発した。

[表4-2-45]直近5年間の「植物新品種保護法」及び「種子産業法」違反事件の受理・処理状況

[単位：回、件]

区分		2015	2016	2017	2018	2019	
流通の取り締まり		18	27	31	34	36	
違反行為 摘発	事件 処理	種子産業法	-	7	22	10	9
		品種保護権 侵害	-	-	5	-	2
	告発	4	5	4	5	-	
	過料	2	-	7	9	4	
	警告（文書）	-	-	30	19	11	
	周知（口頭警告）	24	33	52	22	15	
	計	30	45	120	65	41	

* 出処：国立山林品種管理センター、農林畜産食品部

[図4-2-17]2019年苗木市場の品種流通秩序に対する取り締まり



* 出処：国立山林品種管理センターウェブサイト (www. forest. go. kr)

2019年に山林庁に申告された品種の生産・輸入販売申告件数は183件で、山林庁が種子の輸入要件を承認した件数は1,776件である。

[表4-2-46]直近5年間の山林庁の品種生産・輸入販売申告、種子輸入要件の承認件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
品種生産・輸入販売申告	154	129	324	340	183
種子輸入要件の承認	1,443	1,708	1,562	1,701	1,776

* 出処：山林庁

3) 品種保護権侵害者に対する捜査

農林畜産食品部傘下の国立種子院は品種保護権侵害紛争を解決するために、特別司法警察を活用して捜査している。2019年に発生した品種保護権侵害発生件数は30件（送検29件、捜査中1件）で、稲16件、ジャガイモ6件、桃1件、コショウラン1件（捜査中）である。

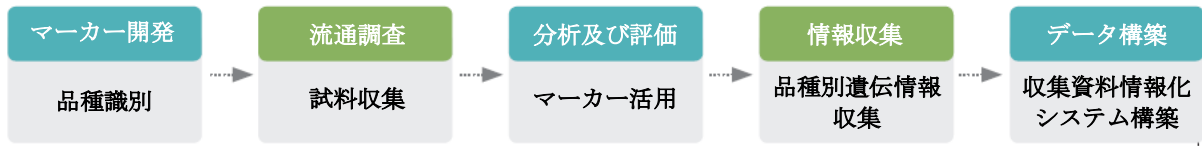
[表4-2-47]直近5年間の農林畜産食品部の品種保護権侵害発生件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
受理件数	2	1	29	12	30

* 出処：国立種子院

また、農林畜産食品部及び海洋水産部は品種保護権侵害の発生時に紛争を解決するために使うマーカーを開発している。農林畜産食品部は品種保護の出願・登録した品種の権利保護と種子の流通秩序を確立するために分子標識を利用した品種識別技術を開発しており、2019年には31種に対してDNAマーカーを開発した。海洋水産部はコブチャン海苔の核遺伝子（18S rDNA）の構造変異マーカーを開発して適用し、海苔の出願品種の遺伝子を分析して遺伝子DBを構築し、品種保護品種の無断流通事前防止のために水産植物流通種子のDNAを分析した。

[図4-2-18]品種保護権侵害対応システムの推進体系



* 出処：農林畜産食品部

第3節 知的財産紛争解決

特許権など産業財産権、著作権、営業秘密が侵害される場合、権利者は民事的に損害賠償請求、又は侵害禁止請求など民事的救済方法を活用できるだけでなく、侵害者に対する刑事的制裁もできる。このような訴訟の形態でない調停、仲裁など代替的紛争解決（ADR）制度を活用し、より迅速で安く当事者間の合意を通じて知的財産権関連紛争を解決することができる。このために産業財産権紛争調停委員会、著作権紛争調停部、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会などの機関を設けており、このような機関に対する調停申請件数は毎年増加している。その他、韓国政府は当事者間の知的財産権紛争に関連し、これを事前防止や事後対応するために各権利別にセンターなどの相談窓口を運営して法律検討、対応戦略コンサルティング、訴訟費用の支援など多様なサービスを提供している。

1. 審判及び訴訟

1) 産業財産権の審判及び訴訟

イ) 審判及び審決取消訴訟

特許審判院に2019年に請求された産業財産権の審判件数は前年比約12.69%減の9,008件であり、特許審判請求件数は2015年以降減少している。

[表4-3-1]直近5年間の産業財産権関連の審判請求件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
特許	9,112	6,796	5,798	4,876	3,947
実用新案	252	306	241	207	167
デザイン	477	512	422	478	412
商標	4,145	4,346	4,216	4,590	4,482
計	13,986	11,960	10,677	10,151	9,008

* 出処：特許審判院、「2019年12月主要審判統計」

特許審判院の審決に対し、特許法院に審決取消訴訟が提起された割合は減少傾向にあり、2019年の提訴率は前年比2.3ポイント減の9.4%であった。2019年の特許審判院の審決に対する特許法院の取消率は前年比3.4ポイント増の25.6%であった。

一方、2019年に特許法院の判決に不服として大法院に上告が提起された件数は前年比12.0%減の220件であった。大法院で特許法院の判決を破棄した割合は前年比2.2ポイント減の5.0%であった。

[表4-3-2]直近5年間の特許法院及び大法院における審決取消訴訟の状況 [単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019	
特許法院	審決	6,347	6,417	7,389	7,473	8,992
	提訴	873	987	859	877	841
	提訴率 (%)	13.8	15.4	11.6	11.7	9.4
	判決件数	817	889	971	887	798
	取消判決	198	255	244	197	204
	取消率 (%)	24.2	25.3	25.1	22.2	25.6

大法院	上告件数	240	319	323	250	220
	宣告	257	278	297	276	242
	破棄件数	17	12	11	20	12
	破棄率 (%)	6.6	4.3	3.7	7.2	5.0

* 出処：特許庁、「2019年知的財産白書」

ロ) 侵害禁止請求 (民事本案)

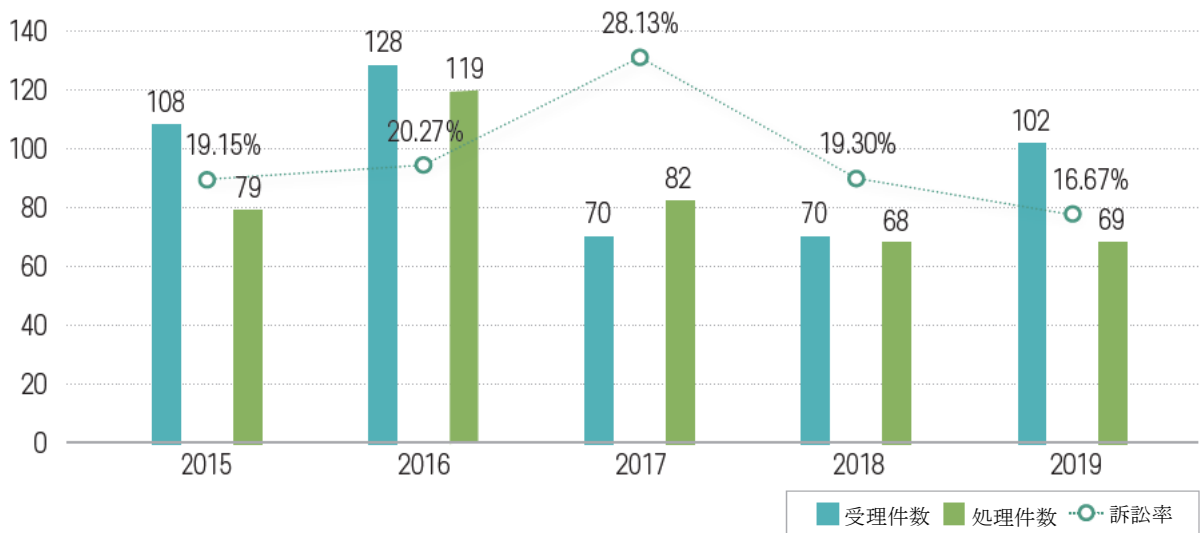
2019年の特許権侵害禁止請求 (民事本案⁶²) の受理件数は前年比約45.71%増の102件で、処理件数は前年比約1.47%増の69件であった。2018年特許権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は約605.5日で前年比約63日増加したことが明らかになり、民事1審裁判所での調停・和解・移送などを除く特許権者の勝訴率は約16.67%である⁶³。

[表4-3-3]直近5年間の特許権侵害禁止請求の民事本案 (1審) 処理件数 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数											平均処理日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下	訴訟取り下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2015	108	4	5	8	2	28	3	5	-	8	16	79	303.6
2016	128	5	9	28	-	31	6	1	1	6	32	119	313.7
2017	70	8	10	33	1	12	3	5	-	2	8	82	499.9
2018	70	1	10	25	1	20	3	7	-	-	1	68	543
2019	102	1	9	35	1	14	-	5	-	1	3	69	605.5

* 出処：法院行政処

[図4-3-1]直近5年間の特許権侵害禁止請求の民事本案 (1審) 処理件数



* 出処：法院行政処

実用新案権侵害禁止請求は知的財産権関連のその他権利に比べて申請件数が非常に低い。2019年の実用新案権侵害禁止請求の受理件数は前年比25.0%減の3件で、処理件数は前年と同じく1

⁶² 本案判決は原告の請求に実質的理由があるのか、又は上訴による不服の主張に実質的理由があるかについて判断する終局判決である。

⁶³ 勝訴率 = (原告勝 + 原告一部勝 + 認諾) / (原告勝 + 原告一部勝 + 認諾 + 原告敗 + 却下 + 訴訟取り下げ)

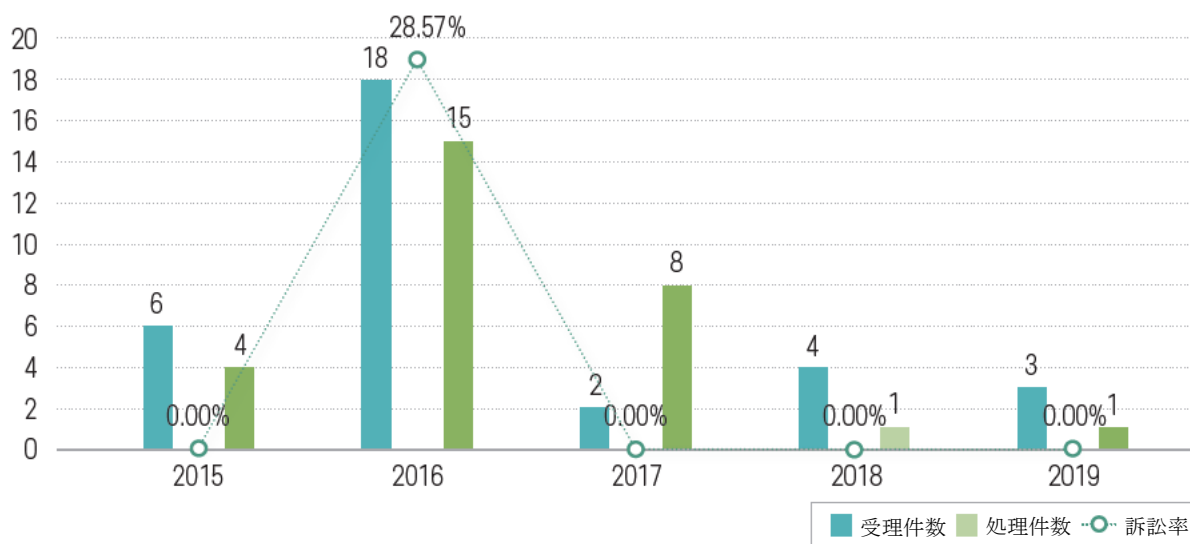
件である。実用新案権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は2017年から持続的に減少し、2019年には前年比110日減の約43.0日であった。

[表4-3-4]直近5年間実用新案権侵害禁止請求民事本案（1審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計		
2015	6	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	4	199.5
2016	18	-	2	1	-	4	-	-	-	-	3	5	15	157.3
2017	2	-	-	5	-	2	-	-	-	-	-	-	8	350.1
2018	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	153
2019	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	43.0

* 出処：法院行政処

[図4-3-2]直近5年間の実用新案権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理件数



* 出処：法院行政処

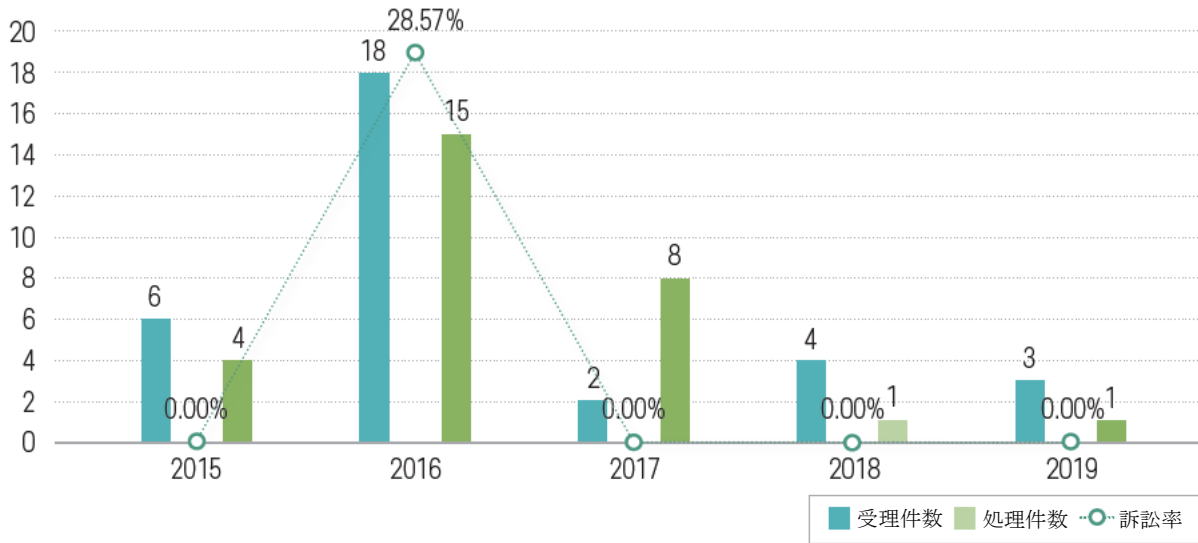
2019年のデザイン権侵害禁止請求は前年比約42.11%増の27件で、処理件数は前年比約72.73%増の19件であった。デザイン権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年比約170日減の約201.8日であった。

[表4-3-5]直近5年間のデザイン権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2015	16	1	1	9	-	4	1	-	-	3	3	22	238.4
2016	37	2	3	1	-	4	3	2	-	-	10	25	149.2
2017	18	3	6	7	-	6	1	5	-	1	1	30	311.3
2018	17	-	4	2	-	3	1	1	-	-	-	11	372
2019	27	-	-	5	-	8	1	2	-	-	3	19	201.8

* 出処：法院行政処

[図4-3-3]直近5年間のデザイン権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理件数



* 出処：法院行政処

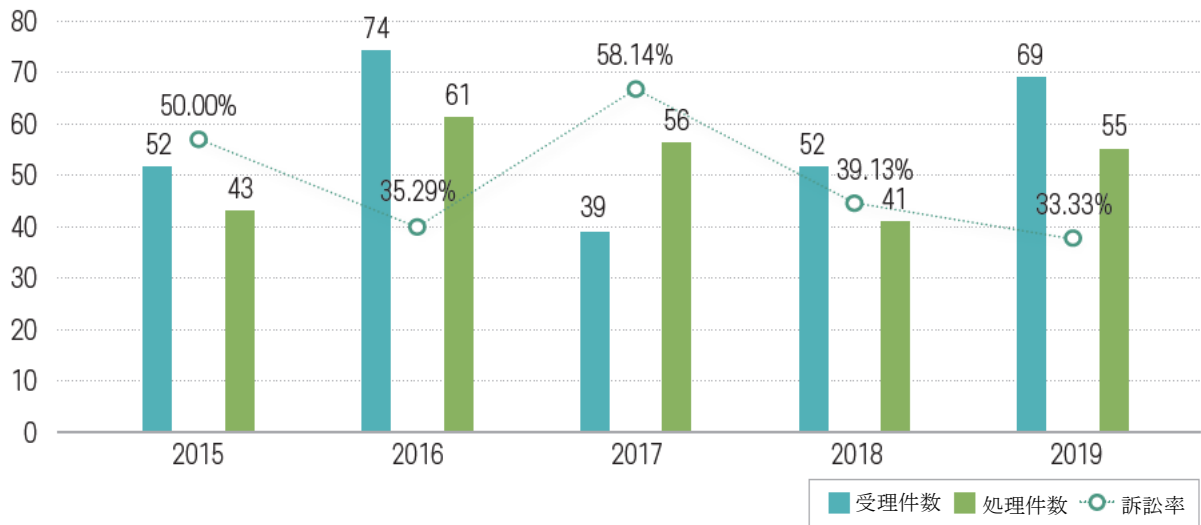
商標権侵害禁止請求の受理件数は2017年以降増加傾向にある。2019年の商標権侵害禁止請求の受理件数は前年比約32.69%増の69件で、処理件数は前年比約34.15%増の55件であった。商標権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年比約27日増の267.1日であった。2019年の民事1審裁判所で調停・和解・移送などを除く原告の勝訴率は約33.33%である。

[表4-3-6]直近5年間の商標権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数											平均処理日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下	訴訟取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2015	52	3	7	5	-	5	5	4	-	5	9	43	214.6
2016	74	6	6	7	3	12	7	4	-	3	13	61	220.3
2017	39	12	13	11	-	7	4	5	-	2	2	56	299.0
2018	52	3	6	7	1	6	10	7	-	1	-	41	240
2019	69	5	7	8	1	15	3	10	-	3	3	55	267.1

* 出処：法院行政処

[図4-3-4]直近5年間の商標権侵害禁止請求の民事本案（1審）処理件数



* 出処：法院行政処

ハ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

知的財産権を効果的に保護するためには侵害禁止仮処分⁶⁴申請の役割が重要である。2019年の特許権侵害禁止の仮処分申請件数は前年比約3.28%減の59件で、処理件数は前年比約10.91%増の61件であった。仮処分申請の認容率⁶⁵は前年比約4.88ポイント減の約11.48%であった。特許権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は前年比約44日増の163.7日であった。

[表4-3-7]直近5年間の特許権侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2015	67	15	32	23	70	163.8
2016	64	12	45	19	76	167.9
2017	56	10	29	26	65	148.7
2018	61	9	22	24	55	120
2019	59	7	22	32	61	163.7

* 出処：法院行政処

2019年の実用新案権侵害禁止の仮処分申請件数は1件で、処理期間は前年比49日減の50日であった。

⁶⁴ 仮処分とは、金銭債権以外の請求権に対する執行を保全するために、又は争われている権利関係に対して臨時的地位を定めるために裁判所が行う一時的な命令を意味する。

⁶⁵ 仮処分申請の認容率=（認容件数） / （総処理件数）

[表4-3-8]直近5年間の実用新案権侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2015	10	3	5	2	10	132.6
2016	8	1	11	1	13	101.8
2017	2	-	-	2	2	250.5
2018	6	1	1	4	6	99
2019	1	-	-	1	1	50.0

* 出処：法院行政処

2019年のデザイン権侵害禁止仮処分申請件数は前年比約9.38%増の35件で、処理件数は前年比約32.14%増の37件であった。仮処分申請の認容率は約21.62%と、前年の21.43%とほぼ同じ水準であった。デザイン権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は年比約39日増の99.2日であった。

[表4-3-9]直近5年間のデザイン権侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2015	33	10	16	7	33	111.4
2016	43	12	17	17	46	72.0
2017	28	7	14	9	30	134.1
2018	32	6	8	14	28	60
2019	35	8	7	22	37	99.2

* 出処：法院行政処

2019年の商標権侵害禁止仮処分申請件数は前年比約65.79%増の63件で、処理件数は前年比約26.19%増の53件であった。仮処分申請の認容率は前年比30.95%減の約16.98%であった。商標権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は前年比約5日増の94.6日であった。

[表4-3-10]直近5年間の商標権侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2015	61	14	26	19	59	103.4
2016	45	16	23	18	57	86.0
2017	59	9	18	22	49	80.6
2018	38	13	12	17	42	90
2019	63	9	16	28	53	94.6

* 出処：法院行政処

二) 損害賠償請求（民事本案）

2019年の知的財産権⁶⁶に対する損害賠償請求訴訟⁶⁷の受理件数は前年比約24.28%減の805件で、処理件数は前年比約21.11%減の852件であった。2019年の民事1審裁判所での調停・和解・移送などを除く損害賠償請求訴訟に対する原告の勝訴率は前年比12.3ポイント減の約31.38%であった⁶⁸。

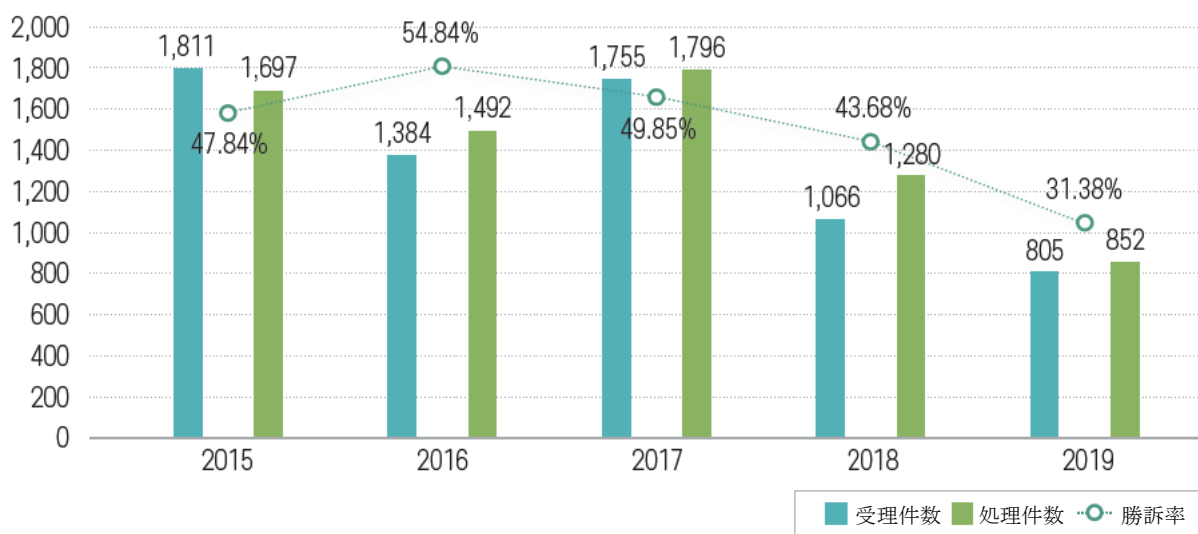
[表4-3-11]直近5年間の知的財産権の損害賠償請求訴訟の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数	
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下げ	履行 勧告	調停	和解	認諾	移送	その 他		計
2015	1,811	89	431	44	16	519	10	194	300	1	69	24	1,697	186.7
2016	1,384	81	445	87	19	351	29	155	265	-	41	19	1,492	192.0
2017	1,755	105	517	89	33	532	28	105	173	-	105	109	1,796	174.7
2018	1,066	74	351	76	43	456	21	98	71	-	60	30	1,280	197.1
2019	805	46	156	66	5	375	2	73	58	-	46	25	852	215.2 ₆₉

* 出処：法院行政処

[図4-3-5]直近5年間の知的財産権の損害賠償請求訴訟の処理件数



⁶⁶ 「損害賠償事件に対する事件名表示の区別」（裁判例規第10644号）が2017年4月1日に施行され、損害賠償（知）事件で「プログラム著作権以外の著作権侵害を原因とした損害賠償請求事件」を除き、「プログラム著作権以外の著作権侵害を原因とした損害賠償請求事件」を表示する事件名「損害賠償（著）」を新設した。これを受け、2018年からは知的財産権侵害に対する損害賠償と著作権侵害に対する損害賠償に区別して統計資料を管理している。ただし、2017年以前はこれを区別しなかったため、直近5年間の統計資料を提供するに当たっての統一性のために損害賠償（知）と損害賠償（著）の数値を合わせて2018年及び2019年の資料を提供する。この統計資料の「知的財産権」という用語には営業秘密侵害に対する損害賠償事件関連の数値は含まれていない。

⁶⁷ 違法な行為によって他人に及ぼした損害を填補し、損害がなかったことと同じ状態に復帰させることを意味する。

⁶⁸ 勝訴率=（原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾） / （原告勝+原告一部勝+履行勧告+認諾+原告敗+却下+訴訟取下げ）

⁶⁹ 平均処理日数=損害賠償（知）の処理件数* 損害賠償（知）平均処理期間 + （損害賠償（著）の処理件数* 損害賠償（著）平均処理期間） / （損害賠償（知）の処理件数+損害賠償（著）の処理件数）

マ) 刑事本案

産業財産権を規律する法律である「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」に違反して刑事1審裁判所で公判が行われたのは次のとおりである。民事事件とは違って刑事事件では「商標法」違反に対する公判が圧倒的に多い。2019年時点、産業財産権関連法律に違反して刑事訴訟された人の約92.31%、処理された人の約87.56%が「商標法」違反であった。

[表4-3-12]直近5年間の産業財産権法律違反の刑事訴訟の処理状況 [単位：件、カ月]

違反法律	年度	受理人数	処理人数								平均処理月数	
			自由刑	執行猶予	財産刑	宣告猶予	無罪	免訴刑の免除	公訴棄却判決	その他		計
特許法	2015	17		1	7		1		2		11	8.1
	2016	22	1				5		1	1	15	9.7
	2017	26					6		3	1	20	10.6
	2018	14					3			7	18	13.2
	2019	10					5		7		15	16.7
実用新案法	2015	3					1			1	3	7.7
	2016	2					1			2	3	16.6
	2017	3									2	5.5
	2018	2					2				4	9.3
	2019	1									2	3.1
デザイン保護法	2015	18	1		8	1	4		1	3	18	6.4
	2016	24		1	7		4		2	1	15	6.7
	2017	30		7	14		2			4	27	8.9
	2018	31			15		6		1	3	25	6.5
	2019	16		2	14		13			2	31	12.8
商標法	2015	894	86	208	380	15	14			130	833	2.8
	2016	873	74	257	403	17	23			116	890	3.3
	2017	590	62	178	289	16	12			61	618	3.9
	2018	341	36	170	160	2	21	1		16	406	4.6
	2019	324	31	109	164	2	17			15	338	4.6

* 出処：法院行政処

2) 著作権訴訟

イ) 侵害禁止請求（民事本案）

2019年の著作権に対する侵害禁止請求件数は前年比約2.38%増の43件で、処理件数は前年比約16.28%減の36件であった。2019年の民事1審裁判所での調停・和解・移送などを除く著作権者勝訴率は約40.74%であった⁷⁰。著作権侵害禁止請求に対する民事1審裁判所の平均処理日数は前年比約20日減の367.3日であった。

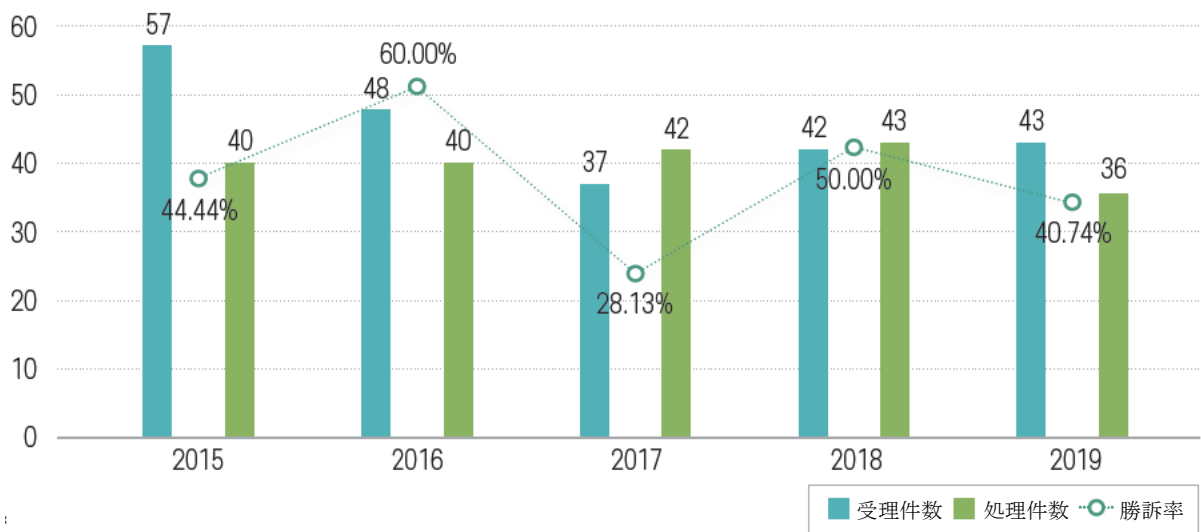
⁷⁰ 勝訴率 = (原告勝+原告一部勝+認諾) / (原告勝+原告一部勝+認諾+原告敗+却下+訴訟取り下げ)

[表4-3-13]直近5年間の著作権侵害禁止請求の民事本案（1審）の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理 件数	処理件数											平均 処理 日数
		原告勝	原告 一部勝	原告敗	却下	訴訟 取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2015	57	-	8	5	-	5	-	1	-	11	10	40	184.8
2016	48	4	11	3	-	7	1	6	-	2	6	40	239.9
2017	37	5	4	14	-	9	1	6	-	2	1	42	345.4
2018	42	1	15	7	-	9	2	4	-	2	3	43	387
2019	43	2	9	10	-	6	1	3	-	2	3	36	367.3

* 出処：法院行政処

[図4-3-6]直近5年間の著作権侵害禁止請求民事本案（1審）処理件数]



* 出処：法院行政処

ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

2019年の著作権に対する仮処分申請件数は前年比約6.67%増の32件で、処理件数は前年比約15.15%減の28件であった。著作権侵害禁止仮処分申請の認容率は約42.86%であった⁷¹。著作権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は前年比約18日減の86.8日であった。

[表4-3-14]直近5年間の著作権侵害禁止仮処分申請の処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理 日数
		認容	棄却	その他	計	
2015	23	4	9	9	22	137.1
2016	44	12	22	14	48	88.1
2017	36	6	15	12	33	108.1
2018	30	8	16	9	33	105
2019	32	12	4	12	28	86.8

* 出処：法院行政処

⁷¹ 仮処分申請の認容率=（認容件数） / （総処理件数）

ハ) 刑事本案

2019年に「著作権法」に違反し、刑事1審裁判所で受理した人数は322人で、331人に対する公判が行われた。

[表4-3-15]直近5年間の「著作権法」違反刑事訴訟の処理状況 [単位：件、カ月]

年度	受理人数	処理人数									平均処理月数
		自由刑	執行猶予	財産刑	宣告猶予	無罪	免訴刑の免除	公訴棄却判決	その他	計	
2015	613	6	30	279	30	19	-	79	96	539	4.1
2016	456	10	37	244	22	22	-	50	40	425	6.7
2017	366	10	47	319	20	25	-	40	54	515	7.9
2018	371	11	54	166	10	37	-	58	29	365	6.3
2019	322	6	51	153	8	15	3	53	42	331	5.6

* 出処：法院行政処

3) 営業秘密訴訟

イ) 侵害禁止請求（民事本案）

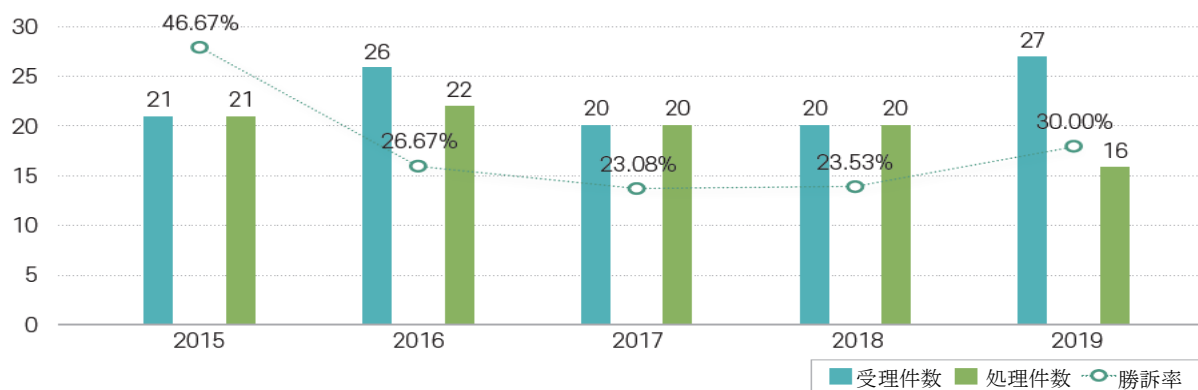
2019年の営業秘密侵害行為の民事本案禁止請求事件の受理件数は前年比35.0%増の27件で、処理件数は前年比20.0%減の16件であった。平均処理日数は前年比約8日減の490.3日で、勝訴率は30.0%であった。

[表4-3-16]直近5年間の営業秘密侵害禁止請求の民事本案（1審）処理状況 [単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数											平均処理日数
		原告勝	原告一部勝	原告敗	却下	訴訟取下げ	調停	和解	認諾	移送	その他	計	
2015	21	1	6	5	-	3	-	-	-	2	4	21	336.7
2016	26	-	4	8	-	3	-	1	-	-	6	22	487.3
2017	20	-	3	7	-	3	2	-	-	1	4	20	340.0
2018	20	1	3	8	-	5	-	1	-	2	-	20	498
2019	27	-	3	6	-	1	1	3	-	2	-	16	490.3

* 出処：法院行政処

[図4-3-7]直近5年間の営業秘密侵害禁止請求の民事本案（1審）処理件数



* 出処：法院行政処

ロ) 侵害禁止請求（民事仮処分）

2019年の営業秘密に対する仮処分申請件数は前年比約94.44%増の35件で、処理件数は前年比約16.67%増の28件であった。営業秘密侵害禁止仮処分申請の認容率は約17.86%⁷²、著作権侵害禁止仮処分申請の平均処理日数は前年比約31日減の113.3日であった。

[表4-3-17]直近5年間の営業秘密侵害禁止仮処分申請の処理状況

[単位：件、日]

年度	受理件数	処理件数				平均 処理日数
		認容	棄却	その他	計	
2015	38	5	24	12	41	114.1
2016	34	5	21	12	38	127.3
2017	27	3	12	10	25	74.2
2018	18	4	12	8	24	144
2019	35	5	15	8	28	113.3

* 出処：法院行政処

ハ) 刑事本案

2019年に「不正競争防止法」に違反し、刑事1審裁判所で受理した人数は108人で、98人に対する公判が行われた。

[表4-3-18]直近5年間の「不正競争防止法」違反刑事訴訟の処理状況

[単位：件、カ月]

年度	受理 人数	処理人数									平均 処理 月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	免訴 刑の 免除	公訴 棄却 判決	その他	計	
2015	183	10	45	20	1	44	-	1	3	124	12.4
2016	113	14	81	36	1	34	1	-	5	172	15.0
2017	126	10	57	44	3	45	-	-	8	167	12.6
2018	118	9	25	37	1	27	-	1	4	104	10.8
2019	108	2	34	36	-	13	-	-	3	98	13.9

* 出処：法院行政処

2019年に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」に違反し、刑事1審裁判所で受理した人数は29人で、15人に対する公判が行われた。

⁷² 仮処分申請の認容率=（認容件数） / （総処理件数）

[表4-3-19]直近5年間の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」違反刑事訴訟の処理状況
[単位：件、カ月]

年度	受理 人数	処理人数									平均 処理 月数
		自由刑	執行 猶予	財産刑	宣告 猶予	無罪	免訴 刑の 免除	公訴 棄却 判決	その他	計	
2015	2	1	2	4	-	5	-	-	-	12	28.2
2016	15	-	1	-	-	-	-	-	-	1	10.7
2017	13	2	1	-	-	-	-	-	1	4	6.6
2018	30	-	4	1	-	4	-	-	6	15	13.7
2019	29	1	8	3	-	1	-	-	2	15	7.7

* 出処：法院行政処

2. 代替的紛争解決

代替的紛争解決（Alternative Dispute Resolution、ADR⁷³）制度とは、訴訟ではなく、当事者間の合意によって紛争を解決する制度を指す。訴訟に比べて費用が安い上、事件が速かに処理され、該当事件の具体的実情に合う柔軟な解決策を模索することができる。また、代替的紛争解決制度は非公開で進めることができるため、個人のプライバシーや営業秘密が保護されるといふ長所もある。

それだけでなく、知的財産権分野における代替的紛争解決制度は該分野の専門家が自身の専門的な知識と経験を基に紛争当事者間の対話と妥協を誘導することで、紛争を効率的に解決することができる⁷⁴。代替的紛争解決制度を遂行する行政機関や団体は調停機関、又は仲裁機関を設置し、この機関に当事者間の紛争の合意を誘導できる権限が付与される⁷⁵。

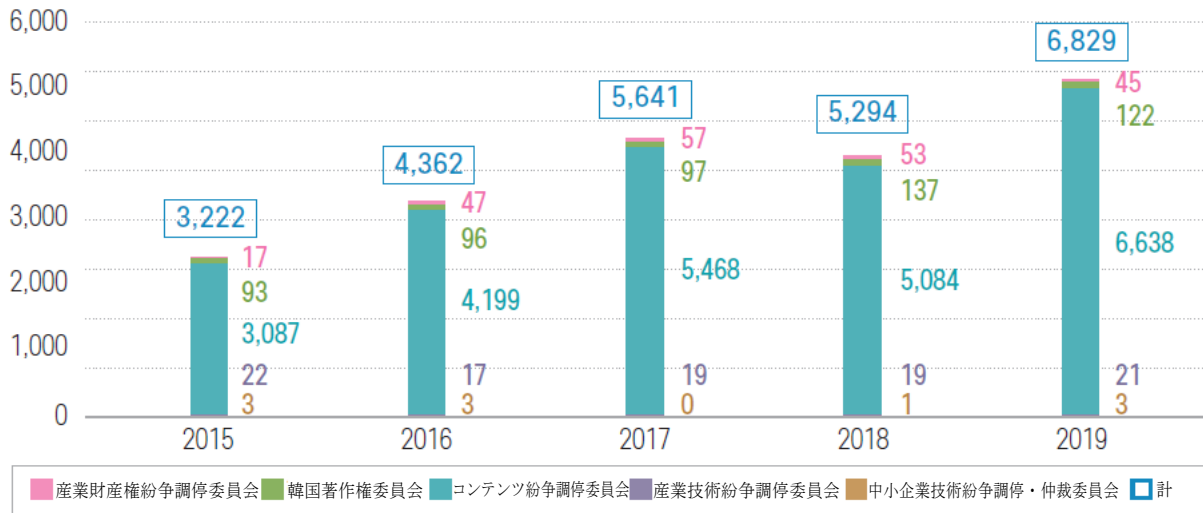
知的財産関連の紛争調停、又は仲裁を支援する機関としては産業財産権紛争調停委員会、著作権紛争調停部、コンテンツ紛争調停委員会、産業技術紛争調停委員会、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会がある。このような機関に対する知的財産紛争調停申請件数は毎年増加しており、2019年には前年に比べて約29.0%急増した。

⁷³ ADRは「裁判以外の紛争解決」、「訴訟代替的な紛争解決」、「訴訟に代える紛争解決」などと解釈されている。カン・スミ、「行政型ADRの状況と改善策」、「仲裁研究」第25冊第4号、韓国仲裁学会、2015、52頁

⁷⁴ 知的財産権をめぐる紛争のうち、特許権はほとんどが技術に対するものであるため、該分野に詳しい専門知識を持つ者によって紛争を解決することが望ましい。ユン・ソニ、「ADRにおける知的財産権紛争-仲裁・調停を中心に」、「仲裁研究」第13冊第1号、韓国仲裁学会、2003、136頁

⁷⁵ 講学上、このようなADRを「司法型ADR」及び「民間型ADR」と区別して「行政型ADR」という。行政型ADRは法律に基づき、行政機関やその傘下機関に設置された紛争解決機関で私人間の紛争を解決するために行うADRを意味する、すなわち行政機関などが自分の費用をかけて私人間の紛争を解決する手続きを行政型ADRという。キム・サンチャン、「韓国の行政型ADR制度の活性化策」、「法学研究」第46冊、韓国法学会、2012、216頁

[図4-3-8]紛争調停機関に対する申請件数



* 出処：知的財産関連5つの調停委員会の資料を基に再構成

1) 産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会に対する紛争申請は、産業財産権をめぐる紛争が発生して当事者が調停を申請する場合、検察が刑事と連携して付託する場合に分けられる。当事者が調停を申請する場合、同委員会は当事者に申請書と答弁書を作成させるなどして紛争解決の手続きに直接参加させて相互間の合意を誘導する⁷⁶。

同委員会を通じた調停は無料で、非公開で行われ、3ヵ月以内に処理される。調停対象は出願を含む産業財産権、職務発明、技術上の情報に関わる営業秘密に対する紛争である⁷⁷。ただし、産業財産権の無効及び取り消し、権利範囲の確認などに関する判断のみを要請する事項は調停申請対象から外される⁷⁸。産業財産権の出願人、権利者、実施権者、使用権者、職務発明者、技術上の営業秘密保有者及び該当権利の実施、職務発明又は営業秘密と直接的な利害関係がある者には同委員会に紛争調停を申請することができる資格がある⁷⁹。

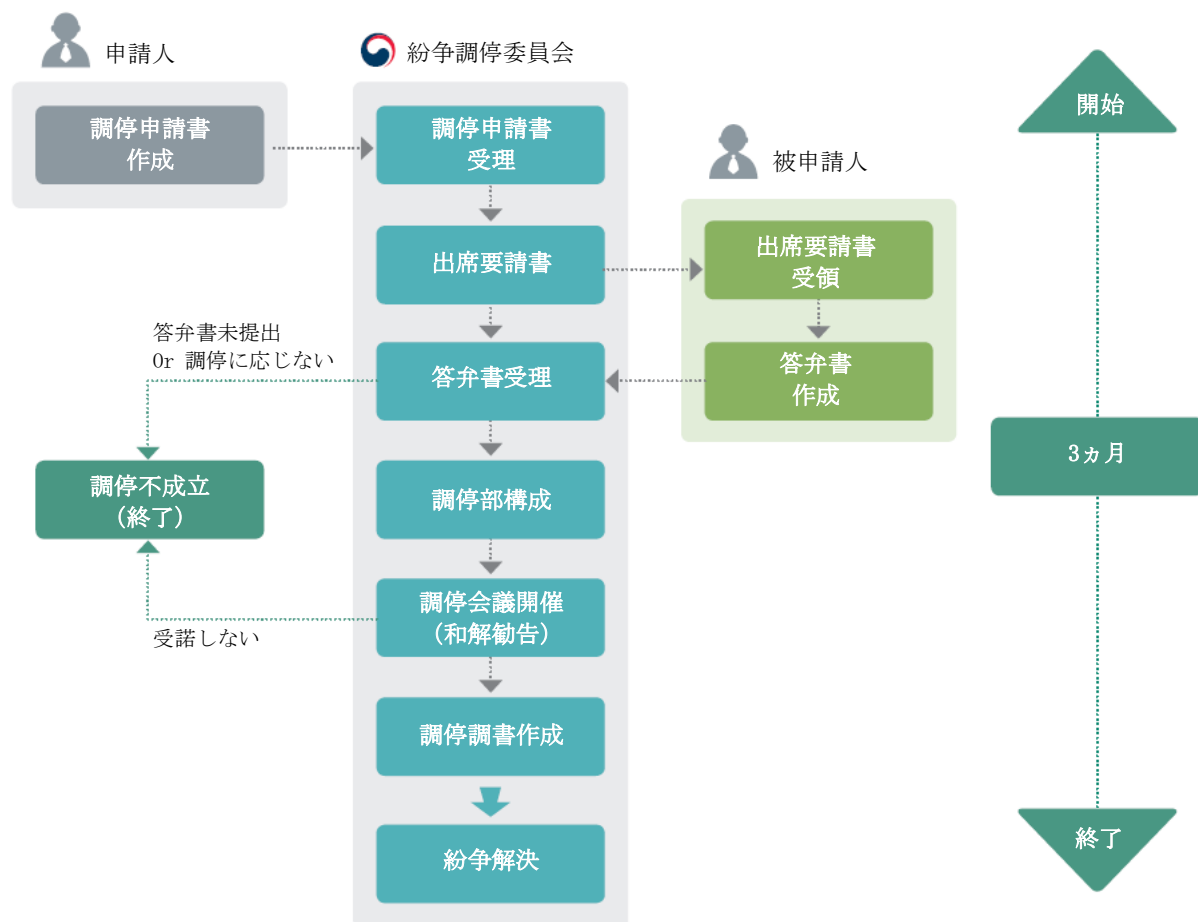
⁷⁶ 産業財産権紛争調停委員会ウェブサイト (<http://koipa.re.kr/adr>)

⁷⁷ 「発明振興法」第41条第1項

⁷⁸ 「発明振興法」第44条

⁷⁹ 「発明振興法」第43条の2第1項

[図4-3-9]産業財産権紛争委員会の調停処理の手続き



* 出処：産業財産権紛争調停委員会ウェブサイト (www.koipa.re.kr/adr)

同委員会が受理した紛争調停申請件数は2013年までは年間2～3件に過ぎなかったが、2016年以降は40件以上となっている。2019年には受理した紛争調停申請件数45件のうち19件が調停成立した。産業財産権の調停対象及び申請類型別に見れば商標関連事件が相対的に多い。

[表4-3-20]直近5年間の産業財産権紛争調停委員会への調停申請及び成立件数

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019
申請	11	17	47	57	53	45
成立	2	8	8	22	23	19
不成立	9	9	39	32	30	26

* 出処：産業財産権紛争調停委員会

[表4-3-21]産業財産権調停対象及び申請類型別の利用件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
商標	5 (3) ⁸⁰	30 (2)	23 (7)	25 (16)	32 (14)
デザイン	3 (2)	8 (1)	10 (9)	13 (7)	3 (1)
特許	9 (3)	8 (5)	23 (6)	3 (-)	7 (4)
職務発明	-	1 (-)	1 (-)	5 (-)	3 (-)
営業秘密	-	-	-	7 (-)	-
計	17 (8)	47 (8)	57 (22)	53 (23)	45 (19)

* 出処：産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会は2015年3月から検察と刑事連携型の調停を推進してきており、2017年から全国に拡大して施行している。2015年から2019年まで検察から産業財産権紛争調停委員会に45件が付託され、このうち17件の調停が成立した。

2) 著作権紛争調停部

韓国著作権委員会は「著作権法」第113条第1号に基づき、著作権紛争を効率的に解決するために著作権紛争調停部を運営している。同調停部には調停委員3人からなる7つの合意部、調停委員1人からなる6つの単独部がある。調停委員は法曹界、産業界、学界など著作権各分野の専門家からなり、各調停部は弁護士資格を持つ1人の調停委員を含んでいる。

調停は当事者間で合意した事項を調停調書に記載すれば成立する。調停調書は裁判上、和解と同じ効力を持つため合意した事項が履行されない場合は別途の裁判手続きなしで強制執行をすることができる。

[図4-3-10]韓国著作権委員会の調停処理手続き



出処：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

著作権紛争調停の調停対象は著作人格権、著作財産権、著作隣接権、補償金に関する紛争である。調停費用は調停の申請趣旨⁸¹によって決まる。2019年の同委員会に対する調停申請件数は116件であり、繰り越された6件を合わせれば計122件となり、そのうち38件が成立した。類型別には写真、コンピュータプログラム著作物の割合が高かった。

⁸⁰ () は調停成立件数を意味する。

⁸¹ 調停の申請趣旨とは、申請人が該当調停を通じて得たい結果を意味し、金額で換算できる趣旨の場合は該当金額を、換算できない場合は請求数を基準として算定する。被申請人が数人である場合は被申請人が請求した金額を合算して調停費用を算定する。

[表4-3-22]直近5年間の韓国著作権委員会の調停処理件数

区分	受理			処理現状						
	前年 繰越分	新規	計	成立	不成立	取り 下げ	その他	進行	計	成立率
2015	10	83	93	34	31	11	-	17	93	52.3%
2016	16	80	96	35	38	18	-	5	96	48.0%
2017	5	92	97	23	27	31	2	14	97	46.0%
2018	14	123	137	22	55	54	-	6	137	26.8%
2019	6	116	122	38	64	14	-	6	122	37.3%

* 出処：韓国著作権委員会

[表4-3-23]直近5年間の韓国著作権委員会の分野別調停申請件数

区分	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2次的 著作物	著作 隣接物	データ ベース	コンピ ュータ プロ グラム	計
2015	12	6	-	18	-	1	3	-	2	-	11	-	30	83
2016	28	9	-	11	-	9	1	-	2	1	-	-	19	80
2017	66	7	-	2	-	5	-	-	2	-	-	1	9	92
2018	49	10	-	10	-	8	6	-	4	-	-	-	36	123
2019	15	6	-	11	-	41	4	1	6	-	-	2	30	116

* 出処：韓国著作権委員会ウェブサイト (www.copyright.or.kr)

韓国著作権委員会は2013年から著作権など知的財産分野に特化した裁判所連携型調停を行っている。2019年1月にはソウル西部地方法院と裁判所連携型調停了解覚書を締結した。裁判所連携型調停⁸²とは、訴訟進行中の事件の早期解決のために裁判所の本案裁判所が弁論期日以前、又は本格的裁判の開始以前に事件を外部の紛争解決機関に調停を付託すれば、判事ではない外部の専門家が主導して調停することをいう。

[表4-3-24]直近5年間の裁判所連携型調停の処理件数

区分	受理			処理現状						
	前年 繰越分	新規	計	成立	不成立	取り 下げ	その他	進行	計	成立率
2015	16	167	183	46	113	11	-	13	183	28.9%
2016	13	100	113	35	48	14	6	10	113	42.2%
2017	10	70	80	23	27	16	7	7	80	46.0%
2018	7	153	160	20	81	26	5	28	160	19.9%
2019	28	173	201	40	91	20	1	49	201	30.5%

* 出処：韓国著作権委員会

3) コンテンツ紛争調停委員会

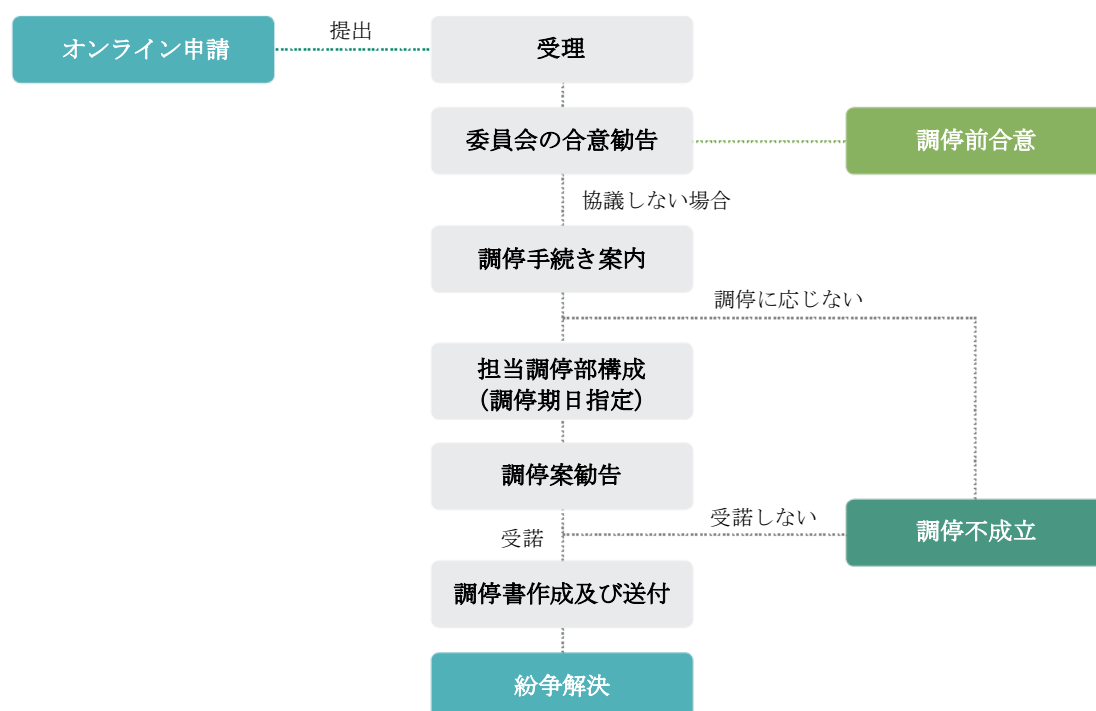
「コンテンツ産業振興法」第29条ないし第36条に基づいて設立されたコンテンツ紛争調停委員会はコンテンツの取引と利用に関する紛争の事前防止及び事後解決を支援する。

⁸² 早期調停 (early mediation) とも呼ぶ。

同委員会は委員長1人を含め、30人の調停委員からなり、調停委員は法曹界・学界・コンテンツ産業界及び利用者保護団体などに所属する人のうち、文化体育部長官の委嘱によって決まる。同委員会は専門分野別にゲーム、映像、知識情報、漫画・キャラクターの4分科に分けられて運営されている。

同委員会の調停対象となる紛争はコンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、コンテンツ利用者間のコンテンツの取引及び利用に関する紛争である。著作権関連の紛争は「著作権法」に基づき、放送通信関連の紛争のうち「放送法」第35条の3に基づく調停対象になったり、「電気通信事業法」第45条に基づく調停の対象となる紛争は各該当法律の規定に従う。

[図4-3-11]コンテンツ紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出処：コンテンツ紛争調停委員会ウェブサイト (www.kedrc.kr)

コンテンツ事業、又はその利用に関連した被害の救済を受けたい者や調停で紛争解決をしたい者が調停委員会に調停を申請すれば、同委員会は紛争調停申請を受けた日から60日以内に調停案を作成して紛争当事者に勧告しなければならない。当事者が提示された調停案を受諾すれば調停委員会は当事者間の合意事項を記載した調停書を作成する。当事者が調停案を受諾し、同委員会が調停書を作成して当事者に通知すれば、その紛争調停の内容は裁判上の和解と同じ効力を持つ。

同委員会に対する調停申請件数は2015年以降増加傾向にあり、2019年には前年比約30.57%増の6,638件であった。

[表4-3-25]直近5年間の年度別コンテンツ紛争調停委員会の調停処理件数

区分	調停申請 ⁸³				調停処理結果									
	B2C	B2B	C2C	計	調停 取下	調停 拒否 ⁸⁴	関連 機関 移牒 ⁸⁵	調停 不能 ⁸⁶	調停 不成立 (1) ⁸⁷	調停前 合意	調停会議 結果		進行	計
											成立	不成立 (2) ⁸⁸		
2015	2,881	185	21	3,087	743	215	130	73	645	1,124	73	84	-	3,087
2016	3,961	199	39	4,199	695	513	106	927	825	1,004	52	77	-	4,199
2017	5,321	135	12	5,468	779	870	202	1,752	890	893	28	54	-	5,468
2018	4,839	225	20	5,084	706	1,186	125	1,536	608	812	42	69	-	5,084
2019	6,345	272	21	6,638	879	1,236	189	2,231	610	1,385	33	75	-	6,638
計	23,347	1,016	113	24,476	3,802	4,020	752	6,519	3,578	5,218	228	359	-	24,476

* 出処：コンテンツ紛争調停委員会

コンテンツ分野別に調停申請件数を見れば、2019年に同委員会が処理した事件はゲーム分野が約72.13%と最も割合が高く、次いで放送分野が約8.63%であった。

[表4-3-26]直近5年間のコンテンツ分野別の調停申請件数

区分		2015	2016	2017	2018	2019	計
ゲーム		2,492	3,368	4,772	3,849	4,788	19,269
映像	音楽	34	42	50	40	57	223
	映画	14	14	27	34	34	123
	アニメーション	7	13	3	7	4	34
	放送	27	39	84	492	573	1,215
	広告	35	61	31	34	58	219
知識情報	知識情報	200	106	208	230	465	1,209
	コンテンツ ソリューション	94	65	71	79	157	466
キャラク ターなど	漫画	6	8	14	13	9	50
	キャラクター	4	1	6	9	7	27
	公演	8	243	12	25	65	353
	出版	5	13	4	15	4	41
その他		161	226	186	257	417	1,247
計		3,087	4,199	5,468	5,084	6,638	24,476

* 出処：コンテンツ紛争調停委員会

⁸³ B2C（事業者と利用者間紛争）、B2B（事業者間紛争）、C2C（利用者間紛争）

⁸⁴ 訴訟中の事件、他の機関に調停を申請した場合、事実関係が違うか、利害関係者でない場合としてコンテンツ紛争調停委員会事務局が調停拒否で終了した場合

⁸⁵ コンテンツ紛争ではない紛争は該当機関へ移牒して処理するようにし、この場合、調停申請が移牒された機関及び理由を申請人に通知する。

⁸⁶ 当事者の所在不明、連絡の途絶、被申請人の廃業及び破産など調停手続きを進めることができない理由が発生した場合は調停を終了し、その事実を当事者に通知する。

⁸⁷ 調停中、当事者の片方が訴訟を起こしたり、当事者の片方が調停会議への出席を拒否するなど調停に応じず、調停が終了した場合

⁸⁸ 調停案の受諾を拒否したり、調停案が導出できず、調停を終了した場合

コンテンツ紛争調停の受理件数を事件類型及び部門別に見れば、コンテンツのユーザー利用制限が2,010件と最も多く、次いで決済取消・解約・解除調停件数1,044件、未成年者による決済813件の順であった。コンテンツ紛争調停委員会は2011年から裁判所連携型調停も実施している。

[表4-3-27]2019年コンテンツ紛争調停事件の類型及び部門別受理件数

区分	ゲーム	映像	知識情報	キャラクターなど	その他	総合	
						計	割合(%)
決済取消/解約/解除	696	105	206	25	12	1,044	15.73
技術的保護措置の不備	116	2	2	-	6	126	1.90
未成年者による決済	756	33	7	2	15	813	12.25
不当な料金請求	31	97	180	1	29	338	5.09
ユーザーの利用制限	1,972	10	26	-	2	2,010	30.28
アイテム/キャッシュの取引/ 利用被害	321	8	2	-	-	331	4.99
約款運営政策	210	22	41	3	9	285	4.29
情報提供要請など	10	362	13	27	5	417	6.28
コンテンツ及びサービス瑕疵	558	27	37	2	11	635	9.57
コンテンツ製作/契約未履行	2	38	85	22	-	147	2.21
虚偽、誇大広告	62	6	6	1	-	75	1.13
その他	54	16	17	2	328	417	6.28
計	4,788	726	622	85	417	6,638	100

* 出処：コンテンツ紛争調停委員会

4) 産業技術紛争調停委員会

産業技術紛争調停委員会は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第23条（産業技術紛争調停委員会）に基づいて運営され、韓国産業技術保護協会に事務局を設けている⁸⁹。同委員会は委員長1人を含め、15人の技術的・法律的専門家及び技術保護担当公務員などからなっており、調停委員の任期は3年で再任が可能である。

2013年11月に発足した本委員会の調停対象は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第2条（定義）に基づいて各法律により指定、告示、公告、認証された産業技術の流出・侵害に対する紛争を扱い、2019年12月まで15件の調停申請を受理して事実調査、合意勧告、意見聴取などの調停手続きを進めた。

[図4-3-12]産業技術紛争調停委員会の調停手続き



* 出処：産業技術保護協会ウェブサイト (www.kaits.or.kr)

⁸⁹ 産業セキュリティ情報図書館ウェブサイト (www.is-portal.net)

[表4-3-28]直近5年間の産業技術紛争調停の申請及び処理件数

区分	調停申請	調停処理結果			
		調停前合意	申請人取下	調停拒否	調停不成立
2015	3	-	1	1	1
2016	3	-	3	-	-
2017	-	-	-	-	-
2018	1	-	1	-	-
2019	3	-	2	-	1

* 出処：韓国産業技術保護協会

産業技術紛争調停委員会は紛争調停だけでなく、技術流出の被害を受けた企業、又は被害が予想される企業に技術的、法律的相談・諮問を通じて被害を最小化することができる対応策及び今後セキュリティ向上のための措置事項などを提示することで、紛争の事前防止にも取り組んでいる。

5) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条に基づき、中小企業が保有する技術に関わる紛争を速かに調停及び仲裁するために設立された⁹⁰。

[図4-3-13]調停・仲裁の効力



* 出処：中小ベンチャー企業部ウェブサイト (www.ultari.go.kr)

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は委員長1人を含め、50人以内の委員からなり、委員は大学や公認された研究機関で副教授以上、又はこれに相当する職に在職しているか在職していた者として技術、又は情報保護関連分野の専攻者、4級又は4級相当以上の公務員、又はこれに相当する公共機関の職に在職しているか在職していた者として中小企業技術保護に関する経験保有者、判事又は検査、弁護士、弁理士、公認会計士、又は技術士、技術取引士、その他中小企業技術保護に関する学識と経験が豊富な者のうち、中小ベンチャー企業部長官の委嘱を受けた者で決まり⁹¹、3～5人の委員からなる調停部、又は仲裁部が非公開調停・仲裁を行って迅速かつ円満な紛争解決を支援する。委員会の調停合意及び仲裁判定に対して履行しない場合、事件当事者は管轄裁判所から強制執行の判決を受けて執行することができる。2019年の中小企業技術紛争調停の受理件数は98件で、そのうち調停が成立した件数は16件である。

⁹⁰ 技術保護ウルタリ (垣根) ウェブサイト (www.ultari.go.kr)

⁹¹ 「中小企業の技術保護支援に関する法律」第23条第4項

[表4-3-29] 中小企業技術紛争調停・仲裁件数

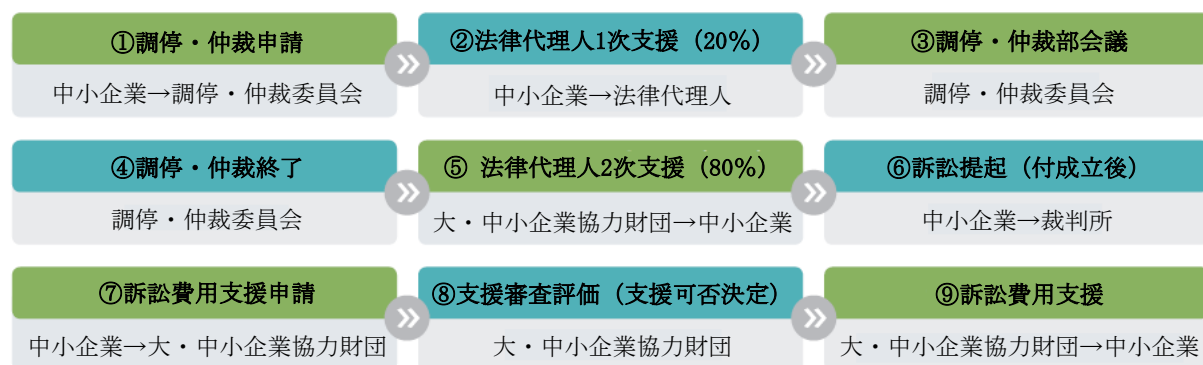
区分	相談	受理	進行	調停状況（終了）					
				調停案提示			その他		
				成立	不成立	計	申請人 取下	調停 中止 ⁹²	計
2015	36	22	-	3	4	7	1	14	15
2016	68	17	-	6	8	14	2	1	3
2017	70	19	-	2	7	9	3	7	10
2018	89	19	-	3	9	12	-	7	7
2019	111	21	-	2	7	9	1	11	12
計	374	98	-	16	35	51	7	40	47

* 出処：中小ベンチャー企業部

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は2015年10月から裁判所と連携して調停制度を施行している。同委員会はソウル中央地方法院（2015.10）、ソウル西部地方法院（2015.12）、ソウル南部地方法院（2016.10）、ソウル東部地方法院（2016.11）と協約を締結した。また、検察との業務提携（2019.11）で検察捜査事件を委員会に連携して調停事件を処理している⁹³。

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は紛争事件に対する法律及び技術保護専門家の諮問、損害賠償額算定などに必要な技術価値評価費用、代理人選任費用なども支援する。これと共に、相手企業による技術侵害の可能性が高いと認められたが調停が成立せず、民事訴訟を提起した被害企業を対象に最大500万ウォン（非申請企業が大企業であれば、最大1,000万ウォン）の訴訟費用を支援している。また、調停申請をしたが、相手の特許審判を提起して調停を中止し、特許審判に対応しなければならない場合にも500万ウォンの特許審判費用を支援している。

[図4-3-14] 調停申請企業法律代理人・訴訟費用の支援手続き



* 出処：中小ベンチャー企業部

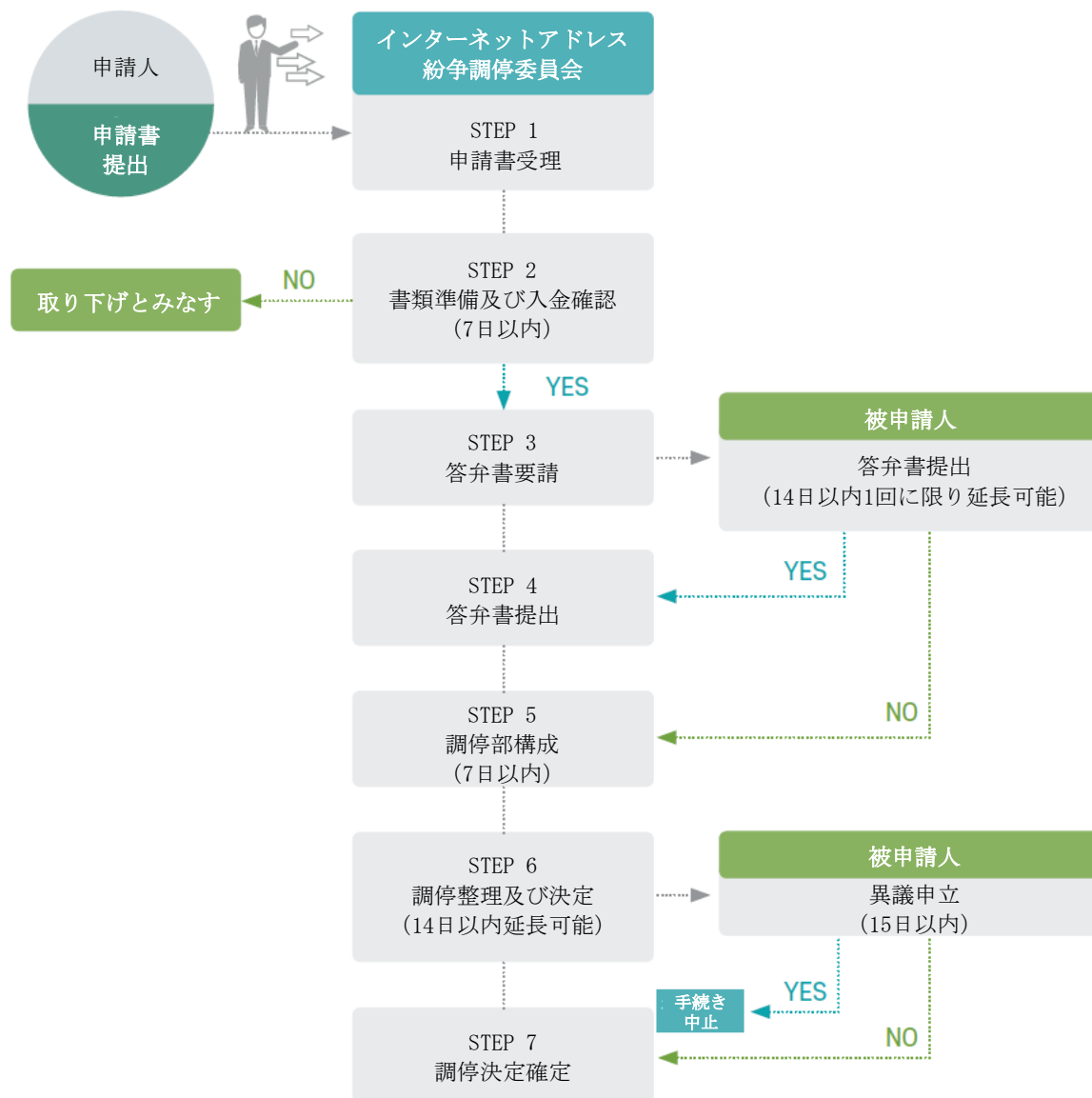
⁹² 当事者間の訴訟提起、資料不足などで調停できない事件

⁹³ 事件の担当検査が当事者に技術紛争調停・仲裁委員会への申請を勧誘し、両当事者の同意の下、告訴人（中小企業）が調停を申請すれば、中小ベンチャー企業部では検察から付託された事件別に調停部を構成し、調停部会議を通じて調停案を導出する。当事者の同意の下、検察捜査資料（検察意見書など）を技術紛争調停・仲裁委員会に共有して調停部の事件を把握し、調停案の導出などに積極的に活用することができる。

6) インターネットアドレス紛争調停委員会

「インターネットアドレス資源に関する法律」第16条に基づいて設立されたインターネットアドレス紛争調停委員会はインターネットアドレスの登録、保有、使用に関わる紛争調停のみを担当している。インターネットアドレス紛争調停委員会は委員長を含め、30人以内の議員からなり、申請人又は被申請人の選択により委員のうち1人又は3人からなる調停部を置き、紛争調停事件を審議し決定する。

[図4-3-15] インターネットアドレス紛争調停委員会の調停処理手続き



* 出処：インターネットアドレス紛争調停委員会ウェブサイト（www.idrc.co.kr）

調停部は「インターネットアドレス資源に関する法律」第18条の2の判断基準に基づいて該当インターネットアドレスに対して移転・抹消、又は棄却決定を下す。被申請人が調停部の移転、又は抹消決定文の送達を受けた日から15日以内に異議申立をしなければ、インターネットアド

レス紛争調停委員会の調停を受諾したとみなされ、申請人はインターネットアドレス紛争調停委員会事務局にその調停決定内容の実行を要請することができる。

2005年2月から韓国の国家ドメインである「.kr」と結びついたドメイン名の紛争調停事件に対する申請を受け始め、2019年には18件の申請を受け、そのうち16件に対して調停決定を下した。

[表4-3-30]直近5年間の国家ドメイン名の紛争調停申請及び処理件数

区分	調停申請	調停決定				取り下げ
		移転	抹消	棄却	計	
2015	74	33	28	3	64	10
2016	40	6	26	3	35	5
2017	33	3	24	1	28	5
2018	35	6	20	3	29	6
2019	18	2	10	4	16	2

* 出処：インターネットアドレス紛争調停委員会

一方、インターネットアドレス紛争調停委員会は2006年から「.com」と「.net」などの一般ドメインと結びついたドメイン名の紛争調停事件に対する申請を受け始め、2019年には13件の申請があった。

[表4-3-31]直近5年間の一般ドメイン名の紛争調停申請及び処理件数

区分	調停申請	調停決定				取り下げ
		移転	抹消	棄却	計	
2015	32	26	1	-	27	5
2016	19	10	3	1	14	5
2017	16	12	1	-	13	3
2018	16	11	-	4	15	1
2019	13	10	1	2	13	-

* 出処：インターネットアドレス紛争調停委員会

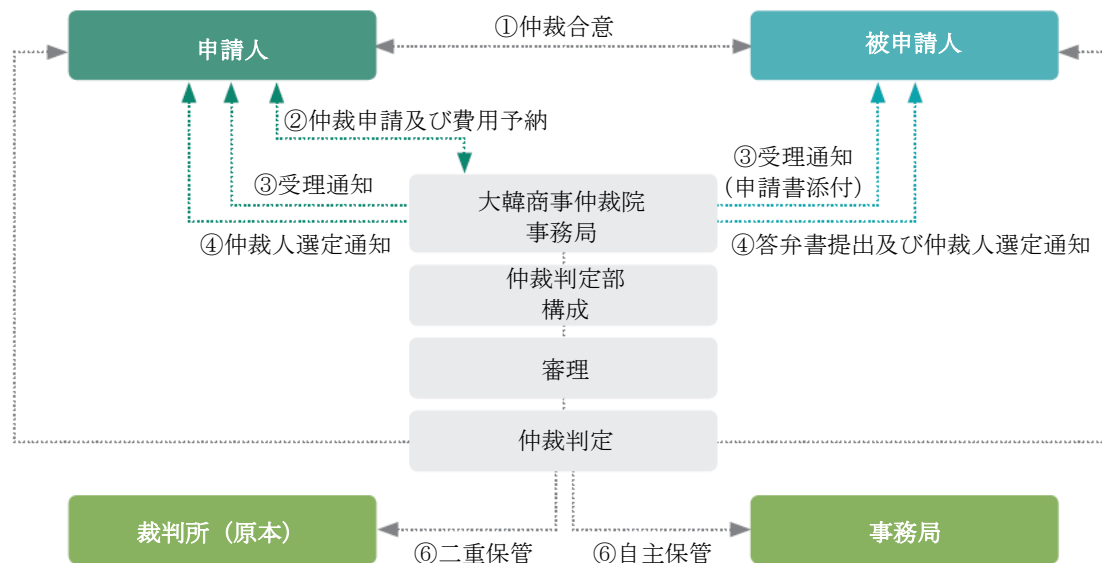
7) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院は「仲裁法」に基づいて設立された常設法廷仲裁機関で、国内外の商取引で発生する紛争を仲裁・調停・斡旋⁹⁴することで、迅速かつ公正に解決するための目的で設立された。

大韓商事仲裁院の仲裁判定は裁判所の確定判決と同一の効力を持つ。大韓商事仲裁院の仲裁判定は単審制を採択しているため、当事者は仲裁判定に不満があっても不服を申請することはできない。

⁹⁴ 仲裁 (arbitration) は仲裁人の紛争の解決内容を当事者に強制できるが、調停 (mediation) は調停人が当事者の紛争解決を助力する役割をするだけという点で両者は違う。斡旋 (conciliation) は斡旋人が紛争当事者を呼び集めたり、現象の時期や場所を提供するなど、当事者間のコミュニケーションを円滑にする機能だけを担当し、事件の実体に対する評価をせず、具体的な調停案も当事者に提示しない。

[図4-3-16]大韓商事仲裁院の仲裁手続き



* 出処：大韓商事仲裁院

知的財産権に関連し、大韓商事仲裁院が2019年に受理した仲裁申請件数は前年比約90%増の15件（国内事件12件、国際事件3件）であった。このうち、仲裁申請金額が1億ウォン以下である事件が9件、1億ウォンから2億ウォンの間の事件が1件、2億ウォン超過事件が5件で、仲裁申請金額は増加している。

[表4-3-32]直近5年間の大韓商事仲裁院への知的財産権関連仲裁申請件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
国内事件	6	12	6	6	12
国際事件	3	2	5	2	3
計	9	14	11	8	15

* 出処：大韓商事仲裁院

[表4-3-33]直近5年間の大韓商事仲裁院への知的財産権関連仲裁申請の金額別件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
1億ウォン以下	8	7	3	3	9
1億ウォン～2億ウォン	-	2	2	1	1
2億ウォン超過	1	5	6	4	5
計	9	14	11	8	15

* 出処：大韓商事仲裁院

8) ソウル法院調停センター（ソウル中央地方法院連携調停）

ソウル法院調停センターは常任調停委員制度⁹⁵、常勤調停委員制度⁹⁶、調停委員会の調停⁹⁷を実施している。特に、裁判所で審議中の調停事件を紛争の性格に合う外部の紛争調停機関が調停するようにし、その結果を裁判所に事務遂行報告書で報告する外部連携型調停も実施している。この制度は知的財産関連の紛争調停委員会と連携して活発に利用されている。

3. その他の紛争解決支援活動

1) 公益弁理士特許相談センターの運営

特許庁は公益弁理士特許相談センターを通じて、社会的弱者の産業財産権を保護するための無料弁理サービスを提供している。公益弁理士特許相談センターは産業財産権の出願・審査・登録及び審判手続きに関連した法律相談、明細書・意見書・補正書など出願に必要な書類作成を支援しており、産業財産権関連の紛争に関する審判・審決取消訴訟の代理などの業務も行っている。支援対象は小企業、学生、登録障害者、国家有功者、国民基礎生活保障法に基づく医療給与受給者、次上位階層、国家有功者、ひとり親家庭、国際結婚家庭、若手起業家、6歳以上19歳未満である者、零細個人発明家などである。

同センターは相談者の便宜を図って訪問、電話、オンライン、地域巡回などさまざまな方法で年間10,000件以上の無料相談をしている。また、相談者ごとの産業財産権保有及び権利状況などを分析し、紛争対応戦略などのコンサルティングを提供して社会的弱者の産業財産権が多角的な保護を受けられるようにしている。

[表4-3-34]直近5年間の公益弁理士特許相談センター相談及びコンサルティング支援件数

区分	産業財産権関連相談					コンサルティング	計
	電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談	小計		
2015	13,119	761	1,722	439	16,041	37	16,078
2016	9,354	824	1,298	307	11,783	80	11,863
2017	10,158	757	1,142	303	12,360	67	12,427
2018	9,536	939	850	280	11,605	77	11,682
2019	9,591	518	883	264	11,256	74	11,330

* 出処：公益弁理士特許相談センター

⁹⁵ 常任調停委員は単独で調停したり自ら調停委員会を構成して調停長になるなど、調停担当判事と同じ権限を持つ。ソウル法院調停センター常任調停委員は調停申請事件のみを処理し、調停付託事件のうち多数当事者事件、合意や控訴事件、複雑な事案、法理問題が主な争点であるため、主に難易度の高い事件を配当されて処理する。

⁹⁶ ソウル中央地方法院調停委員のうち、毎週1回特定の曜日に裁判所内の調停事務所に出勤し、責任調停方式で調停を進める調停委員をいう。

⁹⁷ 調停委員会の調停は民事調停法の施行とともに、最長期間利用された調停制度で、調停委員は高等法院長、地方法院長、又は地方法院支院長が学識と徳望のある人の中からあらかじめ委嘱する（民事調停法第10条第1項）。このようにあらかじめ委嘱された調停委員のうち、当事者が合意して選定したり調停長が指定する2人以上の調停委員からなる。

相談によって具体化したアイデアは権利として保護されるように出願書類の作成を支援している。特許・実用新案・デザインに対しては出願と審査過程全般にわたって明細書・図面、意見書・補正書などの書類作成を支援しており、出願書類の作成が相対的に容易な商標に対しては、商標登録出願書の作成に必要な相談のみを支援するが、審査段階で意見書・補正書・異議申立の答弁書作成が必要な時には書類作成も支援している。

[表4-3-35]直近5年間の公益弁理士特許相談センターの書類作成の支援及び出願件数

区分	書類作成支援件数				出願件数			
	明細書・ 図面	意見書・ 補正書	その他	小計	特許	実用新案	デザイン	小計
2015	502	393	-	895	160	69	216	445
2016	232	257	2	491	79	38	76	193
2017	179	200	4	383	39	28	71	138
2018	241	232	2	475	35	28	127	190
2019	262	224	3	489	53	25	138	216

* 出処：公益弁理士特許相談センター

公益弁理士特許相談センターは制度改善、支援対象の拡大などによる社会的弱者の産業財産権をめぐる紛争を解決するために支援を強化している。最近、産業財産権関連の審判及び訴訟件数が減少傾向にあるが、公益弁理士自らが代理した特許・実用新案・デザイン・商標に対する審判及び審決取消訴訟事件の実績が増加している。2015年以來持続的に増加し、2018年以降は年間130件以上を支援している。2019年の支援件数は134件と、産業財産権紛争による社会的弱者の被害の最小化に寄与している。

[表4-3-36]直近5年間の公益弁理士特許相談センターの審判及び審決取消訴訟の直接代理支援件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
特許審判院	43	95	87	116	114
特許法院	7	10	22	17	19
大法院	3	4	11	3	1
計	53	109	120	136	134

* 出処：公益弁理士特許相談センター

2) 著作権相談センターの運営

韓国著作権委員会は著作権相談センターを運営して国民の著作権関連の質問に回答し、事前に紛争を防止するための著作権法律相談サービスを提供している。類型別自動相談をはじめ、電話相談、対面相談、インターネット相談など多様な相談チャンネルを構築している。2019年の著作権相談件数は215,467件で、そのうち相談員との相談、インターネット相談の処理件数が前年比約56.33%増の2,753件であった。

[表4-3-37]直近5年間の著作権相談センターの著作権相談件数

区分		2015	2016	2017	2018	2019
累計型自動相談		27,424	27,271	136,817	125,466	168,342
相談員との 相談	電話相談	45,316	45,942	43,077	42,640	43,499
	対面相談	768	1,031	827	1,102	744
	書信相談	46	76	73	81	129
	インターネット 相談	2,144	1,367	869	1,761	2,753
相談の計		75,698	75,687	181,663	171,050	215,467

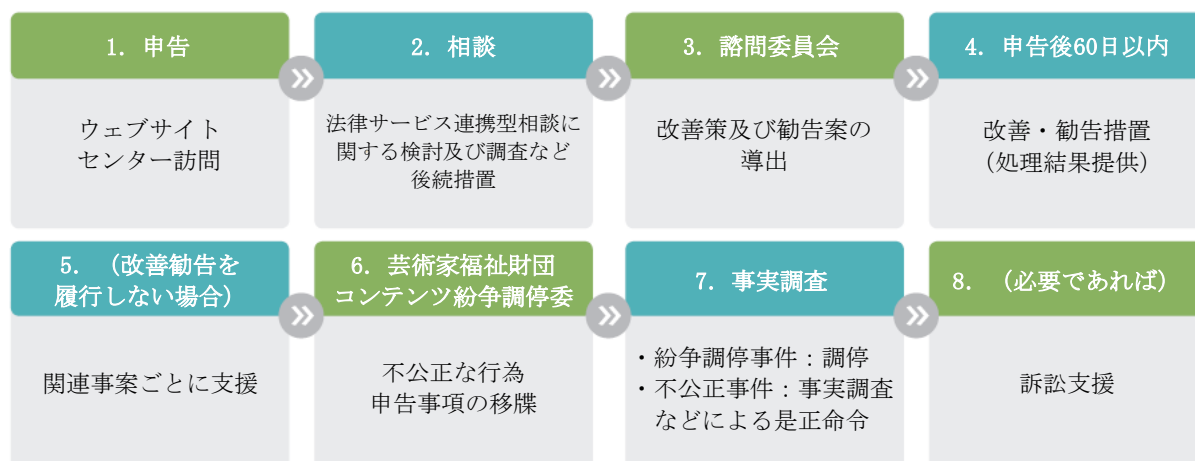
* 出処：韓国著作権委員会

3) コンテンツ公正共生センターの運営

不公正な取引による被害に対し、コンテンツ企業が個別的・明示的に対応困難な環境を踏まえて文化体育観光部は2018年5月に韓国コンテンツ振興院に「コンテンツ公正共生センター」を開所し、2019年に不公正行為申告54件、契約・法律相談120件、被害救済訴訟費用14件を支援した。同センターは不公正取引被害申告の受理及び相談、被害救済訴訟の支援、公正な環境に対する実態調査などの業務を行う。

同センターのコンテンツ不公正改善諮問団の改善勧告が履行されない場合、問題となった行為が「芸術家福祉法」第6条の2第1項に基づく不公正行為であれば韓国芸術家福祉財に、紛争調停が必要な事案であればコンテンツ紛争調停委員会に移牒して被害申告事項を処理する。

[図4-3-17]コンテンツ公正共生センター申告受理業務処理図



* 出処：文化体育観光部

4) 営業秘密保護センターの運営

特許庁営業秘密保護センターでは企業の営業秘密保護体系を構築するための営業秘密保護コンサルティングを実施し、システムを利用して営業秘密を管理できるように営業秘密管理システムを普及している。また、営業秘密関連相談、流出紛争法律諮問などを実施し、必要に応じて関係機関と連携して迅速な対応策を講じられるように支援している。

特に、2019年には前年比30社増の101社を対象に企業規模及び状況に合う営業秘密管理体系を策定するためのコンサルティングを実施した。このうち89社にコンサルティングの後続支援で営業秘密管理標準書式を提供し、社内規定・書式検討及び管理システムなどを普及した。さらに、2020年からは企業の営業秘密管理体系を診断して改善策を提示する従来のコンサルティングとともに、営業秘密の専門弁護士とセキュリティー専門家が企業の営業秘密管理体系の改善措置過程に参加して企業が営業秘密管理体系を構築することができる管理体系に対する深化コンサルティングを新設し運営する予定である。

営業秘密に関する広報活動が活発になり、営業秘密関連のオン・オフライン相談は2017年に前年比約4.5倍に急増し、2019年には相談回数が798回あった。

[表4-3-38]直近5年間の営業秘密保護センターのコンサルティング、法律諮問などの件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
営業秘密保護コンサルティング	132	127	123	71	101
流出紛争法律諮問	26	26	22	22	30
オン・オフライン相談	221	161	733	822	798

* 出処：特許庁営業秘密保護センター

5) 中小企業技術紛争の支援

中小ベンチャー企業部と大・中小企業・農漁業協力財団は、中小企業の技術流出防止及び中核技術保護のために各分野の専門家を現場に派遣して技術保護関連の諮問を実施し、2019年の諮問件数は前年比約24.48%減の620件あった。

[表4-3-39]技術保護相談・諮問件数

区分	2009～2015	2016	2017	2018	2019
セキュリティー戦略	2,657	350	564	462	321
セキュリティーシステム	386	290	147	151	182
法律諮問	440	87	74	192	97
海外	72	8	5	16	20
その他	191	2	11	-	-
計	3,746	737	801	821	620

* 出処：中小ベンチャー企業部

その他、中小ベンチャー企業部は部処別の技術保護相談窓口を一元化し、セキュリティー、法律・知的財産権の専門家3人がリアルタイムで相談に乗り、申告サービスを提供する統合相談・申告センターを運営する。また、2018年に発表した「中小企業の技術奪取根絶対策」の一環として技術保護支援班と技術保護法務支援団を新設した。技術保護支援班は中小企業の技術流出発生時に迅速に初動対応するために、地域別苦情責任制度のもと中小ベンチャー企業部13の地方庁を通じて運営されており、2019年には30件を支援した。

[表4-3-40]技術保護支援班の運営状況

[単位：件]

区分	ソウル	釜山	大邱 慶北	光州 全南	京畿	仁川	大田 忠南	蔚山	江原	忠北	全北	慶南	計
2018	6	1	2	2	2	3	1	1	3	2	1	-	24
2019	9	1	4	1	4	3	3	2	-	2	1	-	30

* 出処：中小ベンチャー企業部

技術保護法務支援団は特許、営業秘密、公正取引分野の専門家による深層法律諮問を提供することで、技術保護が脆弱な中小企業の技術流出を事前防止するとともに、事後救済法律サービスを提供するために発足した。2019年時点で47社が技術保護法務支援団の法律支援を受けた。

[表4-3-41]直近2年間の技術保護法務支援団の地域別支援件数

区分	ソウル	京畿	仁川	江原	忠清	全羅	慶尚	済州	計
2018	29	15	2	-	3	4	7	-	60
2019	10	13	6	1	10	2	5	-	47

* 出処：中小ベンチャー企業部

また、中小ベンチャー企業部は中小企業の技術を保護するために技術保護サービスと技術流出防止システムを支援している。技術保護サービスとは、オン・オフラインでの技術流出、ハッキング・DDoSなど外部サイバーからの攻撃を防止・対応するために、中小企業セキュリティー管制サービスを提供することを意味し、技術流出防止システムとは、中小企業の環境に適合したセキュリティーシステムの構築を支援する事業を指す。前者は韓国産業技術保護協会、後者は大・中小企業・農漁業協力財団が遂行する。

[表4-3-42]直近5年間の技術保護サービス状況 [単位：件]

区分		2015	2016	2017	2018	2019
セキュリティー管制	新規	763	531	628	68	268
	更新	1,409	2,137	2,614	3,117	3,124
内部情報	新規	792	218	122	410	170
	更新	290	986	1,117	1,093	1,414
マルウェア	新規	912	327	169	78	185
	更新	621	1,531	1,855	1,664	1,728
ランサムウェア	新規	-	-	-	500	332
	更新	-	-	-	-	496

* 出処：中小ベンチャー企業部

[表4-3-43]直近5年間の技術流出防止システムの支援件数


区分	2015	2016	2017	2018	2019
支援	43	44	34	46	55

* 出処：中小ベンチャー企業部

ソウル特別市は中小企業のアイデア奪取など不正競争行為を防止し、侵害救済の実効性を向上するために技術保護支援団及び技術保護相談・申告センターを設置・運営する。技術保護支援団はソウルに所在する中小企業、又は起業予定者を対象に技術保護コンサルティングを実施し、

2019年には弁理士、弁護士、技術専門家などの専門家60人余りが53社に技術保護コンサルティンを実施し、審判・訴訟・侵害品の取り締まりに必要とされる費用も支援している。技術保護に対する認識向上のために2019年には専門家コラム19件を報道機関に掲載し、中小企業向けの知的財産権保護ガイドブックを製作・配布した。

[図4-3-18] 中小企業向けの知的財産権保護ガイドブック製作

主要内容	ガイドブックのイメージ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要内容：中小企業の技術保護方法、技術保護関連機関、支援制度、ソウル知識財産センターの支援事例の紹介、技術保護支援団専門家のコラム、知的財産関連法令の改正内容 ・ ガイドブック製作配布（冊子、PDFファイル） ・ ウェブサイトの資料室に掲載 	

* 出処：ソウル特別市

IPドクターを活用して技術奪取・分析及び紛争対応に関するコンサルティング サービスを支援する一方、知的財産関連の審判・訴訟費用なども支援した。2019年の技術保護デスクの地域別相談申請状況を見れば、情報通信、ソフトウェア、バイオ関連企業が密集する城南の需要が最も多く、次いで半導体設備など設備業者が密集する華城、水原、安山、龍仁の順であった。その他、京畿道は技術流出、又は奪取者に対する刑事的・行政的措置のために産業財産特別司法警察、中小ベンチャー企業部など関連機関との協力体系を構築した。

[表4-3-44] 直近3年間の知的財産紛争防止及び対応に関するコンサルティング支援企業数

区分	2017	2018	2019
紛争防止	12	13	18
紛争対応	2	10	13

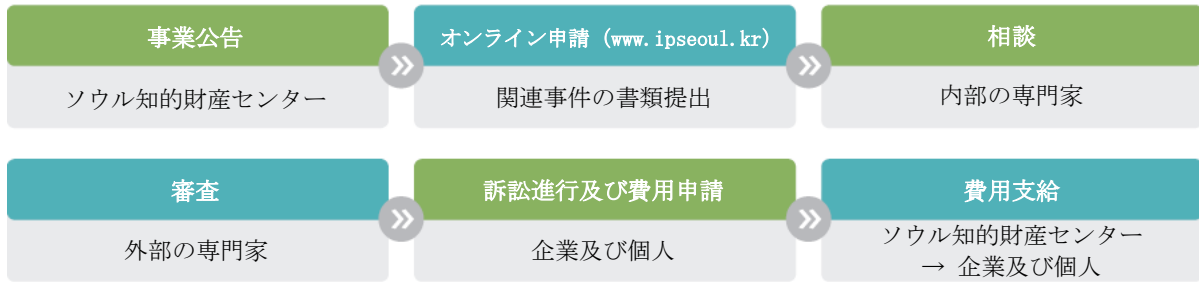
* 出処：京畿道

6) 自治体の知的財産紛争防止・対応支援

ソウル特別市はソウル知識財産センター、衿川事務所、ソウル企業支援センターに技術奪取・技術侵奪統合申告のための相談センターを運営し、ソウル市民及びソウルに所在する中小企業が知的財産権紛争に対して体系的に対応することができるように技術保護支援団の専門家が技術侵害に対する相談に乗っている。

紛争解決のための相談・諮問及び審判・訴訟・侵害品取り締まりに必要とされる費用も提供しており、2019年には43社を支援した。また、ソウル特別市の技術保護支援団は2020年から輸出企業のための海外商標紛争防止支援事業を新規に追加し、技術保護諮問団の運営を国内と国外に分離する予定である。その他、ソウル市民生司法警察団は特許庁、ソウル警察庁など関連機関と模倣品販売など知的財産権侵害行為に対して合同取り締まりを行った。

[図4-3-19]知的財産権の審判、訴訟、侵害品の取り締まり事業体系



* 出処：ソウル特別市

ソウル特別市は中小企業を対象に、専門家を現場に派遣して知的財産の懸案を解決することができるIP即時支援サービスを提供し、起業後7年以内の中小企業を対象に、紛争防止コンサルティングを支援するIP翼（ナレ）プログラムを運営した。蔚山広域市と大田広域市などもソウル特別市と同じように地域の中小企業を対象にIP即時支援サービス及びIP翼（ナレ）プログラムを運営し、知的財産サービス環境造成のためにIPサービス企業を対象に知的財産検索ソリューションなどを支援した。

京畿道は国内外の企業と知的財産権紛争が進行中、又は知的財産紛争に対し事前防止を希望する企業に専門家を派遣し、紛争防止や紛争対応戦略コンサルティングを実施する。2019年には18件の知的財産権紛争防止、13件の紛争対応を支援した。忠清北道は移動特許相談を提供し、園芸作物の新品種及び機能性強化特用作物の新品種を開発した。

全羅北道は機能性果樹、パプリカ、スイカの新品種を育成し、高品種の国産種子を生産するなど、生物資源管理政策を施行し、全羅南道は特許動向調査分析を行って特許紛争解決及び侵害対応を支援し、（財）全南文化産業振興院及び全南著作権サービスセンターではSW著作権関連の紛争解決に対するコンサルティングを提供した。全南地域のコンテンツ・ICT企業を対象に、SW違法コピー侵害防止のためのSW資産管理相談を進め、その他、生物・遺伝資源の確保のためにも努力した。

慶尚南道は韓国知識財産保護院と現場訪問コンサルティングを提供し、毎月2回、知的財産専門家を招へいして中小企業向けの知的財産紛争防止に対する無料相談室を運営することで、資金力がなく、知的財産に関するスキルが低い企業を対象に初動段階からコンサルティング及び知的財産侵害相談を支援している。済州特別自治道は道内の生物多様性資源を確保し、活用・保存体系を構築するために努力している。世宗特別自治市は世宗知識財産センターを開所し、今後地域の知的財産保護支援を施行する計画である。

4. 2019年知的財産分野の主なイシュー別事例

1) 産業財産権

イ) 実施権者も登録特許の無効審判を請求できる利害関係人に該当すると判示した事例

(大法院2019. 02. 21宣告2017フ(亨)2819全員合議体判決)

(1) 事実関係

被告は原告の特許発明に対する実施権者であり、2016年特許審判院に問題となった特許に対して拡大した先願規定に基づき、比較対象発明と実質的に同一だという主張で登録無効審判を請求した。無効審判段階で請求人であった被告は、これは特許関連技術を業とする者であることが認められ、実施権者の利害関係人の当否が問題にならなかった。特許権者の原告は特許法院に審決取消訴訟を提起し、「被告は本特許の実施権者であるため特許無効審判を請求する直接かつ現実的な利害関係がない」と最初主張したが、特許法院は実施権者の被告が利害関係人であることを肯定し、原告の請求を棄却した。これに対し、原告は不服として上告を提起した。

(2) 判決要旨

大法院は実施権者も無効審判を請求できる利害関係人に該当すると判決した。旧特許法（2013. 03. 22法律第11654号に改正される前のもの）第133条第1項で言う利害関係人とは、当該特許発明の権利存続により、法律上いかなる不利益を被ったり被る恐れがあり、その消滅に関して直接かつ現実的な利害関係を持つ人を指し、ここには当該特許発明と同じ種類の物品を製造・販売したり製造・販売する人も含まれる。このような法理によれば、特別な事情がない限り特許権の実施権者が特許権者から権利の対抗を受けたり受ける恐れがないという理由だけで無効審判を請求できる利害関係が消滅したとみられない。

特許権の実施権者には実施料支給や実施範囲などのさまざまな制限事項が付加されるのが一般的であるため、実施権者は無効審判により特許に対する無効審決を受けることで、このような制約から抜け出すことができる。特許に無効理由が存在してもそれに対する無効審決が確定するまでは特許権は有効に存続し、むやみにその存在を否定できず、無効審判を請求しても無効審決が確定するまでは相当な時間と費用が必要とされる。

このような理由で特許権に対する実施権の設定を受けないで実施したい人でもまず特許権者から実施権の設定を受けて特許発明を実施し、無効の可否に対する争いを先送りしておくことができるため、実施権の設定を受けたという理由で特許の無効の可否を争わないという意思を表明したと断定することもできないという判決を下した。

(3) 示唆点

特許権者から特許権を実施できる権利の許可を受けた実施権者が無効審判を請求できる利害関係人に該当するかどうかに関連し、実施権者という理由だけで利害関係が消滅したとみられないという大法院の立場を全員合議体判決を通じて明らかにしたことに意味がある。

ロ) 属地主義の原則にもかかわらず、特許権侵害を認めることができる例外的場合に関する判例（大法院2019. 10. 17宣告2019ダ(다)222782判決）

(1) 事実関係

外科的手術に使われる医療用糸（縫合糸）を体内に挿入して固定する施術に使われる「縫合糸の挿入装置及びその挿入施術キット」に関する特許発明侵害が問題となった事件である。特許発明の構成要素（上記の施術のための個々の医療器具）がすべて韓国国内で生産され、最終的に一つの主体により施術に使われる目的で輸出されたが、特許発明請求範囲第6項の縫合糸支持体と縫合糸の結合関係だけが取り揃っていない事案で、原審はその侵害を否定した。これに対し、原告は上告した。

(2) 判決要旨

特許権の属地主義の原則上、物の発明に関する特許権者が物に対して持つ独占的な生産・使用・譲渡・貸与、又は輸入などの特許実施に関する権利は特許権が登録された国の領域内のみで効力が及ぶのが原則である。しかし、国内で特許発明の実施のための部品、又は構成全部が生産されたり、多くの生産段階を終えて主要構成をすべて備えた半製品が生産され、これが一つの主体に輸出され、最後段階の加工・組み立てが行われることが予定されており、そのような加工・組み立てが極めて微小か簡単なため、上記のような部品全体の生産、又は半製品の生産だけでも特許発明の各構成要素が有機的に結合した一体として有する作用効果を実現することができる状態になったとすれば、例外的に国内で特許発明の実施製品が生産されたとみなすことが特許権の実質的保護に符合する。

そのため大法院は上記のような結合・固定は組み立て・加工が極めて微小か簡単なため、上記のような部品全体の生産、又は半製品の生産だけでも特許発明の各構成要素が有機的に結合した一体として有する作用効果を実現することができる状態が取りそろったとみなすことができ、特許権の属地主義原則にもかかわらず、その侵害を認めることができると判断し、原審を破棄し、差し戻した。

(3) 示唆点

専用部品が国内で生産されてもその組み立てが海外で行われる場合は「国内での生産」ではないため、属地主義に基づき間接侵害は成立しないということが大法院の立場⁹⁸であるため、海外で被告の実施製品を購入した医師などが構成部品に含まれた組み立て前の状態の縫合糸と支持体を追加で組み立てる時にはじめて「生産」が行われたとみなし（すなわち、国内で生産されなかったとみなし）、属地主義に基づき特許侵害を否定するか、それとも特許権の実質的保護のために例外を認めるかが問題となる。

このような争点に関し、対象判決は部品状態の実施製品が同一の主体に輸出され、最後段階の加工・組み立てがその輸出当時に既に予定されており、予定された追加加工・組み立てが極めて微小か簡単なため、その部品全体あるいは半製品の生産だけで特許発明の思想がすべて実装されたとみなすことができるほど完成品に極めて隣接した段階の部品全体あるいは半製品の生産

⁹⁸ 大法院2015. 07. 23宣告2014ダ(다)42110判決

が国内で行われた場合は、国内でその発明製品が生産されたとみなすことができると判示した。

これは特許権の実質的保護を踏まえて部品全体あるいは半製品輸出の場合、「生産」の意味を一部拡張して属地主義の原則の例外を認めたと理解できる。ただし、対象判決が属地主義の例外に実施している上記の要件を「構成要素完備の原則（All-Elements Rule）」に対する例外として一般化できるかについては追加的な議論が必要であろう⁹⁹。

ハ) 未完成発明の判断基準について判示した事例（大法院2019. 01. 17宣告2017フ(辛)523判決）

(1) 事実関係

「浸水時の漏電防止装置」の特許発明に対し、未完成発明であるため産業上、利用できる発明に該当しないという理由などで登録無効審判が請求され、これに対して特許審判院は審判請求を棄却した。その後、無効審判請求人の被告は特許法院に審決取消訴訟を提起し、特許法院は特許発明が技術的効果を達成できないため完成された発明だとみなすことはできないという理由で審決を取り消す判決を宣告した。原告はこれに対し不服として大法院に上告した。

(2) 判決要旨

裁判所は発明が属する分野で通常の知識を持つ人（以下、「通商の技術者」）が繰り返し実施することができ、発明が目的とする技術的効果の達成可能性を予想できるほど具体的、客観的に構成されていれば、発明は完成されたとみなさなければならないと言った。また、発明が完成されたのかは請求範囲を基準として出願当時の技術水準によって発明の説明に記載された発明の目的、構成、作用効果などを全体的に考慮して判断しなければならないと、必ず発明の説明の中の具体的実施例に限って認められるのではないと判示した¹⁰⁰。

この事件の特許発明の明細書にはこの事件の特許発明の構成要素に対する構造と作動内容、構成要素の相互関係などをはじめ、発明の目的を達成するための手段として連結端子台の周辺に配置された漏電防止導電体に対するさまざまな実施例と図面及び感電防止などの効果がどの場合によく現れることができるのかに対して具体的に記載されており、被告（無効審判請求人）の検証試料1に対する検証の結果に現れた漏洩電流数値と漏電遮断機が作動しなかった事情などを総合すれば、通常の技術者がこの事件の第1項発明の連結端子台及び漏電防止導電体が目的とする技術的効果を達成することができることを予想できるとみなし、原審を破棄し差し戻した。

(3) 示唆点

発明の完成を判断する時、従来判例は「発明が追求する効果を得ることができる程度」を要求したが、対象判決は「発明が目的とする技術的効果の達成可能性を予想できる程度」というより緩和された基準を提示し、発明の完成に関連する実務上の混乱を減らしたことに意義があり、今後発明の完成を判断する時の重要な指針になると期待される¹⁰¹。

⁹⁹ 「知的財産権分野における大法院の全員合議体判決及び2019年下半期の主要判決の紹介」、2020. 01. 31

¹⁰⁰ 大法院2013. 02. 14宣告2012フ(辛)3312判決、大法院1993. 09. 10宣告92フ(辛)1806判決など参考

¹⁰¹ 「未完成発明の判断基準-大法院2019. 01. 17宣告2017フ(辛)523判決を中心に」、「知的財産研究」、第14冊第4号（2019. 12）、65頁

二) 旧商標法第7条第1項第12号の不正な目的の判断基準について判示した事例（大法院2019. 08. 14宣告2017フ(辛)752判決）

(1) 事実関係

外国の先使用商標の権利者の原告が国内の商標サービス標権者の被告を相手取って特許審判院に旧商標法第7条第1項第7号及び第12号を理由に登録無効審判を請求した。これに対して特許審判院は両商標は一般需要者に支配的な印象を残す外観が相異であるため非類似と判断し、審判請求を棄却した。これに対し、原告は特許法院に審決取消訴訟を提起し、特許法院は原告の先登録国際商標サービス標に関連しては非類似なので旧商標法第7条第1項第7号に該当しないと判断し、外国の先使用商標に関連しては外国の需要者間の特定人の商品を表示するものと認識されている先使用商標とその標章が似ていても、その出願当時に被告に不正な目的があったとみなすことはできないため、旧商標法第7条第1項第12号に該当しないと判示し、原告の請求を棄却した¹⁰²。その後、原告は大法院に上告した。

(2) 判決要旨

旧商標法第7条第1項第12号は国内又は外国の需要者の間に特定人の商品を表示するものと認識されている商標（以下、「模倣対象商標」）が国内に登録されていないことを機会に第三者がこれを模倣した商標を登録して使うことで、模倣対象商標が持つ営業上の信用などに便乗して不当な利益を得ようとしたり、価値を傷つけたり、模倣対象商標の権利者の国内営業を邪魔するなどの方法で模倣対象商標の権利者に損害を及ぼそうとする目的で使う商標に対しては登録を許容しないという趣旨である。したがって登録商標がこの規定に該当するためには模倣対象商標が国内又は外国の需要者に特定人の商標として認識されていなければならない、登録商標の出願人が模倣対象商標と同一、又は類似の商標を不正な目的を持って使わなければならない。

裁判所は模倣対象商標が国内又は外国の需要者の間に特定人の商標として認識されているかは商標の使用期間、方法、態様及び利用範囲などと取引の実情、又は社会通念上、客観的に相当な程度で知らされているかなどを基準として判断しなければならないと言った。また、登録商標の出願人に不正な目的があるかは特定人の商標の知名度、又は創作性の程度、特定人の商標と出願人の商標の同一・類似性の程度、出願人と特定人の間の商標をめぐる交渉の有無と内容、その他両当事者の関係、出願人が登録商標を利用した事業を具体的に準備したかどうか、商品の同一・類似性ないしは経済的牽連関係の有無、取引の実情などを総合的に考慮して登録商標の出願当時に基準として判断しなければならないと言った。

登録商標サービス標の出願当時、先使用商標サービス標は使用サービス業である「自動車レーシングチームの運営及び関連スポーツイベント提供業」に関連し、少なくとも外国の需要者の間に特定人のサービス標として認識されたとみなさなければならない。原告の標章は右側に跳躍、又は突進する赤い雄牛の側面形状をモチーフにしており、細部の姿を独特に構成して創作性の程度が大きい点、被告の標章は原告の標章と非常に似ており、開発時期も上記の自動車レーシングチームが原告の標章が表示されたレーシング用自動車で、国内で初めて開かれた世界的な自動車競走大会に参加した後である点、被告の標章は支配的な印象が被告が使った実使用標章とは類似していないため、これを基に作られたとみなすことはできない点、被告の標章の

¹⁰² 特許法院2017. 02. 17宣告2016ホ(辛)5651判決

指定商品及び指定サービス業である自動車用品及びその販売業などは自動車性能の維持・保守に関連しているため原告の標章の使用サービス業と経済的な牽連関係を認める余地もあるという点に照らし、被告は原告に損害を与えるという不正な目的で使うために被告の標章を出願したとみなさなければならないと判示した。

(3) 示唆点

対象判決は旧商標法第7条第1項第12号の不正な目的の認定が問題となった事案で、この事件でたとえ原告と被告の主力商品が非類似にも関わらず（エネルギー飲み物-自動車用品）、先使用商標の使用様態（レッドブル・レーシングチームの運営）と登録商標が使われた時点（ブルズワン商標の開発時期がレッドブル・レーシングチームが国内フォーミュラ・ワン大会参加以降）などを考慮して不正な目的を認めたということに意味がある。したがって同種業種ではないといっても他社の商標と類似性があり不正な目的が認められるならば、商標登録が無効になる可能性があることを確認した判例だといえる。また、最近の傾向により海外の著名商標及び図形商標の保護範囲を広く判断した点も意味がある。

2) 著作権

イ) 著作権信託管理業に含まれる「包括的代理」の判断基準について判示した事例（大法院2019.07.24宣告2015ド(五)1885判決）

(1) 事実関係

被告の著作権代理仲介業者A社は写真著作物に関して一定期間、独占的に著作物の利用許可権限及び利用権限を与えられた。被告は保有する著作物に関する情報をインターネットウェブサイトで提供し、著作物使用権の販売価格を決め、直接使用料を徴収して手数料を除いた金額を権利者などに送金した。また、著作権侵害に対する損害賠償及び告訴によって示談金を受領し、手数料を除いた金額を権利者などに送金するなど著作権代理仲介業をしながら信託管理業者のような行為をすることが問題となった。

(2) 判決要旨

裁判所は著作権代理仲介業者が著作財産権などの信託を受けていないにも関わらず、事実上信託管理業者のような行為で運営することで著作物などの利用に関して包括的代理をしたかを判断するには著作権代理仲介業者の著作物などの利用に関する行為の中、上記のような著作権信託管理の実質があるかを参酌しなければならないと言及した。

被告は多数の権利者から著作物に対する利用許可の他に侵害に対する民事・刑事上の措置に対しても一切の権限を委任され、さらに「独占的利用許可」を根拠に著作物に対する広報・販売及び価格などを自ら決め、多数の顧客から使用料を徴収し、自ら多数の著作権侵害者を相手取って民事・刑事上の法的措置を取り、示談金を受けて供給業者や著作権者に一部を送金した。したがって裁判所は被告のこのような行為は著作権法第2条第26号の「著作物などの利用に関連して包括的に代理する場合」に該当すると言った。

(3) 示唆点

著作権法の著作権委託管理制度は著作権信託管理業と著作権代理仲介業に区別されるが、著作権信託管理業は文化体育観光部長官の許可事項であり、著作権代理仲介業は申告事項である（著作権法第105条第1項）。許可を受けずに著作権信託管理業をした者は1年以下の懲役、又は1千万ウォン以下の罰金に処している（著作権法第137条第1項第4号）。旧著作権法第2条第19号で著作権代理仲介業について定義し、「その利用に関する包括的代理を除く」と規定していたが、2006. 12. 28に改正された著作権法は規定の形式を変え、包括的代理が著作権信託管理業に含まれると明記した。

これは著作権代理仲介業者が信託管理業者の許可要件を回避し、実質的には信託管理業者のような形態で運営することを規制するためである。対象判決はこのような著作権代理仲介業者が包括的代理をしながら信託管理業者のような行為を行ったことに関連し、「包括的代理」の判断基準を提示した事件という点で意味がある。

ロ) モバイルゲームの創造性及び実質的類似性の判断基準を提示した事例（大法院2019. 06. 27 宣告2017ダ(다)212095判決）

(1) 事実関係

原告は2013年4月頃、マッチ-3-ゲーム（match-3-game¹⁰³）類のゲームAを発売し、被告は2014年2月頃、同じ種類のゲームBを発売した。その後原告は被告が自分のゲームを模倣したと被告の行為が複製権、又は2次的著作物作成権及び公衆送信権を侵害する行為に該当すると主張し、被告を相手取って著作権侵害及び不正競争防止法の違反、又は民法第750条違法行為に該当することを根拠に侵害中止及び損害賠償を請求し、原告のゲームが創造性を持つ著作物として保護を受けることができるかどうかと被告と原告のゲームが実質的に類似性があるかが争点になった。原審は1審の不正競争行為による違法行為を肯定した判断を覆し、原告敗訴の判決を下した。これに対し、原告は大法院に上告した。

(2) 判決要旨

ゲームは作者の製作意図とシナリオを技術的に実現する過程で多様な構成要素を選択・配列し、組み合わせることで他のゲームと明確に区別できる特徴や個性が現れる。したがってゲームの創造性を判断する際はゲームを構成する構成要素それぞれの創造性を考慮することは言うまでもなく、構成要素が一定の製作意図とシナリオにより技術的に実現される過程で選択・配列され、組み立てられて全体的に融合し、そのゲーム自体が他のゲームと区別される創作的個性を持ち著作物として保護を受ける程度に至っているかも考慮しなければならないと裁判所は言及した。

被告のゲームは原告のゲームの製作意図とシナリオが技術的に実現された主な構成要素の選択、配列、有機的な組み合わせに伴う創作的な表現形式をそのまま含んでいるため、両ゲームは実質的に似ていると裁判所は判示した。

¹⁰³ 同じ形のタイルを3つ以上直線に連結し、その直線が消えれば、その数に当たるタイルの点数を取得する方式のゲームを意味する。

(3) 示唆点

対象判決はモバイルゲームに対する著作権侵害訴訟事件で創作性の判断基準を具体的に提示した判決として意味がある。対象判決によって今後は成功したゲームの独創的ゲーム規則やキャラクターをそのまま模倣し、キャラクターのみ一部変形して新しいゲームを発売する業界の慣行が相当部分改善されるだろう。また、ゲーム著作物の公正な利用及び著作権保護に対する認識向上にもつながるだろう。

ハ) 競合他社のIR資料の盗用に関連して著作権侵害の責任を否認した事例（大法院2019. 10. 31 宣告2019ド(도)11970判決）

(1) 事実関係

被告Aは被告の株式会社Bの事務所で代表理事Dから「Bの企業説明資料（Investor Relations、以下、「IR」）を製作しろとの指示を受け、株式会社Eが作成して配布した企業説明資料（以下、E IR）を不詳の方法により入手し、EのIR資料に記載された表現と同一か類似の表現を使って被告人の会社のIR（以下、B IR）を製作した。被告Aは資料製作上にE IRを模倣した事実を報告せずに代表理事Dに上記のIR資料を提出し、提出されたIR資料はDが企業投資説明会で発表・配布して被告Aと被告の株式会社Bに著作権を侵害されたと主張した。これに対して1審と原審は著作権侵害でない判断し、原告は大法院に上告した。

(2) 判決要旨

大法院は原審¹⁰⁴の創作性及び実質的類似性の判断に関する法理をそのまま認容した。

(イ) 語文著作物

原審は「いわゆる『企業説明資料』、又は『IR資料』は企業が投資関係者に経営成果や財務状態などに関連する情報を提供するために作成した資料で、読者が感得できる芸術的表現よりは投資家が簡単に知得できる実用的な思想表現を使うことが本来の作成の趣旨に符合し、原告のIR資料の表現や内容は目次でそれに該当する客観的事実や情報をその分野で通常使う表現方式により、ありのまま記述したことに過ぎず、誰が作成してもそれと同一か類似に表現するしかないため、機能的著作物の限界を越えるほどの特別な創作性を認めることは難しい」と判示した。

(ロ) 編集著作物

原告のIR資料と被告のIR資料で同一か類似に現れる「語文の表現」を比較・摘示しているだけで、編集著作物の要件である「素材の選択・配列又は構成」に関連して原告のIR資料の創作的表現が何か、被告のIR資料が借用した「素材の選択・配列又は構成」がどんなものが具体的に特定されていないとみなした。

また、「Last 5 years in Korea, Security of core competency, Market approaches, Investment Budget」という文面からそれぞれの素材の選択に特別な創作性が発見されなかっただけでなく、その細部内容の配列及び構成も該当主題に関して同種業界で類似に構成できる通常の文章

¹⁰⁴ ソウル中央地方法院2018. 10. 25宣告2018コダン(고단)2413判決

を羅列しておいたことに過ぎないため、創造的個性を含んでいるとは判断しがたい、さらに犯罪一覧表に記載されている部分はIR資料の50頁のうち5頁ほど、すなわち全体分量の約10%程度に過ぎず、量的にも質的にも比重が少ないため、実質的類似性も認めることは難しいと判示した。

(ハ) 結論

大法院は最終的に公訴事実上、原告のE IR資料は著作権法の保護対象になるほど創作性のある表現で成り立った著作物と認めることは難しく、創造的個性を一部含んでいるとみたす余地のある部分が存在するとしても、原告のE IR資料と被告のB IR資料間の実質的類似性を認めることは難しいため、著作権侵害事実を否定した。

(3) 示唆点

対象判決は本日、企業間の競争が激しく、同種企業間の説明資料を盗用することが発生している状況で、このように依拠性が認められる場合でも盗用された内容が同種業界でよく使われる表現であれば創作性が認められず、盗用された部分が資料全体で量的・質的にその比重が少なければ、実質的類似性も認められないということを明らかにした。

3) 営業秘密

イ) キャベツなど農作物の新品種原種に対する営業秘密の国外侵害を認め、「情報性」と「取得」について判示した事例（水原地方法院2019. 09. 19宣告2018ノ(㉔)5924判決）

(1) 事実関係

被害会社は種苗育種及び育成研究に対する諸事業などを営む会社である。このような種苗会社の場合、通常、父親と母親からなった原種を交雑させてF1種を算出し、このF1種を市販する形態で営業する。したがって原種の育成や管理が会社の最も重要な源泉技術であり、原種を確保すれば多様な特性の新品種種子を生産することができるため、原種は製造業における商品の設計図のような役割をする。

被告は中国所在の種苗会社Gの代表で、Hは被害会社の研究所長で韓国国内のキャベツ新品種開発の権威者である。被告は長い期間種苗事業をして被害会社と取引したため原種の特性及び被害会社で原種を重要な営業秘密として管理する事情をよく知っていた。それにもかかわらず、被告はHから被害会社のキャベツの原種を取得し、中国で栽培・育成し販売すると決心し、Hに「代価を支給するので被害会社の原種を流出してほしい」と提案した。これに対してHから承諾を受けた後、被告はHの口座に860万ウォンを送金し、Hから被害会社で開発した営業秘密であるPキャベツの原種（父親45g）をもらい、取得した。

原審で被告はキャベツの原種が「営業秘密」に該当しないと主張したが、地方法院はこの事件の原種が不特定多数人に公然と知られていないうえ、被害会社が開発に相当な費用と努力を投入したもので、独立した経済的価値を有しており、被害会社の相当な努力によって秘密に管理・維持された、技術上又は経営上の情報で営業秘密に該当すると判示した。

これに対して被告と検事の双方が控訴した。特に、被告は控訴の理由に原種45gは有体物（種）にすぎない、不正競争防止法が定義する営業秘密、「すなわち技術・経営上の「情報」に該当せず、この事件の原種はそれ自体で経済的価値もなく、原種を取得することでそこに含まれている遺伝情報など営業秘密を知ったとみなすことはできないため、営業秘密の「取得」とみなすことはできないと主張したが、裁判所は被告の主張を排斥して控訴を全部棄却した。

(2) 判決要旨

(イ) 父親原種の「情報性」

被害会社が7年以上の開発過程を経て開発した原種自体が目標形質を持つキャベツの生産のための技術の集約体だとみなすことができ、この事件の原種自体が種子を生産するための技術の一部という性格を持ち、原種はその取得者が原種を利用して種子を無限に生産することができるという点で当該情報の取得者がその情報を利用して無限の生産や使用が可能だという情報の特性も備えている。また、父親原種に含まれている遺伝情報を人が目で見て分析して認知できてこそ種子の生産ができるわけではないため、その遺伝情報がどんなものか分からないとしても設計図のような役割をしないとみなすことはできないため「情報性」が認められる。

(ロ) 原種の「独立した経済的価値」

この事件の原種は特定の遺伝型質に関連するDNAを有しており、これは被害会社の長期間の努力によってこの事件の原種に固定したという点、この事件の原種を利用して新品種を開発する場合、研究期間と開発費用を短縮させる利益を得ることができるという点、被告人自らもこの事件の原種を取得する当時、その代価として860万ウォンを支給した点などを総合してみれば、独立した経済的価値を持っている。

(ハ) 営業秘密を「取得」したのか

この事件の父親原種を取得した者は原種自体と原種の自家受粉方法を利用してF1キャベツの母親原種や他の原種と持続的に交配させることで無数のF1種を生産することができるため、これは社会通念上、取得者がこの事件の原種を自分のものにして使うことに該当するため、営業秘密の取得と評価でき、いかなる情報が含まれている特定の物を取得した場合、この事件の原種のように該当情報を具体的に認知できなくてもF1種の生産に何の問題がない場合ならば必ず該当情報を認知できてこそ営業秘密の取得と評価できるわけではない。

(3) 示唆点

対象判決は農作物の原種に対し、裁判所が営業秘密と認めた初の事例であり、営業秘密の「情報性」、「経済的価値」、「取得」に対して詳細に判示したことに意味がある。不正競争防止法上の営業秘密はその客体を技術上又は経営上の「情報」と定義しているため、本事案のような有体物（種）の場合は情報性が否定されるのかが争点であったが、対象判決は原種に含まれている遺伝情報がどんなものか分からなくても原種の取得者がこれを利用して無限の生産や使用をすることができるため、依然として設計図の役割をするとみなして「情報性」を認め、さらに社会の通念上、取得者がこの事件の原種を自分のものにして使うことに該当するため営業秘密の「取得」と評価できると判示した¹⁰⁵。

¹⁰⁵ その後、検事が原審判決の全部に対して上告したが、大法院は上告を棄却した（大法院2019. 12. 12宣告2019ド(토)14411）。

ロ) 改正された不正競争防止法上の「合理的努力」の程度は企業の規模などに照らし合わせてそのシステムが合理的だと判断できる程度なら十分だという事例（大邱地方法院2019. 07. 23宣告2019ノ(ホ)447判決）

(1) 事実関係

被害者の会社はコーティング剤を開発、製造する専門業者で、巨額の研究開発費を投じて試行錯誤を重ねて多様なコーティング剤を開発してきており、その配合比はコーティング剤製造の中核要素である。被告人Aはコーティング剤を被害者の会社から購入している間、コーティング剤を自ら生産して生産単価を減らすために被告人会社Eを設立することにしたが、コーティング剤を生産できる技術がないため被害者の会社で勤めていた被告人B, C, Dを迎え入れてコーティング剤を生産することにして被告人の会社に入社することを提案し、これに対して被告人B, C, Dは被害者の会社の配合比関連資料をUSBメモリーカードに保存したり、個人の電子メールに伝送するなどして搬出して使い、被告人Aはこれを取得した。これに対して被告人は業務背任及び営業秘密保護法違反で起訴され、この事件の配合比が秘密として管理されたとみなすことはできないため、営業秘密ではないと主張した。

1審¹⁰⁶はこの事件の配合比が営業秘密に該当するかを判断するに当たっては不正競争防止法で「相当な努力」による秘密維持性を、「合理的努力」へ表現を変えた立法趣旨を十分に考慮しなければならないと前提にし、この事件当時の年間売上高22億ウォン余り、純利益1億4千万ウォン余り、従業員が9人の被害者の会社の規模に照らし、①この程度の規模の企業で文書の保管、破棄に関する規定を事前に制定し、定期的なセキュリティー教育を実施する場合は珍しく、原料を購入する時に注意しろと何回も言ったり、被害者の会社のみ固有原料コードを付与して管理した点②この事件の配合比のファイルが多くの従業員のコンピュータに保存されていた事実は認められるが、大部分が製品の開発、生産、営業を担当しており、資料を保有する必要があった点③被害者の会社には出入りカードを持っているか、指紋認証手続きを通過してこそ入ることができた点④被害者の会社に勤める従業員数が少ないうえ、被告人は3～7年ほど勤めていたため被害者の会社の代表者としては被告人に対する信頼がある程度形成されており、被害者の会社でこの事件以前には技術流出事例がなかった点を総合し、合理的な方法で被告人を含め、この事件当時、従業員にこの事件の配合比が秘密だと認識されるような告知をした、あるいはそのような共感が形成されていたとみなすことができ、競合他社の接近を制限するなど客観的に情報が秘密として維持・管理されているという事実を認識可能な状態であったと判示した。

これに対し、双方が控訴したが、控訴審ではこの事件の配合比が被害者の会社の業務上、主要資産に該当するという事実は認めながらも「営業秘密」に該当するかに対しては1審と結論を別にした。

¹⁰⁶ 大邱地方法院金泉支院2019. 01. 09宣告2018コダン(교단)428

(2) 判決要旨

(イ) 「合理的努力」の判断基準

旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（2015.01.28.法律第13081号に改正される前のもの、以下、「不正競争防止法」）第2条第2号の「営業秘密」とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を持つものとして、相当な努力によって秘密に維持された生産方法、販売方法、その他、営業活動に有用な技術上、又は経営上の情報をいう。ここで「相当な努力によって秘密に維持される」ということは情報が秘密だと認識されるような表示や告知をし、情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限したり、情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課すなど、客観的に情報が秘密に維持・管理されているという事実を認識できる状態をいう。

法律第13081号に改正された不正競争防止法は上記の「相当な努力」を「合理的努力」に緩和した。改正理由は、資金事情が良くない中小企業が営業秘密を保護できる十分なシステムを備えられず、保護されない事例が発生しているため、中小企業の営業秘密保護を強化することにある。

したがって現行の不正競争防止法上、営業秘密に該当するかを判断するためにはその情報が秘密だと認識されるような表示や告知があったのか、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法が制限されていたのか、その情報にアクセスした者に秘密遵守義務が課されていたのかなどをその基準とすることができる。ただし、その努力の程度は企業の規模などに照らしてそのシステムが合理的だと判断される程度であれば充分だというだろう。

(ロ) この事件の場合

次の事情に照らしてみれば、この事件の配合比が不正競争防止法上の合理的努力によって秘密に維持された「営業秘密」であることを認めるには不十分であったと判示した。

①被害者の会社はこの事件の配合比ファイルに個別に暗号を付与したり営業秘密であることを表示しなかった、さらに文書の保管、破棄に関する規定が存在しなかった。②被害者の会社がこの事件の配合比に関する秘密取り扱い者、又はセキュリティー管理責任者を指定したり、定期的に全従業員を対象とするセキュリティー教育を実施しなかった、この事件の以前に従業員から会社の内部情報に関して秘密保持の契約書や誓約書などを提出させることもなかった。③この事件当時、配合比ファイルが保存されていたコンピュータにはパスワードが設定されておらず、被告人をはじめとする被害者の会社の従業員はそのコンピュータにアクセスして配合比ファイルにアクセスすることができ、被害者の会社の従業員は特別な制限なく補助記憶装置が使える、個人もメールによる文書の送受信も自由にでき、ログ記録ファイルに対する保存・追跡機能もなかった。④出入りカードや指紋認証開閉装置は一般的に外部の人間の侵入を防ぐために使われるものであり、そのような設備の存在だけで被害者の会社内に存在する色々な資料の中で特に、この事件の配合比を合理的努力により秘密に維持・管理しているとは認識できない。⑤被害者の会社代表が「重要資料なので注意なさい」という趣旨で従業員に言ったのがこの事件の配合比を管理するための積極的努力だとみなすことはできない。⑥被害者の会社の売上高（22億ウォン余り）でこの事件の配合比を秘密に維持するには負担が少なくなく、この事件の配合比の価値に比べ、高い費用をかけてこの事件の配合比を秘密に維持するように努力することを被害者の会社に要求するには難しい部分もあるが、特に、①、②の措置は特別な資金が

必要とされるのではないとの点で被害者の会社はこの事件の配合比を合理的程度の努力でも管理しなかったとみなす。⑦被告人をはじめとする被害者の会社の従業員がこの事件の配合比が被害者の会社の重要資産に該当するという事実を認識したり認識できたとしても被告人が業務上背任罪で処罰を受けることを別論にし、そのような主管的な事情だけで被害者の会社によって合理的努力で管理されなかったこの事件の配合比を「営業秘密」とみなすことはできない。

(3) 示唆点

対象判決は中小企業の営業秘密保護を強化するために2015年に改正された不正競争防止法上の「合理的努力」の程度は企業の規模などに照らし、そのシステムが合理的だと判断できる程度なら充分だとし、「相当な努力」を「合理的努力」に緩和した立法趣旨は認めながらも、同一の事実関係に対して1審と違って秘密管理性を否定し、大法院¹⁰⁷で上告棄却を確定した。したがって従業員9人規模の中小企業だとしても「合理的努力」により秘密に維持された「営業秘密」であることを認められるためには最小限の特別な資金が必要とされない営業秘密の表示、文書管理規定の制定、セキュリティー管理責任者の指定、従業員向けのセキュリティー教育、秘密保持契約書の徴求をはじめ、コンピュータ・パスワードの設定、補助記憶装置及び個人メールの使用制限など、対象判決で言及している措置を取らなければならないことを明らかにしたことに意味がある。

ハ) 営業秘密保護期間の起算点及び物の一部が営業秘密侵害に関係した場合、営業秘密の寄与率の算定基準について判示した事例（大法院2019. 09. 10宣告2017ダ(다) 34981判決）

(1) 事実関係

原告は外国自動車の生産業者からナビゲーションの製品開発を委託され、輸入自動車向けのナビゲーション製品を開発して納品する会社であるが、被告が原告の営業秘密を使ってナビゲーションを製作及び販売したと主張し、禁止及び損害賠償を請求した。

ひとまず、禁止請求に関連し、原告はこの事件の技術情報の営業秘密保護期間を制限してもならず、たとえ制限しても終局判決が確定し実際に執行される時点を起算点にしなければならない、さらに少なくともこの事件のナビゲーションを取り付けた車両が製作、販売される予定の2017年までは営業秘密として保護されなければならないと主張した。

次いで損害賠償請求に関連し、原告は被告会社の売上高と営業利益から営業利益率を認めることができるが、この事件で損害賠償額を算定する上では寄与率を考慮する必要がない、あるいは考慮しても100%と見なければならないと主張したのに対し、被告は損害賠償の金額はこの事件の技術情報の通常実施料に相応する程度に限らなければならないとし、この事件の技術情報はナビゲーションのインターフェースモジュールに関する技術情報で、全製品に対する寄与率は約10%だと主張した。

¹⁰⁷ 対象判決に対して検事が上告したが、原審の判断に論理と経験の法則に違反し、自由心証主義の限界を抜け出したり不正競争防止法で定めた「秘密保持に必要な合理的努力」に関する法理を誤解した過失がないとして上告を棄却した（大法院2019. 10. 18宣告2019ド(도) 12039判決）

(2) 判決要旨

原審¹⁰⁸は営業秘密侵害行為を禁止するのは、侵害行為者がそのような侵害行為により公正な競合他社より優位な位置となり不当に利益を取ることができないようにし、営業秘密保有者がそのような侵害がなかったら本来あったはずの位置に戻れるようにすることが目的であるため、営業秘密侵害行為の禁止はこのような目的達成に必要な時間的範囲内で侵害行為者や他の公正な競争者が独自の開発や逆設計のような合法的方法によってその営業秘密を取得するのに必要な相当な期間に制限しなければならないとし、この事件の営業秘密の保護期間の終期を被告がナビゲーション開発を本格的に始めた時点から1年6ヵ月程度が過ぎる2012年3月頃だと判断し、原審の弁論終結日時点で原告の営業秘密侵害禁止及び侵害防止請求権はその保護期間の経過により消滅したとみなし、これを棄却した。

また、原審は損害賠償請求に関してはこの事件の技術情報は主にナビゲーションのインターフェースモジュールに関するものであるが、原告が主張する被告会社の売上高はナビゲーション全体に対するもので、そのうちインターフェースモジュールが占める比重を正確に算定することは事実上不可能であり、原告の主張のようにその比重を100%だと判断する根拠もないため、この事件の損害賠償額を不正競争防止法第14条の2第2項¹⁰⁹によって算定することは難しいと判断した。したがって同条第5項に基づき損害額を認めざるを得ないが、損害賠償額の算定時に物の一部が営業秘密侵害に関係した場合において侵害者がその物を製作・販売することで得た利益全体に対する営業秘密の寄与率は全体において営業秘密の侵害に関係した部分が必須構成であるかどうか、その技術的・経済的価値、全体構成ないし価格に占める割合などを総合的に考慮して決めなければならないとし、2012年3月頃まで発生した営業秘密侵害による損害賠償として67億ウォンを認めた。

これに対して原告・被告が上告したが、裁判所は原審の法理を認容し、営業秘密保護期間に関する事実認定を通じて定めた営業秘密保護期間の範囲や終期を確定するための起算点の設定と営業秘密が寄与した部分及び程度に関する事実認定や割合を定めるのは、それが公平の原則に照らして顕著に不合理だと認められない限り、事実審の全権事項に属するとみなし上告を全部棄却した。

(3) 示唆点

対象判決は営業秘密保護期間の範囲及びその終期を確定するための起算点の設定に対して詳細に判示し、これを事実審の全権事項に該当すると判断し、この事件の場合、営業秘密保護期間を1年6ヵ月と認めて禁止請求を棄却し、保護期間の終期まで発生した損害賠償のみを認めたことに意味がある。また、一般的に他人の営業秘密を使って侵害品を製造する場合、その侵害品の一部だけに問題となった営業秘密が関係した場合が多いが、そのような場合、損害賠償額を算定するに当たって全体利益から営業秘密の寄与率算定に対する基準を提示した。

¹⁰⁸ ソウル高等法院2017. 07. 06宣告2015ナ(ㄴ)9945判決

¹⁰⁹ 第14条の2（損害額の推定など）②不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反する行為、又は営業秘密侵害行為により営業上の利益を侵害された者が第5条、又は第11条に基づく損害賠償を請求する場合、営業上の利益を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けたものがあれば、その利益額を営業上の利益を侵害された者の損害額だと推定する。

第4節 知的財産尊重文化の拡散

韓国政府は知的財産の各分野で知的財産権保護に対する認識を向上するために、児童・生徒・学生、一般人などを対象にする多様なオン・オフラインでの教育及び広報活動を活発に行っている。産業財産権については特許庁及び韓国知識財産保護院が、著作権については文化体育観光部、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院が、営業秘密については、特許庁、中小ベンチャー企業部、営業秘密保護センター、大・中小企業・農漁業協力財団が、植物新品種については農林畜産食品部と国立種子院が、遺伝資源については環境部が中心となり、知的財産尊重文化の造成のための政策を多角的に実施している。

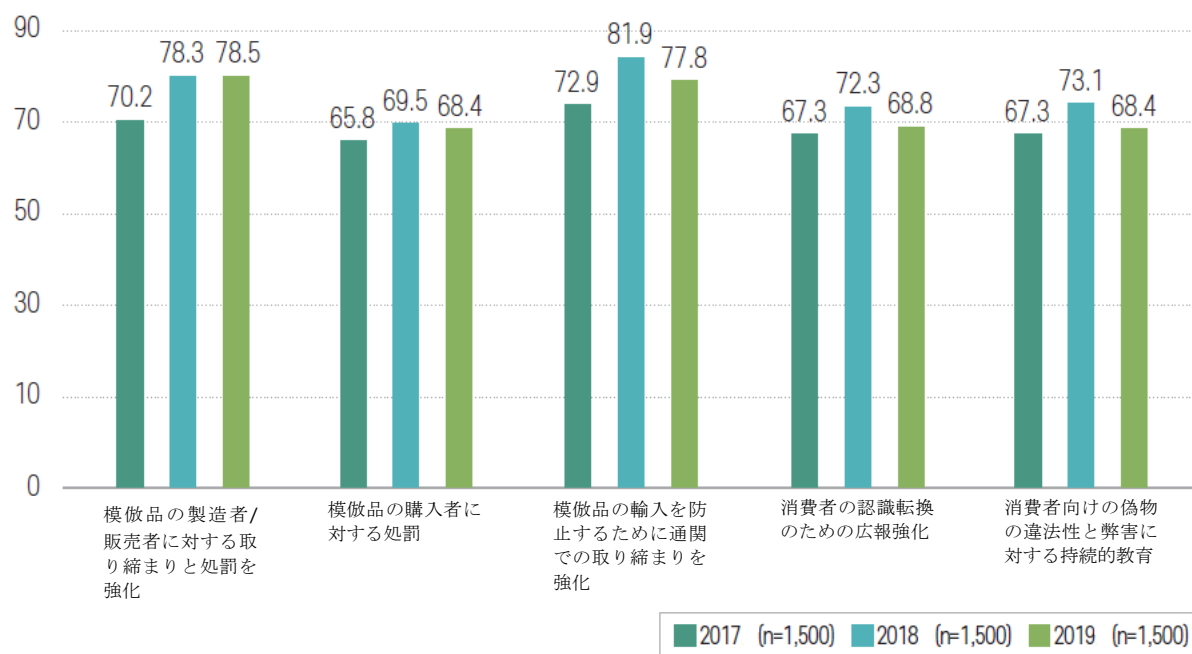
1. 産業財産権

特許庁が韓国知識財産保護院を通して実施した「2019年知的財産保護に対する国民の認識度調査」によれば、最近模倣品の購入回数が減少したという回答は全体の27.9%で、増加したという回答の4.5%と大きな差がある。購入回数が減少した理由としては品質とA/S問題が最も大きい。政府の模倣品根絶対策及び広報活動が消費者の模倣品消費の減少に一部影響（26.1%）していることが明らかになった。

模倣品根絶に関連し、「模倣品の製造・販売者の取り締まり及び処罰を強化しなければならない（78.5点¹¹⁰）」という回答が5個目のうち最も高かった。

[図4-4-1]直近3年間の模倣品根絶対策の効果に対する認識

[単位：点]

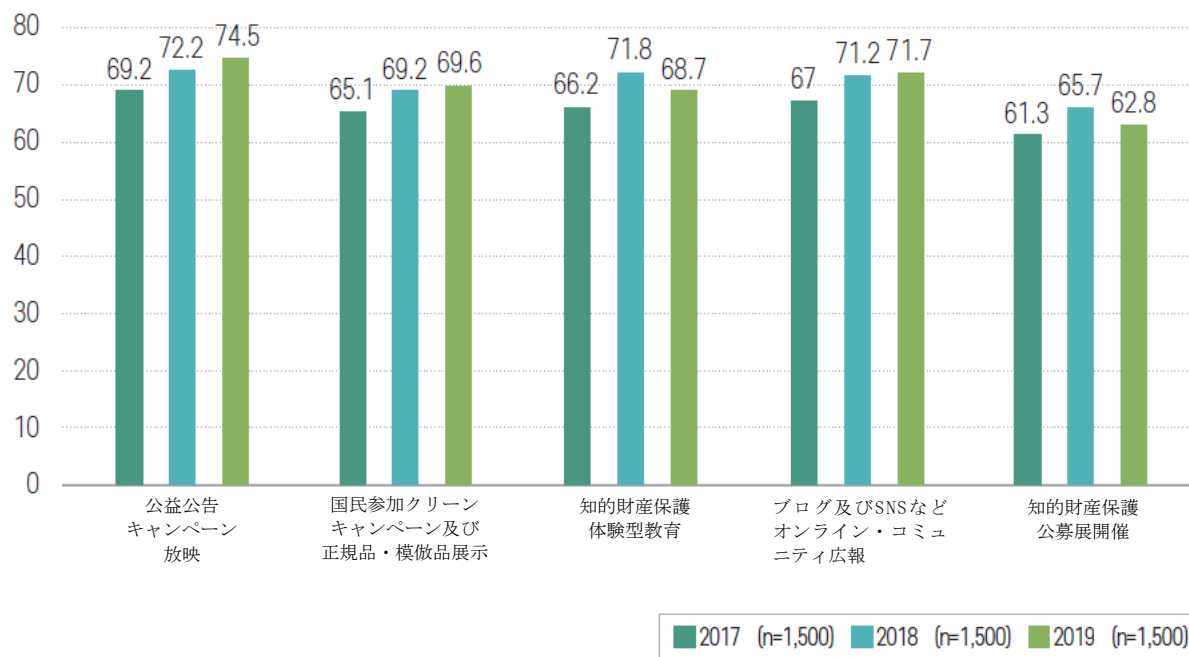


* 出処：韓国知識財産保護院、「2019年知的財産保護に対する国民認識度調査」（2020. 01）

¹¹⁰ 上記の点数は5点標準で算出した回答者の回答点数を100点単位で換算して計算した。

特に、知的財産権尊重文化造成のための多様な保護活動の効果に対する認識は「知的財産保護体験型教育（68.5点）」などオフライン活動は前年に比べて低下した一方、「公益広告キャンペーン放映（74.5点）」、「ブログ及びSNSなどオンライン上のコミュニティ広報（71.7点）」などオンライン活動は向上したことが分かった。

[図4-4-2]直近3年間の知的財産保護活動の効果に対する認識 [単位：点]



* 出処：韓国知識財産保護院、「2019知的財産保護に対する国民認識度調査」（2020. 01）

1) 産業財産権に対する認識向上教育

特許庁は2017年から知的財産一般の先導学校を指定し、運営している。2018年には知的財産一般の先導学校の指定・運営学校数を22校へと大幅に拡大し、2019年には23校を先導学校に指定した。また、2018年には「知的財産一般」教科が高校での選択教科として導入された。2019年に「知的財産一般」教科を採択した学校数は前年比26校増の46校であった。

[表4-4-1]直近3年間の知的財産一般先導学校に指定した高校及び教科を採択した高校

	2017	2018	2019
先導学校の指定・運営学校数	9校	22校 一般高校13校、 特別目的高校2校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校1校	23校 一般高校14校、 特別目的高校1校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校2校
担当教師向けの職務研修	5回（58時間）	7回（150時間）	8回（138時間）
教科採択の学校数	-	26校	46校 一般高校34校、 特別目的高校3校、 発明特性化高校6校、 一般特性化高校3校

* 出処：特許庁

特許庁は全国4年制大学を対象に知的財産教育の先導大学を指定して知的財産正規教科目を開設し、融合教育を運営した。2019年には金鳥工科大学、国民大学、慶熙大学など17学¹¹⁾を対象に運営した。また、国家・企業間の知的財産権競争が激しくなることを受け、国内外の訴訟に効果的に対応できるような専門人材を育成するために企業の知的財産権人材など現職の人材を対象にKAIST、弘益大学、高麗大学、檀国大学、東国大学などで専門学位課程を運営する一方、従来に知的財産学位課程（MIP）とともに、産業界の新規需要を反映して4ヵ月の短期教育課程を導入し、中小・中堅企業の需要を反映して実務事例を中心とする融合教育を開発・運営した。

その他、特許庁は標準特許専門人材を育成するために、弁理士、研究人材、予備研究人材などを対象に異なる教育を実施するプログラムを運営し、知的財産に対する認識向上のために大学生向けの創意発明大会など産・学が協同型知的財産大会を運営し、起業保育センターに入居した企業を対象に技術分野別の知的財産権教育を実施し、国内の中小・中堅企業対象に国内外の出願戦略、紛争事例などに関する教育を支援した。他にもスタートアップ、第四次産業関連業界の需要の高まりを受け、中小ベンチャー企業部など関係部処及び専門機関と協力して企業の実務者を対象とする教育を実施した。

一方、関税庁は税関職員のスキルアップのために8つの税関で14回にわたって512人の税関取り締まり職員を対象に各ブランドの正規品・模倣品を見分ける識別教育を実施した。

[表4-4-2]2019年税関取り締まり職員向けの模倣品識別教育

回	日時	教育対象	教育内容
1	06.03～04	仁川本部税関（36人）	商標権者の模倣品識別教育 ・正規品と模倣品の実物比較説明 ・ブランドごとに模倣品を見分ける方法に関する冊子配布 ・商標権者の最新侵害の動向に関する情報共有 ・知的財産権関連の理論及び判例に関する講義（法務法人）
2	06.13～14	釜山本部税関（39人）	
3	06.20～21	ソウル本部税関（36人）	
4	06.27～28	仁川本部税関（40人）	
5	07.04～05	平沢直轄税関（30人）	
6	08.29～30	ソウル本部税関（39人）	
7	09.19～20	仁川本部税関（40人）	
8	12.09～10	大邱本部税関（44人）	
9	10.28～29	仁川本部税関（41人）	
10	11.07～08	釜山本部税関（36人）	
11	12.19～20	光州本部税関（53人）	
12	12.05～06	仁川本部税関（40人）	
13	11.20	群山税関（21人）	
14	12.18	大田税関（17人）	
計	-	512人	

* 出処：関税庁

特許庁は地域の住民、企業家及び自治団体公務員の知的財産に対する認識の持続的向上のために、自治団体による発明コンテスト、発明フェスティバルといった発明振興行事を開催し、自発的な協力強化のための環境を整えるためにIP経営者クラブ、自治体の政策協議会などを運営した。

¹¹⁾ 金鳥工科大学、国民大学、慶熙大学、安東大学、牧園大学、郡山大学、大真大学、東亜大学、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学、成均館大学、漢城大学、慶星大学、崇実大学、漢陽大学

ソウル特別市はソウル市民とソウルに所在する中小企業を対象に技術保護方法と事例及び知的財産権に対する認識向上に関する教育プログラムを運営する。釜山広域市は釜山地域の障害者、欠損家庭（ひとり親家庭や祖父母が孫育てをする家庭）の児童、低所得層の女性など、社会的弱者を対象に2019年に知的財産教育を4回実施し、小中高校生20,653人を対象に知的財産教育を実施した。また、公務員向けのワークショップを開催し、公務員及び関連機関の関係者の知的財産に対する理解度を高め、実務能力を伸ばす取り組みを進めた。

仁川広域市も市・郡・区の公務員を対象に知的財産関連教育を進め、公務員の業務遂行能力を高めるために努力した。光州広域市は発明及び知的財産関連教育及び体験行事に対する需要の高まりを受け、児童を対象に「出張型知的財産アカデミー」を運営し、小学生を対象に知的財産科学発明キャンプを運営した。

京畿道は知的財産専門家プールを構築し、道内の中小企業の技術奪取防止及び技術保護のための教育を実施している。また、経済的・社会的弱者を対象に知的財産の相談・教育を実施し、中小企業の在職者などを対象に現場で知的財産教育を実施しており、市・郡の公務員を対象に知的財産政策及び情報を交流できるよう、ネットワークを構築している。全羅北道は知的財産権関連の競争力が弱い企業を対象に教育を実施し、全羅南道は公務員向けのIPワークショップなどを開催した。慶尚北道も企業の需要を随時反映し、企業を訪れる出張型知的財産権関連教育（一般教育、集中教育）を実施し、毎年周期的に公務員向けのIPワークショップを開催して特許庁のIP運営政策などについて教育した。

慶尚南道は関連機関などと連携して毎年、説明会を開催し、現場訪問コンサルティング及び知的財産保護制度に関する教育を実施している。忠清北道は自治体のIP政策の一貫性維持及びIPに対する認識向上のために、道内の11の基礎自治体及び広域自治体の担当者、知的財産関連機関及び企業関係者を対象にワークショップと懇談会を開催した。忠清南道も知的財産に対する認識向上、知的財産にフレンドリーな基盤造成、支援政策の強化のために、公務員、関連機関、企業などを対象に知的財産ネットワーク構築に取り組んだ。2019年11月5日に地域の公務員、関連機関、産学協力団、企業などを対象に「忠南IPリーダーズカンファレンス」を初めて開催し、知的財産主体間の交流協力を強化した。

世宗特別自治市は2019年に世宗知識財産センターを開所し、中小企業による知的財産の競争力強化のためのIP経営専門家教育などを実施し、知的財産に対する認識向上に努力した。済州特別自治道は2017年から2021年までの5年間、済州大学を知的財産先導大学に指定して知的財産教育専門人材を確保し、知的財産専門講座を運営している。

2) 産業財産権保護に関する広報

イ) 全国巡回キャンペーン

特許庁と韓国知識財産保護院は一般消費者と販売者を対象に全国巡回知的財産保護キャンペーンを実施した。

[表4-4-3]直近5年間の全国巡回キャンペーンの実施回数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
全国巡回キャンペーン	7	4	9	12	15

* 出処：韓国知識財産保護院

消費者向けのキャンペーンは青少年、大学生など一般国民が産業財産権保護をテーマにポスター、スローガン、アンケートボードなどを製作し、路上キャンペーンを展開した後、感想をSNSに掲載する形に行われた。

販売者向けのキャンペーンは模倣品流通が頻発した地域の小商工人の産業財産権保護に対する認識を向上させ、模倣品販売禁止を促すために繰り返された。自治体と合同に産業財産権の尊重に関する広報物を配布し、模倣品販売の違法性について説明した。

ロ) 知的財産関連失敗例の手記公募展

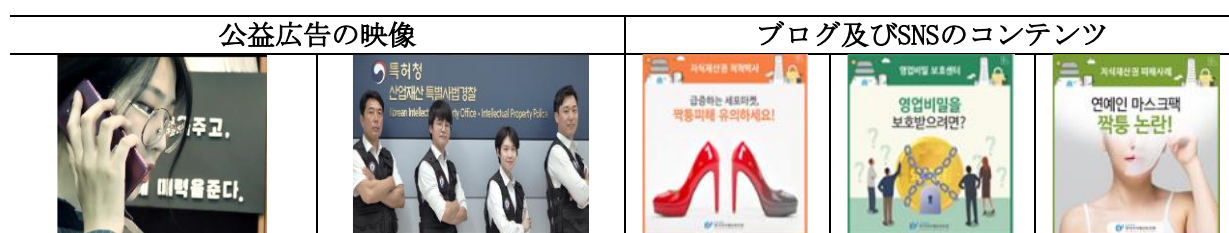
特許庁と韓国知識財産保護院は知的財産権保護のための教育・広報コンテンツ、政策の策定に活用するために知的財産関連失敗事例を収集し、2019年知的財産関連失敗例の手記公募展を開催した。

本公募展には自社又は他社の特許、商標、デザイン、営業秘密などの知的財産により苦勞したり被害を受けたりした経験をテーマにした計20作が出され、審査を経て5作が受賞作に選定された。受賞作は今後冊子に製作して知的財産権保護に脆弱な中小・ベンチャー・スタートアップの経営者や関係者などに配布し、知的財産保護の重要性を伝える計画である。

ハ) 公益広告の製作及びSNSなどの運営

特許庁と韓国知識財産保護院は一般国民が模倣品の問題点と知的財産保護の重要性に対して共感できるコンテンツを製作した。

[図4-4-3]産業財産権保護のための広報コンテンツ



* 出処：韓国知識財産保護院

特許庁と韓国知識財産保護院はメッセージの発信力が優秀なTV番組、ユーチューブ、一般国民の利用度が高い映画館、地下鉄のホーム、中小・中堅企業が入居した産業団地内のメディアボード、通勤時間帯の聴取率が高いラジオ番組などに製作したコンテンツを送出することで、知的財産保護政策に対する好感度を高め、正規品使用の必要性などを訴えている。

また、ブログ、SNSを運営してオンラインコミュニティのユーザーとの両方向疎通を強化する活動も推進している。2019年には公共交通機関及びラジオ番組、インターネット、SNSなど多様な媒体を活用して産業財産権紛争調停制度に関する広報も実施した。

[表4-4-4]直近5年間の産業財産権保護に関する広報活動の状況

[単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
公益広告の送出	100	30	606	41	64
ブログの訪問者 (年間累積)	4,239,470	4,691,232	5,188,905	5,576,669	5,738,249
SNSへの関心者数 ¹¹² (年間累積)	14,921	18,992	28,521	31,381	29,905

* 出処：韓国知識財産保護院

2. 著作権

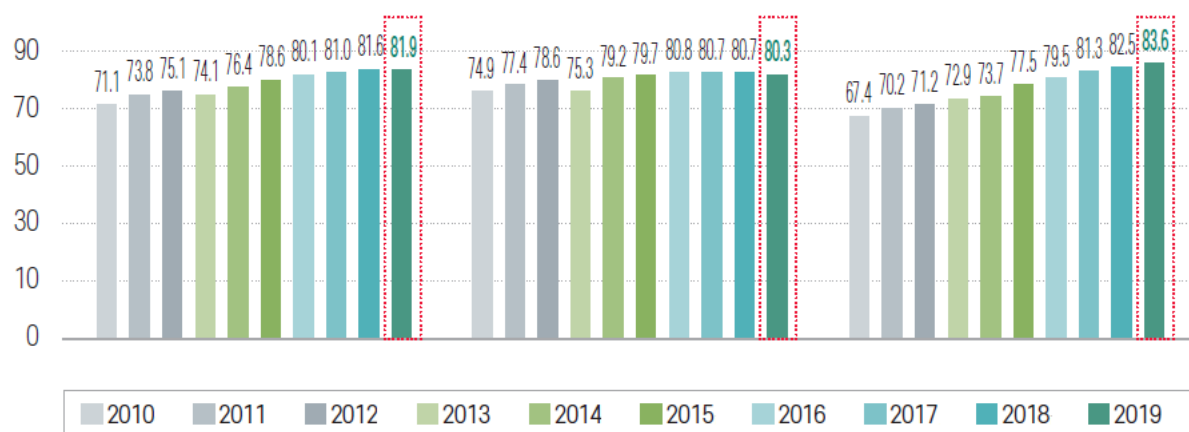
文化体育観光部と韓国著作権委員会が小中高校生を対象に著作権に対する意識水準について調べた結果¹¹³によれば、青少年の「著作権指数」は2013年以来、毎年上昇しており、2019年には100点満点で81.9点で最も高い点数となった。

「著作権指数」とは、青少年が著作権に対して正しい知識を有しているかどうかを基に算出した「著作権認識（知識）指数」と、著作物の正しい利用行為に対する青少年の価値判断を尋ねる「著作権意識（態度）指数」の平均値である。2019年の「著作権認識指数」は前年比0.4点減の80.3点で、「著作権意識指数」は前年比1.1点増の83.6点と過去最高値を記録した。

また、著作権教育を経験した生徒の「著作権指数」は84.8と、著作権教育を経験していない生徒の「著作権指数」80.2点より4.6点が高いことが分かった。これを見れば、文化体育観光部による著作権教育が生徒の著作権に対する認識向上に相当寄与していると判断できる。

[図4-4-4]2019年の青少年の著作権指数総合

[単位：点]



* 出処：韓国著作権委員会、「2019小中高校生の著作権意識調査」

(2019、調査機関（株）PMI)

¹¹² SNSへの関心者数はツイッターの「フォロワー数」、フェイスブックの「いいねの数」、カカオストーリーの「便りをもらう人」、インスタグラムの「フォロワー数」の計である。

¹¹³ 韓国著作権委員会、「2019小中高校生の著作権意識調査」（2019、調査機関（株）PMI）。同調査の2019年の母集団は全国の小学生、中学生、高校生9,826人であり、標本誤差は±0.9ポイント（95%信頼水準）である。韓国著作権委員会の「出張型著作権教育」を申請し、教育に参加した全国の小中高校生から有効標本を選定し、著作権教育を受ける前に調査を実施した。

1) 著作権認識向上に関する教育

イ) オフライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会が推進している「著作権体験教室」とは、学校の教師が体験中心の著作権教育活動を展開して青少年の著作権認識向上を図るプログラムである。2006年に首都圏の20の教室から2019年には全国292の教室へと拡大運営している。

[表4-4-5]直近5年間の著作権体験教室の運営状況 [単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
回数	294	283	290	308	292
人数	12,762	11,558	10,890	11,079	11,499
教師数	297	283	290	200	166

* 出処：韓国著作権委員会

「出張型著作権教育（生徒）」とは、韓国著作権委員会で育成した著作権青年講師が小中高を訪問して2時間にかけて需要者である青少年の目線で実施する教育である。2019年には9,538回の教育が行われた。

[表4-4-6]直近5年間の出張型著作権教育（生徒）の運営状況 [単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
回数	8,940	10,418	10,636	11,207	9,538
人数	393,063	396,460	416,027	392,626	332,620

* 出処：韓国著作権委員会

「出張型著作権教育（成人）」とは、韓国著作権委員会が企業、公共機関、文化芸術家など実務現場で必要とされる著作権教育を実施するために対象に合わせた内容で進めるプログラムである。2019年には280回にかけて14,984人に教育を行った。

[表4-4-7]直近5年間の出張型著作権教育（成人）の運営状況 [単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
回数	296	379	327	292	280
人数	15,563	20,003	14,487	14,739	14,984

* 出処：韓国著作権委員会

文化芸術家向けの出張型著作権教育は2016年から全国に拡大し、2019年には61回にかけて前年比45.19%増の2,848人がこの教育を受けた。

[表4-4-8]直近5年間の成人向けの出張型著作権教育中、文化芸術部門の運営状況 [単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
回数	12	25	27	47	61
人数	708	1,066	1,140	1,962	2,848

* 出処：韓国著作権委員会

公共部門向けの出張型著作権教育は2019年から教育界（教育庁、又は研修院）へと拡大し、42回にかけて3,945人がこの教育を受けた。

[表4-4-9]直近5年間の成人向けの出張型著作権教育中、公共部門の運営状況 [単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
回数	-	23	28	21	42
人数	-	1,133	1,740	2,709	3,945

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権委員会の「大学連携型創意人材著作権専門講座」は大学に著作権講座を開設し、著作権知識を備えたクリエイティブな人材を育成するために運営されるプログラムである。慶尚大学、祥明大学、淑明女子大学、全南大学、弘益大学の5校が主管大学に選定され、2019年には1,248人がこの教育を受けた。

[表4-4-10]直近5年間の大学連携型創意人材著作権専門講座の運営状況 [単位：回、人]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
回数	-	11	24	26	27
人数	-	711	1,203	1,097	1,248

* 出処：韓国著作権委員会

全羅南道はコンテンツ・ICT企業を対象にSWの違法コピー侵害防止のために道内の中小企業を訪問してSWの違法コピー内訳を検査し、SWの資産価値認識向上に関する教育を実施し、SWの公正な利用文化を定着させるために努力した。

ロ) オンライン著作権教育

文化体育観光部と韓国著作権委員会は遠隔著作権アカデミーに青少年、産業従事者、大学生、一般人、保護者、公共分野の従事者などを対象にする教育課程を設け、オンライン著作権教育を実施した。

青少年向けのオンライン著作権教育では青少年が学校や日常生活でよく接する著作物の利用及び著作権問題を事例形式に提示し、学習への興味と著作権に対する友好的認識を誘導しようとした。

[（小学校低学年向けの）著作権と友達になりたい]課程は、著作権は何かについて概念を理解する基礎教育課程で、[（小学校高学年向けの）著作権と友達になりたい]課程は、小学校高学年から中学生までの目線に合わせた教育課程で、生活の中で保護されなければならない著作物と著作物の正しい利用について学習する内容である。青少年がよく接するような文章、音楽、映画、キャラクター、ゲームなどの事例を挙げ、著作権保護の必要性に対する理解を高めようとしている。

「（中高生向けの）必ず知っておくべき学校の中での著作権の話」課程では家庭・学校・公共の場で守らなければならない著作権のエチケットについて扱っており、著作物の正しい利用方法をはじめ生徒が気になるような著作権問題について分かりやすく説明している。

成人向けのオンライン著作権教育は学習対象者を産業従事者、大学生、一般人、保護者、公共分野従事者に区別して教育課程を運営している。

産業従事者向けの教育課程は第四次産業、輸出産業、（予備）起業家、放送、ゲーム、出版、音楽、図書館、デザイン、ソフトウェア、モバイル、コンテンツ、漫画（ウェブトゥーン）、保育士など多様な産業従事者を対象にしており、該当産業活動で必要とされる著作権紛争防止などの専門知識を伝達している。

大学生向けの教育課程では「盗作と著作権侵害」、「大学生のための著作権ノート」を運営している。大学（院）で課題や論文を作成する際における著作物利用に関する注意事項を実務事例を挙げて教育しており、盗作など著作権紛争を効果的に防止できるような知識を伝達している。

一般人向けの教育課程では日常生活や余暇生活で発生しかねない多様な状況で一般人が著作権問題に適切に対応できるよう、生活の中での著作権Q&Aをテーマに「日常・生活編」、「会社・学校編」、「インターネット・ゲーム編」を扱っている。

保護者向けの教育課程では児童生徒の子供を持つ保護者が著作権を理解し、著作物の正しい利用及び著作権保護の必要性を認識することで、子供が著作権に対する正しい認識を持ち、家庭で著作権の相談や教育ができるような内容に重点を置いている。「（児童の保護者向けの）著作権!もう基本です」、「（生徒の保護者向けの）著作権!もう基本です」を運営している。

公共分野従事者向けの教育課程では政府・自治体・公共機関などの従事者による非営利目的の著作権制限など公共分野の著作権問題に対する対応力向上のために、現場の特色に合わせた著作権の知識を提供しており、「公共機関勤務者のための著作権の基礎と実務」、「実務に直ちに使う公務員のための著作権法」、「公共機関におけるソフトウェアの著作権&資産管理の理解」を運営している。特に、公共機関のソフトウェア管理担当者は「公共機関のソフトウェア管理に関する規定」に基づき、関連教育を年1回以上必ず受けなければならないため、その内容を中心とする教育を受け、それをソフトウェア保護及び管理実務能力の強化に積極的に活用しなければならない。

[表4-4-11]直近5年間のオンライン著作権教育の履修者数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
青少年	2,603	2,504	1,085	322	130
産業従事者	14,869	16,545	22,790	28,771	25,610
大学生	3,917	5,544	3,979	1,806	1,695
一般人	143	185	231	295	541
保護者	41	31	28	24	55
公共分野	1,385	965	3,165	4,474	8,499
計	22,958	25,774	31,278	35,692	36,530

* 出処：韓国著作権委員会

ハ) 著作権教の育基盤強化及び職務研修

「市・道教育庁向けの著作権研修」は全国の市・道教育庁、教育支援機関などの著作権関連教育計画・情報・研修担当者を対象に、学校での著作権教育に対する必要性を共感し、それに対する協力・拡散を図るための研修プログラムである。2019年には70人が参加した。

「教科書編纂機関向けの著作権研修」は国定・検定・認定教科用の図書執筆陣を対象に著作権に対する専門的理解を深めることで、執筆時の注意点を身につけさせる。また、著作権に関する内容を教科書に載せることで、学校教育課程における著作権教育の基礎を固めることを目指している。2019年には22人が参加した。

「番組作家向けの著作権研修」とは番組コンテンツの盗作や、作家と放送局・映画会社間の著作権関連紛争を未然に防止し、著作権に関する認識向上のために一般大衆への影響力を持つ放送媒体で旺盛に活動しているドラマ・バラエティ・番組の構成作家などを対象にする研修を意味する。2019年には30人が参加した。

「教員向けの職務研修」は全国の小中高の教員を対象に運営する著作権教育課程である。著作権関連法制と理論、実務関連の多様な講義とコンテンツを提供し、教員による著作物の正しい利用方法などを身に付けさせ、これを教員の職務能力向上につなげることを目的としている。また、学校で青少年に著作権に対する肯定的認識を広めて著作権侵害を事前に防止し、著作権文化発展の土台を固めるために、毎年運営している。2019年度には78人がこの課程を履修した。

「遠隔教員職務研修」は学校に特化した著作権関連の遠隔職務研修である。韓国著作権委員会の遠隔教育研修院は2010年7月に教育部から遠隔研修院の認可を受けた。2019年現在は教員に著作権教育の機会を拡大して著作権認識を向上させ、青少年への著作権教育や相談を効果的に遂行させるために、2019年1単位（15時間）7つ、2単位（30時間）1つ、3単位（45時間）2つの著作権関連の遠隔教員職務研修課程を運営している。2019年に12,401人の教員がこの課程を履修した。

[表4-4-12]直近5年間の著作権研修の修了者数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
市・道教育庁	45	60	99	86	70
教科書編纂機関	54	36	24	28	22
番組作家	21	22	31	24	30
教員職務研修	40	74	50	66	78
遠隔教員職務研修	9,267	10,473	8,648	5,015	12,401
計	9,427	10,665	8,852	5,219	12,601

* 出処：韓国著作権委員会

「著作権の現場職務能力向上課程」は国家的資源開発コンソーシアム事業で、著作権及びその他産業分野の従事者の著作権法制知識や実務力を向上させるための教育課程である。2019年には471人が修了した。

[表4-4-13]2019年の著作権の現場職務能力向上課程の運営状況

[単位：人]

課程	入門	SW 利用	盗作	紛争 実務	メデイ ア	制度 争点 実務	実戦 事例 実務	分野別の事例練習及び契約					計
								出版	放送 映像	音楽	イン ター ネット	デザ イン	
運営 回数	3	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	1	20
修了 人数	77	20	37	49	30	52	49	15	57	47	23	15	471

* 出処：韓国著作権委員会

韓国著作権保護院でも公共部門におけるSWの自主管理能力を向上させるためにSW管理担当者を対象に「SW保護教育」を実施している。2019年には首都圏、京畿圏、江原圏、忠清圏、慶南・慶北圏、全南・全北圏、済州圏など、地域別に全国巡回教育を26回実施し、担当者2,286人が教育に参加した。その他、SW管理担当者以外にも公共機関の役職員全員がSWの著作権に対する理解を基に、SWを適法に利用できるようにするために、要請機関を訪問して役職員を対象に「SW著作権教育」を実施した。

二) 著作権教育条件付き起訴猶予制教育

「著作権教育条件付き起訴猶予制」は軽い著作権侵害者に対して著作権教育の機会を付与し、再犯発生を防止するためのプログラムである。著作権侵害者のうち、前科がなく偶発的に「著作権法」に違反した場合、検察庁が1回に限って韓国著作権委員会に教育を依頼した者を対象に著作権教育の機会を付与し、教育を受けた者に対して起訴猶予の処分を下す。1日8時間、年中運営される。

青少年を対象とする著作権教育条件付き起訴猶予制の教育は2015年から減少傾向にあったが、2019年に激減した。成人を対象とする著作権起訴猶予制の教育も2019年には前年比30.3%減の482人が教育を受けた。

文化体育観光部の韓国著作権委員会-韓国著作権保護院の機能調整計画に伴う著作権教育条件付き起訴猶予制の教育事業が2020年1月1日に韓国著作権保護院に移管された。

[表4-4-14]著作権教育条件付き起訴猶予制教育の履修者

区分	2015	2016	2017	2018	2019
青少年	23	26	30	10	6
成人	2,343	1,979	933	692	482

* 出処：韓国著作権委員会

2) 著作権保護のための広報

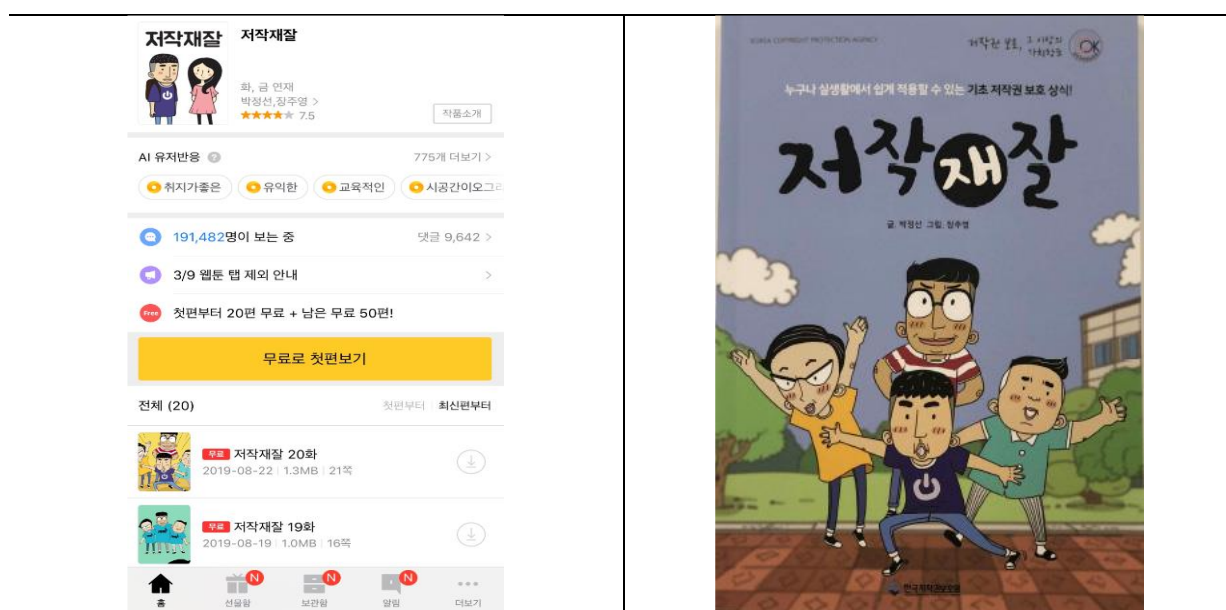
イ) オン・オフラインにおける定期キャンペーン

文化体育観光部と韓国著作権委員会は「正しく利用するあなたを応援します」というスローガンのもと、国民参加型オン・オフライン著作権の定期キャンペーンを18回展開した。オンラインキャンペーンは既に運営されていたSNSチャンネルなどで「オムジチョク（サムズアップ）ウ

「ワークキャンペーン」というイベント形式で、従来のカードニュースの形から360° VRイベントに変更して13回進めた。また、オフライン キャンペーンは世界本と著作権の日（4月）、京畿国際ウェブトゥーンフェア（5月）、ソウル1人放送メディアショー（7月）、第2回知的財産の日（9月）、国際著作権技術カンファレンス（11月）と連携して5回進めた。

文化体育観光部と韓国著作権保護院は国民が著作権について分かりやすく、楽しみながら共感できるウェブトゥーンを製作した。多様な種類の著作物を楽しむ20代を主な対象にして著作権保護相談事例、著作権者の権利救済及び利用者の被害防止法などをテーマにした著作権保護ウェブトゥーン「著作チェジャル（ぺちやくちゃという意味の韓国語）」20編を人気ウェブトゥーンプラットフォームに連載した。これを単行本に製作して全国の大学や自治体、小中高校など1,062ヶ所（1,100部）に配布し、保護院のウェブサイトとブログで無料でダウンロードできるように掲示している。

[図4-4-5]著作権保護ウェブトゥーン「著作チェジャル」



* 出処：韓国著作権保護院

ロ) 広報コンテンツ製作

韓国著作権保護院は大学生からなる著作権保護記者団（リポーターズ）を20人選抜して著作権保護広報活動を持続し、記者団が製作したコンテンツ195件を韓国著作権保護院の公式ブログ及びSNSなどに掲載した。同時に2019年には急変する著作権環境の中で必ず著作権を守るという意志を象徴的・直観的に表現し、国民に身近な存在になるために著作権保護キャラクター「パロ（「直ちに、正しく」という意味の韓国語）」を製作した。

[図4-4-6]著作権保護キャラクター「パロ」



* 出処：韓国著作権保護院

韓国著作権委員会は著作権認識向上のために多様な広報コンテンツを製作・普及した。また、誰でも一回程度は経験しうる著作権問題をテーマにしてエピソード動画を製作し、委員会のユーチューブチャンネルで公開した。

また、2018年に再生回数180万回という記録を残し、ユーザーの関心が寄せられた著作権ウェブトーンを「あなたに惹かれる正しい理由」というテーマで2019年にも製作・普及し、再生回数は724万回となった。

3. 営業秘密及び産業技術

1) 営業秘密保護教育及び広報

営業秘密保護制度と管理策を知らせるために、特許庁は営業秘密保護センターを通じて営業秘密の専門家が申請企業を訪問して教育する企業訪問教育、営業秘密管理人材のための営業秘密保護定期教育、地域別説明会及びウェブサイトを通じたオンライン教育などを実施している。同センターは2019年一年間で訪問教育60回、上半期・下半期に定期教育2回、地域説明会35回、セミナー2回を開催し、3,402人が参加した。

[表4-4-15]直近5年間の営業秘密保護センターの営業秘密教育の実施状況 [単位：回、人]

区分	2015		2016		2017		2018		2019	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
訪問教育	39	1,922	37	2,242	54	2,193	44	1,406	60	1,305
定期・深化教育	4	71	1	30	1	41	1	31	2	98
説明会・セミナー	36	2,490	31	1,570	38	1,762	41	2,031	37	1,999
計	79	4,483	69	3,842	93	3,996	86	3,468	99	3,402

* 出処：営業秘密保護センター

また、フランチャイズソウル博覧会、2019女性発明王EXPO、大田国際知的財産（IP）フェスティバルといった大規模イベントで広報ブースを設け、営業秘密保護制度・支援事業の案内及び広報、法律相談を行い、営業秘密保護に対する国民の認識向上と支援事業利用の活性化のためにTBSのFM（ラジオチャンネル）、ソウル新聞の電子掲示板などの大衆媒体を活用して広報を推進した。その他、営業秘密保護センターは2019年8月、海外進出企業の営業秘密保護のための戦略セミナーを開催し、中国、日本、ベトナム各国の営業秘密保護制度及び紛争対応ガイドを提供する情報交流の場を設けた。

2) 中小企業技術保護教育及び広報

中小ベンチャー企業部と大・中小企業・農漁業協力財団も2019年中小企業の役職員などを対象に技術保護教育及び説明会を119回開催した（18,955人参加）。2018年2月に中小企業の技術奪取根絶対策が発表された以降、大企業・公共機関の役職員及び協力会社を対象とする教育回数と参加者数は着実に増加している。

[表4-4-16]直近5年間の中小ベンチャー企業部の技術保護教育・説明会の実施状況

[単位：回、人]

区分	回数						参加者数						
	2015	2016	2017	2018	2019	計	2015	2016	2017	2018	2019	計	
教育	大企業 公共機関	-	20	30	39	58	147	-	2,300	1,796	3,630	4,195	11,921
	予備在職者 (高校、 大学)	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	297	297
	専門家 スキルアップ	-	2	3	2	-	7	-	115	117	86	-	318
	計	-	22	33	41	64	160	-	2,415	1,913	3,716	4,492	12,536
説明会	政府部処・関 連機関	70	108	109	103	38	428	7,690	16,164	17,710	15,793	13,853	71,200
	主要都市 地域巡回	13	10	15	19	17	74	739	629	607	831	610	3416
	計	83	118	124	122	55	502	8,419	16,793	18,317	16,624	14,463	74,616
	合計	83	140	157	163	119	662	8,419	19,208	20,230	20,340	18,955	87,152

* 出処：中小ベンチャー企業部

2019年には中小企業の役職員及び起業予定者573人を対象に技術保護専門人材育成のための多様な教育を実施した。特に、中小ベンチャー企業部はKAIST、特許庁、特許法院と協力して中小企業の経営者など102人を対象にKAIST知的財産戦略最高位課程（AIP）を運営し、韓国能率協会コンサルティングを運営機関に選定して中小企業の実務力強化教育（AMP）をセキュリティ担当者など中小企業の役職員358人を対象に実施した。その他、起業予定者向けの教育は中小ベンチャー企業振興公団の青年起業士官学校と協業して2019年度の入学者113人を対象に技術保護教育課程を開設した。

[表4-4-17]直近5年間の中小ベンチャー企業部による大・中小企業の役職員向けの技術保護教育の運営状況

区分	2015	2016	2017	2018	2019	計
AIP	-	104	110	98	102	414
AMP	2,156	2,026	493	398	358	5,431
起業家	-	-	-	44	113	157
計	2,156	2,130	603	540	573	6,002

* 出処：中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は中小企業の技術流出防止から事後救済まで多様な支援事業を運営しており、紛争類型別の対処策を提示した「被害事例集」、技術保護の10大中核規則を案内する「技術保護ガイドライン」、取引関係の締結時に欠かせない「秘密保持契約（NDA）ガイド」など、毎年広報物を製作・配布している。さらに、中小ベンチャー企業部の技術保護政策とイシュー、行事などの各種情報を盛り込んだ技術保護ウェブマガジンを試験的に発刊し、大・中小企業の役職員、技術保護専門家、関連機関を対象に年2回配布した。

年1回は中小企業の技術イノベーション大展の付帯行事で技術保護カンファレンスを開催し、技術保護政策の方向や戦略・事例などを共有し、中小企業の技術保護文化の定着などに寄与した有功者を選定して褒賞した。

[表4-4-18]直近5年間の中小ベンチャー企業部による技術保護カンファレンス及び有功者の褒賞状況

区分	2015	2016	2017	2018	2019	計
カンファレンス（人）	96	281	270	278	282	1,207
有功者褒賞（点）	24	24	24	23	27	122

* 出処：中小ベンチャー企業部

4. 植物新品種など

1) 品種保護権侵害紛争防止に関する教育及び広報

農林畜産食品部と国立種子院は種子業者と農業人を対象に品種保護権教育及び広報を実施した。農林畜産食品部は「保護品種を正しく知って使う」という教育プログラムを運営し、2019年には9の道農業技術院、5の広域市の9の農業技術センターと協力して全国のブドウ、桃、りんご、みかん栽培農民、農協の職員、慶山市の苗木業者、種子業者など約805人を対象に9回にかけて侵害防止教育を実施した。

また、農林畜産食品部は種子・生命産業分野の専門人材育成のために専門教育機関である国際種子生命教育センターを2019年6月に新築し、2019年7月から653人に32回 にかけて種子専門実習教育を実施した。

2) 「遺伝資源法」履行のための教育及び広報

環境部は名古屋議定書の概念と国際動向、当事国別の法制状況、よくある質問など主題別案内書を発刊している。遺伝資源法の施行に伴う申告義務を知らせるために新聞、放送、SNSなど多様な媒体を利用し、主要内容などについて広報した。

インドネシアなど主な当事国のABS規制手続き、関連政策な海外の最新情報を分析・提供（2019年46カ国）し、インド、南アフリカ共和国などの遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する案内書を発刊・配布した。また、国内外の名古屋議定書の最新動向などニュースレターを20回発行し、無料通信アプリ「カカオトーク」の「遺伝資源情報管理センター」チャンネル（15千人余り加入）を通じて名古屋議定書の最新情報などを提供するなど、ユーザーにとってアクセシビリティがよい広報活動を展開した。

また、中小ベンチャー企業及び研究機関などを中心に出張型コンサルティングを47回実施し、化粧品、製薬など国際産業博覧会と連携して多数の現場コンサルティングとセミナーなどを開催して産業界の認識向上を図り、ABS関連の質問にも回答した。同時に企業相談の質的向上及び企業の要求事項への充足のために、特許、知的財産権など法律分野の専門家からなる部処合同のABS法律支援団を運営した。

2019年には遺伝資源のアクセス・利用及び利益配分に関するオンライン相談を36回実施し、出張型コンサルティングを47回実施した。その他、2019年7月には企業・研究所などABS関連の実務担当者向けの教育を実施し、国内の生物資源の利用・利益配分ガイドラインを配布し、部処別の国外搬出承認情報集合、申告処理状況通知など行政管理システムを改善した。

[表4-4-19]2019年の遺伝資源のアクセス・利用及び利益配分に関するオンライン相談及び出張型コンサルティング支援

区分	オンライン相談	出張型コンサルティング
累計	36回 (347回)	47回 (205回)

* 出处：環境部

[図4-4-7] 「遺伝資源法」広報のための発刊物及び教育状況

			
ABS実務マニュアル	インドABS手続き案内書	第1次ABS実務力教育	企業訪問 ABSコンサルティング

* 出处：ABS遺伝資源情報管理センター

環境部は生物・遺伝資源に対応する人材育成のために未開拓生物分類群の専門人材を育成する4つの事業団を運営し、専門人材の国外研修及び国外の専門家招へい教育を推進し、2019年10月18日には国際学術大会を開催した。その他、生物多様性条約に対応する専門人材を育成する2つの事業団を運営し、「生物多様性と合成生物学」を共通テーマにして専攻別に協同研究し単行本を発刊し、専門家セミナー、ウェブセミナーなどを開催した。

第5節 知的財産保護のための国内外の協力活動

韓国は流通段階別の知的財産権侵害行為取り締まり、侵害行為に対する処罰強化、共生協力体系の構築など、知的財産権保護のために政府部処間の協力体系を強化している。これだけでなく、政府・関連機関と協会など民間団体、権利者など官民協力も多様な分野で活発に進んでおり、その役割と範囲も強化されている。このような部処間及び官民協力活動は知的財産権侵害に対する対応及び権利救済がより迅速かつ効率的に行われるように支援している。

また、韓国企業の海外進出が拡大し、知的財産権分野における国際協力の重要性も増している。このために政府は二国間及び多国間協力を通じて友好的な海外知的財産保護環境を整え、韓国企業が保有する知的財産権が海外で安定的に保護されるように努力している。このような努力の一環として韓国政府は米国、中国、日本など国内企業の進出が活発な主要国だけでなく、東南アジア諸国連合（ASEAN）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）などとの協力も強化している。これにより、韓国企業が現地で知的財産権関連の出願及び登録手続きを速かに進めることができるようにし、現地に進出した企業が知的財産権紛争から正当な保護を受けられるように支援している。

1. 国内協力体系

1) 国家知的財産ネットワーク（KIPnet）運営

2012年4月5日に発足した国家知的財産ネットワーク（KIPnet¹¹⁴）は政府部処、公共機関、業種別協会・団体、産学研などが協力・疎通するチャンネルで、国家知的財産における主要政策の議題を発掘し議論する協議体である。

知的財産の主な3分野の分科を構成・運営しており、各分科の幹事機関を軸に2019年12月時点、119の参加機関が活動している。幹事機関は分科別に協議会及びワークショップを開催し、参加機関の意見を取りまとめる役割をする。

[表4-5-1]2019年KIPnet各分科の幹事機関及び参加機関

区分	IP-創出・活用	IP-保護	IP-著作権
幹事機関	韓国特許戦略開発院	韓国知識財産保護院	韓国著作権委員会
参加機関	61	36	22
分科活動	協議会5回	協議会4回	協議会7回

* 出処：国家知識財産委員会ウェブサイト（www.ipkorea.go.kr）

2019年IP-保護分科は「保護と利用の調和に伴うIP価値の再分配策」を必須テーマにし、実施料DB構築など実効性のある法制度整備の改善策について議論した。

2) 知的財産保護のための中央行政機関協力の多角化

政府部処間の協業による知的財産保護政策の執行協力体系も強化されている。このような知的財産保護活動はオンラインとオフラインに分けて行われている。

¹¹⁴ Korea Intellectual Property Network

イ) 産業財産権・著作権など取り締まり協力

産業財産権、著作権など侵害行為に対し、大検察庁は検察庁内の知的財産権専門担当検事室（全国 28 カ所）を通じて特許庁、文化体育観光部など関係部処と合同取り締まりを実施している。先端化、知能化する知的財産権の侵害者に効果的に対応するために、関連機関と懇談会やセミナー、ワークショップなどを開催して情報交流をし、法務研修院で捜査人材の専門性強化のための教育体系を確立した。

[表 4-5-2]2019 年の知的財産権法違反に対する取り締まり実績¹¹⁵

	計		商標法		不正競争防止法 (営業秘密漏洩 など、営業秘密 国外漏洩など)		著作権法		(ゲーム産業、 映画及びビデ オ、音楽産業) 振興法		特許法、 実用新案法、 デザイン法	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
取り 締まり	27,399	39,733	4,944	6,540	353	885	11,664	15,831	10,102	15,840	336	637
拘束	163	215	14	17	1	1	3	7	145	190	-	-

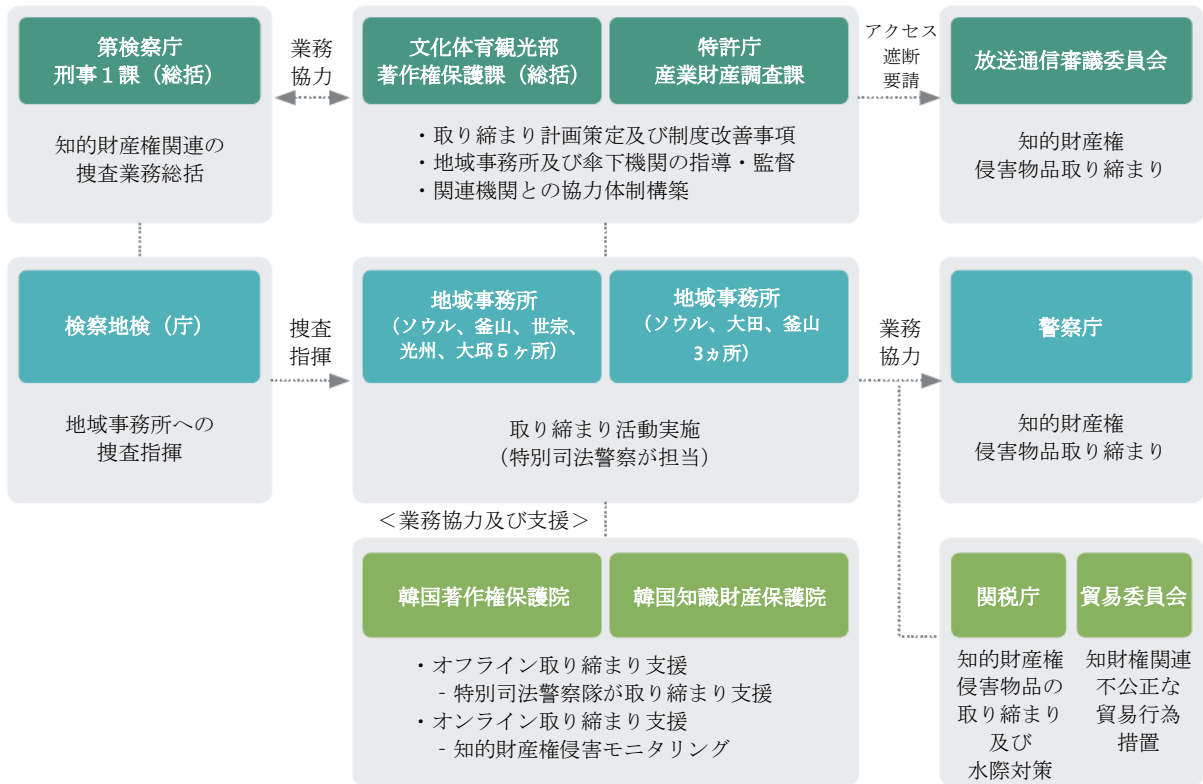
* 出処：法務部

特許庁はオンライン上の模倣品を取り締まるために、誰でも流通事実を申告できるようにする模倣品及び不正競争行為情報提供センターを運営し、模倣品が発覚すれば、商標権利者の協力の下、正規品の有無を鑑定するとともに、オープンマーケット、又はショッピングモールに対して掲示物削除、サイトへのアクセス遮断などを要請するなど、模倣品の販売者を集中的に監視し取り締まる。特に、オフライン上の模倣品取り締まりに関し、自治体と協力して模倣品の販売業者に対して是正勧告を出し、知的財産権保護担当警察、自治体の取り締まり公務員のスキルアップ教育を実施するなど、知的財産権侵害取り締まりのための協力体系を構築・運営している。

文化体育観光部と韓国著作権保護院は違法コピー品申告制度を運営し、誰でもオン・オフライン上の違法コピー品を申告することができるようにする。オンライン上の違法コピー品に対しては著作権保護審議委員会を経て該当オンラインサービスプロバイダーに是正勧告を出す。特に、海外著作権侵害サイトに対しては審議を行い、放送通信審議委員会に当該サイトへのアクセス遮断を要請する。オフライン上の違法コピー品に対しては現場での取り締まりを実施している。

¹¹⁵ 期間中、検察認知115件、181人（拘束40件、52人）である。

[図 4-5-1] オンライン・オフライン上の知的財産侵害取り締まり体系



* 出処：韓国知識財産保護院、韓国著作権保護院の内部資料を基に再構成

関税庁は文化体育観光部、警察庁などと連携し、知的財産権侵害品の搬入及び流通を遮断し取り締まった。これにより、韓国に輸入された侵害品のうち、偽造バッテリー602,042点（10億ウォン相当）、有名ブランドの衣類模倣品9万点（110億ウォン相当）、有名ブランドのキャラクターを模倣した携帯電話ケース300点、偽造バイアグラ180万点、腕時計の模倣品17,000点などが摘発された。

ロ) 国際標準対応体系構築のための協力

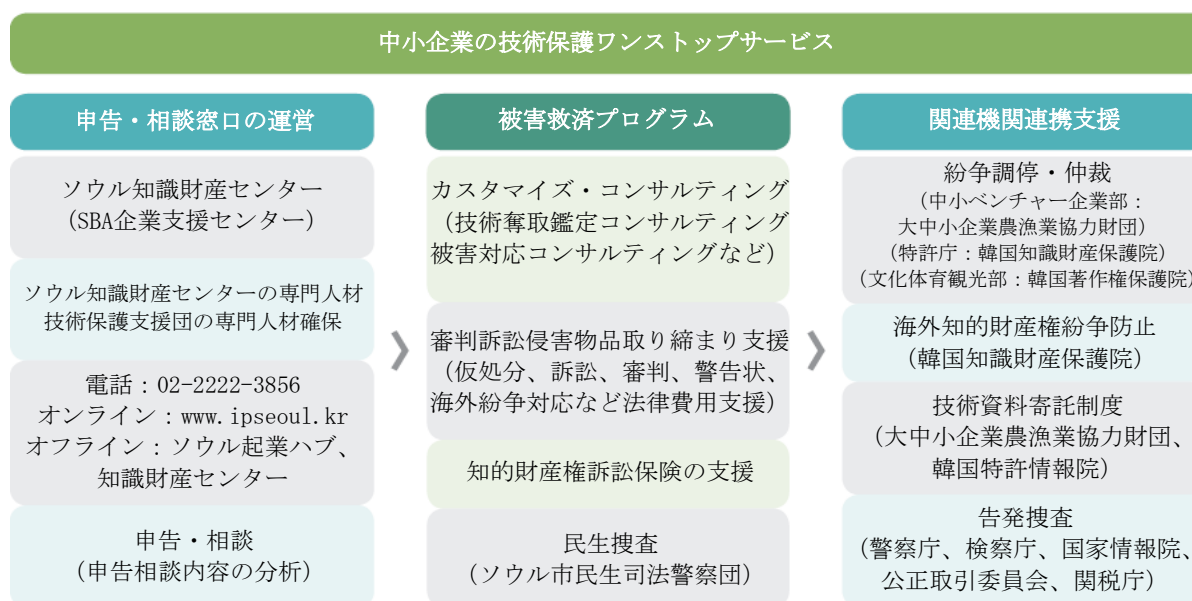
2019年6月20日には関係部処が合同して第四次産業革命時代における国際標準化先取り戦略を議論し、国際標準開発の全段階にかけて政府と、企業、学界、研究所間の協力を強化するための方策について議論した。科学技術情報通信部、産業部が運営している国際標準対応委員会と連携してブロックチェーンなど対応に迫られている分野を中心に、いち早い特許戦略を策定するために部処横断的な国際標準共同対応体系を運営した。国際標準対応委員会と特許庁が共同で標準特許対象品目を導出し、国際標準化（標準技術力向上事業）及び特許出願（標準特許創出事業）を同時支援した。2019年には印刷電子、自動車、バイオなど9件の標準特許を支援し、科学技術情報通信部はICT分野の公式及び事実標準化国際機構で主導権を確保するために国内の専門家が国際標準化機構の議長団に進出できるように支援し、標準技術情報提供及び関連教育を実施し、国際標準専門家を育成するために取り組んだ。

ハ) 営業秘密保護及び技術奪取事件処理への協力

(1) 中小企業の営業秘密保護強化のための協力

特許庁は関係部処と協力し、中小企業などの営業秘密流出防止のための管理体系の構築を支援した。その他、ソウル特別市は中小企業の技術保護のためのワンストップ サービスを提供しており、中小ベンチャー企業部、文化体育観光部、公正取引委員会、特許庁、警察庁、大・中小企業・農漁業協力財団など技術保護関連機関と連携して支援事業を遂行する。

【図4-5-2】ソウル特別市による中小企業の技術保護段階別支援体系



* 出処：ソウル特別市

京畿道は中小企業の技術流出、又は技術奪取などに対する相談のために、技術保護デスクを常時運営しており、刑事的・行政的措置のために産業財産特別司法警察、国家情報院京畿支部、京畿南部北部警察庁、中小ベンチャー企業部、技術保証基金などの関連機関と協力体系を構築した。2019年には技術保護デスクに寄せられた相談74件のうち18件に対して関連機関と協調した。

(2) 技術奪取の被害立証負担軽減及び侵害行為の処罰強化のための協力

中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会は協業し、中小企業の法的権利を強化するために各部処所管の法改正に努力した。技術奪取侵害の疑いがある者が自社の技術は被害を被った企業の技術と関係ないことを解明するようにする内容に立証の責任を切り替え、技術奪取に対する懲罰的損害賠償を強化する法改正が各部処で行われている。

[表4-5-3]技術保護関連法律の立証責任転換の導入状況

立法課題	所管部処	推進状況
共生協法力法	中小ベンチャー企業部	2018年11月発議→法司委審議
特許法	特許庁	2019年1月改正→2019年7月施行
不正競争防止法		改正推進予定
産業技術保護法	産業通商部	改正推進予定

*出処：中小ベンチャー企業部

[表4-5-4]技術保護関連法律の懲罰的損害賠償規定の導入状況

立法課題	所管部処	従来	改正案	推進状況
共生協法力法	中小ベンチャー企業部	損害額	3倍	2018年11月発議→法司委審議
特許法	特許庁		3倍	2019年1月改正→2019年7月施行
不正競争防止法			3倍	2019年1月改正→2019年7月施行
産業技術保護法	産業通商資源部	×	3倍	2019年8月改正→2020年2月施行
下請法	公正取引委員会	3倍	10倍	2018年8月発議→常任委審議

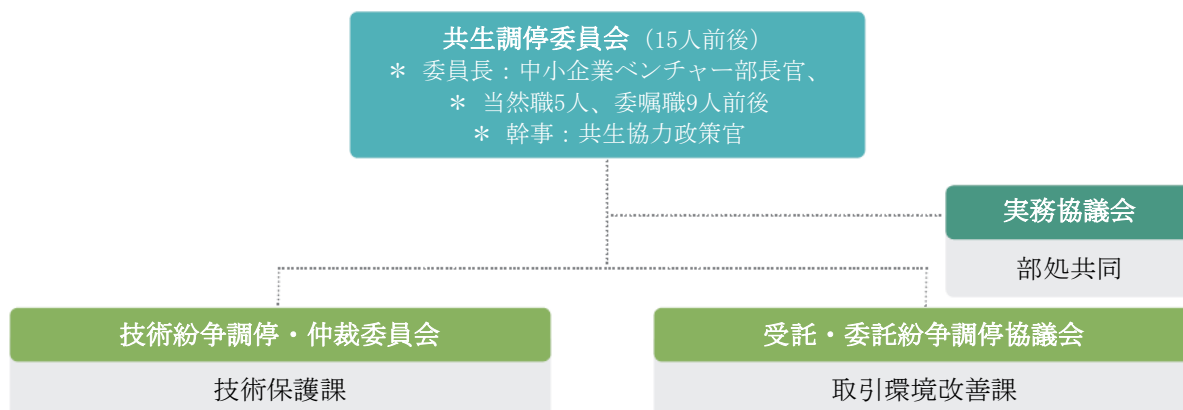
(3) 関係部処の協力による中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備

技術奪取事件が発生した場合、検察庁・警察庁などの捜査機関と中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁など関係部処が協力し、被害規模がより拡大しないように速に対応している。

部処横断的に技術奪取による被害を受けた中小企業を救済するために、中小ベンチャー企業部は長官及び関係部処の室長・局長レベルで「技術奪取根絶TF」を構成し、各部処は所管事件の処理後、結果を共有するなど部処横断的な協力体系を構築した。

中小ベンチャー企業部は2019年5月に大・中小企業・農漁業協力財団及び大検察庁と初めてMOUを締結した。同年6月には技術奪取根絶TFを拡大し、技術侵害事件の迅速な調停・仲裁のための官民合同機関である「共生調停委員会」を新設した。共生調停委員会は中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、大検察庁、警察庁、特許庁など関係部処だけでなく、大・中小企業・農漁業協力財団などとともに事件処理及び政策を推進し、部処横断的な官民合同委員会を運営して法・制度についての議論も進めた。

[図4-5-3] 共生調停委員会の推進体系



* 出処：中小ベンチャー企業部

さらに、特許庁は技術専門性を保有する庁内の技術判断専門機構である不正競争調査団の新設のための組織及び人材確保を推進しており、公正取引委員会、中小ベンチャー企業部、警察庁などで受理した事件の技術判断が難しい場合は協業して技術判断を支援している。2019年1月には産業部、法務部と合同で技術流出に伴う国富流出防止のために「産業技術流出根絶対策」を発表し、その履行及び制度化のために同年7月、営業秘密要件緩和及び営業秘密行為を拡大する内容に改正された不正競争防止法を施行した。

法務部は大検察庁の技術流出犯罪支援センターを中心に国家情報院、韓国産業技術保護協会、特許情報院、ベンチャー企業協会など関連機関と緊密に協業し、犯罪謀報の受理段階から迅速かつ効率的に対応している。また、セミナーなどを開催して専門知識を共有するとともに、技術流出犯罪に対する処罰強化に向けて法令の改正を推進している。

[図4-5-4] 産業技術流出根絶対策

4大分野	20の実践課題	
重要産業技術 管理体系の強化	1 技術奪取型企業買収動き遮断	(産業部)
	2 政府部処・公共機関が保有する国家中核技術管理強化	(産業部)
	3 新産業分野の国家中核技術の拡大管理	(産業部)
	4 営業秘密犯罪の構成要件緩和	(特許庁)
	5 重要産業技術保有企業へのコンサルティング・資金支援強化	(産業部)
	6 国家中核技術の輸出手続き改善	(産業部)
産業技術侵害行為 処罰強化	1 国家中核技術、営業秘密流出の処罰基準強化	(産業部、特許庁)
	2 技術流出事件裁判所の量刑基準強化	(法務部)
	3 懲罰的損害賠償制度の導入	(産業部、特許庁)
	4 犯罪収益還収対象に新規追加	(法務部)
裁判関連 不合理な制度改善	1 重要事件の捜査検事による直接公訴維持	(法務部)
	2 被害企業の技術流出立証の責任緩和	(産業部)
	3 裁判過程上の技術流出可能性の防止	(産業部)
効果的な業務推進体系 構築	1 技術流出事件の金融取引情報活用の根拠追加	(法務部)
	2 技術流出調査職務遂行根拠の強化	(産業部)

3	検察・警察の捜査結果発表時、国家情報院の協力表示	(法務部)
4	特許庁特別司法警察の業務権限拡大	(特許庁)
5	技術保護担当組織の拡大	(産業部)
6	外国人投資委員会の委員拡大	(産業部)
7	申告報奨金制度の改善	(産業部)

出処：産業通商資源部

ニ) 植物新品種など保護のための協力

遺伝資源、伝統的知識及び伝統文化表現物を知的財産権の観点から保護するための規範形成に関する議論が世界知的所有権機関（WIPO）で始まった。2000年9月にWIPO加盟国総会で遺伝資源、伝統的知識などに対する政府間委員会（IGC¹¹⁶）が設置され、2001年の第1次政府間委員会開催以来、2019年12月時点で第40次まで開かれた。特許庁、文化体育観光部などは持続的に同委員会に参加して各国の立場を点検し、国の利益が反映されるよう、関連議題に対応している。

(1) ゴールデンシードプロジェクト推進

グローバル種子強国としての飛躍及び種子産業の基盤構築のために農林畜産食品部、海洋水産部、農村振興庁、山林庁は共同で国家戦略型種子R&D事業である「ゴールデンシードプロジェクト（GSP¹¹⁷）を推進している。

[表4-5-5] ゴールデンシードプロジェクト推進戦略

推進戦略	
・	産学研官の国家的な力量を結集
・	民間企業主導の種子開発及び輸出強化
・	目標市場を開拓するための輸出戦略型R&D統合支援
→	グローバル市場開拓戦略品目：唐辛子、ハクサイ、ダイコン、スイカ、ヒラメ、ハタ科、アワビ、稲、ジャガイモ、とうもろこし
→	品種保護戦略品目：キャベツ、タマネギ、トマト、キノコ、ユリ、ミカン、パプリカ、海苔、豚、鶏

主要事業内容はグローバル市場開拓型種子・種畜、品種保護戦略種子・種畜を開発するための5つの事業団を支援し、20以上の輸出戦略種子・種畜を開発することである。

[表4-5-6] 輸出戦略種子

区分	輸出戦略種子・種畜
野菜種子事業団	唐辛子、ハクサイ、ダイコン、スイカ、パプリカ
園芸種子事業団	キャベツ、タマネギ、トマト、キノコ、ユリ、ミカン
水産種子事業団	ヒラメ、ハタ科、アワビ、海苔
食糧種子事業団	稲、ジャガイモ、とうもろこし
種畜事業団	豚、鶏

¹¹⁶ Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

¹¹⁷ Golden Seed Project

事業期間は2012年から2021年まで（1段階事業：2013年～2016年、2段階事業：2017年～2021年）で、政府投資3,985億ウォンを含め総事業費4,911億ウォンが投じられている。開発された種豚と地鶏はFAO DAD-ISに毎年登録している。

（2）品種保護制度運営機関間の協力

農林畜産食品部は品種保護制度機関の審査官による合同審議会を4月に木浦、11月に済州で開催し、国立種子院（農作物）-国立山林品種管理センター（山林）-水産植物新品種管理センター（水産）間の審査協力体系を維持して機関間の審査基準の調和を模索した。また、機関間の業務協力で月に1回、品種保護公報を発刊するなど広報を推進している。2019年には品種保護制度の基盤強化のために「審査官合同審議会の運用要領」、「種子試料提出基準」、「品種保護出願品種審査要領」、「品種名称の出願・審査要領」の4件の改正も進めた。

農林畜産食品部及び海洋水産部は品種保護権侵害対応及び種子紛争解決支援のための品種確認マーカー開発を推進し、出願品種の遺伝情報分析及び遺伝子DBを構築している。特に、農林畜産食品部は特別司法警察を通じて違法種子流通取り締まりを実施し、山林庁の種子紛争調停協議会を利用して山林分野の品種保護権に対する紛争に対応している。

自治体でも国際社会の新品種に対する知的所有権の強化に合わせ、地域の特性を考慮した高付加価値の新品種育成及び普及に努力している。全羅南道は国内外で競争力のある稲、豆果、特薬用（キノコなど）、園芸（タマネギ、イチゴ、唐辛子、バラ、あじさいなど）、茶の木、亜熱帯果樹（キウイフルーツ、琵琶、ザクロなど）品目に対して新品種を開発し、普及・利用促進に努力し、全羅北道はパプリカ、スイカなど新品種育成及び高品質の技術開発に努力している。

京畿道は2018年、京畿道特別司法警察の職務に不良種子と品種の捜査権を入れ、コピー品種の流通を防止するために努力した。2019年には8月19日から9月18日まで華城、平沢など京畿南部地域で違法・不良種子の流通業者に対する捜査を実施し、4カ所で9種の違反行為を摘発した。忠清南道は未来農業環境の変化により、種子産業を3つの農業ノンイノベーションの成長エンジンとして認識し、競争力のある園芸作物の新品種を開発し、消費トレンドの変化に合わせた機能性が強化された特用作物の新品種開発などを推進している。済州特別自治道も済州地域の生物資源主権確保及び持続可能な利用に対する研究基盤構築のために道内の生物資源を収集し、済州生物資源情報を構築した。

（3）国家生物種目録の構築及び実務委員会の運営

1992年の生物多様性条約締結及び2014年の名古屋議定書発効などにより、朝鮮半島に生息する生物資源の目録を作成し、それに対する証拠を確保することで国家生物主権を強化し、利用・管理基盤を構築するために、環境部をはじめ関係部処は国家生物種目録の実務委員会の運営を活性化し、部処間の国家生物種目録情報、修正及び補完事項など情報共有体系を構築した¹¹⁸。2019年には国家生物種目録を累積52,628種を構築し、確証標本33,809種の情報を確保して韓国自生生物の国際的な権利確保の根拠資料として活用できるようにした。

¹¹⁸ 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第10条（国家生物種目録の構築）

(4) 部処合同ABS法律支援団の発足

2019年4月3日に遺伝資源情報管理センター及び5つの関連部処が合同して遺伝資源のアクセス・利用及び利益配分（ABS¹¹⁹）に対する法律支援団を発足し、共同業務提携を締結した。これは、名古屋議定書が国内で発効し、2017年8月に遺伝資源法が施行されたことを受け、遺伝資源の利益配分に関する相談の需要が増加し、これに対する法律対応が必要になったため行われた。同支援団は韓国企業を対象に海外法令及び規制要件の履行、特許など知的財産権保護、利益配分交渉などコンサルティング及び相談を支援する予定であり、定期的にワークショップを開催して最新の動向及び争点を共有し、対応策についても議論する。

また、環境部など遺伝資源法の関係部処は遺伝資源などのアクセス・利用及び利益配分の必要事項について議論するために協議会を2回開催し、実務的な検討のために実務作業班を5回運営した。2019年6月9日に韓国ABSフォーラムを開催し、ABSの最新動向及び主なイシューに対する専門家の議論及び産業界の意見を取りまとめた。

3) 知的財産保護のための官民協力拡大

知的財産保護のための官民協力活動も活発に展開している。特許庁と韓国知識財産保護院は模倣品流通に対する官民共同対応及び企業参加に伴う効果的な対応のために現在まで79の政府・関連機関、オンライン事業者、商標権者などと官民協力機構である模倣品流通防止協議会を構成・運営している。

関税庁は（社）貿易関連知的財産権保護協会などの民間団体と知的財産権侵害品の輸出入に対する取り締まり協力体系を構築し、取り締まりの実効性を高めている。関税庁は通関段階で知的財産権侵害品の輸出入を効果的に防止するために権利者が事前に税関に権利保護を申告するようにしているが、同協会はこのような知的財産権の税関申告業務を担当して処理し、申告された知的財産権情報を関税庁電子システムを通じて税関と共有して通関段階での迅速な知的財産権侵害取り締まり活動を支援している。

また、同協会に所属する民間専門家を仁川空港国際郵便税関に派遣し、海外に輸出される国際郵便物の知的財産権侵害品を年中、集中的に取り締まりしている。その結果、2019年度には海外に搬出する国際郵便物のうち61件を摘発した。

[表4-5-7]直近5年間の海外搬出国際郵便物に対する模倣品取り締まりの状況 [単位：件]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
選別件数	11,776	12,732	12,121	11,276	7,050
摘発件数	251	158	166	100	61
摘発数量	4,765	3,119	1,675	1,926	257

* 出处：関税庁

¹¹⁹ Access and Benefit Sharing

文化体育観光部はオンライン上の違法コピー品流通に対する迅速な対応のために権利者、韓国著作権保護院、インターネットサービス事業者間の官民協力をにより、「権利者の保護要請に伴う侵害事実通知手続き¹²⁰」及び「オンライン保護要請システム」を運営している。

2019年に受理した「権利者の保護要請に伴う侵害事実通知」件数は、前年比8,592件増（2018年の38,016件）の46,608件であり、「オンライン保護要請著作物」件数も12,756件から15,052件に拡大した。

[表4-5-8]直近3年間のオンライン保護要請著作物の状況¹²¹

[単位：件]

区分	音楽	映像	出版	ゲーム	漫画	写真	図	計
2017	5,078	46	54	—	141	—	—	5,319
2018	9,669	2,756	235	—	91	1	4	12,756
2019	10,991	3,534	423	12	91	1	—	15,052

* 出処：文化体育観光部

また、2018年からはアクセスが遮断されたサイトはグーグルで検索されないように検索制限措置を要請し、2019年には検索制限要請の範囲を国内のポータル事業者にまで拡大し、797のサイトに対する検索を遮断した。

特に、韓国著作権保護院は韓国インターネット企業協会、韓国ウェブトゥーン産業協会、韓国コピー伝送著作権協会、国際著作権管理団体連盟、ワーナー・ブラザーズ、米国ゲーム産業協会などの協力機関と業務提携（MOU）を締結し、2019年度には韓国キャラクター文化産業協会、中央大学、崇実大学、全北大学とMOUを締結して効率性を高めた。

環境部は国家生物種目録管理機関の存在感を高めるとともに、官民協業で専門性を向上させるために生物関連の韓国の8つの学会に参加し、国家生物種目録集を共同で発刊・配布した。その他、名古屋議定書の発効に伴う生物資源の利用に対する国際的規制強化に共同対応するために環境部はバイオ産業界を代表する韓国バイオ協会、大韓化粧品協会、韓国健康機能食品協会、韓国医薬品輸出入協会、韓国製薬バイオ協会の5つの協会から協議会を構成した。この協議会から産業界の意見を取りまとめ、政府の支援施策に反映している。

[表4-5-9]2019年のバイオ産業協議会の活動

区分	主要内容
1次協議会（2018.04）	協議会発足及び運営策議論
2次協議会（2018.07）	産業別のあいる事項・建議事項、DSI及び特許出処の開示に対する産業界の立場について議論
3次協議会（2018.11）	DSI適用、特許出処の開示に対する5つの協会の立場について議論・表明 * 「DSI名古屋議定書の適用反対」国際共同声明書に参加
4次協議会（2019.05）	POST-2020グローバル生物多様性のフレームワーク及びABSマニュアルの構成などについて議論
5次協議会及び共同セミナー（2019.08）	DSI関連の国際動向及びABS例示契約書、実務マニュアル関連について議論、「バイオ産業界国内外の動向及び名古屋議定書の影響」関連の共同セミナーを開催

* 出処：国立生物資源館遺伝資源情報管理センター

¹²⁰ 法的義務がない自主的な措置である。2019年時点、官民協力対応プログラムには51のオンラインサービスプロバイダーが参加している。

¹²¹ オンライン保護要請著作物状況は年間累積で算出する。

2. 国際協力体系

1) 産業財産権

イ) グローバルIP対応力強化のための国際協力強化

特許庁は世界の産業財産権出願の80%以上を占める米国、欧州、中国、日本とともに、特許、商標、デザイン分野で五庁の協議体を構成し、韓国企業にフレンドリーなグローバル産業財産権規範を構築するために努力している。特許分野では、IP5（Intellectual Property5）を構成し、10大基盤課題及び各種協力事業を通じた審査協力、制度調和などのために努力している。2019年には米国特許商標庁及び中国国家知識産権局と施行している特許共同審査（CSP¹²²）を英国など出願規模が大きい国を対象に持続的に拡大しており、2018年7月からIP5間で施行しているPCT協力審査（CS&E¹²³）関連の電算システム、協力方式など、実務的運営体系の改善について議論した。また、韓国企業の迅速な海外特許取得を支援し、審査品質を向上させるために2019年1月1日にユーラシア特許庁（EAPO）、1月6日にペルー、6月1日にベトナム、7月1日にサウジアラビアなどと特許審査ハイウェイ（PPH¹²⁴）施行を拡大して推進した。また、2019年にはIP5の議長国として五庁の庁長（長官）・次長（特許技監）会議を活用し、IP協力の実効性を高めるなど特許制度の国際的調和及び人的交流を活性化するために努力した。

科学技術情報通信部は5Gなど韓国が主導する技術を国際標準に反映するために、北東アジアの日中韓3カ国の協力に取り組んだ。日中韓IT標準協力会議（CJK）で5Gを含め、無線電力伝送、情報保護、知能型ネットワークなど主要懸案に対する国際協力策について議論し、共有国際標準化機構の議長団排出及び育成を通じてグローバル市場を先取りするための基盤を提供し、国際標準化機構で韓国の影響力を拡大しようとした。

ロ) IP国際機構の誘致及びグローバルIPイニシアチブの主導

2019年3月には韓国へのWIPO地域事務所誘致戦略、同年4月には国際機構人材進出拡大策を策定することで、WIPOの主要懸案に対する戦略的対応策を講じた。6月にはWIPO事務総長の訪韓を推進し、国務総理、大法院長など高官との面談を成功させ、大韓弁理士会と共同で「WIPO進出説明会」を開催し、7月にはWIPO-大韓弁理士会と協力して韓国では初めて「WIPO国際出願総合説明会（WIPO Roving Seminar）」を大田とソウルで開催し、国際機構との協力関係を強化するために努力した。

2019年9月にWIPO加盟国総会、同年3月6日には遺伝資源・伝統的知識に関する政府間委員会（IGC）、5月7日には事業予算委員会（PBC）、11日には開発委員会（CDIP）、9月には執行諮問委員会（ACE）など主要会議に参加し、国益の最大化のための基盤を固めた。

¹²² 両国に同一の発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有し、審査結果の正確性及び一貫性を高める制度を意味する。2015年9月から米国とともに施行している。

¹²³ Collaborative Search & Examination：1つの特許庁が単独でPCT国際調査を行わず、五庁が検討・意見交換して行うことを意味する。

¹²⁴ Patent Prosecution Highway：第1国で特許可能だという審査結果を受けた場合、第2国にその結果を提出し、優先審査を申請できる制度を意味する。2019年時点、33カ国が施行している。

[表4-5-10]直近2年間の知的財産権に関する多国間通商交渉の分析及び対応回数¹²⁵

年度	2018	2019
回数	39	55

* 出処：特許庁

ハ) 開発途上国へのIP行政サービス支援拡大

特許庁は韓国企業が知的財産権を取得しようとする国の多角化を受け、韓国企業の進出が拡大する新興国、開発途上国を対象に韓国のIP行政サービスを普及し、知的財産権強化を支援することで韓国企業に対する友好的環境を構築し、国の品格を高めるために努力した。特に、ASEAN諸国を対象に知的財産コンサルティング支援や教育を実施し、韓国の経済発展共有事業（KSP¹²⁶）といった新南方国を対象とする知的財産の先進化事業を推進し、第2回「ASEAN+1」特許庁長官会合を韓国で開催するなど、ASEAN+1の協力を強化し、現地に進出する韓国企業に友好的な保護環境を構築するために努力した。

サウジアラビアでは2019年1月、韓国特許庁-サウジ知的財産権庁間のAction Planを策定し、3月には長官会合、6月には大統領が臨席してMOUを締結し、総額600万ドル規模の行政サービス輸出契約を達成し、11人の専門家を現地に派遣した。また、アラブ首長国連邦（UAE）では同年2月と6月に長官会合を開き、MOUを締結して審査代行の規模及び範囲を拡大し、情報システム開発、現地審査官のスキルアップ事業を進めた。特に、事業にかかる費用をすべてUAE政府が負担した。特許行政情報システム輸出による総額は2014年～2019年で1,500万ドルとなった。2019年にはMOUを締結して審査代行の範囲を中間書類に拡大し、審査量の制限を撤廃して事業の持続可能性を向上した。イランでは韓国の経済発展共有事業を展開して知的財産権制度を先進化するコンサルティングを提供した。カンボジアには知的財産権コンサルティングを提供し、知的財産の政府開発援助（IP ODA¹²⁷）形式の行政サービスを普及した。また、特許自動認定協力を締結して韓国企業の国内特許が現地で審査なしに自動で効力が認められることに合意した。

ニ) 知的財産権水際対策拡大のための国際協力強化

関税庁は韓流ブランドに関わる知的財産権申告マニュアルを製作し、中国、東南アジア主要国の税関職員を対象に正規品・模倣品を見分ける識別セミナーを開催して取り締まり活動を支援した。日中韓3カ国関税局長・長官会議、知的財産権実務者会議を開催し、知的財産権保護活性化策などについて情報交流を行うなど、知的財産権の水際対策を拡大するための協力を強化した。

また、知的財産権侵害品が1件当たり100個を越える場合と医薬品、タバコ、食品、自動車部品など国民の健康・安全に影響を及ぼす物品の場合、侵害を摘発した情報を日本税関と共有し、取り締まりに活用している。

特許庁は海外の商標ブローカーによる無断先取りへの対応を強化するために、中国・ベトナム地域での被害防止モニタリング及び主な商標ブローカーへの調査を実施した。その結果を対応

¹²⁵ WIPO、FTA、APECなど知的財産権に関わる多国間通商での交渉に対応した回数、動向分析及び戦略策定の件数を意味する。

¹²⁶ Knowledge Sharing Program

¹²⁷ IP Official Development Assistance

資料として活用し、侵害対応策を現地進出企業と共有し、現地の電子商取引業者と協力して模倣品流通を遮断した。

外交部は特許庁、大検察庁などと協力し、韓国製品の模倣品製作会社に対応するための部処横断的なTFを構成した。韓-UAEの高官レベルの二国間会議を契機に、在アラブ首長国連邦韓国大使館に韓国製品の模倣品製作会社に対する取り締まりを要請したり、中国の外交部と市場監督管理総局と会議を開催して韓国製品の模倣品製作会社への対応について議論するなど、韓国企業の知的財産権保護のために対外活動を推進した。

マ) 韓流に便乗する企業に対応するための国内外協力

2019年2月に韓流に便乗する企業（以下、韓流便乗企業）に対応するために特許庁、産業部、外交部、検察など9部処は合同TFを構成した。対内的には国家別の実態調査、取り締まり要請など現地対応を推進し、対外的には公務員招請研修を活用して海外知的財産権執行公務員を国内に招請し、韓流便乗企業の営業活動に対する問題を提起するなど、外交的な協力活動を展開するために努力した。特に、外交部と特許庁は外国政府と協力し、海外の消費者に韓国企業だと誤認させる韓流便乗企業に対する大々的な取り締まりを誘導し、タイの税関がARCOVAに対する取り締まりを進め、約30品目から約18,000点の物品（約8,000千万ウォン相当）を押収する成果をあげた。また、韓流便乗企業が韓国企業に偽装する根拠を遮断するために大検察庁と協力して韓国に設立した法人を解散させた。MUMUSO、iLahuiの場合、2019年9月に韓国裁判所の解散決定により、その後生産された製品から韓国法人と住所表記が消えた。

特許庁は外交部と協力して2019年6月にベトナムでアセアン地域13の公館が参加するIP担当者会議を開催し、在外公館の知的財産権に対する認識向上を図った。KOTRAとも貿易館職員を対象に地域別ワークショップを3回開催して知的財産権制度に関する教育を実施し、各種支援事業について案内した。

2) 著作権

イ) 二国間協力

文化体育観光部は韓国のコンテンツの合法的な輸出・流通の支援、海外での効果的な著作権保護のために主要貿易国と相互協力体系を構築している。その一環として中国、日本、ベトナム、タイ、フィリピン、マラウイ、パラグアイ、モンゴルなどと韓国コンテンツの著作権保護などに関するMOUを締結し、これに関連する政府間会談を定期的に開催した。

また、韓国著作権委員会とともに毎年著作権フォーラムを開催し、韓流が進出している主要国との協力も強化している。特に、2019年6月に15回を迎えた「中韓著作権フォーラム」、12月に11回を迎えた「日韓著作権フォーラム」はアジア地域における著作権イシューを先導する行事として位置付けられた。2008年の韓泰著作権フォーラムを皮切りに、2010年にはベトナム、2011年にはフィリピンまで拡大し、毎年韓国・東南アジア諸国間の著作権フォーラムを開催してきた。2019年7月には参加国の意見により、3カ国を招請して「韓・東南アジアの著作権フォーラム」を開催し、アジア4カ国の著作権当局間の協力策を模索した。このような努力で2019年には中国とタイ、フィリピン、ベトナムの現地司法機関と協調体系を構築して韓国の著作物の違法コピー品に共同対応することができるようになった。

ロ) 多国間協力

文化体育観光部は2006年から毎年WIPOに信託基金を供与し、多様な協力事業を推進することで韓国のコンテンツが開発途上国で保護される環境を構築している。文化体育観光部は基金事業の一つとして2007年から毎年、主な開発途上国の著作権政策担当者を招請して研修を実施している。研修で参加国の著作権強化につながるような韓国の著作権法・制度について学習する。韓国の著作権分野の成功が著作権法の先進化と政府の強力な保護政策に基づいたものだという事実が著作権の後発国に知らされ、韓国での研修を希望する参加国も増えている。2019年の第13回行事にはアジア・太平洋地域、中南米及びアフリカ18ヵ国から著作権分野の政策担当者18人が参加した。

これとともに、2012年から世界の著作権執行担当者を対象に著作権保護執行に特化した深化プログラムを提供する国際著作権保護人材ワークショップ¹²⁸を開催している。文化体育観光部とWIPOが主催し、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院、世界貿易機関（WTO）が主管するこのワークショップは2019年には3月に開催され、国際著作権の執行や協力策、民事・刑事の対応措置に関連する法制などについての議論が行われた。ブラジル、中国、コロンビア、インド、インドネシア、シンガポール、スーダン、ウガンダ、ウクライナの9ヵ国及び1つの国際機構¹²⁹から17人の著作権執行担当者が参加し、各国の経験と事例を共有した。

また、2011年から毎年国際著作権技術カンファレンス（ICOTEC¹³⁰）を開催している。このカンファレンスは文化体育観光部が主催し、世界知的所有権機関（WIPO）と国家知識財産委員会が協力し、韓国著作権委員会と韓国著作権保護院が共同主管する。著作権の技術に対する国際的交流の場を設け、韓国の著作権技術分野の競争力を向上するために開催している。2019年11月には「5Gコンテンツと著作権の新しい開始!（5G era : A new beginning for contents and copyrights）」と題して開かれ、ブロックチェーン技術を基盤とする音楽製作の未来、5Gがオンラインエンターテインメント提供者に及ぼす影響などに対する多様な議論が交わされた。

放送、映画、音楽、漫画などコンテンツ業界と協会、団体など15の会員会社を置く著作権海外振興協会（COA）は国内外の著作権関連機関、民間権利者団体及び流通プラットフォームと積極的に交流し、著作権侵害に対応するグローバル協力体系を構築している。COAは設立の推進当時、参考モデルといえる米国映画協会（MPA）、日本のコンテンツ海外流通促進機構（CODA）と協力関係を締結した。

2017年12月、日本の東京で開かれた日韓著作権フォーラムで日本のCODAと正式にMOUを締結したことをはじめ、関連機関と緊密な対応協業を行った。2019年3月には「COA国際フォーラム」を開催し、第四次産業革命の時代におけるコンテンツの役割及びそれに伴う著作権保護政策の推進方向を模索した。8月には「2019国際放送（BCWW 2019）」に参加し、3泊4日間36ヵ国174社を対象に番組コンテンツ業界の動向と懸案を共有した。11月には日本のコンテンツ海外流通促進機構（CODA）-台湾内政部刑事警察局（CIB）の著作権関連国際交流セミナーに出席し、台湾での韓国コンテンツ侵害に関して対応協力を議論し、交流・協力の範囲を全方位に拡大するために努力した。

¹²⁸ WIPO-MCST Interregional Workshop on Copyright Enforcement

¹²⁹ アフリカ広域的財産機関（ARIPO）

¹³⁰ International Copyright Technology Conference

3) 植物新品種など

国際植物新品種保護連盟（UPOV¹³¹）は植物新品種の育成者の権利及び植物種子保証制度などを国際的に保護するために設立された国際機構で、韓国は2002年1月に加盟国に加入した。

農林畜産食品部と国立種子院はUPOVの加盟国と国際協力をし、海外出願の利便性向上のためのUPOV国際電子出願システム（UPOV PRISMA）の構築に参加した。UPOV PRISMAは一つの品種保護出願書類でUPOV加盟国の30の審査機関に多重、又は単独でオンライン出願することができる電子出願システムである¹³²。UPOVの発表によれば、2019年10月時点で出願件数は233件である。

[図4-5-5]UPOV国際電子出願システム体系



* 出処：農林畜産食品部

出願できる国は30の加盟国で、出願できる作物は国ごとに異なる。韓国に出願できる作物は5種で豆、サンチュ、リンゴ、バラ、ジャガイモである。UPOVウェブサイト（www.upov.int）で利用可能な言語中、ユーザーが選択した言語で出願書を作成し、一つの出願書で提出する品種保護審査国を選択すれば、該当審査国が要求する言語と書式に変換される。韓国語を支援する作物はリンゴ、東洋梨、西洋梨、ブドウ、菊、バラ、ジャガイモ、とうもろこし、大豆、イチゴ、サンチュの11種である。

[表4-5-11]PRISMAを利用して出願できる国及び植物種)

	国名	参加中	予定	対象作物
1	アフリカ知的財産機関 ¹³³	√		すべての植物の種・属
2	アルゼンチン	√		リンゴ、麦、ブラックラディッシュ、ダイコン、メキャベツ、カリフラワー、白菜、ブドウ、大豆、メロン、ジャガイモ、バラ、エシャロット、グレーエシャロット、ホウレンソウ、ピーマン、唐辛子、パプリカ、台木トマト、スイカ、ネギ、小麦、ナス、白いチコリー、ソラマメ、イチジク、パパイヤ、セージ、カラシナ、サトウキビ、木花
3	オーストラリア	√		すべての植物の種・属
4	ボリビア	√		すべての植物の種・属
5	カナダ	√		水生植物、バクテリア、真菌を除くすべての種・属
6	チリ	√		すべての植物の種・属
7	中国	√		サンチュ

¹³¹ International Union for the Protection of New Varieties of Plants

¹³² UPOVのウェブサイト（www.upov.int）でPRISMAメニューをクリックしたり、国立種子院のウェブサイト（www.seed.go.kr）で下段の「海外出願プリズマ」をクリックするとUPOVのウェブサイトにはアクセスできる。

¹³³ OAPI（17ヵ国）：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ

8	コロンビア	√		すべての植物の種・属
9	コスタリカ	√		すべての植物の種・属
10	ドミニカ共和国			すべての植物の種・属
11	エクアドル			すべての植物の種・属
12	欧州連合 ¹³⁴	√		食料作物を除くすべての植物の種・属
13	フランス・	√		すべての植物の種・属
14	ジョージア	√		とうもろこし、小麦、ソラ豆、インゲン豆、リンゴ、梨、麦、燕麦、ジャガイモ、チェリー、ラズベリー、トマト、桃、ハシバミ、ブラックベリー、大豆、ひまわり、クルミ、ブルーベリー、ひよこ豆、レンズ豆
15	ケニア	√		すべての植物の種・属
16	メキシコ	√		すべての植物の種・属
17	モロッコ		√	トマト、メロン、ジャガイモ、サンチュ、タマネギ
18	オランダ	√		すべての植物の種・属
19	ニュージーランド	√		すべての植物の種・属
20	ニカラグア		√	未定
21	ノルウェー	√		すべての植物の種・属
22	パラグアイ	√		大豆
23	ペルー		√	すべての植物の種・属
24	モルドバ	√		とうもろこし、小麦、エンドウ豆、麦、欧州スモモ、トマト、ブドウ、ピーマン、唐辛子、パプリカ、ひまわり、クルミ、リンゴ、サンチュ、ジャガイモ、バラ、大豆、燕麦、ライ麦、イチゴ、ブラックベリー
25	韓国	√		リンゴ、サンチュ、ジャガイモ、大豆、バラ
26	セルビア	√		リンゴ、バラ、ラズベリー、ブルーベリー
27	南アフリカ	√		すべての植物の種・属
28	スウェーデン	√		すべての植物の種・属
29	スイス	√		すべての植物の種・属
30	トリニダードトバゴ		√	アンズリウム、パイナップル、ヘルリコニア、蘭、ゴムの木、鳩豆、ブドウ、カカオ
31	チュニジア	√		すべての植物の種・属
32	トルコ	√		すべての植物の種・属
33	英国	√		すべての植物の種・属
34	米国	√		サンチュ、ジャガイモ、小麦を含む192種
35	ウルグアイ	√		すべての種・属
36	ウズベキスタン		√	未定
37	ベトナム	√		稲、とうもろこし、ピーナッツ、大豆、トマト、バラ、菊、スイカ、キュウリ、コールラビ、キャベツ、ジャガイモ、茶、木花、ブドウ

* 出処：国立種子院ウェブサイト (www.seed.go.kr)

¹³⁴ 欧州連合 (28カ国)：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国

遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から発生する利益の公正かつ公平な共有に関する名古屋議定書（The Nagoya Protocol on ABS¹³⁵ to the CBD）は生物多様性条約に対する補充協定として2010年10月29日に日本名古屋で開かれた第10次生物多様性条約締約国総会で採用され、2014年10月12日に発効された。韓国は2017年8月17日に締約国となり、2019年12月時点で121カ国（123カ国批准、92カ国署名）が同議定書に加入している。

2014年、名古屋議定書の国内発効により、国内での履行措置である「遺伝資源法」を2017年に制定し、2018年に本格施行した。これで国内の遺伝資源などにアクセスするためには5カ国の責任機関（環境部、農林畜産食品部、保健福祉部、海洋水産部、科学技術情報通信部）にアクセス申告をしなければならず、海外の遺伝資源にアクセスして国内で利用したい場合も国内の点検機関（5つの責任機関及び産業通商資源部）に手続き遵守申告をしなければならない。これを効率的に管理するために、2018年に名古屋議定書の専門担当機関である遺伝資源情報管理センターを設置し、一貫性のある申告業務処理のための関係部処統合申告システムを構築して運営している。

環境部は名古屋議定書の批准を受け、製品生産の主な原料となる海外生物遺伝資源の安定的確保が重要だと判断し、海外生物遺伝資源の確保及び持続可能な利用などのための海外生物資源共同研究を推進し、国際協力体系を構築するために努力した。タンザニア、ベトナム、ミャンマーのカチン州、コスレの4カ国及び地域など生物資源調査及び有用生物素材を確保し、海外生物資源共同研究などを通して4件の特許を出願し、タンザニア、ロシアなどと共同研究合意覚書（MOA）を締結した。特に、2019年11月には第1回韓・メコン首脳会議を開催し、重点事業として「韓・メコン生物多様性センター」の設立に合意した。

また、農林畜産食品部は海外生物資源を確保するために検疫本部と国際MOUを締結し、品種保護情報収集などのための国際交流を拡大した。品種保護に関連する国際動向を把握して韓国の山林植物に対する特性調査要領を作成し、出願品種栽培試験などに活用している。2019年5月にはUPOV野菜作物実務技術会議（TWV）を韓国で開催し、欧州連合など16カ国が参加した。その他、オランダのNaktuinbouw（栽培試験実施機関）と植物新品種保護分野の技術協力業務提携を締結し、同年12月にはバングラデシュ、カンボジア、中国、ミャンマー、マレーシアなど11カ国が参加したアジア種子産業の発展のための研修を実施した。

¹³⁵ Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization

第6節 海外における知的財産保護活動

海外における韓国企業などの知的財産を保護するために特許庁、文化体育観光部などの韓国政府は、海外の一部地域における産業財産権については海外知識財産センター（IP-DESK）、著作権については著作権海外事務所を運営しつつ、海外進出又は進出予定の企業を対象に法律支援サービスなどを提供しており、その件数は年々増加している。

その他、韓国知識財産保護院、韓国著作権委員会、韓国著作権保護院などの機関を通じ、海外における知的財産権侵害についてモニタリングを行い、アクセス遮断、掲示物の削除などの措置を積極的に取っており、モニタリング対象国や対象などを持続的に拡大している。それだけでなく、発生する可能性があるか、又は既に発生した海外知的財産紛争に対する防止及び対応コンサルティングについても積極的に支援している。

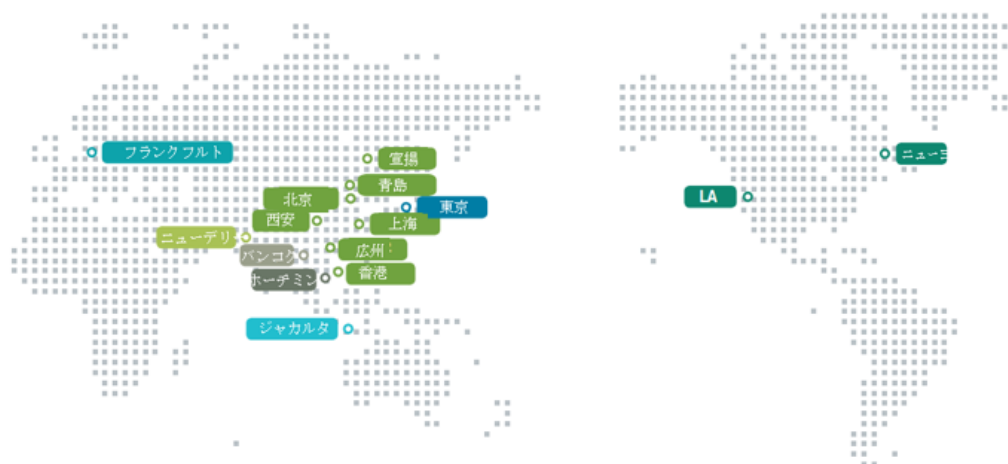
また、営業秘密、植物新品種などについては、海外現地に、これらを保護するためのセンターなどを別途に設置してはいないが、中小ベンチャー企業部は、産業通商資源部、警察庁などと共同で、海外進出の中小企業を対象に技術保護説明会及びコンサルティングなどを実施している。また、農林畜産資源部と国立種子院も韓国国内の育成品種の海外現地における適応性試験などを支援し、UPOVオンライン品種保護出願システムの利用説明会などを開催するなど、国内の育成品種の海外進出及び海外出願を活性化するために尽力している。

1. 産業財産権

1) 海外知識財産センター（IP-DESK）の運営

特許庁は2019年12月時点で、海外8カ国15カ所に海外知識財産センター（IP-DESK）を運営している。2019年3月には知的財産権保護支援インフラの強化に向けて香港にIP-DESKを開所した。また、2020年4月以降、フィリピンマニラでもIP-DESK業務を開始する予定である。

[図4-6-1] IP-DESKの設置状況



*出処：「2019 IP-DESK白書」（2020. 04）

IP-DESKが設置されている地域における商標・デザイン出願についての費用の支援、侵害・非侵害調査、行政取り締まり、侵害鑑定書など法律意見書の作成費用の一部を支援し、現地のIP出願手続き、侵害・非侵害の救済方法についての相談などを支援する。韓国において事業者登録がされており、現地国において事業の運営、又は運営予定中の中小・中堅企業がその対象となる。

[表4-6-1] IP-DESKにおける海外商標・デザイン出願の支援内容

区分		IP-DESKの所在国								
		中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	香港
支援 限度 (/件)	商標 限度	\$300	\$600	\$500	\$1,000	\$550	\$300	\$300	\$300	\$650
	デザイン 限度	\$300	\$1,000	\$500	\$600	\$550	\$600	\$200	\$300	\$650
支援割合		実際の出願費用に対し最大50%支援								
支援件数		申込み企業別年間8件（国の制限なし）								

* 出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

[表4-6-2] IP-DESKの侵害調査及び法律検討の支援内容

区分	IP-DESKの所在国								
	中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インドネシア	香港
支援内容	侵害調査、行政取り締まり、法律意見書（警告状、侵害鑑定書など）作成費用の一部を支援								
支援限度	\$ 10,000/件（非侵害実態調査など一部のみ実施時は\$ 6,000/件）								
支援割合	最大70%の支援（重複支援時には20%ずつ支援の割合を減らす）								
支援件数	申込み企業別に年間3件								

* 出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト（www.kotra.or.kr）

2019年にIP-DESKは、知的財産権に関する相談8,627件、商標・デザイン出願費用の支援1,286件、特許出願費用の支援43件及び知的財産権紛争対応38件を遂行し、知的財産権に関する説明会を58回、模倣品に関する説明会を6回開催した。

[表4-6-3] 直近5年間のIP-DESK事業実績状況

[単位：件、回]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
知的財産権の相談	5,992	6,841	6,613	7,590	8,527
商標・デザイン出願	692	1,114	972	1,727	1,286
特許出願	-	-	-	63	43
紛争対応	25	15	26	69	38
説明会の開催	52	55	63	14	58
模倣品の識別説明会	7	13	6	61	6
協力チャンネルの構築	163	190	74	104	116
情報提供	250	514	598	87	198

* 出処：「2019 IP-DESK白書」（2020.04）

2) 海外知的財産権紛争に関わる初動対応支援

IP-DESKが設置されていない国¹³⁶でも知的財産権紛争に対し、現地で迅速に初動対応できるよう、海外現地の知的財産権専門家による法律相談（紛争防止、紛争対応）の費用を支援し、非侵害実態調査及び行政取り締まりの費用を支援している。

[表4-6-4] IP-DESK未所在国別の海外商標・デザイン出願支援内容

区分	IP-DESKの未所在国										
	台湾	マレーシア	モンゴル	ミャンマー	シンガポール	カンボジア	オランダ	ロシア	スペイン	英国	
	イタリア	フランス	アラブ首長国連邦	イラン	カナダ	オーストラリア	メキシコ	ブラジル	アルゼンチン	エクアドル	
支援限度	出願支援	1件当たり \$ 1,500以内で商標・デザインの出願費用を50%支援									
	紛争相談	1件当たり \$ 3,000以内で警告状の受付など 知的財産紛争の発生による法律相談費用を最大70%支援 *IP-DESKの所在国は専門担当職員と諮問代理人による無料相談を提供									
支援件数	申込み企業別に年間4件（国別統合、出願・相談支援を統合）										

* 出処：大韓貿易投資振興公社ウェブサイト (www.kotra.or.kr)

2019年には計118件の法律諮問と計2件の侵害調査及び行政取り締まりの支援を実施した。

[表4-6-5] 2019年初動対応のための産業財産権別法律諮問の実績 [単位：件、ウォン]

区分		商標	デザイン	特許 (実用新案)	計	
諮問	紛争防止	支援件数	39	-	72	111
	紛争対応	支援件数	3	-	4	7
侵害調査/行政取り締まり		支援件数	1	-	-	1
計		支援件数	43	-	-	77

* 出処：大韓貿易投資振興公社

また、IP-DESKの未設置地域における知的財産に関する認識向上のため、2019年6月28日に東南アジア（ホーチミン）、北米（LA）、中南米（メキシコシティ）の貿易館の職員を対象に知的財産権教育を実施した。

¹³⁶ 台湾、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、シンガポール、カンボジア、オランダ、ロシア、スペイン、英国、イタリア、フランス、アラブ首長国連邦、イラン、カナダ、オーストラリア、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、エクアドルを含む29カ国が該当する。

3) K-ブランド保護基盤の構築

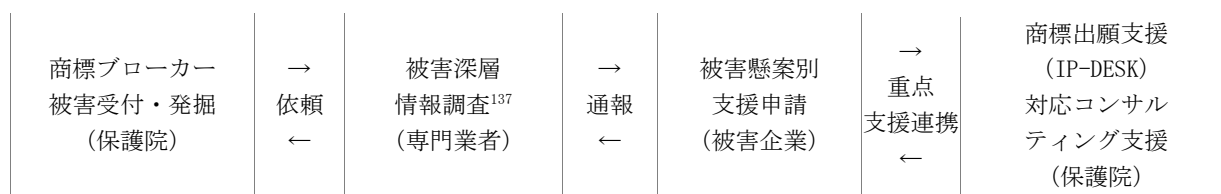
特許庁は中国、ASEAN地域において 中小・中堅企業の輸出（予定）K-ブランドと関わり、体系的な紛争対応支援体系を構築するため、韓国知識財産保護院を通じて「K-ブランド保護基盤の構築」事業を運営している。この事業は「海外商標ブローカーへの対応」と「海外電子商取引企業を対象にオンライン模倣品モニタリング及び代理申告」に分けられる。

イ) 海外商標ブローカーへの対応支援

韓国知的財産保護院は、中国及びベトナムにおいて毎月出願される商標のモニタリングを行い、無断先取りの疑いがある商標の状況について把握し、被害企業にその情報及び対応策を提供する「海外商標ブローカーによる無断先取りに対する早期警報体系」を運営している。

2019年からはその対象国を従来中国の他、韓国企業の輸出が活発なベトナムにまで拡大して運営した。中国では商標出願件数が多く、中国における無断先取りの疑いがある商標情報を被害企業に毎月提供しているのに対し、ベトナムにおいては出願された商標を調査し、年2回にわたり被害企業にその情報を提供している。

[図4-6-2]海外商標ブローカーへの対応手続き



* 出処：特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

中国では2019年の87商標ブローカーを含む、直近5年間の計268商標ブローカーが、韓国企業1,506社の商標約3,700件を無断で先取り登録し、韓国企業の被害額が約377億ウォンとなった。

[表4-6-6]直近5年間の中国で活動する商標ブローカーによる国内企業商標の無断先取り状況

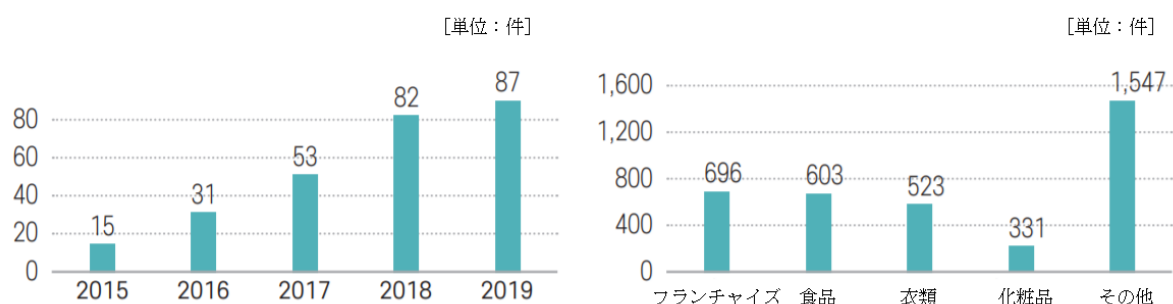
区分	2015	2016	2017	2018	2019	計
ブローカー (個)	15	31	53	82	87	268
被害企業	482	242	251	355	176	1,506
無断先取り (件)	826	406	588	1,142	738	3,700
被害額 ¹³⁸ (百万ウォン)	8,425	4,141	5,998	11,648	7,528	37,740

* 出処：韓国知識財産保護院

¹³⁷ 中国及びベトナム出願商標の調査と国内の出願・登録商標を比較・分析した後、無断盗用の事実を確認する。

¹³⁸ 被害額は中国の商標取引サイトに掲載された韓国企業のブランド販売価格を基準に「6万人民元 (=10,200千ウォン)」と仮定し推定した数値である (1人民元=170ウォン)。

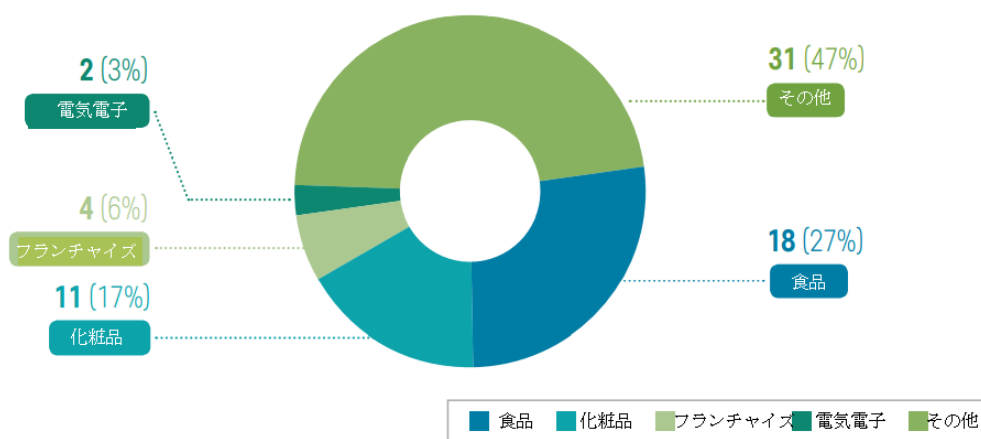
[図4-6-3]直近5年間の中国新規商標ブローカーの発掘及び商標ブローカーの無断先取り産業の被害状況



* 出処：韓国知識財産保護院

2018年7月から2019年9月まで、ベトナム知的財産局（IP-Vietnam）に出願された商標を調査した結果、多数の商標先取り出願人¹³⁹15人が、韓国企業33社の商標66件を無断で先取りするために出願や登録を受けた事実が明らかになった。

[図4-6-4]2019年のベトナムにおける多数の商標先取り出願人による無断先取り産業別の被害状況



* 出処：韓国知識財産保護院

韓国知識財産保護院は海外商標ブローカーによる被害事例が発生すれば、韓国企業に迅速に被害情報を知らせ、その類型が類似する業種、又は企業間の協議体を構成して段階別の法的対応戦略を策定し、被害企業が自社の権利を取り戻せるように支援している。

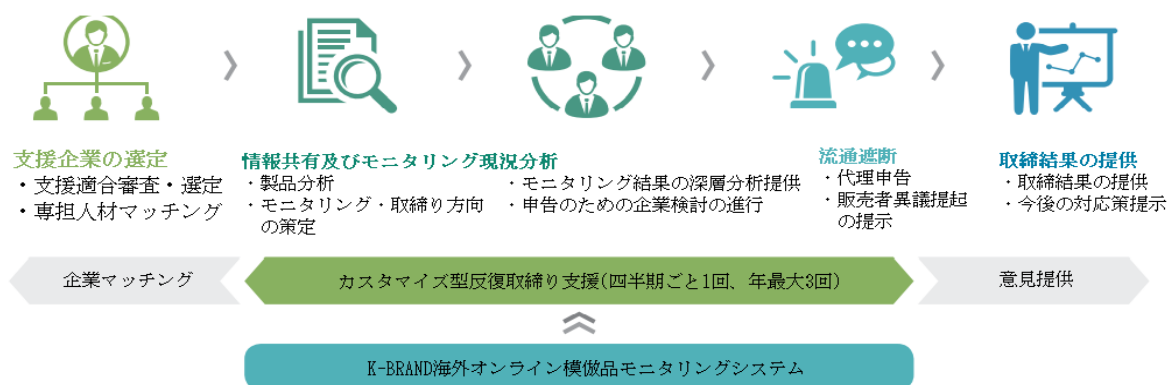
また、無断先取りの疑いがある商標状況及び被害発生時の段階別対応手続きなどに関する情報を被害企業に迅速に提供するため、知的財産保護総合ポータル（IP-NAVI）に海外商標ブローカー情報を掲載したウェブサイトを構築し運営している。

¹³⁹ ベトナムで韓国国内の商標を無断で多数先取りした出願人のことであり、経済的な利益を目的に無断で先取りした商標を譲渡や売買する行為が確認できなかったため、商標ブローカーという用語を使用しなかった。

ロ) 海外オープンマーケット対象のオンライン模倣品モニタリング及び代理申告

韓国知識財産保護院は、中国電子商取引において流通されるオンライン模倣品に対するモニタリング及び代理人の申告により、模倣品掲載物の削除を支援している。2019年からは支援体系を効率化するため、企業を公開募集による選定方式に転換した。選定企業別の専門担当人材を指定して年間3回まで支援を行い、それぞれの段階別、又は年間オンライン模倣品の流通情報に関する重点分析レポートを提供し、企業の知的財産権対応力の向上及び効果を最大化するユーザー中心のカスタマイズ型支援体系を構築して運営している。

[図4-6-5]海外オープンマーケット対象のオンライン模倣品対応支援手続き



* 出処：韓国知識財産保護院

2019年の中国におけるオンライン模倣品に関する代理人申請による掲示物削除件数は21,242件であった。

[表4-6-7]直近3年間の韓国企業の商品に対する中国におけるオンライン模倣品代理人申請及び掲示物の削除実績 [単位：個、件]

区分	2017	2018	2019
支援企業	46	55	40
代理人申請	20,455	21,984	21,754
掲載物の削除	20,302	21,854	21,242

* 出処：韓国知識財産保護院

2019年には、韓国企業の輸出が活発であるASEAN地域のベトナム及びマレーシアを対象に、オンライン模倣品の流通遮断をモデルとして支援し、184件の掲示物を削除した。

特許庁は、オンライン模倣品の流通遮断活動を中国に続きアセアンにまで拡大するために、中国及びアセアンの主な電子商取引企業を招いてオンライン知的財産保護セミナーを開催し、K-ブランドの被害対応について統合教育を実施するなど、海外オンライン進出の韓国企業の知的財産権保護に向けて力を入れている。

4) 海外における知的財産権の紛争防止・対応コンサルティング

イ) 海外における知的財産権の紛争防止コンサルティングの支援事業

特許庁は、韓国知識財産保護院を通じて輸出中や輸出予定の個人事業者、中小・中堅企業を対象に海外における知的財産権紛争の事前防止及び事後対応のため、企業の輸出・紛争状況別のカスタマイズ型コンサルティングを支援している。

[表4-6-8]特許庁の海外における知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業の内容

区分	事業内容
支援権利	特許、実用新案、デザイン、商標
コンサルティングの内容	(特許) 輸出前に事前分析、特許保証の対応、ライセンス戦略など (商標・デザイン) 商標の海外現地化戦略、無断先登録の対応戦略など
支援割合	(中小企業) 全体コンサルティング費用の70% (中堅企業) 全体コンサルティング費用の50%

* 出処：韓国知識財産保護院

[図4-6-6]海外における知的財産権の紛争防止コンサルティング支援の手続き



* 出処：特許庁

2019年には特許・商標・デザインを同時に総合的に保護する戦略を提供する権利統合紛争防止コンサルティングを新設し、計7件を支援した。

[表4-6-9] 直近5年間の海外における知的財産権の紛争防止・対応コンサルティング支援件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
特許紛争防止	204	302	361	214	131
特許紛争対応	51	47	118	164	135
K-ブランド保護防止	41	81	111	123	83
K-ブランド保護対応	52	57	50	46	47
権利統合の紛争防止	-	-	-	-	7

* 出処：特許庁

＜コンサルティングの主要事例＞

・ [特許紛争防止－輸出準備の事例]

A社は利用者のSNSを分析して信用を評価するシステムを開発する会社であり、米国、日本などへの輸出契約の前に知的財産権侵害有無の検討が必要であった。契約書を検討している米国企業から特許侵害に関する資料の依頼を受け、これに対応するためにコンサルティングを申請

- ・ 海外類似特許の調査及び分析を通じて問題特許、紛争危険の特許を選別し、紛争危険特許に対する非侵害論理の構成、回避設計戦略の構築などの方策を提示
- ・ 本コンサルティング報告書を英文に翻訳した後、米国企業に提供し最終的に契約が締結された。

・ [K-ブランドの紛争対応、無断先登録の事例]

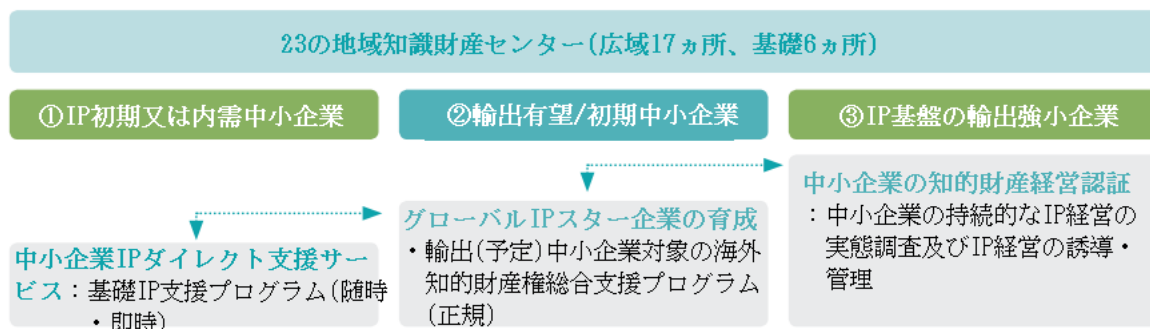
B社はアイウェアを生産・流通する会社であり、中国の百貨店など高級流通ラインに進出するために中国で商標を出願したが、無断で先取りされた商標により拒絶決定され、商標権の確保のためにコンサルティングを申請

- ・ コンサルティングを通じて異議申立ての証拠資料を収集し提出とともに、回収交渉を並行した。証拠調査の結果を回収交渉に活用して無償譲渡について合意を導出
- ・ 中国の商標権確保を通じて個人店舗中心の流通から百貨店などの高級流通ラインに入店する基盤を構築した。

* 出処：特許庁

国内中小企業の海外進出による知的財産権紛争が増加するにつれ、自治体でも海外へ輸出（予定）する中小企業を選定し、海外における産業財産権の獲得、特許マップ、非英語圏ブランドの開発、デザイン・特許の融合支援など、知的財産総合支援を通じて海外における紛争防止・対応の法律コンサルティングを提供している。グローバルIPスター企業、中小企業のIPダイレクト支援、IP翼（ナレ）プログラム、IP礎（ティディムドル）プログラムの細部事業を通じて行われており、全国の地域知識財産センターの知的財産コンサルティングは、海外へ輸出（予定）する中小企業のIPあい路事項を常時に発掘・受け付けてリアルタイムで相談を支援している。

[図4-6-7] 地域中小企業におけるグローバル知的財産能力強化のための支援体系



* 出処：特許庁

ソウル特別市は、特許庁と連携してソウル市民、ソウル中小企業を対象に知的財産紛争解決のための相談・諮問及び審判・訴訟・侵害品の取り締まりに必要とされる費用の一部を支援している。具体的には海外紛争の場合、侵害訴訟1件当たり2,000万ウォン、その他の場合は1,000万ウォン、海外侵害品取り締まりの場合は500万ウォンを支援した。

仁川広域市は、自治体の固有事業として企業の中で事前準備の不十分により模倣品が発生して輸出に困っている中国進出（予定）企業を対象に、知的財産紛争の事前防止及び事後対応支援のための中韓IPソリューションを運営した。他にも関連機関との連携などを通じて知的財産権紛争防止コンサルティングを支援した。

大田広域市は、海外知的財産権紛争防止・対応コンサルティング事業を運営し、輸出品目の事前分析コンサルティング、警告状対応コンサルティング、特許保証対応コンサルティング、権利行使戦略コンサルティングを遂行している。2019年には企業当たり2千万ウォン以内の支援金で14の中小企業を選定してコンサルティングを実施した。また、輸出を希望する有望中小企業対象のGlobal-up支援事業を通じ、2019年は10社にグローバル市場分析報告書、KAIST-UP専門家による海外マーケティング支援などを提供した。

蔚山広域市も特許庁マッチング事業の一環としてグローバルIPスター企業を支援し、中小企業対象にIPダイレクト支援サービスを行っている。

ロ) 海外知的財産権保護バウチャー

特許庁と韓国知識財産保護院は、海外知的財産権保護バウチャー事業を通じ、海外知財権紛争問題に対し、需要者自律選択型の知的財産保護サービス支援体系を新たに構築した。

海外知的財産権保護バウチャー事業とは、中小企業が自社の知的財産権状況に合う保護サービスを自由に選択して利用できるバウチャーを発給し、企業が必要とする紛争サービスを適時に活用できるように支援する事業である。2019年にはサービス類型及びバウチャーの種類を多様化し、35社が103件のサービスを利用した。2020年からは国際知的財産権紛争予定コンサルティング支援事業と統合して実施される。

[表4-6-10] 特許庁の海外知的財産権保護バウチャー支援事業の内容

区分	事業内容
支援対象	中小企業
バウチャー種類	バウチャーⅠ型（1千万ウォン）、バウチャーⅡ型（2千万ウォン）、バウチャーⅢ型（3千万ウォン）、バウチャーⅣ型（4千万ウォン）
サービス内容	侵害鑑定、防御戦略、警告状対応、ライセンス対応など
支援割合	輸出バウチャー発給費用の70%

* 出処：韓国知識財産保護院

5) 海外知的財産権紛争に対する共同対応の支援

特許庁は、共通の知的財産紛争案件に対して積極的に対応するため、海外進出又は予定の中小（個人事業者を含む）、中堅、大企業3社以上（ただし、中小・中堅企業は最低2社以上）からなった協議体に対し、コンサルティング専門機関を通じて案件に対する解決を支援する事業を運営している。

この事業は、紛争案件の至急性と難易度によって3つの類型に分類され、案件によって最大4千万ウォンまで支援する。この際、協議体は政府支援金の支給金額を基準に費用の30%を企業数によって現物（人材投入費用）で適切に分けることになる。別途に現金の負担がないため、中小企業の場合は財政的負担を軽減できるというメリットがある。

[表4-6-11] 特許庁の知的財産権紛争に対する共同対応支援事業の内容

案件類型	細部支援課題	支援内容	支援金額
1. 権利の共通分析	NPE問題特許に共同対応	同種業界共通の脅威特許（競合他社保有、あるいはNPEs保有）に対する対応戦略（回避、無効、購入など）の構築が必要な場合	最大 2千万ウォン 以内
	競合他社の問題特許に共同対応		
	ライセンスの要求に共同対応		
2. 共同提訴に対応	特許保証に共同対応	バイヤーに部品、製品などを納品する企業が海外企業との特許紛争危険に対する特許保証の要求を受けている場合	最大 2千5百万ウォン 以内
	警告状に共同対応	海外企業から同種業界の企業が特許侵害の警告状を受け、対応戦略の構築が必要な場合	
	提訴・求償権請求に共同対応	海外企業から共同、又は同種業界の企業が提訴を受け、共同対応が必要な場合、又はバイヤーの提訴による共同求償権請求案件が発生して対応戦略の策定が必要な場合	
3. 共同で権利行使	問題特許・問題商標に共同で法的対応	海外企業の問題特許・商標に対する共同無効・共同取消審判請求・共同権利範囲確認審判などを行う場合	最大 4千万ウォン 以内
	無断先取り商標に共同で法的対応	商標ブローカーの商標無断先取り案件に対し、共同の法的対応（異議申立て、無効審判、不使用取消審判など）を行う場合	
	オン・オフライン模倣品流通に共同で法的対応	同一販売者による海外オンライン模倣品被害の発生により、被害が発生し、被害社共同の法的対応を行う場合	
	形態模倣などに共同で法的対応	形態模倣などの不正競争行為関連の被害社共同の法的対応（警告状の発送、訴訟など）を進行する場合	

* 出処：韓国知識財産保護院

2019年には51企業が含まれる協議体16件を支援し、特に、中国の商標ブローカー5件を対象に大規模の共同対応を支援した結果、53企業が無効審判などにおいて勝訴した。被害企業が協議体を構成して共同対応したことから、商標ブローカーの悪意性をより容易に立証できた。

[表4-6-12]直近3年間の共同対応に対する支援状況

[単位：件、社、百万ウォン]

区分	2017	2018	2019
支援協議体	20	9	16
支援企業	62	82	51
支援金額	501	520	565
備考	-	中国の商標ブローカー大規模協議体 (1件、53社) 運営	-

* 出処：特許庁

一方、日本輸出規制による直接的影響を受けた素材・部品・設備の国産化及び競争力の確保のため、2020年からは関連産業分野の協議体支援の際に選定審査の加点付与、多年度の連携支援を通じた段階的な戦略の策定など、関連知的財産権の対応に対する支援を強化する予定である。

6) 海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング

2018年から韓国知識財産保護院は「海外進出コンテンツの知的財産保護コンサルティング事業」を支援している。コンテンツを活用したさまざまな連携コンテンツ及び関連商品の生産・流通が活発になるにつれ、コンテンツに対する従来の著作権保護に加え、最近では産業財産権関連の問題が重要視されているためである。

この事業は海外進出又は進出予定のコンテンツ関連中小企業を対象に、コンテンツの企画から製作、流通、商品化などの収益化の段階に特化した知的財産保護コンサルティングの費用を支援する。

2019年にはアニメーション・キャラクター、公演、ゲーム、1人メディアコンテンツなど、さまざまな分野の26のコンテンツ企業に対し、コンサルティングの費用を支援した。

[表4-6-13]海外進出コンテンツの知的財産権保護コンサルティング支援内容

区分	内容
対象権利	(商標) コンテンツの題名、キャラクター・登場人物の名前、アーティスト名、アイドルグループ名称など
	(特許) ゲーム方法、エデュテインメントアプリの駆動方式など
	(デザイン) ゲーム画面のデザイン、アーティストカリカチュアデザイン、キャラクターなどコンテンツの商品(グッズ)デザインなど
コンサルティングの内容	(海外進出・商品化の企画) コンテンツ基盤の海外進出、商品化戦略及び海外知的財産保護戦略の提供
	(契約) 海外ライセンス、配給・投資、共同制作など契約締結の段階における知的財産保護方策の提示
	(対応) 先取りされた海外知的財産権に対する権利行使戦略及び模倣品流通対応戦略などの提供
支援割合	コンサルティング費用の70%

* 出処：韓国知識財産保護院

<2019年のコンサルティング支援事例>

支援企業は、TVアニメーションのミュージカル化を通じ、中国及びインドネシアへの進出を推進している中、コンテンツ（ミュージカル）の派生商品（関連玩具セット）の体系的な知的財産権保護のためにコンサルティングを申請した。

- ▶ 支援企業はコンサルティングを通じて中国及びインドネシアでのミュージカルの名称、シナリオ、音源などのミュージカル構成要素に対する商標、デザイン、著作権保護化を推進することになり、それぞれの現地市場において販売する玩具セットの製品パッケージのデザイン開発とともに、デザイン権の確保戦略の提供を受けた。支援企業はこれを基に、現地公演及び玩具セットの流通などを活発に行い、海外事業を展開している。

* 出処：韓国知識財産保護院

7) 在外公館の現地における知的財産侵害防止・対応支援の強化

外交部は現地進出企業の知的財産権保護のために40カ所に知的財産権重点公館¹⁴⁰を設置し、知的財産権担当官が知的財産権保護業務を専門担当としている。

外交部は知的財産に対する重点事案の発生及び政策環境の変化によって、特許庁・文化体育観光部など関係部処と協議を経て、在外公館に侵害対応の指針を指示し、その結果報告を要請している。これに対し、在外公館は知的財産権協議会、企業懇談会、コンサルティング及び移動式IP-DESKの知的財産権相談などを行い、受け付けた問題解決の事項を外交部に報告し、必要時に外交部で後続措置を履行する。

外交部は現地進出企業の知的財産権に対する侵害の「事前防止」のために、紛争情報収集のためのネットワーク構築、関連在外公館の役割について広報、本部－公館及び公館間の有機的な協力体制の構築、主要国の知的財産権に関する政策動向及び事例のモニタリングなどを行っている。

[表4-6-14]2019年の本部－公館及び公館間の有機的な協力体制の構築

対象	協力体制の主要事例
本部－7カ所の公館	米国、中国、広州、フィリピンなど7つの公館を対象に、知的財産権保護事業の予算支援及び事業進行の点検
本部－ホーチミン－特許庁・文化体育観光部－IPセンター・著作権センター	東南アジア地域の知的財産権担当官ワークショッププログラムの協議及び在外公館－IP支援海外センター間の協力体系の構築
本部－ジュネーブ－その他在外公館	WIPO地域事務所誘致関連の進行状況及びWIPO事務局長選挙の動向共有
本部－ジュネーブ－特許庁・文化体育観光部	WIPO会議への参加及び結果の共有
本部－韓国製品の模倣商品流通企業 関連の公館	韓国製品の模倣商品流通企業関連の海外対応のために関連公館に対応指針を伝え、公館に対応結果を報告するように指示

* 出処：外交部

¹⁴⁰ アジア太平洋地域17カ所（中国、杭州、青島、宣揚、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、上海、香港、日本、シンガポール、インド、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア）、米州地域6カ所（米国、ロサンゼルス、カナダ、アルゼンチン、メキシコ、ブラジル）、欧州地域12カ所（ジュネーブ、ベルギー、フランス、オランダ、スペイン、スイス、イタリア、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、英国、ロシア）、アジア中東地域5ヶ国（イスラエル、南アフリカ共和国、エジプト、サウジアラビア、UAE）がある。

この他、2019年には在中韓国企業の知的財産権保護専門教育課程を開設し、中国知識産権局、市場監督管理局の知的財産権担当公務員、裁判所の判事などが現地進出の韓国企業を対象に講義を行った。海外知的財産権保護は駐在国の協力に大きく左右されるという点を鑑み、駐在国関連の公務などとの交流チャンネルの確保のために支援を行っている。

また、外交部は知的財産権の被害救済及び紛争解決など「事後対応」のため、国民苦情サービスの受付時に、状況を迅速に把握、関係部処への通報、政府間の協議チャンネルを通じた国際紛争解決の支援及び国民苦情処理完了後の後続措置の整備に重点を置いている。

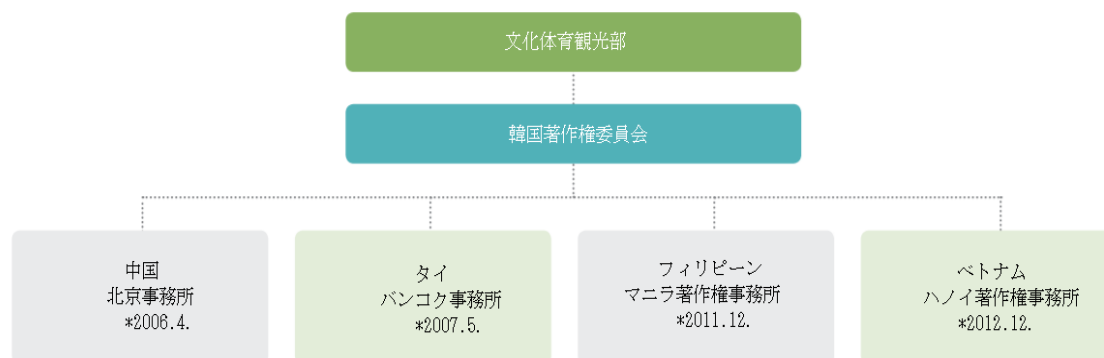
2019年には中国におけるCJ CGVの特許侵害訴訟、高麗人参の団体標章登録などを支援した。また、中国の知的財産権公務員、判事を対象に、韓国製品を模倣した中国企業の状況について説明し、それに対する制裁を依頼した。中国、カナダなどで韓国製品の模倣企業（MUMUSO、iLahui）に対する現場調査を行い、韓-UAEハイレベルの二国間会議を契機に、韓国製品の模倣企業に対する取り締まりを要請した。在米韓国大使館は管轄地域内における韓国製品の模倣企業の流通実態を点検するなど、在外公館と協力して韓国製品の模倣企業に対応している。日本では商標権及びデザイン権侵害を受けた（株）シュピケンコリアという韓国企業の知的財産権保護のために深セン税関を訪問し、押収措置を実施した。

2. 著作権

1) 著作権海外事務所の運営及び海外著作権情報提供の拡大

韓流伝播の主要地域において韓国企業のコンテンツに対する違法コピーを防止し、著作権保護基盤を構築するため、文化体育観光部と韓国著作権委員会は現在、中国、タイ、フィリピン、ベトナムの4カ国に著作権海外事務所を設置・運営している。現在は韓国著作権保護院への移管を協議している。

[図4-6-8]韓国著作権委員会における海外著作権センターの運営体系及び設置状況



* 出処：韓国著作権委員会

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、著作権海外事務所と現地法務法人と連携して海外進出企業を対象に法律支援サービスを提供している。これを通じて専門法律コンサルティングのみならず、主要侵害事案に対する証拠保全、警告状の発送、行政処罰の申請などの救済措置を支援した。2019年には計351件の海外著作権の相談及び法律コンサルティングを実施し、救済措置は2018年の7,824件に対し、16.12%増の9,085件を支援した。

[表4-6-15]直近5年間の海外法律コンサルティング及び救済措置の支援件数

区分	2015	2016	2017	2018	2019
海外法律 コンサルティング	595	406	357	390	351
救済措置支援件数	676	858	4,641	7,824	9,085

* 出処：韓国著作権委員会

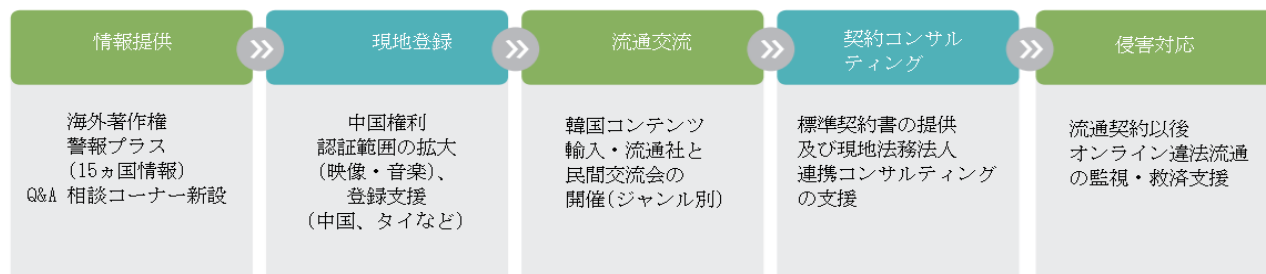
他にも文化体育観光部は、海外著作権センター未設置国に進出した企業を対象に、国別のコンテンツ流通実態と著作権保護戦略及び現地法制度に関する情報を提供している。

また、韓国著作権委員会は海外主要国の著作権情報を提供するため、「海外著作権情報プラス」ウェブサイトを運営している。米国、中国など主要15カ国の著作権関連の法制、登録、侵害対応、機関情報などの専門著作権情報及び毎年開催される著作権フォーラムなどの国際イベントの日程を常時に提供しているだけでなく、オンラインを通じた海外著作権関連の法律相談を実施している。中国、タイ、フィリピン、ベトナムに対してはコンテンツ関連業界に対する情報も提供している。2019年には海外著作権の動向及び専門資料219件を提供し、海外著作権侵害に対する相談336件を実施した。

2) 海外著作物の合法利用活性化環境の造成

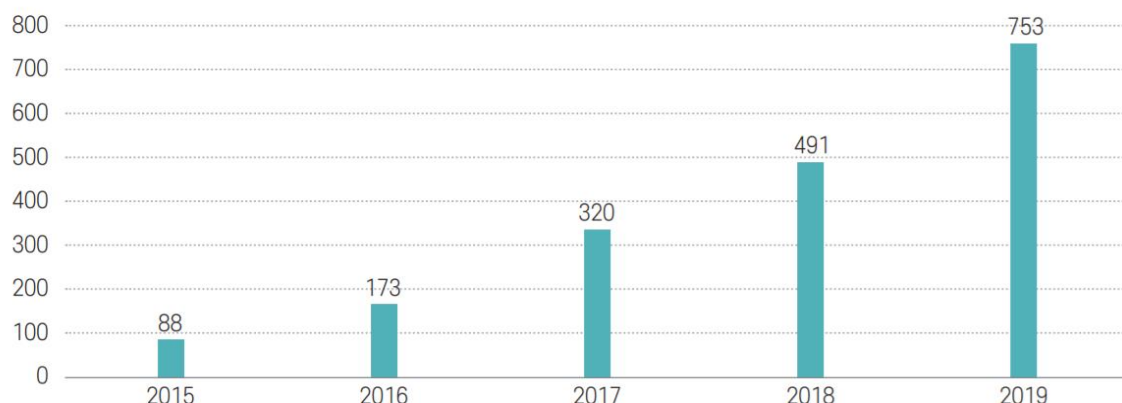
文化体育観光部は著作権海外事務所を中心に、中小企業の海外進出をはじめ、契約締結、侵害対応に至るまでワンストップサービスを支援している。

[図4-6-9]海外著作権の合法利用総合支援体系



海外で発生しかねない著作権紛争を事前に防止するため、契約書の検討を支援する合法利用契約支援は2019年は前年度の491件に比べて約53.3%増加した753件であった。海外に進出したか、進出予定の企業を対象に合法流通支援説明会を韓国、中国、インドネシアで4回開催した。

[図4-6-10]著作権の登録、契約締結の支援、契約書の検討など海外合法利用支援件数



* 出処：韓国著作権委員会

この他、韓国著作権委員会は海外における韓流コンテンツの合法利用活性化の造成のため、韓国コンテンツの権利者と現地の政府機関及び流通チャンネルとのさまざまな交流協力を支援している。2016年に韓国と中国の音楽権利者、流通チャンネル、製作者、協会など20機関が相互の著作権を尊重し、合法利用のための協力に同参するMOU¹⁴¹を締結した。また、韓国と中国の音楽著作権信託団体もMOU¹⁴²を締結し、両国の音楽著作権信託団体が音楽著作権保護のための相互協力し、定期的な交流を実施している。

2019年には映像、ゲーム、音楽コンテンツの分野別に、韓国と中国間の著作権協力交流会を3回支援し、両国の信託管理団体の政策などを理解する場を設けた。

[表4-6-16]2019年の合法利用協力交流会の推進状況

区分	イベント名	日時	場所
1	第9回中韓映像著作権協力交流会	2019. 06. 03～05	中国（成都）
2	中韓ゲーム業界の著作権協力交流会 (G-star連携)	2019. 11. 12～15	韓国 (ソウル→釜山)
3	第7回中韓音楽分野の著作権協力交流会	2019. 12. 12～14	中国（北京）

* 出処：韓国著作権委員会

また、韓国著作権委員会は韓国著作物の海外進出を支援するため、「中国及び東南アジア著作権合法利用支援の説明会」、「海外合法利用支援のための専門家招聘特別講演」を毎年開催した。2019年には「インドネシアK-コンテンツエキスポ連携の著作権説明会」と、「韓国コンテンツの安全な中国進出支援のための著作権説明会」を通じ、韓国国内コンテンツ企業の海外進出のための契約書作成法など、合法利用支援事業などに関する情報を提供した。

¹⁴¹ SM、YG、JYP、LOEN、KT Music、SoundUX、The groove、IONE China、韓国音楽著作権協会（KOMCA）、共にする音楽著作権協会（KOSCAP）、韓国音楽実演者連合会（FKMP）、韓国音盤産業協会（RIAK）の韓国の12社及び酷狗、酷我、腾讯、虾米、太合百度、网易云、中国音楽著作権協会（MCSC）、中国音響著作権集体管理協会（CAVCA）の中国の8社が参加した。

¹⁴² 韓国音楽著作権協会（KOMCA）、共にする音楽著作権協会（KOSCAP）、韓国音楽実演者連合会（FKMP）、韓国音盤産業協会（RIAK）の韓国の4つの信託管理団体と中国の音楽著作権協会（MCSC）、中国音響著作権集体管理協会（CAVCA）の2つの信託管理団体が共にした。

3) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断など保護体系の強化

ウェブハード登録制度の施行、ウェブハード・P2Pサイトに対するモニタリングの強化など、国内における著作権保護活動が強化されるにつれ、違法コピー品の主要流通経路が海外にサーバーを置いた著作権侵害サイトへ移動している。最近は特に、韓流コンテンツの拡散により違法の海外サイトが急増している。放送通信審議委員会でアクセスを遮断した海外の違法サイトがURLだけ変えて再度サービスする代替サイトも増加している。

これを受け、文化体育観光部と韓国著作権保護院は違法代替サイトに対するモニタリングを通じて摘発された目録を放送通信審議委員会に提供し、それに対するアクセスの遮断が迅速に行われるよう措置を取っている。2019年には放送通信審議委員会に496件の違法代替サイトに対する審議情報を提供し、361件の代替サイトのアクセスを遮断した。

[表4-6-17] 直近5年間の文化体育観光部における著作権侵害海外サイトへのアクセス遮断件数

区分	サイト（代替サイト）		掲示物		掲示板	
	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置
2015	140	122	412	385	N/A	N/A
2016	225	209	313	125	86	86
2017	113	72	225	139	665	566
2018	261	263	1,537	1,605	316	240
2019 ¹⁴³	N/A (496)	N/A (361)	N/A	N/A	N/A	N/A

* 出処：韓国著作権保護院

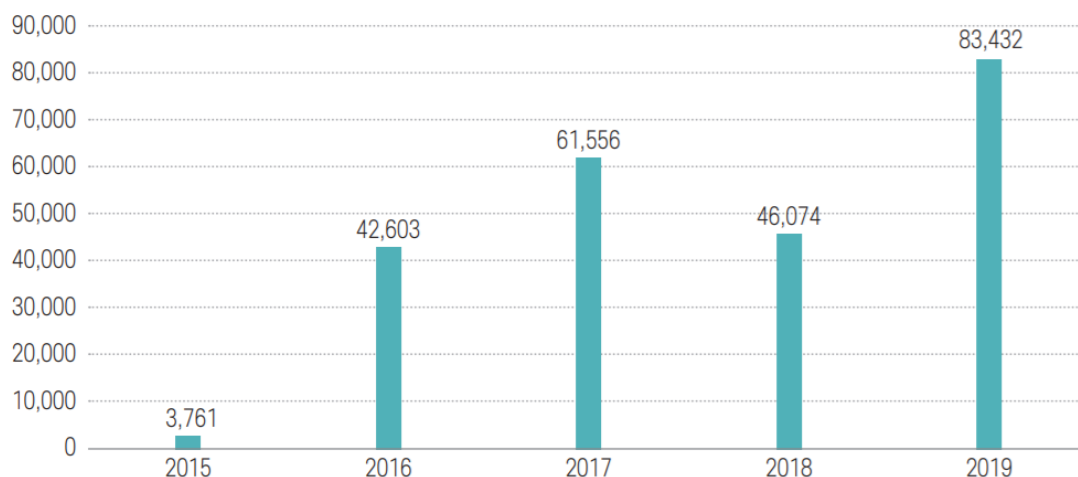
アクセス遮断の業務以外にも著作権侵害サイトの収益源を遮断するため、放送通信審議委員会のアクセス遮断サイトを対象に、広告の掲載状況を調査して広告の遮断業務を支援した。アクセス遮断対象に該当しない海外現地語サイト6,564カ所を調査するなど、海外サイトを通じた著作権侵害に対して多方面から対応した。これにより、海外違法サイトの広告遮断件数は2018年に213件であったのが、2019年は28.64%増加した274件であった。

韓国著作権委員会は2015年に文化体育観光部と中国国家版權局の協力の下、韓国の放送局と中国オンライン流通社間で交流・協力を支援するため、交流会の定例化及び民間の侵害対応ホットライン構築を内容とするMOUを締結¹⁴⁴した。このホットラインにより、韓国放送局が中国のオンライン流通業者にオンライン上で違法流通されている韓国コンテンツの削除を要請すれば、追加的な手続きなしで即時に削除することができる。これにより、2019年には83,432件のURLが削除された。

¹⁴³ 迅速なアクセス遮断のため、2019年からは放送通信審議委員会が直接モニタリング及び審議を行い、著作権保護院は代替サイトに対するモニタリングのみ担当している。放送通信審議委員会において毎年関連の統計資料を算出しているようだが、同委員会の公開可否の判断留保により、現在までは関連データを確保することができなかった。

¹⁴⁴ 韓国の9社（CJ E&M、JTBC、Dramahouse & J Content Hub、KBS、KBS media、MBC、Imbc、SBS、SBS contents hub）及び中国動画画像サイト企業7社（百度、优酷土豆、爱奇艺、腾讯视频、乐视网、搜狐视频、PPTV）が参加した。

[表4-6-11] 直近5年間の中韓放送分野における著作権侵害ホットライン運営による違法URL
削除件数



* 出処：韓国著作権委員会

また、韓国著作権委員会は2011年から中国及び東南アジアの著作権海外事務所にもモニタリングの職員を配置し、韓国著作物のオンライン流通状況のモニタリングを行い、現地の法務法人と協力して違法著作物を削除するための警告状を発送している。

特に、中国が2015年から始めたオンライン「先に審査、後に放映」の規制政策¹⁴⁵に備え、韓国著作権委員会は当該年度から中国を始めとする韓国コンテンツの著作権侵害に対する常時対応体系を強化し、販売が予定されているか、又は現地で人気の高いキラーコンテンツに対する保護のための「重点保護著作物の特別保護体系¹⁴⁶」を推進している。実施国及びコンテンツの範囲を着実に拡大し、2015年は1カ国（中国）の1分野（放送）に対してのみモニタリングを実施したが、2019年は中国、タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシアの5カ国と放送、映像、音楽、ウェブトゥーンの4分野に対する集中モニタリングを行い、警告状の発送などの救済措置を支援している。その件数は増加しており、2019年には57,596件の違法URLを削除する成果を収めた。これは、MOU締結後に毎年2回、韓国と中国を行き来しながら交流を進めた結果であり、特に、サードの影響にもかかわらず、民間レベルの安定的な交流の成果を収めた。

[表4-6-18] 直近3年間のキラーコンテンツの集中モニタリング及び救済措置状況

区分	2017	2018	2019
実施国（カ国）	5	5	5
コンテンツ分野（個）	4	4	4
警告状の発送（件）	3,412	6,828	7,231
違法URL削除（件）	73,814	70,004	57,596

* 出処：韓国著作権委員会

¹⁴⁵ 中国は2014年9月2日に海外TVプログラムの輸入放映管理規定を施行し、オンラインで流通される海外映像著作物についても事前審査を受けるようにするなど、海外映像物に対する輸入及び流通規定を強化した。

¹⁴⁶ 放映、又は販売予定のコンテンツ、人気の高いコンテンツを権利者の需要調査を通じて著作権侵害にいち早く対応するためである。

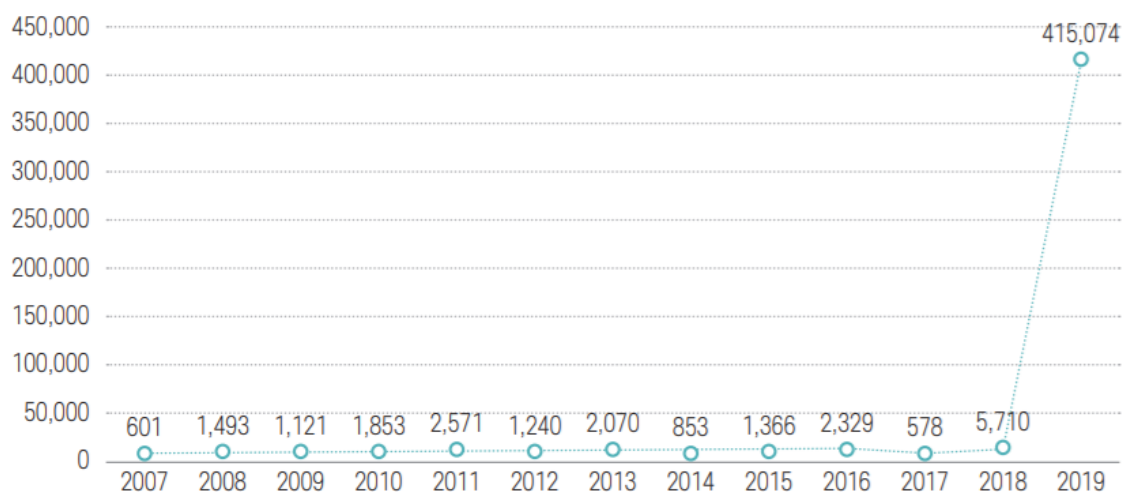
4) 中国内の韓国コンテンツ権利認証を通じた利用契約の活性化

韓国著作権委員会の中国北京事務所は2006年11月に中国国家版權局から「海外認証機構¹⁴⁷」として批准を受け、中国内の韓国映像及び音楽に対する著作権、又は利用許諾関連の情報を確認する認証業務を行っている。中国内で活動中の海外認証機構の中で唯一の公的機関である。

著作権認証は著作権侵害の取り締まり、訴訟の進行、又は著作物利用許諾の契約¹⁴⁸の際に、権利者の確認など認証書を証拠資料として提出する必要がある場合に有用に活用される。著作権権利者証明のための翻訳公証などその他の手続きに比べて簡単であり、迅速な法的対応及び安全な著作権の取引契約を可能にしたことで、映像及び音楽コンテンツの中国進出の活性化及び関連著作権の保護などに大きく役立っている。

実際、2018年に音楽、映画、ドラマ対象の権利認証件数は5,710件であったが、2019年には415,074件に急増した。中国の音楽流通プラットフォームに韓国の音源を提供する業者が大量に認証申請した事案が処理されたため、一時的に権利認証件数が増加した。認証対象コンテンツ分野の拡大に対する持続的な議論を行っているが、認証範囲が拡大される場合、さまざまな韓流コンテンツの中国内流通契約及び侵害対応に必要な権利者の確認手続きが簡素化する見通しである。

[図4-6-12] 北京事務所における著作権認証処理件数



* 出処：韓国著作権委員会

¹⁴⁷ 中国国家版權局の批准を受けた海外認証機構は、米国映画協会 (Motion Picture Association of America, MPA)、国際音盤産業協会 (International Federation of the Phonographic Industry, FPI)、ソフトウェア連合 (The Software Alliance, BSA)、日本レコード協会 (Recording Industry Association of Japan, RIAJ) などである。

¹⁴⁸ 中国では海外映画、音楽、TVドラマなどを中国内でCDやDVDで販売する際に、中国国家版權局参加機関に著作物出版のための登記及び海外著作物に対する登録業務を担当する「中国版權保護中心」に契約書を登記しなければならないが、この際に権利証拠書類を必ず提出しなければならない。

3. 営業秘密及び産業技術

国家情報院は情報戦争時代における産業スパイから韓国の先端技術と経済情報を保護するために産業機密保護センターを運営している。

産業機密保護センターは世界的な競争力を持つ韓国企業の先端技術と営業秘密などを違法で海外へと流出しようとする産業スパイを摘発し、国富流出を遮断する任務を遂行する。同センターは事案によって技術流出と関連する情報を該当企業、又は検察・警察などの捜査機関に提供し、国内企業の技術が流出しないように最善の保護措置を取っている。同センターは国家中核技術を告示で指定し、特別に管理している。

また、防衛事業庁など関連機関と協力し、戦略物資の違法輸出と防衛産業・軍事技術の海外流出の遮断活動など、新しい経済安保にかかる侵害行為について防止・索出活動も強化しており、韓国企業が海外現地において特許、商標、デザイン、著作権など知的財産権の侵害を受けた場合、特許庁、海外知識財産センター、外交部、文化体育観光部などと協力して対応活動を支援する。

また、産業機密保護センターは外国と連携した投資資本などによる経済安保にかかる侵害行為とM&Aを装った技術流出などの違法行為に対する情報収集活動にも力を入れている。これを受け、国家情報院は企業、研究所などを対象に産業保安に対する教育・診断を実施しており、中小ベンチャー企業部と特許庁など関連機関と合同で国内企業を対象に産業保安説明会を開催するなど、セキュリティー認識の拡散と自律保安システム構築の支援に力を入れている。

[表4-6-19] 海外進出技術保護支援事業期間中の推進実績

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
国	中国	中国	ベトナム、インドネシア	中国	中国	中国	ベトナム	中国	ベトナム	-
コンサルティング	4	20	25	13	17	16	17	16	20	148
説明会	3	-	-	-	2	2	2	2	1	12
ガイドブック	-	600	-	300	300	400	200	300	200	2,300
実態調査	-	-	-	1	1	1	1	1	1	6

* 出処：中小企業ベンチャー企業部

4. 植物新品種など

農林畜産食品部と国立種子院は国内育成品種の海外進出の促進に向け、国内育成品種の海外現地の適応性と市場性の試験について支援した。2019年には中国2カ所、インドネシア1カ所、ベトナム2カ所、メキシコ1カ所の8カ所に設置された海外現地品種展示圃における488品種と、中国6カ所、インド2カ所、ベトナム3カ所の11カ所に設置されたゴールドデンシードプロジェクト（GSP）海外試験圃における658品種を合わせ、1,146品種に対する国内育成品種が出品された。

[表4-6-20] 2019年の農林畜産食品部における国内育成品種の海外進出支援状況

国名	地域	展示品目及び品種数	参加業者数	所要予算	備考	
中国	広東	14作物144品種	7業者	20百万 ウォン	海外展示圃 (博覧会を 含む)	
	河南	唐辛子47品種	3業者			
インド	グントゥール、 バンガルル	唐辛子44品種 2作物77品種	4業者 6業者	215百万 ウォン	海外 展示圃	
	インドネシア	ガル	3作物54品種			8業者
ベトナム	ダラット、ハノイ	4作物100品種	10業者	215百万 ウォン		
メキシコ	セラヤ	唐辛子22品種	3業者			
中国	甘肅省	2作物87品種	7業者	370百万 ウォン		GSP 試験圃
	河北省	2作物110品種	9業者			
	貴州省	唐辛子64品種	5業者			
	湖北省	2作物76品種	8業者			
	河南省	唐辛子25品種	3業者			
	雲南省	2作物68品種	7業者			
インド	グントゥール	唐辛子32品種	2業者			
	バンガルル	唐辛子32品種	3業者			
ベトナム	メコンデルタ	スイカ56品種	5業者			
	ダラット	2作物61品種	7業者			
	ハノイ	2作物47品種	7業者			

* 出処：農林畜産食品部

他にも海外品種出願を奨励するために、育種家などのユーザーを対象にUPOVオンライン品種保護出願システムであるプリズマの利用方法の説明会を実施し、リンゴ、東洋なし、西洋なしなど11の作物に関する参加国の出願書作成及び検索のための韓国語サービスを提供した。

PART 05

海外主要国の 知的財産保護政策

第1節 米国

第2節 日本

第3節 中国

第4節 欧州連合 (EU)

第5節 世界知的所有権機関 (WIPO)

第四次産業革命時代の技術覇権競争において優位に立つため、各国は知的財産を中心に産業支配力の強化に向けて政策を推進している。米国は自国の技術保護及びイノベーションに重点を置き、さまざまな知的財産政策とともに、不正貿易慣行などの解決に向けた政策基調を強調している。日本は「価値デザイン社会」の実現を追求し「脱平均」、「融合」、「共感」を中心にさまざまな政策を策定している。中国はインターネット部分の知的財産権保護を強化し、非正常的な特許出願、悪質な商標登録行為に対する厳格な取り締まり、中小企業の知的財産権戦略の強化などを推進している。欧州（EU）は高品質の特許を創出するための特許システムの整備及び長期的な持続可能性に重点を置く政策を推進している。

第1節 米国

米国は第四次産業革命時代における発明の多様性を鑑み、特許対象適格性の判断に対する基準を整備するとともに、自国の知的財産権保護のために模倣品及び違法コピー品の違法流通に対する監督を強化した。また、外国人の商標出願及び登録などに関する制度を整備した。また、中国との貿易戦争の解決に向けて交渉締結及び日本とのデジタル貿易協定の締結などの国際協力を強化し、イノベーションを牽引する基盤を構築している。

1. 米国の知的財産保護体系

米国は2008年9月に「知的財産のための資源及び組織優先化に関する法律（Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act）」を制定した。この法律は知的財産権の保護レベルを引き上げ、知的財産権執行機関間の協力を促進することにより、知的財産侵害行為に対する執行力を強化する内容を盛り込んでいる。この法では米国の知的財産に対する政策推進と知的財産保護・執行を主導するコントロールタワーとして知的財産執行高位諮問委員会（Senior IP Enforcement Advisory Committee）、知的財産執行諮問委員会（IP Enforcement Advisory Committee）、知的財産執行調整官（Intellectual Property Enforcement Coordinator、「IPEC」¹⁴⁹）の設置について規定する。ここでの知的財産執行調整官は、知的財産執行高位諮問委員会と知的財産執行諮問委員会の議長を務める。また、この二つの諮問委員会は知的財産執行に関する政府部処間の戦略計画委員会（Interagency Strategic Planning Committees on IP Enforcement）として通称される。

¹⁴⁹ Intellectual Property Enforcement Coordinator

[図5-1-1] 米国の知的財産政策及び保護・執行推進体系



* 出処：米国知的財産執行調整官、「2017年-2019年知的財産執行に関する合同戦略計画」(2016. 12)

2. 米国の知的財産保護戦略

2019年にトランプ政権は、第四次産業革命時代のグローバル戦争において競争優位に立つため、自国の技術保護及びイノベーションの促進に向けてさまざまな知的財産関連の政策を実施した。また、海外における自国の企業及び自国民の知的財産権を保護するために保護レベルを強化した貿易協定などを締結し、不公正な貿易慣行などを解決するための政策基調を強調した。米国特許商標庁 (USPTO) は2018年11月に米国のイノベーション競争力を高めるため、信頼できる高品質の知的財産権創出及び効率的な審査に向け、今後5ヵ年の知的財産未来戦略を盛り込んだ「2018-2022戦略計画 (Strategic Plan)」を発表した。同報告書は8通りの戦略を基盤とする4通りの戦略・経営目標を遂行するための細部事項が含まれており、2019年にはこれを施行する初年度として確実で適時性のあるIPサービスの提供と国内的な環境変化にUSPTOが即座に応答できるフレームワークを拡張することに重点を置いた。

[表5-1-1] USPTOの2018-2022戦略計画

8大戦略計画	4大戦略経営目標
①信頼できる知的財産権の創出	①特許の品質及び適時性の向上
②特許・商標の審査量と業務量の効率的な配分	
③情報技術の現代化	②商標の品質及び適時性の向上
④顧客経験 (customer experience) の向上	
⑤ミッション指向的・良質の職員文化の促進	③知的財産の政策・保護及び国際的執行改善のための国内外リーダーシップの発揮
⑥海外知的財産権の保護	
⑦持続可能な基金モデルの開発	④組織的な優秀さの達成
⑧知的財産権政策の開発	

確実かつ正確なIPサービスの提供のために修正された特許対象適格性のガイドラインと、米国特許法第101条の改革のためのフレームワークを発表し、外国人の商標出願及び登録などの正確性と整合性 (integrity) を高めるため、知的財産権に関する連邦規則 (C.F.R. Title 37) を改正した。

また、知的財産権の強力な保護のため、2019年3月に米国移民関税執行局 (ICE) を通じ、国の安保と模倣品取り締まりのためのタスクフォースGTTF¹⁵⁰を設立し、模倣品及び違法コピー品の取り締まりを持続的に実施した。米のホワイトハウスを通じて「模倣品及び違法コピー品の違法流通防止に関する覚書 (Memorandum on Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods)」を発表し、模倣品などを厳格に防止するという強い意思を表明した。その他にも営業秘密の側面からの保護のために、米国法務部は中国産業スパイに対応するための対応策を設け、これに加え、トランプ大統領は2019年10月を「国家サイバー安保認識の日 (National Cyber Security Awareness Month)」と宣言し、サイバー空間の保護は国家安保と経済的安定性に必修的であり、個人がさまざまなサイバー脅威から個人の機器、技術及びネットワークを保護すべき責任があるということを強調した。

その他、米国は研究開発 (R&D) の奨励とファンド支援など、連邦基金を通じて発生した技術の移転を加速させるために努力を傾けており、2018年11月に締結した米国 - メキシコ - カナダ貿易協定 (USMCA) に続き、2019年9月に日本とデジタル貿易協定 (U.S. - Japan Digital Trade Agreement) を締結するなど、国際協力分野においても戦略的に働きかけている。

1) 中国との貿易戦争解決のための交渉締結

2019年1月31日に米のホワイトハウスは中国との貿易戦争を解決するために、ワシントンにおいてハイレベルの交渉を実施した。米貿易代表部 (USTR) のRobert Lighthizer代表と中国劉鶴副首相が中心となった両国の交渉団代表は、ワシントンにおいて貿易戦争の解決のための交渉を実施した。両側は同交渉を通じて知的財産権保護と技術移転問題などを取り上げ、協力を強化することに合意した。同交渉では技術移転の強要、知的財産権の保護、関税及び非関税障壁、

¹⁵⁰ Global Trade Task Force

貿易不均衡問題など7通りの議題について取り上げ、そのうち、貿易不均衡と技術移転、知的財産権の保護を重点的に交渉を行った。また、中国に対する米国の貿易赤字を解決する方法についても議論した。

[表5-1-2] 米国と中国の主要交渉議題

区分	内容
1	米国企業に対する中国の技術移転の強要方式
2	中国内の知的財産権保護及び執行の必要性
3	米国企業に対する中国の関税及び非関税の障壁
4	中国の米国産業情報サイバー窃盗
5	輸出補助金、国営企業などの中国市場の歪曲とそれによる過剰生産
6	米国の工業製品、サービス及び農産物の販売を制限する中国の市場障壁と関税撤廃の必要性
7	両国の交易関係における為替の役割

2019年12月12日に米国のトランプ大統領が貿易合意文について最終署名することにより、米国と中国の貿易戦争は休戦に入った。これにより12月15日から中国産商品に賦課する予定であった約1,560億ドル（約180兆ウォン）の追加関税が撤回され、中国は米国産の豚肉と農産物の購入を増やすことにした。

2) 特許対象の適格性判断に関するガイドラインの修正（案）発表

2019年1月4日に米国特許商標庁（USPTO）は、米国特許法第101条¹⁵¹に基づく特許適格性判断と関連する修正されたガイドライン（2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance）を発表した。特許適格性の判断については、2014年のAlice Corp. v. CLS Bank International事件¹⁵²で米国連邦大法院で判決したことがあるが、米国連邦巡回控訴法院の特許有効・無効判断と米国特許商標庁の特許適格性審査基準の差によってかなりの混乱が発生したため、持続的にその判断基準を改善してきた。同ガイドラインは特に、データ処理に関連した特許請求項の特許適格性判断の異なる結論についての解決に重点を置いたという点で意味がある。

同ガイドラインは、司法的例外（judicial exception）に該当するかどうかを決定するMayo/Aliceテスト（段階2A¹⁵³）に関連した2つの事項を変更した。まず、抽象的アイデア（abstract idea）に含まれるグループを提示した。これによると、i）数学的概念（mathematical concepts）、ii）人間の活動を組織化する方法（certain methods of organizing human activity）、iii）思考過程（mental processes）に該当する場合、抽象的アイデアとして認められる。また、司法的例外に対する判断基準を2段階で提示した。まず、①段階として請求項が司法的例外を明示的に記述しているか否かを確認し、明示する場合に②段階として司法的例外が有用な適用（practical application）に統合されるかについて判断しなけ

¹⁵¹ 新しく有用な方法（process）、機械（machine）、製造物（manufacture）、合成物（composition of matter）、これらの改良に該当する発明（invent）、又は発見（discover）を行った者は特許を受けられる（米国特許法第101条）。

¹⁵² Alice Corp. v. CLS Bank International, 134 S. Ct. 2347, 110 U.S.P.Q. 2d 1976, 2014

¹⁵³ 該当請求項が司法的例外である自然法則、自然現象又は抽象的アイデアに該当するかどうかを意味する。

ればならないとした。仮に、請求項が司法的例外を明示し、有用な適用として統合されない場合、該当請求項は司法的例外に該当するものとみなし、追加でMayo/Aliceテスト（段階2B¹⁵⁴）に基づく判断をしなければならない。

これに関連し、2019年5月22日に米国の共和党と民衆党所属議員は共同で米国特許法第101条の改正法案を発議した。同改正法案は、抽象的な思考（abstract idea）、自然法則（laws of nature）又は自然現象（natural phenomena）など、法院の判決により形成された（judicially created）司法的例外に該当する判断基準などを適用しないことを主な内容にしている。また、米国のAI、量子コンピューティング、診断方法、遺伝学分野の発明などが、米国内で特許対象適格性を認めってもらうことが難しい場合、相対的により簡単な特許を獲得できる欧州や中国などとの競争において指導的地位を喪失すると指摘されている。2019年6月には特許法第101条の改正と関連し、3回の聴聞会が開催されるなど、関連についての議論が持続的に行われている。

3) 模倣品及び違法コピー品の違法流通防止に関する覚書発表

2019年4月3日に米国のホワイトハウスは、「模倣品及び違法コピー品の流通防止に関する覚書（Memorandum on Combating Trafficking in Counterfeit and Pirated Goods）」を発表した。この覚書はオンラインを通じた模倣品及び違法コピー品が米国内へ輸入される場合、自国の企業、知的財産権者所有者、消費者、国及び経済安保などに危険を引き起こし、悪影響を招くということから、これを解決するために米国法務部、商務部、国土安保部などが知的財産執行調整官、貿易代表部を通じて協力するという意味で発表された。同覚書により、連邦政府は各部処との協議を通じて模倣品及び違法コピー品の違法流通などに関する報告書を作成しなければならない。同報告書はオンラインを通じた模倣品などの米国内への輸入類型、取引要因などを把握できるデータを提供し、規制、立法又は政策を支援する基礎情報を提供しなければならない。同覚書は模倣品（counterfeit）、違法コピー（pirated）、オンライン第3市場（online third-party marketplace）、第3仲介者（third-party intermediaries）、違法流通（trafficking）などの用語についても定義している。

4) 外国人による商標出願及び登録などに関する新たな商標規則の発表

2019年7月2日に米国特許商標庁は、すべての外国人による商標出願、登録及び商標審判手続きを行う際に、米国内において法律行為を行うことができる許可を受けた代理人（U.S.-licensed attorney）を介して行うよう、知的財産権に関する連邦規則（C.F.R. Title 37）を改正した。従前は米国に所在地のない海外出願に該当しても米国において直接商標を出願や登録ができたが、米国の商標法又は米国商標庁の審査手続きに符合しない不正確な出願事例が増加したことによって、商標登録の正確性と整合性（integrity）を高めるために商標規則を改正したのである。これにより、米国に所在地がない海外出願人が米国において商標の出願や商標権の維持、審判の当事者となった場合、各国に登録された代理人だけでは米国特許商標庁の手続きを推進することができず、米国に登録、又は許可を受けた代理人を追加的に選任しなければならない。同規則は米国以外の地域に常住（permanent legal residence）するか、主要事業場（principal place of business）があるすべての商標出願人、商標権者及び利害当事者に適用され、2019年8月3日から施行されている。

¹⁵⁴ 該当請求項が司法的例外を特許対象に変換させるほどの意味ある何か（significantly more）を付加しているかどうかを意味する。

5) 日本とデジタル貿易協定締結

2019年9月に米国貿易代表部（USTR）は日本と共にデジタル技術のイノベーションのため、すべての経済分野における供給者をデジタル方式で支援する規則と、基準に関する内容を含んだデジタル貿易協定（U.S.-Japan Digital Trade Agreement）を締結した。同協定は両国の経済繁栄を促進し、公正で均衡のとれた貿易を促進する。イノベーション分野において両国が世界を牽引できるよう、主要分野の事業などを支援する共通の規則を規定している。同協定は米国が締結したデジタル貿易協定の中、最も包括的でレベルの高い貿易協定として評価される。

[表5-1-3] 米国－日本のデジタル貿易協定の主な合意事項

- ▷ e-book、ビデオ、音楽、ソフトウェア、ゲームなどの電子的に配布されるデジタル製品の関税適用の禁止
- ▷ デジタル製品に対する差別のない取扱いの保障（税金対策を含む）
- ▷ 金融サービスを含むすべての供給業者の国境を超えるデータ伝送の保障
- ▷ 電子認証及び電子署名の使用許可、消費者及び企業の機密情報保護などを通じてデジタル取引の促進
- ▷ 独占的なコンピュータソースコード及びアルゴリズムの強制公開から保護
- ▷ 政府の公共データに対する公開アクセスの促進
- ▷ 企業暗号化技術の有効な活用保障、暗号化を使用した商用物に対するイノベーションの保護

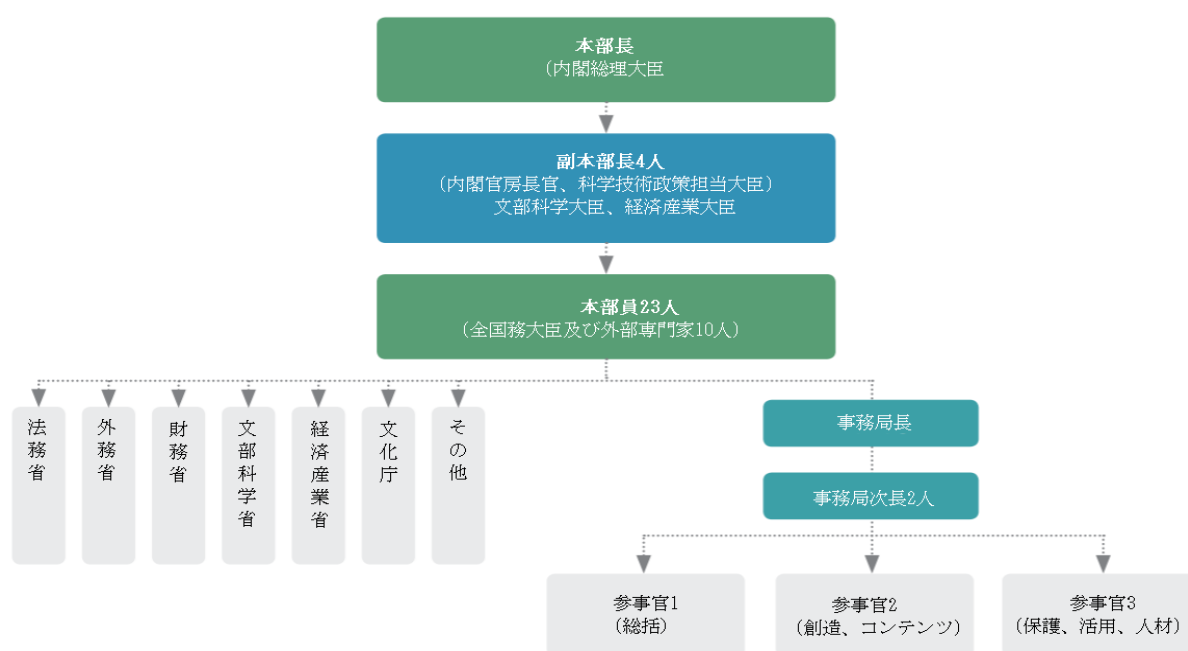
第2節 日本

日本は、日本文化を事業化して海外に輸出する企業及び創作者を支援するため、クールジャパン戦略を毎年策定し推進している。2019年にはデザイン、商標、特許に対する審査基準を改正し、産業財産権分野を整備した。AI、ソフトウェア、ブロックチェーンなどに関する各種報告書及び審査事例を発表し、中核技術分野における特許創出及び制度改善のための政策を策定した。また、ASEANなどの発展途上国及び中東地域との知的財産交流を強化し、国際社会において知的財産リーダーシップを強化するために努力を傾けている。

1. 日本の知的財産保護体系

日本の知的財産政策は、知的財産戦略本部（現在の本部長：安部晋三首相）を中心に策定・推進される。2002年に知的財産を基に国を起こすという小泉純一郎首相の「知財立国」の宣言があった後、2002年12月に「知的財産基本法」が制定され、これを根拠に2003年3月に知的財産戦略本部が設立された。知的財産戦略本部は知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的・計画的に推進するために内閣に設置した機構であり、知的財産に関連した業務を総合的に調整する業務を担当する。知的財産戦略本部は日本の知的財産政策及びシステムに関する中長期政策である「知的財産戦略ビジョン」を5年ごとに提示しており、そのビジョンを実行するための「知的財産推進計画」を毎年策定し発表している。

[図5-2-1] 日本知的財産戦略本部及び知的財産保護体系



産業財産権に関する業務は経済産業省傘下の特許庁で担当及び総括し遂行しており、著作権に関する業務は文部科学省傘下の文化庁で担当している。経済産業省は9地域¹⁵⁵の経済産業局に知的財産権室（知的財産室）を設置し、該当地域の中小企業の支援と地域経済の特性に合う知的財産の活用と普及を促進する業務を遂行している。

¹⁵⁵ 北海道、関東、東北、中部、近畿、中国、四国、九州経済産業局と内閣部沖縄総合事務局などである。

2. 日本の知的財産保護戦略

日本知的財産戦略本部は2019年6月に「知的財産推進計画2019」を発表し、国家知的財産戦略の基本方向と細部施策を提示した。同推進計画は2018年6月に「知的財産戦略ビジョン」において追及した「価値デザイン社会」の実現に向けた日本の総合的知的財産戦略実行計画を提示している。具体的には「脱平均」、「融合」、「共感」を中心軸に13の主要政策とそれに伴う細部内容で構成されている。

[表5-2-1] 2019年の知的財産推進計画の主要政策方向

区分	主要政策
「脱平均」の発想により個々の主体を強化して挑戦を促す	創造性の涵養及び人材の活躍を支援
	ベンチャー支援体系の構築
	地方・中小企業の知的財産戦略の強化
	知的財産の創出・保護基盤の強化
分散されたさまざまな個性の「融合」を通じた新しい結合の加速	模倣品・海賊版対策の強化
	オープンイノベーションの促進
	知的財産プラットフォームの構築
	データ・AIなどの適切な利用及び活用促進のための制度・規定の制定
「共感」を通じて価値が実現しやすい環境の造成	デジタルアーカイブ社会の実現
	各主体の価値デザインの推進
	創作エコシステムの構築
	国内外の撮影環境の改善を通じた映像作品の支援
	クールジャパン戦略の持続的な強化

* 出処：知的財産戦略本部、知的財産推進計画 2019（2019.06）

第一に、脱平均の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促すための中長期政策としてさまざまな方策を提示した。具体的には個性が強くユニークな才能を価値デザイン実現の原動力として把握し、それを促進するために取り組み、挑戦を通じて所期の成果が算出されなくても、もう一歩前進した挑戦ができる環境を整備する。また、イノベーション的なアイデアを持つ革新家と実現方法を提示できる実務家をマッチングするなど、人的ネットワークを体系的に提供する事業推進を提示した。

第二に、分散した多様な個性の融合を通じた新結合を加速化するための方策を提示した。具体的には企業が保有する技術、人材、データなどを有効に活用できるようにオープンイノベーションを促進し、さまざまなアイデアと人材などが会うプラットフォームを整備し、協業を通じた未来の価値デザインを加速化する。また、データとAIを活用するために関連法制度と規制を検討することを強調した。

第三に、共感を通じて価値が実現しやすい環境を整備する。具体的には良質のコンテンツを持続的に生産・流通・利用することができる環境整備とともに、社会的に影響力のあるインフルエンサー（influencer）などと連携し、個人及び企業などが共感できる価値を実現する。また、

「所有」を基本とする現在の知的財産システムから離れ、「共感」を意識する新しい知的財産システムの形成について提案しつつ、「世界からの共感」のためにクールジャパン（Cool Japan）戦略を再構築するブランディング戦略の強化を提示した。

1) 2019年クールジャパン（Cool Japan）戦略の決定

2019年9月3日に日本知的財産戦略本部は、日本文化を事業化して海外へ輸出する企業及び創作者を支援するための戦略であるクールジャパン戦略¹⁵⁶を決定した。同戦略は世界人の視線から外国人を含むさまざまな人材と協力し、柔軟な思考で日本の魅力を伝えることができる環境を構築して持続的に進化させ、世界の共感を得る環境を整備するために決定した。

同戦略では新しい戦略を推進するにあたり、クールジャパンが持つ問題点と今後進むべきクールジャパンの方向性について提示している。クールジャパンの本質的な問題点として日本の文化、ソフトパワー及びブランドの知名度が世界的に強化されることにより、日本の企業や国全体に肯定的な効果を誘発するという認識が、完全に浸透していないという点、世界において日本を評価する魅力が重要であるが、これまでは日本の立場から判断した優秀な魅了の広報に焦点を置いてきたという点などの問題点を提示した。これを解決するための政策方向としてクールジャパンの目標を明確にし、これを共有できる体制の整備を通じ、国全体の整合性を図ること、日本各地域及び分野において存在する魅力を基盤にこれを積極的に育成して活用できるよう、個人、大学、企業、マスコミ、政府などが参加する幅広いネットワークの形成及び専門担当組織の設置を通じてこれを強化すること、知的財産の保護、活用及び侵害対応を強化し、外国人の要求を正確に把握して日本のファンを持続的に確保していくことなどがある。

2) 特許、デザイン及び商標審査基準の改正

日本は2019年にデザイン（意匠）、商標、特許に関する審査基準を改正した。まず、2019年1月9日に日本特許庁（JPO）はデザイン審査基準を改正し発表した。改正された審査基準には「1デザイン1出願」、「1セットデザイン」（組物の意匠）などに関する改正であった。「1デザイン1出願」に関しては、一つの物品（1物品）が複数の物件で成り立っている場合、全部が一つの特典用途及び機能を達成するために必須的な場合とともに、必須的でなくても一つの形態として整理や製造・使用・流通にあたり一体性があれば、それらも補完的に考慮して判断するという趣旨を明確にした。「1セットデザイン」に関しては、審査基準上の1セットデザインの構成物品は社会の通念上、同時に使用される物品であり、二つ以上の物品でなければならないとし、構成物品の範囲を拡大した。

2019年1月30日に日本特許庁は改正商標審査基準を発表した。同改正は日本商標法第3条商標登録の要件）、第4条（商標登録を受けられない商標）などが中心となっている。具体的には第3条に関して元号を表示する商標については、現在は、元号以外の元号に対してもその元号が元号そのものとして認識されているだけの場合は、現在の元号と同様に識別力がないものとして、日本商標法第3条第1項第6号に該当するように改正した。第4条に関しては、品種登録出願の場合、悪質な商標登録の出願は商標登録を受けられない商標であることを明確にした。

¹⁵⁶ クールジャパンとは、世界から素敵だと評価される、又は評価される可能性がある日本の魅力のことであり、飲食、歌謡、漫画、映画、観光などの一般的な魅力だけでなく、路地の風景など世界で素敵だと認めてもらうすべてのことを含む広範囲な概念である。

2019年3月27日に日本特許庁は特許権存続期間の延長を含む特許・実用新案審査基準を改正した。同改正では環太平洋経済連携協定（TPP¹⁵⁷）に関する法律に基づき、特許法第67条などを改正し、特許権の設定登録まで出願、又は審査請求において一定の期間が必要な場合に権利期間を補償し、特許権存続期間を延長することができるようにした。

3) 日－ASEAN知的財産共同声明の発表

日本はASEANなどの発展途上国及び中東地域との知的財産に関する交流及び協力を通じ、国際社会におけるリーダーシップを強化しようとしている。その一環として、2019年8月6日に日本特許庁は「日－ASEAN知財共同声明2019」を採択した。ASEAN傘下のAWGIPC¹⁵⁸「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025」などを策定し、知的財産環境を改善するために努めており、日本特許庁は2012年以降、ASEAN各国の特許庁と共に日－ASEAN特許庁長官会合を定期的に開催し、緊密な協力関係を維持している。

[表5-2-2]Japan-ASEAN IP Action Plan 2019-2020の主要内容

主要内容	▷ 特許出願書類の翻訳により発生する問題に関する特許庁間の共有
	▷ 先端技術分野における各国の特許審査制度に対する調査研究の実施
	▷ 国際出願制度（マドリッドプロトコル、ハーグ協定など）に関する運営協力
	▷ 人材育成、審査業務の管理などに関する協力
	▷ 知的財産権の事業化及び普及に関する協力

* JPO IPR-AMS IPOs Action Plan 2019-2020 (2019.08)

同共同声明では日本とASEANの知的財産権に関するAction Planを採択しつつ、「特許出願書類の翻訳により発生する問題について特許庁間の共有」、「先端技術分野における各国の特許審査制度に関する調査研究の実施」、「国際出願制度に関する運営協力」、「人材育成、審査業務管理などに関する協力」、「知的財産権の事業化及び普及に関する協力」などについて協力する計画に合意した。

4) AI、ソフトウェア、ブロックチェーンなどに関連する各種報告書及び審査事例の発表

2019年1月30日に日本特許庁はAI技術と関連する特許出願に対し、特許・実用新案審査基準を適用するに当たり、その運営例示を充実にするために、発明の詳細な説明及び特許請求範囲の記載要件と関連する事例（6件）、進歩性判断と関連する事例（4件）を特許・実用新案審査ハンドブックの付属書（A）に追加した。これによると、AI関連技術の発明はAIをさまざまな技術分野に応用した発明やAIにより、ある機能を有すると推定される物件の発明が含まれる。AIを利用した発明は、学習用データ（teaching data）を利用することが一般的であるが、この場合、

¹⁵⁷ Trans-Pacific Strategic Economic Partnership

¹⁵⁸ ASEAN Working Group on IP Cooperation (AWGIPC) は、ASEAN地域の知的財産に関する問題を取扱う実務協議グループであり、ブルネイ・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナムなどが加入している。1996年に設立され、ASEAN会員国間の知的財産権協力強化と技術移転、イノベーション向上のために努力している。

特許請求範囲の記載要件を満たしているか否かは、発明の詳細な説明の記載によって、該当種類のデータ間の相関関係などの一定した関係が認定されるか、又は相関関係などを追認できるものが必要となる。

2019年3月29日に日本特許庁（JPO）はソフトウェア関連の発明特有の審査実務について、欧州特許庁（EPO）と比較した「ソフトウェア関連発明に対する比較研究報告書」を発表した。同報告書はAI、モノのインターネット（IoT）及び3Dプリンティングなどの中核技術がソフトウェア関連の発明であるという点で、欧州との審査実務に対する比較を通じて類似点と相違点を明確に提示している。同報告書によると、EPO及びJPOはソフトウェア関連の発明、又はコンピュータ関連発明（CII¹⁵⁹）に対し特許を付与している共通点があり、EPOがソフトウェア関連発明の非技術的特徴に対する審査の焦点を進歩性の評価に置いているという点で、JPOに比べて進歩性の評価が厳格であるという相違点がある。

2019年4月5日に日本経済産業省はブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスに関する報告書を発表した。経済産業省はブロックチェーン技術の可能性に注目し、2018年11月から「ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスに関する検討会」を運営してきたが、ブロックチェーン技術、著作権、音楽業界などの専門家とともに、ブロックチェーンを活用したコンテンツの収入の利益分配などについて議論した結果を報告書にまとめた。同報告書はビジネスモデル、利益分配、著作権処理問題などについて提示している。

[表5-2-3] ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスに関する報告書の主要内容

区分	内容
ビジネスモデル	音楽分野において、元のコンテンツを基に他の新しいコンテンツを創作する「n次創作」の利益分配に対するビジネスモデルを例示として、ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスについて検討
利益分配	ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスアプリケーションは、新しい情報技術を活用して著作権法上で規定された著作権者や著作隣接権者に加え、コンテンツの制作に寄与した人や当該コンテンツの価値創出に貢献した人に対する利益分配ができるように提示
著作権処理問題	元のコンテンツの権利者とn次創作者間、又は各n次創作者間の著作権をどのように処理すべきかについて綿密に調査する必要性があると提示しつつ、音楽以外の他のコンテンツ分野においてブロックチェーン技術を活用する際にも共通的に検討すべきであると提示

* 経済産業省、ブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスに関する検討会報告書（2019.04）

¹⁵⁹ Computer Implemented Invention

5) AIなどに対応した知的財産権紛争処理システム整備などについての議論

日本特許庁の産業構造審議会知的財産分科特許制度小委員会¹⁶⁰は、「AI及びIoTなどの技術浸透に対応する知的財産権紛争処理システム」を整備するため、2018年10月から数回にわたり小委員会で検討した結果、(1) 証拠収集手続きの強化、(2) 損害賠償額算定の再検討、(3) 紛争解決手段の選択項整備、(4) 訴訟費用負担の軽減を主要内容とする「実効的な権利保護のための知財紛争処理システムの構造(案)」報告書を発表した。2019年1月25日に日本特許庁は上記のシステムに関する意見を募集した¹⁶¹。

その他、AIと関連して日本特許庁は、2020年6月17日に「AI・IoT技術時代の望ましい特許制度に関する中間報告書」を発表した。同報告書はAI技術の保護策、DX (Digital Experience) 時代のデジタル・ネットワーク化に対する対応、特許権の実効的な保護のための関連データの取り扱い、円滑な紛争処理のためのIP紛争処理システムなどについての問題点及び検討事項が主要内容である¹⁶²。

¹⁶⁰ 産業構造審議会は経済産業省設置法第7条に基づいて設立された機関であり、産業構造の改善に関する重要事項と、その他、民間経済活力の向上及び対外経済関連の円滑な発展を中心に、経済及び産業発展に関する重要事項を調査・審議している。産業構造審議会傘下の産業財産権政策の審議機能を担当する知的財産分科は、弁理士制度、特許制度、デザイン制度、商標制度、審査品質管理、不正競争防止小委員会からなっている(韓国知識財産研究院、「日本特許庁、知的財産権紛争処理システムに関する意見募集」2019.01.31)。

¹⁶¹ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、知的財産権紛争処理システムに関する意見募集」、2019.01.31

¹⁶² 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、AI・IoT技術時代の望ましい特許制度」の中間報告書を発表、2019.01.31

第3節 中国

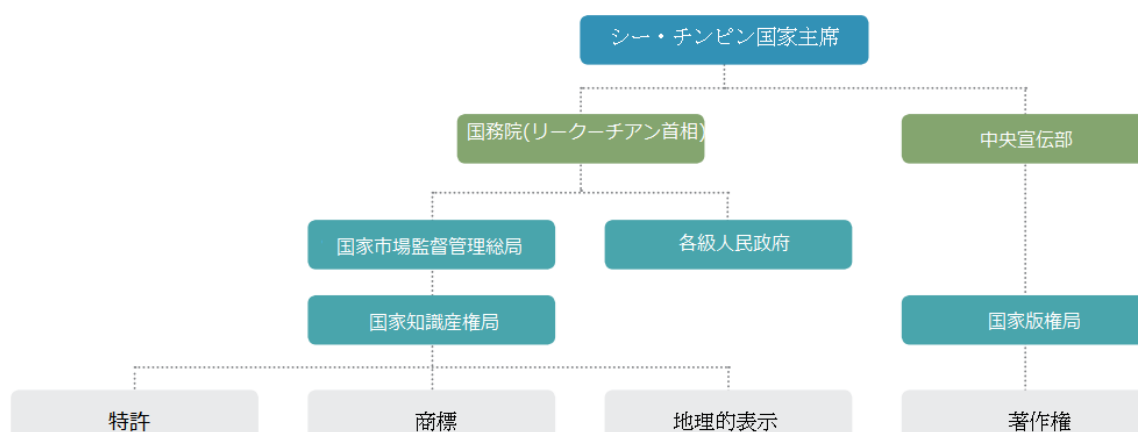
中国は全国における知的財産権保護執行の専門行動の開始などを通じて知的財産の保護を強化し、特許のような技術的判断について専門性が要求される訴訟に対応するため、最高人民法院所知的財産権法廷の運営を開始した。また、2022年の北京冬季オリンピック開催を成功させるために、シンボルなどの標識を保護し、悪質な商標登録などに対応するために懲罰的損害賠償を強化する改正を行った。中国も欧州連合、中東、BRICSなどの主要経済共同体と共同声明を締結して協力システムの構築などを推進しており、知的財産分野における国際協力を強化している。

1. 中国の知的財産保護体系

中国の知的財産政策は国務院を中心に行われている。国務院は中央行政機関であり、総理は李克強である。2018年の組織改編を通じて26の長官レベルの部処と10の次官レベルの直属機構などで構成された。国務院傘下のすべての部処と地方政府は国務院で発表する政策などの行政命令に従って行政執行と監督を遂行する。

国家市場監督管理総局傘下の国家知識産権局（CNIPA¹⁶³）は、産業財産権に関する業務を担当する。従来は国家知識産権局が産業財産権の中でも、特許、実用新案、デザインに限定した業務のみ遂行したが、2018年の国務院の機構改革以降は従来の工商行政管理総局が担当した商標と地理的表示の業務まで国家知識産権局に移管され、産業財産権全般にわたる業務を行うことになった。著作権関連業務は中央宣伝部傘下の国家版權局で担当する。一方、中国の各省・市に地方知識産権局を設置して行政取り締まりの業務を遂行している。

[図5-3-1] 中国の知的財産政策の推進体系



¹⁶³ 国家知識産権局は、その機能が拡張されたことから2018年8月に発表した「国家知識産権局の新しい英文翻訳名を正式に使用するなどの事項に関する通知」に基づいて従来のSIPO (State Intellectual Property Office) から CNIPA (China National Intellectual Property Administration) に英文名を変更した。

国家市場監督管理総局は市場の秩序を維持する役割を遂行しており、このうち執行取締局と価額監督検査及び不正競争防止局が知的財産権に関する業務を担当している。執行取締局は特許・商標権侵害行為に関する執行活動を行い、価額監督検査及び不正競争防止局は不正競争行為に関する制度の整備及び不正競争行為に関する調査などの業務を指導・監督する。

国家知識産権局の職務及び内部機関と組織構成に関する規定によると、国家知識産権局は、①国家知的財産戦略の策定及び施行、②知的財産権保護に関する責任、③知的財産権活用の奨励、④知的財産権の審判、⑤知的財産権の公共サービスシステムの構築、⑥知的財産の国際協力業務を遂行している。知的財産権の出願、登録などの審査業務は、特許局と商標局で遂行している。

2. 中国の知的財産保護戦略

2019年6月17日に中国国務院は「2019年国家知的財産権戦略を重点的に実施し、知的財産権強国の建設を迅速に推進する計画」を発表した。同計画は2018年に発表した「2018年国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設の加速化推進計画内容について、より積極的に展開することを目指し、5の重点任務と106の具体的な推進事項を提示した。

具体的には「知的財産権分野の重点改革」、「知的財産権創出の強化」、「知的財産権保護の強化」、「教育及び国際協力の強化」、「政策的保障」を重点任務とし、インターネット部分の知的財産権保護を強化し、異常な特許出願、悪質な商標登録行為に対する厳格な取り締まり、中小企業の知的財産権戦略の強化などを推進している。政策的保障の側面では知的財産権強国の戦略策定、14次5ヵ年知的財産権計画の制定のための研究実施などを推進している。

[表5-3-1] 2019年国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設推進計画の主要内容

区分	内容
知的財産権分野の重点改革	▷ 知的財産権管理システムの改善、IP重点政策の改善、放管服 ¹⁶⁴ の重点改革
知的財産権創出の強化	▷ 知的財産権の審査品質及び審査の効率向上、成果転換及び技術移転情報サービスの改善などを推進 ▷ 特許審査の品質保障体系と業務指導体系の健全化、商標登録の利便性向上のための全面的な重点改革、異常な特許出願と悪質な登録行為の厳格な取り締まり、中小企業の知的財産権戦略推進審査の推進など
知的財産権保護の強化	▷ 知的財産権法制度の完成、長期的に効率的なシステムの構築を推進、知的財産権の行政・司法の保護強化 ▷ インターネットプラス(+) 知的財産権の保護及び模倣品侵害行為に対する執行など
教育及び国際協力の強化	▷ 国際的地位の強化、海外進出リスクの防止 ▷ 一帯一路の参加国と中国の特許審査結果の相互認定・登録制度の発効を推進、国家レベルの海外IP紛争対応指導センターの建設など
政策的な保障	▷ IP戦略の計画策定及び実践、知的財産権の発展のための人材育成、文化の発展 ▷ 知的財産権強国戦略の策定、14次5ヵ年知的財産権計画制定のための研究実施、知的財産権対外広報の強化など

* 国務院、2019年国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国建設推進計画 (2019.06)

¹⁶⁴ 政府と企業を簡素化し、権限を下部機関に移譲し、サービスを最適化することを意味する。

1) 最高人民裁判所における知的財産権法廷運営の開始

2019年1月1日に中国最高人民裁判所は「知的財産権法廷の若干の問題に関する規定」を通じ、知的財産権法廷業務に対する内容を発表した。中国は特許のような技術的判断に専門性が要求される訴訟事件が持続的に増加し、その対応のために広州、上海、北京に設置された知的財産権裁判所以外にも主要地方の中級人民裁判所に知的財産権法廷を設立してきた。現在、特許関連の1審民事事件は地方の中級人民法裁判所、又は知的財産権裁判所で審理し、第2審は各々の地域の高級人民裁判所で審理しているため、裁判の結果の統一性を期待し難い問題点があった。同規定により最高人民裁判所の知的財産権法廷は、特許訴訟の客観性と公正性を強化するために行政・民事訴訟の最終審を担当することになった。具体的には高級人民裁判所が審理した1審の特許侵害民事事件に対する不服事件、地方の中級人民裁判所や知的財産権裁判所が判断した特許・実用新案・植物新品種・半導体集積回路配置設計・技術秘密・ソフトウェア・反独占違反の1審民事事件に対する不服事件などを審理する。その他、最高人民裁判所は同規定において知的財産巡回法廷制度¹⁶⁵を実施するための根拠規定を設け、同年7月3日に知的財産権巡回法廷制度の実施予定について発表した。

2) 2022年北京冬季オリンピック標識保護の実施

2019年2月13日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、2022年北京冬季オリンピック及び冬季パラリンピックのシンボルなどの標識について、今後10年間保護すると発表した。そのためにCNIPAは2018年6月28日、オリンピック標識保護条例を改正した。同条例は2008年の北京夏季オリンピックのために初めて制定され、改正された条例は2018年7月31日から施行している。

改正条例はオリンピック標識の範囲・認定・保護などさまざまな方面で関連制度をさらに強固した。具体的にはオリンピック標識の権利者を中国国境内で開催されるオリンピックを誘致する組織機構に規定した。また、オリンピック標識の有効期間を10年に規定し、期間満了後に更新できる手続きを新設した。許可なしで商業の目的でオリンピック標識の使用や類似な標識を使用して誤認される行為について、オリンピック標識専用権侵害行為として規定するなど保護レベルを強化した。その他、オリンピックに関連した要素を利用する活動について規定し、オリンピック標識権利者との協賛、又は支払い関係にあると誤認させる場合は反不正競争法に基づいて処理するように規定するなど、潜在的な販売に対しても一定の規制を設けた。

3) 知的財産権に関する法改正及び審査指針の発表

2019年4月8日に中国国家知識産権局（CNIPA）は半導体集積回路に関する知的財産権の保護強化に向けて「集積回路配置設計の審査及び執行指針」を発表した。中国は2001年10月1日から「集積回路配置設計保護条例」を施行してきたが、同条例の施行後、半導体配置設計の出願・登録が持続的に増加¹⁶⁶し、正確な審査のために関連審査及び執行指針を設けた。同指針は大きく4部分で構成されている。「登録審査」部分では審査の原則、出願手続き、形式審査、審査通知、広告などを規定し、「審判と取消」部分では審判決定の原則、取消請求審査の基準、口述審理

¹⁶⁵ 知的財産権巡回法廷制度とは、事件の状況により適時に事件が発生した地域の地方法院、又は原審法院所在地を訪ねて事件を審理できる制度である。

¹⁶⁶ 2018年の半導体集積回路の登録申請件数は同期対比37.3%が増の4,431件で、登録広告件数は同期対比42.9%増の3,815件であった。

などを規定している。「行政執行」部分では、事件の受付と証拠収集、審理、結果の公開に至る法執行の過程、侵害判断などを規定し、「許可及び担保設定」部分では実施許可契約の受理、専用実施権の担保設定登記の申請及び効果を規定している。

2019年4月23日に中国は全国人民代表会議で商標法と反不正競争法の改正を発表した。商標では悪質な商標登録を拒絶事由に該当するようにし、第63条の損害賠償額の計算方法のうち、悪質な商標権侵害行為に対して算定した侵害額の1倍～5倍まで賠償額として確定できるようにするなど、懲罰的損害賠償を強化した。また、虚偽表示商品に関する没収規定を新設し、悪質な商標登録の出願行為や訴訟の乱用行為も過料や行政罰を賦課できるようにした。反不正競争法では、営業秘密の概念について修正するとともに、営業秘密の侵害範囲を拡大する改正を行い、営業秘密侵害に対する民事訴訟での証明責任転換の規定を新設した。

4) 2019年全国における知的財産権保護執行の専門行動開始などIP保護の強化

2019年4月4日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、知的財産保護業務の執行力を強化し、法執行の効率性を高めるために「2019年全国における知的財産権保護のための法執行に関する専門行動」を発表した。同専門行動では知的財産権の保護策が提示され、各地域の知的産権局にこれを配布して業務推進の支援ができるようにした。具体的には展示会での知的財産権保護、農村地域の偽造食品に対する調査の強化、電子商取引領域における知的財産権の執行及び2022北京冬季オリンピックに備えた知的財産保護活動の展開などが主な内容である。

2019年4月7日に中国国務院は中小企業のためのビジネス環境づくり、資本調達、公共サービスの側面からの統一した政策推進のため、「中小企業の健全な発展を推進することに関する指導意見」を発表するとともに、国民経済の発展において中小企業の役割が重大であることを提示した。同意見では中小企業のイノベーション研究成果の保護のために知的財産権保護に対する実践力を強調した。具体的にはインターネット、ビッグデータなどを活用したリアルタイムのモニタリング及び違法行為の摘発、懲罰的損害賠償制度の構築、地域の知的財産権ファンドの支援などの方策を提示した。

中国国家工商行政管理総局（SAIC）、公安部、農業部、海関総署、国家版權局（NCAC）、国家知識産権局（CNIPA）の6部処はオンラインショッピング及び輸出入に関するオン・オフライン運営体系を改善し、侵害行為に関する処罰レベルを強化するため、2019年4月8日に規制措置内容を盛り込んだ「オンラインショッピング及び輸出入領域の知的財産権執行強化の実施方法」を発表した。同発表ではオンライン領域における知的財産権侵害に対する厳格な執行、公衆の社会感動役割勧告、行政部処・公安・公益団体などで構成される共同実務グループ組織及び運営を通じた執行強化などを強調した。

2019年6月11日に中国市場監督総局（SAMR）は2019年度の全国知的財産権侵害及び模倣品製造販売取り締まり業務の要点」について発表し、企業が保有する知的財産権の保護強化及び模倣品取り締まりのための企業間の技術交流及び協力を強調した。

5) 欧州連合、中東、BRICSなどの主要経済共同体とのIP協力の強化

2019年4月9日に中国と欧州連合（EU）は包括的戦略パートナー関係を強固にするとともに、両地域の平和と安保、発展及び人権のための国連憲章と国際法の遵守に合意する「EU－中共同声明（EU-China Summit Joint statement）」を採択した。同共同声明には公正な競争、市場開放、多者主義などに関する双方の努力とともに、知的財産権分野における協力に関する内容も盛り込まれている。具体的には創作者・発明家・芸術家などの権利を市場の条件に基づいてライセンスを行い、行政処分が効率的に行われる法律環境の保障、地理的表示（GI）の交渉完了に対する意思、知的財産権及びICT分野における敵対的行為に対する中・EUのサイバー専門チームの協力強化などの内容が含まれている。また、4月9日には中国とサウジアラビア特許庁が知的財産権法制度の改善、情報交流、地理的表示分野などの協力のために「2019－2020行動計画」への署名が行われるなど、中東国家との知的財産協力も強化された。

2019年4月16日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、南アフリカ共和国で開催された「第11回BRICS特許庁会議」に参加し、BRICS国との知的財産権に関する協力を強化した。ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国で行われたBRICSは2012年から「BRICS知的財産権協力システム」の構築を通じて相互協力するとともに、国際社会での影響力を拡大してきた。2019年の会議では知的財産権の認識向上、BRICS特許庁のインターネット管理フレームの構築に合意しており、今後BRICS特許庁間の審査官交流及び特許情報交換についても議論した。ちなみに2018年の会議では「知的財産権協力強化に関する共同声明」を発表し、中小企業の知的財産権戦略、国家知的財産権戦略と認識向上、人材育成、情報共有、特許審査滞積管理、国際発言権の強化に合意した。

第4節 欧州連合（EU）

欧州はネットワーク化及びグローバル化する世界経済に対応するため、特許システムを整備し、植物育成及び農業部門のイノベーションと競争力の強化のため、植物の特許対象適格性の判断に対する非合法的決議案を発表した。また、欧州連合の特許とブレグジットに関する報告書を発刊し、英国が欧州連合を脱退する場合についての対応策を構築した。最近、小包や宅配便を介して模倣品の配送が増加し、クラウドやビットトレントなどのオンラインを通じた特許侵害を取り締まるために、欧州警察機構と犯罪脅威の評価報告書を発表した。その他、スポーツ分野での知的財産保護活動のためにも努力している。

1. 欧州連合の知的財産保護体系

欧州連合の知的財産政策は欧州特許庁（EPO¹⁶⁷）、欧州連合知的財産庁（EUIPO¹⁶⁸）が策定するものと、欧州執行委員会（European Commission¹⁶⁹）、欧州議会（European Parliament¹⁷⁰）、欧州理事会（European Council¹⁷¹）などが策定・施行するものとに分けられる。通常、欧州執行委員会が欧州の知的財産政策を策定し、欧州議会と欧州理事会の議決を通して最終的に決定される。欧州連合の知的財産政策は欧州連合全体の調和的な発展を目指しており、法制度の場合は統一化（harmonization）に向けて努力し、産業政策の場合には国別・地域別の差別性を認めつつ、そのギャップを埋め、共同の発展を図る方向で推進されている。

欧州連合の行政部や執行部として機能する欧州執行委員会は、欧州連合に適用される政策を開発・設計し、これを実行する役割をする。欧州執行委員会は、5年ごとに優先的に推進する政策を決定し、これを基に細部推進計画を1年単位で設定する。また、欧州連合の予算管理や資金配分担当とともに、欧州議会と理事会に法令の制定を提案し、マクロ的視点の知的財産発展の未来像と政策などの中長期的な推進活動を提示する。

¹⁶⁷ European Patent Office

¹⁶⁸ European Union Intellectual Property Office

¹⁶⁹ 欧州執行委員会は欧州統合関連条約を守護し、欧州連合の行政部の役割を担当する。さまざまな政策を立案し、欧州連合の利益を守護する欧州統合の中心機構である。

¹⁷⁰ 欧州議会は加盟国で直接・普通選挙で選出された任期5年の議員751名からなる。欧州議会には外交、経済、金融問題、農業、開発予算など22の常任委員会があり、必要であれば特定事案に関する臨時委員会を設置することができ、非加盟国（欧州及び非欧州）議会と交流のために40の議員親善代表团（delegation）が存在する。

¹⁷¹ 欧州理事会は欧州連合加盟国の首脳が集まりである欧州首脳会議（European Council）と閣僚（長官）級の集まりである閣僚理事会（Council of the European Union）からなり、欧州連合最高の立法及び主要政策決定機構である。

[図5-4-1] 欧州連合の知的財産政策推進体系



2. 欧州連合の知的財産保護戦略

2019年6月27日に欧州連合は欧州特許庁（EPO）を通じ、今後4年間で高品質の特許サービスを提供するために実行する重要計画を盛り込んだ「戦略計画2023（Strategic Plan 2023）」を発表した。欧州連合は同計画を通じて世界最高品質の特許を量産するための新たなビジョンを提示しつつ、すべての利害関係者に最高のサービスを提供するために必要な5つの目標と各分野及び課題別の今後4年間で実行すべき計画を確定して提示した。

戦略計画2023は新しいビジョン策定の必要性に応じ、38のEPO加盟国及び特許システムのユーザー、一般公衆、各国特許庁とEPO職員などの意見集約を介して作成された。2019年6月26日にドイツで開かれた行政委員会（Administrative Council）で全会一致で採択された。同戦略は世界経済のネットワーク化・グローバル化に応じ、特許システムの利害関係者の期待と新たな挑戦状況に対応するための戦略を盛り込んでいる。

[表5-4-1] Strategic Plan 2023の主な内容

5つの目標	細部内容
職員の能力強化	EPO職員の業務集中度の強化及び専門性を発揮できる環境づくり
ITシステムの単純化・現代化	特許出願及び登録など、すべての手続きに電子的ツールを利用、先行技術データベースの拡充に投資を拡大
効率的な高品質のサービスを提供	顧客が体験できる特許取得手続きの柔軟化及び品質レベルの指標を作成
影響力のある欧州特許システム及びネットワークの構築	EPO加盟国の特許庁及び世界協力機関との関係強化、国際協力活動に対する財政及び運営上の支援を検討
長期的な持続可能性の確保	一般人、個人、利害関係者などとのコミュニケーションプラットフォームを構築、炭素排出量の減縮、エネルギーと紙の使用量の減少、プラスチック退出のための具体的な方策を策定

1) 欧州連合の特許とブレグジット (Brexit) に関する報告書発刊

2019年11月6日に欧州議会 (European Parliament) は「欧州連合の特許とブレグジット (EU Patent and Brexit)」を発刊した。同報告書は欧州統合特許法院 (UPC) システムの重要国である英国が、欧州連合を離脱する場合の対応策を用意することが目的である。同報告書は英国の欧州連合離脱にもかかわらず、欧州統合特許法院の協定 (UPCA¹⁷²) が発効される場合、ブレグジットが単一の効力を有する欧州特許の効力発生に、どのような影響を与えるかについて診断し、ブレグジットによりUPCAを改正しなければならない場合、欧州連合が取るべき不可欠な措置を検討した。また、同報告書は英国の欧州連合離脱の目的の一つが、司法的に欧州司法法院 (CJEU) の管轄から離れることにあるとみつつ、英国が欧州連合を離脱した後もUPCA加盟国として残留する可能性について排除せず、UPCは欧州連合法を適用する国際法院であるため、英国がUPCA加盟国として残るためには、英国の革新的な法制改革が優先的に行われる必要があると提示した。

2) 植物の特許対象適格性に関する判断及び非法的決議案の採択

2019年2月5日にEPOは植物の特許対象適格性について判断した技術上訴委員会 (TBA¹⁷³) の決定文 (T1063/18) を公開し、植物の特許適格性に対する立場を提示した。同決定文はEPO審査局が「栄養価を高めた唐辛子の植物及びその果実の発明」について、欧州特許条約 (EPC) の施行規則第28条 (2)¹⁷⁴ に基づいて特許を受けることができないと決定したことに対して不服として決定の取消を求めたことから作成された。TBAはEPOの拡大上訴委員会 (Enlarged Board of Appeal) の先例から、EPC第53条 (b)¹⁷⁵ が本質的に生物学的な工程を経て得られた植物であっても、そのような植物を特許の対象から除外しようとする旨の規定ではないと解釈したとし、生物学的工程を手段として得られるすべての動植物について、特許の対象適格性を認めていないEPC施行規則第28条 (2) は、EPC第53条 (b) と「衝突しない方法で解釈することは不可能」だという立場を提示した。これにより、EPC施行規則第28条 (2) を特許登録の拒絶理由として提示することが難しくなり、植物関連の発明についても新規性と進歩性などの実質的な要件に対する判断が必要となった。

2019年9月19日に欧州議会 (European Parliament) は植物品種と種子の特許に関する新しい非法的決議案 (non-legislative resolution) を採択した。欧州議会の議員は、伝統的な育種過程で得られた果物、野菜や動物については、特許を付与することに否定的な立場の意見一致を見せ、これを決議案として発表した。同決議案は欧州における植物育種と農業部門のイノベーションと競争力の強化及び新品種の開発、食品の安全性の強化と気候変動に対応するために排他的特許権による制限なしで、生物学的植物資源にアクセスできるようにすることが不可欠であることを強調し、排他的特許権による遺伝資源のアクセス制限が許可される場合、少数の多国籍企業が植物育成の材料を独占することで、欧州連合の農民と消費者に害を及ぼす状況もたらされることを提示した。

¹⁷² Unified Patent Court Agreement

¹⁷³ Technical Board of Appeal

¹⁷⁴ EPC施行規則第28条 (2) では生物学的工程の手段で得られた動植物については、特許を付与できないと規定している。

¹⁷⁵ EPC第53条 (b) では、動植物の新品種や動植物の生産に関する生物学的工程については、特許を付与することができず、この規定は微生物学的 (microbiological) 工程、又はそれによる製品には適用されないと規定している。

3) 知的財産とスポーツを連携した保護活動の推進

2019年4月26日に欧州知的財産庁（EUIPO）は2019年の世界知的財産の日の主題歌「金メダルに挑戦しなさい：IPとスポーツ（Reach for Gold：IP and Sports）」を利用し、スペインのプロサッカーリーグラリガ（LaLiga¹⁷⁶）と共同で推進している知的財産の保護活動を紹介した。スポーツ用品の製造分野において模倣品による経済的損失が年間3億3千8百万ユーロに達することを鑑みると、EUIPOとラリガが東南アジアにおいて共同で行っている知的財産保護活動は、非常に意味のある事業として評価される。EUIPOとラリガは「あなたのチームを守ってください - 公式グッズをご利用ください（Support Your Team-Choose Official Products）」というスローガンを介して知的財産権の宣伝を行い、正式に契約された放送の聴取と公式認定製品の消費が世界のスポーツリーグのレベル向上と発展にどのように貢献できるかについても展示ブースを運営して広報した。

4) スウェーデン、ドイツの改正商標法の施行

2019年1月1日からスウェーデンの改正商標法が施行される。同改正は2018年11月7日に改正されたものであり、欧州連合指針（Directive 2015/2436）に基づき、スウェーデンの商標法を、欧州連合商標の規定（2017/1001）と他の加盟国の商標法との調和をなす目的で行われた。具体的には商品の出処を示すために使用可能な一体の表示が標章を構成することができるようになり、音、ビデオ、動画、又はマルチメディアファイルの形で出願書に添付することができる商標がスウェーデン特許庁で登録が可能となるなど、登録可能な商標の範囲が拡大され、商標出願日の認定基準が強化された。また、商標権の存続期間が「登録日から10年」であったのが「出願日から10年」に変更された。

2019年1月14日にはドイツの改正商標法が施行された。これは、スウェーデンの商標法改正と同様に欧州連合指針（Directive 2015/2436）の内容を反映するためのものである。具体的には商標登録の対象となる標章の要件において「視覚性」の要件が削除され、自他商品識別のために使用される標章がなくても、商品やサービスが特定の属性を持っていることを証明するために使用される証明標章（Gewährleistungsmarke）を、ドイツの商標制度下で登録し保護を受けることができるようになった。また、法改正の前は商標権侵害の疑いがある商品の場合も、その商品が欧州連合市場に販売される予定であるという事実が立証されない限り、ドイツを単に経由する商品については税関の介入が不可能であったが、改正法では侵害の疑いがある場合に経由する商品を押収することができるようになった。

5) 2019 知的財産犯罪脅威の評価を初めて発表

2019年6月12日に欧州知的財産庁（EUIPO）は、欧州警察機構（Europol¹⁷⁷）とともに、欧州連合全域を包括して調査した最初の報告書である「2019知的財産犯罪脅威の評価（Intellectual Property Crime Threat Assessment 2019）」を発表した。同報告書は犯罪組織が模倣品の販売を最小限のリスクで大きな利益を得ることができるビジネスとして認識しており、靴、衣類、ブランド品など、模倣品の製造分野のほか、偽医薬品の取引が増加しているということから、

¹⁷⁶ ラリガリーグはイングランドとドイツに次いで世界第3位の収益を上げているサッカーリーグである。

¹⁷⁷ European Police Office

これに対する状況を分析したものである。同報告書によると、模倣品は小包や宅配便を介して配送が増え、取り締まり機関の摘発がさらに難しくなっており、オンライン著作権違法デジタルコンテンツは、ビットトレント (BitTorrent) などのポータルやp2p方式のネットワーク、クラウドと同様に、サイバーでのファイルの保存 (cyberlockers) を介して行われ、徐々に増加している。このようなプラットフォーム管理者は、デジタル広告で収益を創出している。同報告書は2022-2025年の国際重大・組織犯罪に対する欧州連合の対応策の作成などに活用される予定である。

6) 特許法院などで一貫して否定した職務発明補償金の請求権を認めた英国最高裁判所 (UKSC) の判決¹⁷⁸

英国特許法上の職務発明補償金請求権の認定要件¹⁷⁹である、ユーザーの「著しい利益 (outstanding benefits)」が何なのかが、主要争点の事案である。これまで英国知的財産庁 (UKIPO)、特許裁判所と控訴裁判所ではユーザーが著しい利益を得たかどうかについて、ユーザーの事業全体の売上高と収益性を基準に判断しなければならないと判示しつつ、元従業員の職務発明補償金の請求権を一貫して否定してきた。

しかし、英国の最高裁判所は、ユーザーが著しい利益を得たかどうかを判断するためには、「ユーザーの事業規模と性格 (size and nature of the employer's undertaking)」を必ず考慮しなければならない、「著しい利益」があるとするためには、その利益がユーザーの通常の事業活動に関連して重大なものでなければならないとし、ユーザーが得た利益と従業員が受ける報酬との間のギャップが大きくなければならないとみた。また、売上高や収益性などの他の要素が評価に活用でき、特許から派生した収入とユーザーの全体利益を単純比較して決定することができないとみた。英国最高裁判所は原審判決を破棄し、2百万ポンドの職務発明補償金を従業員に支給するよう判決した。

7) AI とマシンラーニングの特許性に関する審査ガイドライン施行

2019年11月に欧州特許庁 (EPO) は、AIとマシンラーニング (Machine Learning、ML) の特許性の判断について新たな指針を発表した。これは、従来の特許性の審査ガイドラインに関連内容を追加したものであり、「コンピュータ実現発明」の部分において相当な内容が追加及び変更された。同ガイドラインによると、AIとランニングマシンは「計算的モデル (computational models) とアルゴリズム (algorithms) を基盤にしている。それ自体で抽象的な数学的特性を持っており、特許性が認められないが、数学的な特性 (AI、MLなど) を持ったとしても発明の具体的な技術的特徴が明白で、使用された数学的手法がその発明において技術的特徴に明白に寄与する場合は、例外的に特許性を認めることができることを示している。例えば、不整脈を確認するための監視装置にニューラルネットワークの使用、生理学的測定処理の自動化システムを通じた医療診断などのように、「技術分野に対する数学的方法の応用」、又は「特定技術の実現に適用」などが認められた場合は特許性が認められる。

¹⁷⁸ judgment of 23 October 2019, Shanks v. Unilever Plc and others, [2019] UKSC 45

¹⁷⁹ Patents Act 1977 Section 40 (1) に基づいて、職務発明がユーザーに原始的で帰属された場合、特許発明をした従業員は、発明がユーザーに著しい利益を与える場合、その補償を受けることができる。

8) 中国との「地理的表示の協定 (the agreement on geographical indications)」承認

欧州と中国は2019年4月に首脳会談を開催し、知的財産権分野の協力を含む「中・欧州連合共同声明 (EU-China Summit Joint Statement)」を採択した。欧州と中国は2010年から地理的表示の協定締結のための交渉を開始し、2019年の首脳会談では当該年度内に二国間の地理的表示協定文の完成に合意した。2020年7月20日に欧州委員会 (EU Council) は中国政府と初めて締結する二国間貿易協定である「地理的表示協定 (the agreement on geographical indications)」を承認した。

今回の協定文締結により、欧州はバッファローモッツァレラチーズ、ラングドックワイン、ポリシーウオッカ、カラマタオリーブなど100品目の地理的表示について、中国市場での保護を受けることができるようになり、中国も北京ダックなど100個の地理的表示商品について欧州において保護を受けることができるようになった。欧州理事会は地理的表示が飲食商品の販売において有用なマーケティング手段として活用され、地理的表示の商品が地理的表示のない商品より平均2倍以上の売上高を上げる成果があるとみなした¹⁸⁰。

¹⁸⁰ 韓国知識財産研究院、「欧州理事会、中国と地理的表示協定を締結」、2020.08.04

第5節 世界知的所有権機関（WIPO）

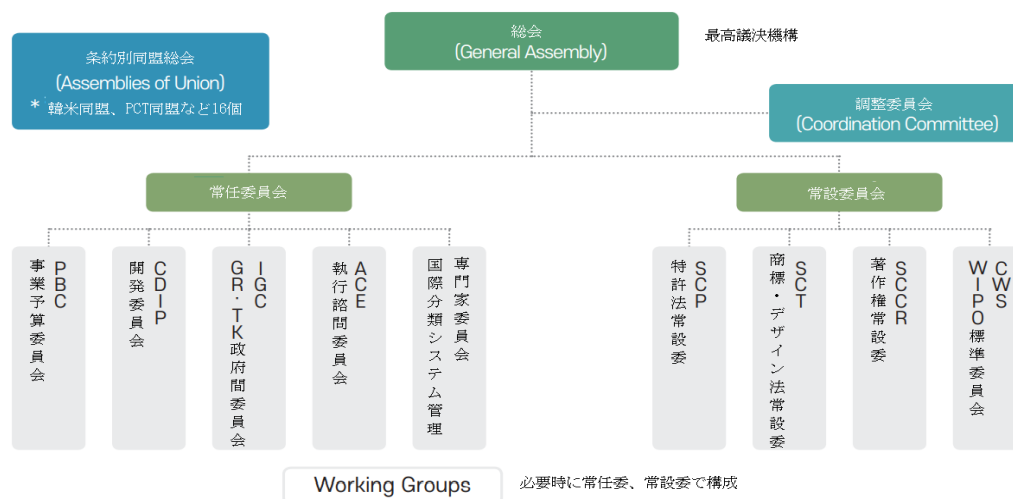
世界知的所有権機関（WIPO¹⁸¹）は、急速に成長しているAI技術動向と関連する知的財産政策課題について議論する特別セッション（WIPO Conversation on IP&AI）を2019年に開催し、同セッションで議論された意見を基に問題報告書を発刊した。発刊後もWIPOは、継続的に同問題のレポートについて各国の政府、政府間の機構、企業、団体、個人などの意見を取り入れ、同問題のレポートを改正し、関連の特別セッションを再び開催する予定である。それだけでなく、第6代事務局長が選出されることによって、WIPOは持続可能な成長、気候変動、公衆衛生、情報アクセスなどの方面にまで知的財産権の観点を拡張するなど、国連機構として人類の生活を改善し、人間のイノベーション能力の発揮に貢献することを明らかにした。

1. WIPOの知的財産政策推進体系

1) WIPOの概要

WIPOは国連の特別機関の一つとして、国際知的財産権の規範形成を主導し、知的財産協力を促進するため、1967年に設立された知的財産分野の専門機関である。WIPOは、国際知的財産登録サービスを提供し、知的財産の活用と促進、情報インフラの強化を通じた国際IPシステムの効率化、知的財産権の認識向上活動などの業務を行い、193カ国の加盟国（Union¹⁸²）が相互間で協力を維持できる役割を果たしている。

[図5-5-1]WIPOの知的財産政策推進体系



2) WIPOの知的財産政策推進体系

総会（General Assembly）は最高議決機関として事務局長の選出、事務局と調整委員会活動の検討、WIPOの財政を運営し、調整委員会（Coordination Committee）は総会の諮問機関としてハイレベルの人事の承認や事務局長の候補選定などの役割を実行する。常設委員会は条約の制

¹⁸¹ World Intellectual Property Organization

¹⁸² 韓国は1979年3月に加盟

定議論などのために総会の決定により設立された専門家委員会であり、常任委員会は加盟国の総会及び調整委員会の決定により必要に応じて設立された委員会である。ワーキンググループ（Working Group）は常設委員会、又は常任委員会において特定の問題を詳細に取り上げる必要がある場合に会議体として運営される。

3) WIPO仲裁調停センター

WIPO仲裁調停センターは1994年にスイスのジュネーブに設立された国際商取引に関する代替的紛争解決（ADR）機関である。同センターは「WIPOの調停、仲裁、迅速仲裁、専門家の決定規則と条項（WIPO Mediation, Arbitration, Expedited Arbitration and Expert Determination Rules and Clauses）」を基に、IP分野の国際的専門家との協議を経て仲裁、調停、迅速仲裁、専門家の決定のための規則を策定し、国際的中立であり、IP及び技術取引に特化した紛争解決サービスを提供している。

2. WIPOの知的財産保護戦略

1) 「原産地と地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ法」発効

2020年2月26日にWIPOは「原産地と地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ法（Geneva Act of the Lisbon Agreement on Appellations of Origin and Geographical Indications）」を公式に発効した。2015年5月20日に開催されたWIPO外交会議で採択された同法は、WIPOの単一登録手続きを通じた原産地表示と地理的表示の国際登録を許可し、欧州連合とアフリカ知的所有権機関（OAPI）のような地域機構がリスボン協定上において創設されたリスボン共同体の一員になれるようにした¹⁸³。同法は5番目の批准書、又は加入書が寄託された日から3ヵ月後に効力が発生する。2019年11月26日に欧州連合が加入することにより、その3ヵ月後の2020年2月26日に同法が発効した。2020年9月時点でアルバニア、カンボジア、北朝鮮、サモアと欧州連合が締約国となった¹⁸⁴。

2) 国際知的財産に関する問題についての議論及び第6代事務局長の選出

WIPOは2019年10月9日に192の加盟国が参加した中で行われた第59回総会において、2020-2021年の2年間、知的財産と遺伝資源、伝統的知識及び民俗に関するWIPO政府間委員会（IGC）の権限更新に合意し、2021年上半期に予定しているデザイン法条約（Design Law Treaty）に関する外交会議の開催について、2020年9月の会合において引き続き検討することに決定した。また、WIPO仲裁調停センター（WIPO Arbitration and Mediation Center）は知的財産紛争の法廷外の解決のために加盟国と引き続き協力することに合意するなど、1,200人を超える加盟国とオブザーバー機構の代表団が参加し、国際知的財産制度に関する幅広い問題について議論し交渉を行った¹⁸⁵。

¹⁸³ 韓国知識財産研究院、「世界知的所有権機関、リスボン協定のジュネーブ法を正式に発効」、2020.03.03

¹⁸⁴ https://www.wipo.int/treaties/en/ActResults.jsp?act_id=50

¹⁸⁵ 韓国知識財産研究院、「世界知的所有権機関、第59回総会の成果を発表」、2019.07.19

その他、2020年3月4日に第6代WIPO事務局長としてシンガポール知的財産庁（IPOS）のDaren Tang長官が選出された。2020年5月にWIPO総会で事務局長に最終確定されたDaren Tang長官は2020年10月1日から6年間、WIPO事務局長の職務を引き受けることになる。

第6代WIPO事務局長職の受諾演説においてDaren Tangは、WIPOが人間のイノベーション・創造能力の発揮を支援し、国連機関として人類の生活を改善するために貢献する使命を果たすことを強調した。Daren Tangは発展途上国に対して特に注意を払う一方、すべての生産・消費主体が知的財産権にアクセスすることができようにし、すべての人が利用できるIP情報プラットフォームの提供と、規範的な議題設定の業務を活性化するとともに、社会問題を克服するための合意を導出していくことを発表した。また、WIPOは持続可能な成長、気候変動、公衆衛生、情報アクセスなどの方面にまで知的財産権の観点を拡張し、経済成長の原動力であり、社会的活力を付与する促進者の役割を遂行することを提示した。その他、WIPOの役割を適切に履行するために、人材構成の透明性、高いレベルのガバナンス、健全な財務能力を備えなければならないという点を強調した¹⁸⁶。

3) AIの技術分析、問題報告書の発表及び意見募集

2019年1月31日にWIPOはAIに関する技術動向報告書の「WIPO Technology Trends : Artificial Intelligence」を発表した。同報告書は急成長しているAIの動向を34万件の関連特許と160万の論文などの実証資料を基に分析し、世界の政策立案者にAIの未来に対する情報を提供するために作成した¹⁸⁷。同報告書によると、AI関連の特許出願が最も多い上位30位の出願人のうち、26件は企業、4件は大学・公的研究機関であり、上位20位の企業の中で日本企業が12社で、最も高い割合を示した。また、AI関連の特許ポートフォリオが最も多い上位5位の企業はIBM社（8,290件）、Microsoft社（5,930件）、Toshiba社（5,223件）、サムスン（5,102件）、Nippon Electric Company社（4,406件）の順であった。AI特許の出願件数が最も大きく増加した産業部門は輸送（transportation）で134%の増加率を見せ、電子通信（84%）、生命科学と医学（40%）、パーソナルデバイス、コンピューティング及び人間とコンピュータの相互作用（personal device、computing、and Human Computer Interaction）（36%）の分野がそれに続いた。

さらに、2019年12月にWIPOはAIの重要性が増大するにつれ、知的財産政策にも影響を与えることを予想し、AIが知的財産にどのような影響を与えるかについての意見を調査した¹⁸⁸。同意見調査は2019年9月に行われたAIと知的財産に関する対話（Conversation on Intellectual Property and Artificial Intelligence）の第1回目のセッションにおいて、AIが知的財産政策に及ぼす影響と問題を取りまとめて公開すると発表したことから調査が行われた。主要課題に対する共通した理解のために政策課題レポート（draft issues paper for consultation）を提供した。同意見調査では特許関連の内容としてAI発明の発明者の確定問題、コンピュータ基盤発明の特許対象問題及び特許性に関するガイドライン、非自明性に関する問題、AIが生成した特許発明に開示要件を課すべきかどうかなどの問題が取り上げられた。著作権関連の問題ではAIによる著作権侵害と例外、ディープフェイク技術（deep fakes technology）、一般政策問題

¹⁸⁶ 韓国知識財産研究院、「世界知的所有権機関、Daren Tangの第6代事務局長職受諾演説の公開」、2019.02.21

¹⁸⁷ 韓国知識財産研究院、「世界知的所有権機関、人工知能に関する技術動向報告書を発表」、2019.12.19

¹⁸⁸ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_ip_ai_ge_20/wipo_ip_ai_2_ge_20_1.pdf

について質問し、データに関しては知的財産政策がデータと関連した新たな権利の創作を考慮する必要があるのかどうかについて考慮する必要があるれば、どのような形式のデータを保護対象としなければならないのかなどの質疑が行われた。質疑に対する意見募集は2020年2月14日まで行われ、250件以上の意見を集約して¹⁸⁹2020年5月に修正したIssue Paperを発行した¹⁹⁰。第2回目のセッションは2020年7月に開催され、130カ国から2,000人以上が参加し、第3回目のセッションは同年11月に行われる予定である。

¹⁸⁹ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_ip_ai_ge_20/wipo_ip_ai_2_ge_20_1.pdf

¹⁹⁰ WIPO、[Artificial Intelligence and Intellectual Property Policy]

PART 06

今後の見通しと 政策対応の方向

第1節 非対面・デジタル時代に対応したIP保護体系の整備

第2節 第四次産業革命の中核技術の牽引のためのIP制度の整備

第3節 中小・ベンチャー企業のIP保護の公正な経済基盤の整備

第4節 産業環境の変化に伴う著作権保護エコシステムの強化

第5節 IP保護・執行の強化

第6節 バイオ産業分野のIP保護制度の整備

技術と産業が急変する環境下において、知的財産政策は産業の体質を改善し、国家競争力を向上させる重要な戦略である。知的財産はすべての技術と産業分野に適用されているという点で、特定の産業や特定の観点ではなく、全体的な観点から保護と利用のバランスの取れた戦略づくりが必要である。2020年は非対面・デジタル環境が次第に強化され、オンライン環境におけるIP法体系についての悩みと、第四次産業革命時代における中核技術分野のIP法制度に関する検討が必要である。また、スタートアップや中小企業の成長促進に向けた公正な環境づくり、Kブランドとコンテンツの活性化に向けた著作権エコシステムの整備、知的財産権侵害対応に向けたIP保護及び執行の強化、ウイルスや感染症の拡散の時代に応じたバイオ産業分野におけるIP保護制度の整備など、さまざまな産業や視点から全体的な対応戦略の策定が必要である。

第1節 非対面・デジタル時代に対応したIP保護体系の整備

オンライン・デジタル中心社会にシフトし、知的財産政策にも多くの変化が必要となった。ショッピングや宅配などの日常的な部分に加え、オフライン中心で行われていた教育や公演、業務会議なども非対面のオンライン環境で実施され、そのため予期せぬ問題が発生している。また、データ経済の時代におけるデータは単一の資本としてその重要性が増している。そのため、データの保護と活用のための政策的な整備が必要である。

1. 非対面環境における著作権の保護及び活用の強化

1) 非対面のオンライン授業と著作権保護

新型コロナウイルスによりオンライン教育が日常となった現在、遠隔教育に必要な各種著作物がさまざまな形で授業で使用されることが急増している。非対面オンライン授業の拡散により、著作者の権利を侵害する場合が多数発生することが懸念される状況において、授業の効率を鑑みた著作権の保護及び活用範囲の新しい政策が必要である。つまり、非対面オンライン授業を実施する多くの教師が著作権を見逃しやすいという点で、オンライン教育時に発生する著作権の侵害と正しい活用策などについての教育が必要である。

2) 非対面の公演と著作権保護

新型コロナウイルスより非対面の公演が活性化されている。非対面の公演形態にはBTSのバンバンコン（お部屋で楽しむBTSのコンサート）のような既に完了した公演を再演する方式と、ビヨンドライブ（Beyond live）のようなライブストリーミング形式のオンラインコンサート方式がある。一般公演の場合は公演が行われる場所で、著作権のライセンスを受けた後で公演することになるが、世界を対象とするライブストリーミング方式のオンライン公演の場合は、その国のライセンスを取得したかどうかの問題になる恐れがある。また、オンライン上で行われる公演の性質も明確にする必要があるという点で非対面の公演に関する著作権の保護及び活用に関する研究が必要である。

2. デジタルビッグデータの保護強化

非対面・デジタルサービスが増加し、個人情報やデジタル資産などの価値が高まり、これらのデジタル情報が権利者の同意なしに流出する可能性が高まっている。2019年にグーグルはホームスマートスピーカーを通じてベルギーとオランダのユーザーの個人や機密情報が含まれた音声情報を収集したため、欧州連合の個人情報保護法（GDPR¹⁹¹）の違反の調査を受けたことがある。このような状況に対応し、データの流出や偽造・変造などからデジタルデータを保護するための政策的補完とともに、ブロックチェーン・クラウド・5Gなどの新技術を活用するセキュリティ技術を強化する必要がある。また、AI産業の発展に伴い、AI学習用のデータとして各種映像、画像、テキスト、音声などさまざまなタイプの非定型データが収集及・活用されている。このため、個人情報や著作権利用の許諾問題などに関する明確な基準とAI学習用データの法的保護に関する議論が行われるべきである。

¹⁹¹ General Data Protection Regulation

第2節 第四次産業技術革命の中核技術の牽引のためのIP制度の整備

第四次産業革命の時代に、AI、ソフトウェア、データ、AR・VRなどの中核技術に対するIP制度は国家間の競争優位を獲得できる重要な要素である。具体的にはAIの創作物に対する保護問題、AR・VR産業におけるコンテンツの活性化問題、ICT分野などの標準特許確保の問題、中核技術分野における高品質の特許創出問題などについての議論が必要である。中核技術に対するIP制度の整備を介し、関連問題を国際社会にいち早く提示する必要がある。

1. AIによる創作物に対する保護システムの構築

2020年3月に中国の裁判所はAIが作成した文章の著作権を初めて認める判決を下し、大きな波紋を呼んだ¹⁹²。韓国の「著作権法」は人間の思想や感情を表現した創作物のみ保護するため、AIによる創作物は保護しない。世界においてもAIの創作物を保護する法制度は現在は存在しない。最近、AIが描き、音楽を作り、ドラマで演技までするなどAIの創作が活性化し、保護の必要性が継続的に提起されている。これを受け、WIPOをはじめとする海外の主要国はAIの創作や発明に対する知的財産権保護の必要性について議論している。しかし、韓国国内ではAI創作物の保護問題について学術的な議論にとどまっている。AIの創作物の保護の必要性について多数の国が共感しているという点で、AI創作物に対する権利認定及び範囲から哲学、倫理、経済学、産業、雇用などの多角的な側面から検討する必要がある。

2. ICT分野などにおける国際標準先取りのための標準特許の支援強化

第四次産業革命により新しい技術と市場が登場し、国際標準化を先取りするための対応戦略の構築を通じ、韓国の技術的・政策的標準化の影響力を拡大する必要がある。革新的な技術や産業であっても国際標準として認められなければ、世界市場で通用することができない。したがって、国際標準と事実標準¹⁹³を先取りするの国家競争力を高め、世界市場で優位に立つために必要な課題である。特に、情報通信分野は互換性が重要であるため、世界市場での競争優位性を築くうえで最も重要な分野である。海外の主要国の場合、ドイツは「ドイツの標準化ロードマップ (German Standardization Roadmap)」戦略を通じて国際標準化の先取りを推進している。また、米国では民間企業の主導でグローバルプラットフォームビジネスを先取りするために「第四次産業革命時代の国際標準化先取り戦略」を発表し、国際標準の先取り及び牽引のための計画を策定した。

国際標準は優れた技術力だけで先取りすることができない。競争が激しい分野の国際標準化を先取りするためには戦略的な標準化活動が必要である。特に、国際標準化機構において標準化活動の主導権を確保するためには、学界と政府、企業が共に主導的に国際標準化の専門家を育成し、国際標準化機構の議長団へ活発に進出できるように支援することが重要である。また、市場支配力と波及効果が高い標準化機構 (IEEE、IETE、3GPPなど) における議長団の確保に集

¹⁹² 2020年1月9日付中国の法制日報によると、中国深セン市の裁判所はテンセントによるAIプログラムであるドリームライター (Dream writer) が作成した有価証券の記事を許可なく使用した被告の上海盈訊科学技術が、テンセントに1500人民元 (約25万ウォン) を賠償するよう判決した (<http://news.chosun.com>、2020.08.05)。

¹⁹³ 市場において標準として認められ、必要に応じて業界を中心に結成された事実標準化機構で制定される標準

中的に対応し、日中韓IT標準協力会議の（CJK）などで主要懸案に対する国際協力を維持しつつ、韓国の影響力を積極的に強化していく必要がある。

3. 審査請求期間の短縮による特許審査専門能力の向上

日本の輸出規制や米中貿易戦争などの技術覇権競争の激化により、高品質の審査・審判による強力な特許創出の重要性が拡大している。国会・メディア・産業界を中心に特許の審査・審判の品質向上、特許権の法的安定性の強化に対する社会的ニーズも増大している。韓国は主要国に比べて審査官1人あたりの処理件数¹⁹⁴が依然として多く、これが審査の品質向上の限界になっている。また、2016年2月の「特許法」改正により、審査請求期間が5年から3年に短縮¹⁹⁵された。これにより、審査処理対象が増加すると予想され、審査処理能力の確保が急がれる状況である。このため、継続的に審査人材を増員し、カスタマイズ教育を実施して特許審査人材の専門能力を向上させる必要がある。また、AI、IoTなどの中核技術分野については、技術別の特性に合う審査基準を確立し、専門審理委員制度を導入して専門性を確保しなければならない。また、AI基盤の高品質機械翻訳サービスの開発や3人の協議審査といった革新的な審査方法を継続的に発掘し、特許審査の品質を向上させるシステムを補完していく必要がある。

4. AR・VR産業発展に向けたコンテンツ活性化の推進

AR（拡張現実¹⁹⁶）・VR（仮想現実¹⁹⁷）産業の主要部品、デバイスなどのハードウェア関連の技術の発展に比べ、これに活用されるコンテンツの開発は相対的に不足しているのが現状である。非対面・オンライン産業が徐々に活性化しているという点で、AR・VR産業におけるコンテンツの考案及びその育成のための戦略が必要である。

VR産業の場合、他人の著作物、又は商標などの無断使用による権利侵害の可能性が高い。また、AR産業ではコンテンツの活性化を阻害する不明な規制が関連産業の発展に障害となっている。医療や教育などの機能性コンテンツの性質、個人映像の情報と画像・商標に対する活用基準などの不確実さを改善し、これに対するガイドラインを提示してコンテンツと関連技術を保護するとともに、AR・VR産業を将来の主要産業として育成することが求められる。

¹⁹⁴ 2018年の審査官1人当たりの年間処理件数は韓国192件、米国77件、日本の166件、欧州55件、中国の74件である。

¹⁹⁵ 「特許法」第59条（特許出願審査の請求）第2項

¹⁹⁶ Augmented Reality

¹⁹⁷ Virtual Reality

第3節 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正な経済基盤の整備

新しい技術開発やサービスの活性化に伴う国家産業の発展を実現するためには、何よりも新しく、さまざまなスタートアップの誕生が重要であり、スタートアップが市場に定着し、中小・中堅企業に成長し、公正な競争を行い、社会の発展に寄与することができるエコシステムを構築する必要がある。そのため、スタートアップには成長促進のための特許-投資の連携強化、中小企業には技術保護に伴う競争力強化と技術流出に対する迅速なサポートができる環境への持続的な整備が必要である。

1. スタートアップの成長促進のための特許戦略-投資連携の支援強化

スタートアップの生存と成長において最も必要なのは資金調達であるが、現在のシステムではスタートアップの技術及びIPによる資金確保は困難な状況である。そこでスタートアップの成長を促進する体系的システムの補完が必要である。スタートアップにとっては投資・上場・M&Aなどが重要であるため、これに対する可能性を高めるために技術（企業）の価値を高めることができる特許戦略の策定を支援し、これらの特許戦略と投資を連携することができるシステムを構築する必要がある。特に、素材・部品・設備分野では国内特許の競争力が海外に比べて劣勢¹⁹⁸だという点で競争力のあるスタートアップを発掘し、特許戦略の策定支援とともに、中核技術に対する研究開発の投資を強化する必要がある。

2. スマート製造革新などのための中小企業の技術保護政策の強化

スマート工場、素材・部品・設備など、中小企業の重要資産が国の重点的価値につながっている。そのため、スタートアップ・中小企業の技術競争力の向上に向けた政策が多様に策定されているが、中核技術の保護のための政策は相対的に乏しい。特に、スマート工場の場合、2018年12月に中小企業スマート製造革新戦略が発表され、2022年までに3万のスマート工場の構築が推進される。スマート工場は設計、製造、流通などの全過程がITでつながっているため、セキュリティ事故が発生すれば、すべての工程の中核技術が流出する致命的な危険性があるという点でサイバー攻撃などへの対応策を講じる必要がある。実際、ノルウェーの世界最高のアルミニウム企業であるノルスク・ハイドロ（Norsk Hydro）は2019年3月、ランサムウェアの攻撃を受けて約4,000万ドル（約483億ウォン）の被害を被り、これにより世界のアルミニウム価格が従来より1.2%上昇した。現在、国会で審議中の「大・中小企業共生協力促進に関する法律」などで中小企業の立証責任が軽減され、技術奪取による権利救済策が拡大されているが、悪質なコードやランサムウェアを検出し、中核技術の流出を事前防止できる関連システムの構築及び支援政策も強化する必要がある。

¹⁹⁸ 輸出規制の3大品目別特許出願シェア（2019.07時点）：フォトレジスト（日本65.1%、韓国9.1%）、フッ化水素（日本の33.1%、韓国5.2%）、ポリイミド（日本55.3%、韓国38.4%）など

3. 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備

技術流出被害事件に迅速に対応し、関連紛争による社会的コストの無駄を防止するために、関連の対応システムを整備する必要がある。

現在、中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会は、関係部処の協力を通じて被害事件を迅速に解決している。今後の技術奪取・流出などについて部処間の連携支援策を強化し、実務協議会などを通じて委員会の運営の実効性を高めるべきである。また、技術流出や奪取に対する迅速な対応のために、申告窓口の一本化や協力捜査システムに対する持続的な改善の努力が求められる。

是正勧告の範囲の多様性を確保するために、現在、行為の停止及び標識の除去・廃棄などに限られた例示規定を削除し、さらに国民の生命と財産に害を及ぼす不正競争行為については、その是正勧告の内容を公表し、国民が危害情報を正確に認識して被害を防ぐことができようにする方策を検討する必要がある。

現行「不正競争防止法」では、取引の交渉過程で提供したアイデアが無断で使用された場合、行政調査や是正勧告などの行政救済と損害賠償請求などの民事救済が可能となっているが、中小企業のアイデアを奪取した大企業などには、違法行為に対する責任をより重くし、公正な取引の秩序を維持する必要がある。また、アイデア奪取の調査・是正勧告の対象をアイデア奪取行為者だけでなく、「アイデアを奪取した事実を知りながら、これについて提供を受けて使用した者」まで明確にする制度的改善が必要である。

中小企業のアイデア・技術を保護するためには、アイデア奪取行為に対する規制が何よりも重要である。今後「不正競争防止法」などの改正により、営業秘密やアイデア奪取行為の概念及び判断基準を明確に確立し、奪取防止のガイドラインの用意とともに、教育とコンサルティングを継続的に提供する必要がある。これにより、最終的には企業のアイデア保護と管理に対する認識向上とともに、健全で公正な取引文化づくりのために努力しなければならない。

第4節 産業環境の変化に伴う著作権保護エコシステムの強化

デジタルプラットフォーム市場の発達とともに、コンテンツ産業の国家間の競争が激化し、デジタルコンテンツの違法流通や侵害も増加している。AI学習とビッグデータ分析のための著作物の利用が増加し、これを自由に利用できる制度についての議論が求められている。また、公共著作物の保護や業務上の著作物に対する権利帰属問題も解決されるべき問題として提起されている。急変する産業環境に適合した著作権保護制度づくりのための議論が必要である。

1. コンテンツ産業のパラダイムシフトに対応したコンテンツ輸出市場の拡大

グローバルプラットフォーム市場の成長とともに第5世代移動通信が実用化し、コンテンツ産業の国家間の競争が激化している。そのため、コンテンツ産業のパラダイムシフトをリードする国家戦略が必要である。国際経済の成長の鈍化にもかかわらず、2019年のコンテンツ市場の規模は前年比4.1%増の約2兆4000億ドルであった。この傾向は2021年まで続く見通しである¹⁹⁹。これを受け、新南方・新北方などへのコンテンツ輸出のための新規市場の開拓と韓流消費層の拡大を通じた友好的な輸出環境を整える必要がある。コンテンツ輸出有望企業の発掘とともに、コンテンツ振興院とKOTRAなどの関連機関との連携を強化し、官民が協力してコンテンツと消費財、観光などを連携した多様な事業を推進する必要がある。また、国際著作権フォーラムなどを開催し、著作権の交流と協力を継続するとともに、映像や音楽分野以外にウェブトゥーンなどの分野でも合法的に保護されるよう、合法利用市場を拡大する必要がある。

また、海外サーバーを介して行われるデジタルコンテンツの違法流通の取り締まりと規制が強化されるべきである。現在、海外にサーバーを置いて韓国のウェブトゥーンなどのコンテンツを違法コピーして流通する海賊版サイトへのアクセスを遮断しているが、さまざまな迂回アクセス技術が使われており、これを遮断するための技術開発と国家間の協力といった実効性のある措置が急がれる。

2. 公共著作物の保護及び公正な利用に関する法制度の改善

「著作権法」第24条の2第1項によると、国や地方自治体において業務上作成して公表した著作物や契約によって著作財産権の全部を保有する著作物は、許可なしで利用することができる。また、同法第2項の規定により、公共機関が著作財産権の全部を保有する著作物の場合は、公共著作物の利用活性化施策の対象となる。国家機関及び自治体、公共機関は「公共著作物の著作権管理と利用指針（文化体育観光部告示（第2019-6号））」第11条の公共利用表示制度を通じて、公共著作物の自由利用範囲と条件を表示することができ、利用者は公共利用表示を見て、その機関に別途で問い合わせる必要なく、便利に利用することができる。

ただし、「公共データの提供及び利用の活性化に関する法律」と「著作権法」上の公開対象、又は開放範囲などが不明確であり、これをめぐる紛争が公共機関などと利用者の間で起こる場

¹⁹⁹ コンテンツ振興院、「韓流文化コンテンツ輸出の経済効果」、2019イシューペーパー、2019.06

合がある。公共著作物開放政策の趣旨を生かした公正な利用を活性化し、法的不確実さを解消するためには関連法制度の改善が必要である。

3. 業務上著作物の権利帰属の強化

職務発明の場合、発明者主義に基づき、実際、発明をした従業員に特許を受ける権利が帰属され、使用者は通常実施権が保障される。契約や勤務規定によって、使用者が特許などを受けられる権利を承継したり専用実施権を設定したりする場合は、従業員は法律上正当な補償を受けられる権利を有する。これに対し、「著作権法」では、業務上の著作物は著作財産権と著作者人格権がすべて原始的に使用者に帰属され、従業員に別途の補償請求権は認められない。業務上の著作物の場合、創作者である従業員は著作物に対して法律上のいかなる地位や権利も持つことができない、権利回復に根本的な限界があるという点で、これに対する改善が必要である。創作者主義に基づき、著作権が著作者個人に最初に帰属し、法人などが著作財産権の承継を受けられる手続きを保障し、著作者人格権が著作者個人に帰属されることで、その利用が阻害されないよう、その行使を制限することができる方策が構築されるべきである。

4. 技術と産業環境の変化を受け入れるための「著作権法」改正の推進

AI学習（ディープラーニング）とビッグデータ分析などのために、著作物の利用が必要な範囲内においては、著作物の利用許諾なしで自由に利用できる制度が必要である。日本は著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用を行う場合に必要だと認められる限度において著作物の利用を許諾している。英国は非営利の研究目的のテキスト及びデータ分析のための複製を許容している。これに伴い、変化するメディア環境を反映するために「デジタル送信」の概念の導入に関する議論も行う必要がある。現行「デジタル音声送信」の概念にはデジタル方式の音の送信だけを規定しているが、1人メディア及びリアルタイム配信など変化する媒体の環境を反映し、同概念に映像が含まれるようにする議論が必要である。

第5節 IP保護・執行の強化

発明が多様化し、特許出願及び登録が継続的に増加している中、特許侵害も知能化し、これを実質的に規律できる法制度に対する議論が必要となった。このような知能的な特許侵害から創作者と発明者を保護するとともに、不正競争行為が行われないように関連制度を整備し、処罰及び行政措置を強化しなければならない。特に、インターネットを通じたフィッシングなどのサイバー犯罪が増加し、企業の営業秘密や商標権などの知的財産権侵害事例も増えているという点で、これに対する対応戦略の策定が必要である。

1. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の強化

文化産業の製作や流通構造が複雑になり、関連技術の発展に伴い不公正な行為が次第に知能化・多様化しているが、現行法上で実質的な制裁が行われず、問題となっている。また、1人メディアの拡散により著作権侵害も増加²⁰⁰しているが、関連人材や予算不足などにより防止と取り締まり活動に限界がある。また、ソフトウェア（SW）の違法コピー率は32%（2018年²⁰¹）で、依然として大きな割合を占め、著作権紛争を引き起こしている。そのため、創作者の保護とデジタル技術を活用した著作権侵害への対応を強化する必要がある。現在、デジタルコンテンツの著作権に対する24時間の侵害対応総合状況室を運営しているため、需要が集中する最新の著作物に対する侵害対応を強化し、違法複製物の追跡管理システムなどで違法サイトなどを随時点検し、透明な著作権保護・流通体系を維持する必要がある。また、ソフトウェア不正使用の点検も中央行政機関・公共機関の中心から地域や民間領域に拡大する必要がある。

2. 不正競争行為の拡大及び処罰・行政措置の強化




韓国政府は2006年に「産業技術保護法」を制定し、国家中核技術管理制度を導入するなど、技術保護のための政策を推進している。しかし、2008年～2010年には40件から70件の間であった技術流出が、年々平均100件ずつ増加し、2016年には114件となり²⁰²、国家中核技術の技術流出件数も年々増加している。そのため、主力産業の技術的な優位を維持し、継続的な経済成長を可能にするためには技術保護対策を強化しなければならない。企業のセキュリティーシステムは過去に比べて高度化しており、これを防止するために政府などの関連機関でさまざまな対策と規制を打ち出しているが、技術流出は継続的に増加しているため、実効性のある対応策についての模索する必要がある。中国は企業のM&Aを技術と人材を短期間で確保する手段として積極的に活用しており、米国、日本、欧州連合などの先進国は外国人投資審査制度を整備し、M&Aによる技術流出の統制を強化するなどの政策を実施している。

²⁰⁰ 地上波テレビ局3社で2年間、Youtubeに対して26万件の是正を要請した。（アジア経済、2019.07.24）

²⁰¹ BSA、Global Software Survey、2018.06

²⁰² 韓国情報技術研究院、「産業技術流出防止のための技術・規模別のセキュリティー管理と技術流出対応策の研究」、産業通商資源中小ベンチャー企業委員、2019.04、18頁

[図6-5-1]主要国の国家技術流出対応動向

国	関連根拠	主要内容
	外国人投資危険審査現代化法 ²⁰³	<ul style="list-style-type: none"> ▶米国企業の支配的（foreign control）持ち分の取得、軍事・国家安保施設関連付近の不動産取得時に申告 ▶国防・原子力など中核技術・インフラ、米国人の個人情報など敏感な情報収集業者の投資（少数持ち分投資を含む）
	為替及び外国貿易法 ²⁰⁴	<ul style="list-style-type: none"> ▶航空機、国家安保などの関連業種、ロボットなどの高度な技術業種などへの投資時に事前申告 ▶上場法人株式（10%）の取得 → 非上場法人株式の取得も申告対象に含む（2017.10月に改正）
	国別に制度運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶（フランスの通貨金融法）外国資本が保安など11の戦略産業分野の経営権取得及び1/3以上の持ち分取得時に事前承認 ▶（ドイツの対外経済法）欧州連合域外の企業が社会基盤施設関連の持ち分25%以上の取得制限及び審査

* 出処：産業部、2019年度施行計画の推進実績及び2020年施行計画

韓国は半導体、ディスプレイ、自動車、造船など主力業種を中心に世界的な技術力を保有すると評価されている。最近、転職による技術流出の可能性が高まっており、主要業種においては重要人材の海外流出により国家競争力が低下する恐れがある。そのため、技術流出時の処罰を強化し、M&Aによる技術流出の可能性を最小限にする技術保護政策が必要である。現在、運営している「産業技術保護法」と施行令を点検し、海外の買収・合併などの審査を強化し、国家中核技術の管理業種などを拡大する必要がある。このような制度を効率的に運営するためには関連内容及び手続きをマニュアル化し、産業技術保有機関を対象に教育やコンサルティングなどを実施しなければならない。

3. サイバー犯罪に対応するための国際協力の強化

2020年2月4日に米商工会議所傘下のグローバル・イノベーション政策センター（GIPC²⁰⁵）は国際知的財産指数の内容を盛り込んだ報告書（2020 GIPC International IP Index-Art of the Possible）を発表した。同報告書の目的は各国での政策決定に活用することができる投資及びリスクについて明確かつ客観的な資料を提供することあり、知的財産資産の事業化、知的財産の執行、システムの効率性、知的財産関連の国際条約への参加など、知的財産システムの最も強力な影響を与える50の評価指標を活用して評価している。

同報告書によると、知的財産指数が最も高い国は50点満点で47.64点を取った米国であり、次いで英国46.96点、フランス45.75点の順であった。韓国は41.10点と53カ国のうち13位となった。韓国の強みとしては特許権及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度の施行、商標やデザインに対する強力な保護体系などが挙げられた。一方で弱点としては外国人IP所有者の市場ア

²⁰³ Foreign Investment Risk Review Modernization Act

²⁰⁴ Foreign Exchange and Foreign Trade Act

²⁰⁵ Global Innovation Policy Center

クセスへの障壁、面倒なライセンス登録要件、特許法条約（PCT²⁰⁶）とサイバー犯罪条約（Convention on Cybercrime）の締約国（contracting party）ではないという点などがああった。

サイバー犯罪に対する国際条約の加盟は、現代社会がデジタル経済へとパラダイムがシフトしており、インターネットによるフィッシングなどのサイバー犯罪が増加²⁰⁷しており、特に、国境を越えた企業の営業秘密や商標権などの知的財産権侵害事例が増加しているという点で、加盟と批准の準備に対する検討が必要である。現在、主要先進国を含む世界60カ国はサイバー犯罪の共同対応のための欧州評議会のサイバー犯罪防止条約に加盟しているが、韓国はまだ加盟していない。ただし、サイバー犯罪防止条約には通信データのリアルタイム収集、令状のない迅速な資料保全など、一部の社会的・立法的な争点が内包されているという点で、社会的議論とともに、米国、日本、カナダなど締約国の先例を検討して履行立法を設けるなどの検討が必要である。これにより、国境に関係なく発生しているサイバー犯罪の捜査のために国際協力を継続的に強化していく必要がある。

²⁰⁶ Patent Law Treaty. 特許法条約（PLT）は、各国の特許制度の手続き及び実体的事項を統一することにより、他国での特許取得を希望する出願人の利便性を向上させ、コスト削減を図るための国際条約である。PLTは、1986年6月に議論が開始され、2000年6月1日にスイスのジュネーブで53カ国と欧州特許機構により妥結された。10カ国以上が加入し2005年7月28日に発効され、2017年9月時点で59カ国が加入している。PLTは、出願日認定要件の簡素化、指定期間経過後の延長申請での許容、英語以外の外国語出願の認定などがその内容である。韓国でもPLT加入についての議論が行われたが、現在PLT加入についての議論は進んでいない。ただし、これまでPLT規定の外国語出願の認定など、国内で導入が必要な事項は個別に検討して反映された。

²⁰⁷ ソウル経済、「昨年のサイバー犯罪18万件・・・20%増加」、2020.04.13（2020.09.08、最終アクセス）

第6節 バイオ産業分野におけるIP保護制度の整備

医薬及びバイオ産業分野は人間の生命に関わっているという点で、権利保護と技術利用のためのバランスを踏まえ、制度の改善時に慎重にアプローチする必要がある。従来と異なる形態の新しいウイルスが継続的に登場している状況において、国家間の情報共有などの協力とともに、開発途上国などが医薬品供給などにおいて疎外や差別されないよう制度の整備が必要である。

1. 感染症時代における医療行為に関する発明の特許制度の改善

韓国では医療行為に関する発明の特許対象とみなしていない。特に、人間を対象とした診断方法の発明は産業上、利用可能性のない発明として扱われ、特許登録を許可していない。人間の尊厳性を考慮しなければならないが、これは、技術の開示の代わりに独占排他権を付与して技術のイノベーションを促進しようとする特許制度とは相反する部分がある。

予期せぬウイルスが登場し、ワクチンがないため世界が恐怖と危機に陥る恐れがある感染症時代に、これを賢明に克服するための医療行為、又はその一部の行為である診断などの関連技術に限ってでも特許制度の保護対象に含める方策について検討する必要がある。米国では医療行為に関する発明について特許対象から除いていないが、欧州と中国では不特許対象だと法律上に明記している。韓国と日本では産業上の利用可能性を否定する方法で特許を許可していない。医療行為に関する発明の一部の領域に対し、特許対象の適格を認めないこともあるが、その領域についての判断は技術の発展と時代の要求に応じて変わらなければならないという点で、バイオメディカル関連の発明に対する特許対象適格問題などについての前向きな検討が必要である。

2. 医薬品の公共アクセスと特許権保護のバランスのための制度整備

医薬品産業は人間の生命に関連しているという点で特に、関連技術及び医薬品に対する権利保護と人間の生命及び健康を保証するため、公共アクセスのバランスが重要な分野である。したがって、医薬品のイノベーションが起り得る政策とそのイノベーションの結果が公共においてうまく活用される政策を同時に推進する必要がある。現在、貿易関連の知的財産権に関する協定（TRIPs）第31条では国が公衆保健を目的に特許権者の同意なしで特許医薬品を強制に使用できるように規定している。第31条の2では第三国が危機状況に陥っている国に医薬品を輸出・供給する場合、特許医薬品を強制に実施できるように規定している。韓国の「特許法」第107条でもこれに関連する強制実施権の規定を設けている。しかし、同規定の具体的な詳細手続きがないため、今後、発展途上国が医薬品の生産要請をした場合、柔軟に対応できないという問題点がある。関連産業界の意見を集約し、具体的な手続きに対する方策を設けなければならない。また、必須医薬品やワクチンなど公衆保健のための医薬品生産の安定性や持続可能性を担保するために、海外主要国との協力を強化し、医薬品産業への投資でも市場の利益や産業の発展より人間の健康に直接役立つ新薬開発と保護が優先的に行われるべきである。

3. 海外生物資源の確保などのための国際協力の強化

気候変動による新規病原体の確保や研究が必要であるが、国内の資源だけでは限界があるため、海外資源の確保が必要である。しかし、名古屋議定書の発表以来、海外遺伝資源の国家間移動制限などの制約が強化され、海外の生物資源の確保に困難が生じている。主なワクチン菌株や診断法に使用される標準菌株は外国菌株が主流となっているため、国の防疫上、国際協力が必要な国外獣医遺伝資源の収集が必要である。先進国の新型病気の発生に関連する資源の確保とともに、地球温暖化に備えた東南アジア諸国の病原体資源の収集、検疫本部と国際MOUの締結及び国際共同研究を通じたワクチン菌株、標準菌株などの輸入時に継続的な寄託要求などの国際協力による海外遺伝資源の確保の努力が必要である。

報告書執筆陣

<企画・編集>

国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

カン・ビョンサム団長/ユン・ビョンス知識財産振興官局長/キム・ジェヒョン保護政策課長/

キム・ヒョンテ保護政策課事務官/キ・ドヒョン保護政策課専門官

<研究・執筆>

韓国知識財産保護院 (責任遂行機関)	イ・サンヒ紛争情報分析チーム/イ・ヘミン紛争情報分析チーム専門委員/ キム・ジョン紛争情報分析チーム研究員/ジョン・ソヨン営業秘密保護センター 専門委員/キム・ソヒョン公益弁理士センター専門委員
韓国著作権委員会	キム・ヘチャン法制研究チーム長/パク・ジョンフン法制研究チーム研究員
韓国著作権保護院	ホン・フンギ 調査研究チーム長/ジョン・スジョン課長
韓国科学技術企画評価院	チェ・グァンヒ評価分析本部知的財産権チーム長/ キム・ジンヒ評価分析本部研究員
韓国保健産業振興院	イ・ジュハ責任研究員
蔚山知的財産センター	イ・ジョンジンコンサルタント

<資料協力・監修>

警察庁	捜査課 キム・テワン警衛
公正取引委員会	技術流用監視チーム ジョン・ウンエ事務官
関税庁	特殊通関課 イ・スンヒ事務官 / パク・サンヒョン主務官
国立生物資源館	生物資源活用部 有用資源活用課 オ・デギョン主務官
国立種子院	品種保護課 クム・キョンヨン事務官
国立畜産科学院	家畜遺伝資源センター キム・ジェファン農業研究官
農林畜産食品部	流通政策課 ジャン・ヨンダル事務官
農林畜産検疫本部	研究企画課 キム・ジョンホ主務官
保健福祉部	保健産業政策課 パク・グァンフン事務官
大検察庁	刑事1課 キム・ヨンセ検察捜査官
貿易委員会	不公正貿易調査課 ユン・ジェミン書記官
文化体育観光部	著作権政策課 ジョン・ヨンウ主務官
法務部	刑事企画課 イ・カプホ主務官
山林庁	山林政策課 イム・ビョンオク事務官
産業通商資源部	技術安保課 イ・ンイ事務官
中小ベンチャー企業部	技術保護課 ジョン・セファン事務官
特許庁	産業財産保護政策課 ジョン・スファン事務官
法院行政処	電算情報局管理運営課 ハン・ジョンファ事務官

2019 知的財産保護政策執行年次報告書

発行日	2020年12月
発行人	国家知識財産委員会委員長 チョン・セギョン、チョン・サンジョ
発行先	国家知識財産委員会 世宗特別自治市ガルム路194（オジン洞）世宗ファイナンスセンター 電話 044) 202-4243 ファックス 044) 202-6050 ウェブサイト http://www.ipkorea.go.kr
デザイン	リドリック 02) 2269-1919
発刊登録番号	12-B552783-000040-10
ISSN	2384-1338
